51

提案 51

本州民発議法案は、California 州憲法第 II 条第 8 項の条項に基づいて、州民に提示されます。

本州民発議法案は、教育法典に項を加えたもので、したがって、追加されるように提案された新条項は、新規であることを示すために*イタリック体*で書かれています。

提案された法律

第 1 項。知見および表明。

California 州民は、以下のすべてを認定し宣言します：

(a) California 州憲法により、公教育は州の責任であり、さらに、その責任は、特に、公立学校を安全でセキュリティ保護され、平和な状態にすることが義務付けられています。

(b) California 州 は、公教育の財政面に基本的な関心をもち、その関心は、K–14 のための施設が建設され、安全で、セキュリティ保護され、平和な状態に保たれることを確実にすることに及びます。

(c) 1998 年以来、California 州は、教育法典の表題 1 の第 1 区分の第 10 部の第 12.5 章（第 17070.10 項から始まる）の第一条に含まれた、1998 年の Leroy F. Greene 学校施設法によって、安全でセキュリティ保護された平和な施設を提供するその義務を首尾よく果たしました。

(d) 州の配分委員会は、公債基金がプログラムの要件に従って費やされていることを保証するために支出報告と学区記録を監査する権限があります。この監査には、プロジェクトが速やかにに進捗していることの検証、および基金が給与や運営費に支出されていないことの検証を含んでいます。

(e) California 州民は、さらに、以下を認定し宣言します：

(1) California 州は、最近の不景気の間、直撃を受けた州の中にありました。そして雇用の増加が起こっている一方、エコノミストは、州の経済はまだ完全には回復していないと警告しています。

(2) 2016 年の「幼稚園からコミュニティ・カレッジまでの公教育施設債券法」によって行われた投資は、教育を完了して労働力に再び入るには難問に直面する多くの California 州民および退役軍人に職業訓練を提供する職業技術教育施設を提供します。

(3) 投資は、地域の学区と共同で、老朽化した施設を現在の健康および安全基準に一致するようにアップロードするために行われます。それには、地震時の安全のための改造、および鉛のペンキ、アスベスト、およびその他の危険物の除去が含まれます。

(4) 研究で、州のインフラ投資の 10 億ドルごとに 13,000 の仕事が作り出されることが判明しています。これらの仕事には、州全体にわたる建築および建設業界の仕事が含まれます。

(5) 2016 年の「幼稚園からコミュニティ・カレッジまでの公教育施設債券法」は、不利な条件に置かれた学区と地方自治のために提供されます。

(6) 学校の目標は、向上された学校のテクノロジーと指導設備を実現するように設計された 21 世紀の学校施設なしには達成することができません。

(f) そのため、州民は、すべての California 州民のための学校施設のニーズに対処するために包括的で財務上確実な取り組みを規定するために、2016 年の「幼稚園からコミュニティ・カレッジまでの公教育施設債券法」を制定します。

第 2 項。第 17070.41 項は、以下のように読み取れるように、教育法典に追加されます：

17070.41.　2016 年州の学校施設基金の作成。

(a) 基金は、2016 年の州の学校施設基金として知られるように、ここに、公庫に設立される。基金のすべての金銭は、いかなる源からの基金に預けられたいかなる金額をも含み、政府法規の第 13340 項にかかわらず、本項に基づく支出のための会計年度にも関係なく、ここに、途切れることなく充当される。

(b) 委員会は、あらゆる財源からの 2016 年州の学校施設基金に移された基金から、2015 年 1 月 1 日にそれが作成されたように、この項の目的のために基金を学区に配分することができる。

(c) 委員会は、2016 年州の学校施設基金の預入金について、それらの基金を超えない金額で配分を行うことができる。

(d) 委員会は、支払い時に、以前行われたすべての配分の全額払いを許すのに十分な 2016 年州の学校施設基金の金額が存在するかどうかにかかわらず、2016 年州の学校施設基金の何らかの資金から行われる配分に従って支払いを行うことができる。しかし、一般財源に移されることが法律によって求められるいかなる基金からも、支払いが行われてはならない。

第 3 項。項第 70 部（第 101110 項から開始）は、以下のように、教育法典の表題 3 の第 14 区分にに追加されます。

第 70 部。2016 年の幼稚園からコミュニティ・カレッジまでの公教育施設債券法

第 1 章。　総則

101110.　この部は、2016 年の幼稚園からコミュニティ・カレッジまでの公教育施設債券法として、周知されるものとし、引用することができる。

101112.　総額九十億ドル ($9,000,000,000) の公債には、第 101140 項および第 101149 項に基づいて発行された公債のいかなる払い戻し金額も、または必要に応じたその金額も含まず、第 101130 項および第 101144 項に規定された目的のために発行され販売されることができる。公債が販売された場合、California 州の法的に有効で拘束力のある義務を構成するものでなければならず、California 州の完全な信頼と信用が、その公債の元利が支払期限に達したとき、その元金および利息の時間に正確な支払いについて、ここに誓約される。

第 2 章。　幼稚園から 12 年生まで

第 1 条。　幼稚園から 12 年生までの学校施設プログラム

101120.　本項に従って発行され販売される公債の収益

は、第 17070.41 項の下で公庫に設定された 2016 年州の学校施設基金に預けられるものとし、本項に従って州の配分委員会によって配分されるものとする。

101121.　本章の目的のために、2016 年州の学校施設基金に預けられたすべての金額は、立法機関の何らかの法律の下で、2016 年州の学校施設基金に前払いされる、または貸与されるあらゆる金額は、その法律で規定される利息と一緒に返済するために、および政府法規の第 16724.5 項による一般保証公債経費回転基金を弁償するために、資金を提供するために第 101122 項に規定され、2015 年 1 月 1 日に制定されたように、1998 年の Leroy F. Greene 学校施設法（表題 1 の第 1 区分の第 10 部の第 12.5 章（第 17070.10 項から始まる））に従って、州の学区、郡の教育長、および郡の教育委員会に支援を提供するために使用できるものとする。

101122.　(a) 本章の目的のために発行され販売される公債販売からの収益は、以下のスケジュールに従って配分されるものとする。

(1) 三十億ドル（$3,000,000,000）の金額は、表題 1 の第 1 区分の第 10 部の第 12.5 章（第 17070.10 項で始まる）に従って、申し立てのあった学区の学校施設の新設工事用。

(2) 五百万ドル（$500,000,000）は、表題 1 の第 1 区分の第 10 部の第 12.5 章の第 12 条（第 17078.52 項で始まる）に従って、チャータースクールへ学校施設を提供するために使用できるものとする。

(3) 三十億ドル（$3,000,000,000）は、表題 1 の第 1 区分の第 10 部の第 12.5 章（第 17070.10 項で始まる）に従って学校施設の現代化用。

(4) 五百万ドル（$500,000,000）は、表題 1 の第 1 区分の第 10 部の第 12.5 章の第 13 条（ダオ 17078.70 項で始まる）に従って、職業技術教育プログラム用。

(b) 学区は、表題 1 の第 1 区分の第 10 部の第 12.5 章（第 17070.10 項で始まる）に従って、以下の目的のひとつ以上に対してのみ、細区分 (a) のパラグラフ (3) によって割り当てられる基金を使用することができる。

(1) 空調設備および設置用具の購入および設置、ならびに関連する費用。

(2) 学校のセキュリティーまたは運動場の安全性を向上させるために設計された家具または設備の建設プロジェクトもしくは購入。

(3) 危険なアスベストの学校施設内での特定、評価、または軽減。

(4) 高い優先度の屋根の交換プロジェクトのための財政支出プロジェクト。

(5) 表題 1 の第 1 区分の第 10 部の第 12.5 章（第 17070.10 項で始まる）に基づくその他の施設の現代化。

(c) 細区分 (a) のパラグラフ (1) に従って割り当てられた資金は、重い障害のある生徒たちのための教室への資金提供のために、または郡のコミュニティースクールの生徒たちのための教室への資金提供のために、表題 1 の第 1 区分の第 10 部の第 12.5 章（第 17070.10 項で始まる）の下での資格のある申し立てた郡の教育委員会のために新設工事助成金を提供するためにも使用することができる。

(d) 政府法規の表題 7 の第 1 区分の第 4.9 章（第 65995 項で始まる）は、2015 年 1 月 1 日の現在のそれらの規定どおりに、細区分 (a) のパラグラフ (1) による学校施設の新規建設のために、権限を与えられた公債が完全な金額になるまで、または 2020 年 12 月 31 日までのどちらか早い方まで効力を持つものとする。その後は、政府法規の表題 7 の第 1 区分の第 4.9 章（第 65995 項で始まる）は、法律に従って修正されることができる。

第 2 条。幼稚園から 12 年生までの学校施設財政規定

101130.　(a) 第 1 章（第 101110 項で始まる）に従って発行され販売されるために権限を授けられた、第 101140 項に基づいて発行された公債、または必要に応じてその一部の金額の払い戻しを含まない、公債の総額七十億ドル（$7,000,000,000）は、本章で表明された目的を実行するために使われる資金を提供するために、および政府法規第 16724.5 項に従って、一般保証公債経費回転基金を払い戻すために、発行され販売されることができる。

(b) 本項に従って、収入役は、割当てによって必要とされる公共事業の支出に必要ないずれかの異なった時期に、第 15909 項に基づいて設立された州の学校建設財務委員会によって権限を与えられた公債を販売するものとする。

101131.　第 15909 項によって設立され、無償でそれらを務めなければならない、および過半数によって定足数を構成しなければならない、知事、監査役、収入役、財務局長、および教育長、またはそれらの指名された代理人から構成される州の学校建設財務委員会は、本章の目的のために存続される。収入役が委員会の議長を務めるものとする。上院規則委員会によって指名された二人の上院議員、および州下院議長によって指名された二名の下院議員は、助言者としての参加は、議会の議員としての彼らのそれぞれの立場と相いれないものではないので、本委員会に出席し、助言を提供するものとする。本章の目的のために、議会の議員は、本章の主題について臨時の調査委員会を設立するものとし、その委員会は、上院と下院の共同の規則によってそれらの委員会に同意される力と課される任務を有するものとする。財務局長は、必要に応じて委員会に助言を与えるものとする。州の司法長官は、本委員会の法律顧問である。

101132.　(a) 本章によって承認された公債は、州総合義務公債法（政府法規の表題 2 の第 4 区分の第 3 部の（第 4 章（第 16720 項で始まる）で規定されたように作成され、実行され、発行され、販売され、支払われ、償還されなければならない。およびそれらの修正をする、およびそれらに補足するすべての法律は、ここに、本章に完全に規定されているように組み込まれる。ただし、政府法規第 16727 項の細区分 (a) および (b) が、本章によって承認された公債に対して適用されないものとすることについてはその限りではない。

(b) 州総合義務公債法の目的のために、州の配分委員会は、

2016年州の学校施設基金を管理する目的で「委員会」として指定される。

101133. (a) 州の配分委員会の要請に応じて、州の学校建設財務委員会は、その関係する割当てに資金提供するために、およびその場合には発行され販売される公債の数量を決めるために、本章によって承認される公債を発行することが必要であるまたは求められるかどうかを決定するものとする。公債の連続する発行は、それらの割当てに累進的に資金提供するために承認され販売されることができ、承認された公債のすべてがいつでも販売される必要はない。

(b) 細区分 (a) に基づく州の配分委員会の要請は、第101121項および第101122項に記載された目的のために行われる割当ておよび行われなければならない割当てによって裏付けられるものとする。

101134. 各年度に同じ方法で徴収し、他の州歳入が徴収されるのと同時に、州の経常歳入に加え、各年度の公債の元金及び利息の支払いに必要な金額を徴収する。その追加的な合計金額を徴収するために必要なあらゆる活動を実行することは、歳入を徴収することについての何らかの職務を有する公職者全員に法律によって課せられている任務である。

101135. 政府法規の第13340項にも関わらず、ここに、公庫の一般財源から、本章の目的のために、以下の総額に等しい金額が充当される：

(a) 公債の元金及び利息が支払い満期となった場合、本章に従って発行され販売された公債の元金および利息の支払いに必要な年次合計金額。

(b) 会計年度とは無関係に、第101138項の実施のために必要な合計金額。

101136. 州の配分委員会は、政府法規第16312項に基づいて、本章の目的を実行するために、共同投資役員会に、共同投資口座から融資を受ける、またはその他の暫定的融資の承認された形式を依頼をすることができる。要請される金額は、委員会が、本章の目的の実行ために、決議によって販売を承認している、販売されていない公債の金額（唯一の借り換え公債）を超えてはならない。州の配分委員会は、融資を取得し返済するために、共同投資役員会によって要求される文書を作成するものとする。貸し付けられたいかなる金額も、本章に従って、州の配分委員会によって割り当てられるために基金に預けられるものとする。

101137. 本章の他の条項または州総合義務公債法の条項にかかわらず、収入役が、公債の利息が連邦の課税目的の総収入から除外される効果に対する公債弁護士の意見を含む本章に従って公債を販売する場合、指定された状態を条件として、収入役は公債収益の投資およびそれらの収益での投資収入のために個別口座を保持することができる。収入役は、この州の公債のために、それらの収益または収入を、連邦法の下で必要な一部払い戻し、反則金、またはその他の支払いを行うために使うまたは使うように命じることができ、または、それらの公債の税金免除のステータスを維持し、連邦法の下でのその他の利点を得るために要求されるまたは必要なそれらの公債の収入の投資および使用に関するその他の措置を取ることができる。

101138. 本章の目的の実行ために、財務局長は、州の学校建設財務委員会によって本章の目的の実行のために販売されることが承認されている販売されていない公債（借り換え専用）の金額を上回らない金額を一般財源から引き出すことを承認することができる。引き出されたいかなる金額も、本章と一致する2016年州の学校施設基金に預けられるものとする。本条項の下に利用可能になった何らかの金額は、さらにその金額が共同投資口座で獲得した金額の利息と等しい金額とともに、本章の目的の実行のために販売する公債から受け取った収入から一般財源に返還されるものとする。

101139. 販売された公債の割り増し金および未収利息に由来する、2016年州の学校施設基金に供託された全ての金額は、基金に積み立てられるものとし、公債の利息のために支出するクレジットとして一般財源に移すことができるものとするが、例外として、割増金に由来する金額は積み立てられ、一般財源に移す前に公債発行の費用を支払うために使われることがある。

101140. 本章に従って発行され販売された公債は、政府法規の表題2の第4区分第3部第4章の第6条（第16780項で始まる）に従って返済されることがある。本条において記述された公債発行に対する州有権者の承認には、本条に基づいて最初に発行された公債を払い戻すためにに発行されたいかなる公債、或いは以前に発行された払い戻す公債の発行の承認が含まれる。この項で承認された借り換え公債の収入による公債償還は、最新改正として当該の払い戻された公債を承認する法律で認められる範囲の方法、および決議で規定された範囲で、合法的に債務破棄されることがある。

101141. 州民は、ここに、本章によって承認される公債の販売からの「収入」に関する限り、「収入」という用語は、California州憲法の第XIII B条で使用されるような「税収」ではなく、これらの収入の支払いは、その条項で課される制限の対象外であることを認め、宣言する。

第3章。California州コミュニティーカレッジ施設

第1条。総則

101142. (a) 2016年California州コミュニティーカレッジ資金支出公債基金は、ここに、本章の目的のために発行され販売された公債の収入からの資金の預託のために、公庫に設立される。

(b) 第67353項に従って設立された高等教育施設財政委員会は、California州コミュニティーカレッジを支援するための基金を提供する目的のために本章に従って、California州の負債または債務を作ることをここに承認される。

第2条。California州コミュニティーカレッジプログラム規定

101143. (a) 第3条（第101144項で始まる）に従って発行され販売された公債の収入から、二十億ドル($2,000,000,000) の金額が、本条の目的のために、2016

年 California 州コミュニティーカレッジ資金支出公債基金に預けられるものとする。適切な場合、これらの基金は、本条の目的のための支出に使用できるものとする。

(b) 本条の目的には、California 州コミュニティーカレッジの資本支出融資のニーズを満たすための援助が含まれている。

(c) 本条の目的のために発行され販売された公債の販売からの収入は、建物の建設および関連する備品、公的な高等教育の二つ以上の分野によって使われることができる（セグメント間の）施設の建設、施設の改装および再構築、用地取得、新しい、リノベーションされた、または再構成された施設の 装備などの既存のキャンパスの施工への資金供与に使われることができ、そのような装備は 10 年の平均寿命がなければならず、それには California 州コミュニティーカレッジの施設についての予備的な計画および施工図などの、建設前の経費の支払いのための資金を提供するために使用されることができる。

第 3 条。California 州コミュニティーカレッジ財政規定

101144.　(a) 第 1 章（第 101110 項で始まる）に従って発行され販売されるために承認された公債の総額は、二十億ドル ($2,000,000,000) で、これには第 101149 項に従って発行された公債または必要に応じてその一部の金額の払い戻しを含んでおらず、本章で表明された目的を実行するために使われる資金を提供するために、および政府法規第 16724.5 項に従って、一般保証公債経費回転基金を払い戻すために、発行され販売されることができる。

(b) 本項に従って、収入役は、割当てによって必要とされる公共事業の支出に必要ないずれかの異なった時期に、第 67353 項に基づいて設立された高等教育施設財政委員会によって承認された公債を販売するものとする。

101144.5.　(a) 本章によって承認された公債は、州総合義務公債法（政府法規の表題 2 の第 4 区分第 3 部の第 4 章（第 16720 項で始まる））で規定されたように作成され、実行され、発行され、販売され、支払われ、償還されなければならない。およびそれらの修正をする、およびそれらに補足するすべての法律は、ここに、本章に完全に規定されているように組み込まれる。ただし、政府法規第 16727 項の細区分 (a) および (b) が、本章によって承認された公債に対して適用されないものとする場合についてはその限りではない。

(b) 州総合義務公債法の目的のために、2016 年コミュニティーカレッジ資金支出公債の充当を管理するそれぞれの州代理機関は、本章に従って資金提供するプロジェクトのための「委員会」と呼ばれる。

(c) 本章に従って発行され販売された公債の収入は、本章に規定されたように、California 州コミュニティーカレッジが、既存のまたは新しいキャンパス、およびそれらの関連する校外センター、ならびに共同使用とセグメント間をまたいだ施設を建設する支援資金提供の目的のために使用できるものとする。

101145.　第 67353 項に従って設立された高等教育施設財政委員会は、年間の予算法で議会によって明確に承認された本章に記載された目的のための割当てに関する資金供与が必要な範囲においてのみ、本章に基づく公債の発行を許可するものとする。議会の決定に従って、委員会は、本章に記載された目的を実行するために、実行する場合には、発行され販売される公債の数量を決めるために、本章に従って承認される公債を発行することが必要であるまたは求められるかどうかを決定するものとする。これらの活動を前進的に実施するために、公債の継続発行と販売が承認され、また発行が承認された公債はすべて一度に販売する必要はない。

101145.5.　各年度に同じ方法で徴収し、他の州歳入が徴収されるのと同時に、州の経常歳入に加え、各年度の公債の元金及び利息の支払いに必要な金額を徴収する。歳入徴収に関するいかなる任務とともに、追加合計金銭を徴収するために必要ないかなる活動もすべて実施することが法律により公職者全員に課せられる任務である。

101146.　政府法規の第 13340 項にも関わらず、ここに、公庫の一般財源から、本章の目的のために、以下の総額に等しい金額が充当される：

(a) 公債の元金及び利息が支払い満期となった場合、本章に従って発行され販売された公債の元金および利息の支払いに必要な年次合計金額。

(b) 会計年度とは無関係に、第 101147.5 項の実施のために必要な合計金額。

101146.5.　委員会は、第 101144.5 項の細区分 (b) に定義されるように、本章の目的を実行するために、第 16312 項に基づいて、共同投資役員会に、共同投資口座から融資を受けるように、またはその他の暫定的融資の承認された形式を要請することができる。要請される金額は、高等教育施設財政委員会が、本章の目的の実行ために、決議によって販売を承認している、販売されていない公債（借り換え公債専用）の金額を超えてはならない。委員会は、第 101144.5 項の細区分 (b) に定義されるように、融資を取得し返済するために、共同投資役員会によって要求される文書を作成するものとする。貸し付けられたいかなる金額も、本章に従って役員会により割り当てられた基金に預けられるものとする。

101147.　本章の他の条項または州総合義務公債法の条項にかかわらず、収入役が、公債の利息が連邦の課税目的の総収入から除外される効果に対する公債弁護士の意見を含む本章に従って公債を販売する場合、指定された状態を条件として、収入役は公債収益の投資およびそれらの収益での投資収入のために個別口座を保持することができる。収入役は、この州の公債のために、それらの収益または収入を、連邦法の下で必要な一部払い戻し、反則金、またはその他の支払いを行うために使うまたは使うように命じることができ、または、それらの公債の税金免除のステータスを維持し、連邦法の下でのその他の利点を得るために要求されるまたは必要なそれらの公債の収入の投資および使用に関するその他の措置を取ることができる。

101147.5.　(a) 本章の目的の実行ために、財務局長は、高等教育施設財政委員会によって本章の目的の実行のため

51

52

に販売されることが承認されている、販売されていない公債（借り換え公債専用）の金額を上回らない金額を一般財源から引き出すことを承認することができる。引き出されたいかなる金額も、本章と一致する 2016 年 California 州コミュニティーカレッジ資金支出公債基金に預けられるものとする。本条項の下に利用可能になった何らかの金額は、さらにその金額が共同投資口座で獲得した金額の利息と等しい金額とともに、本章の目的の実行のために販売する公債から受け取った収入から一般財源に返還されるものとする。

(b) 議会および財政部門に送り出される、California 州コミュニティーカレッジによって本章に記載された目的のための支出に対するこの公債の発行からの資金のための要請は、コミュニティーカレッジのシステムのニーズと優先度を反映する五年間の資金支出計画を伴っていなければならず、それは州全体の優先課題とされる。要請には、カレッジによって高い優先度として特定された建物の地震災害が、特定のカレッジの判断において、著しく削減されるために必要とされる地震に対する改造を優先課題とするスケジュールを含むものとする。

101148.　販売された公債の割り増し金および未収利息に由来する、2016 年 California 州コミュニティーカレッジ資金支出公債基金に供託された全ての金額は、基金に積み立てられるものとし、公債の利息のために支出するクレジットとして一般財源に移すことができるものとするが、例外として、割増金に由来する金額は積み立てられ、一般財源に移す前に公債発行の費用を支払うために使われることがある。

101149.　本章に従って発行され販売された公債は、政府法規の表題 2 の第 4 区分第 3 部第 4 章の第 6 条（第 16780 項で始まる）に従って返済されることがある。本条において記述された公債発行に対する州有権者の承認には、本条に基づいて最初に発行された公債を払い戻すためにに発行されたいかなる公債、或いは以前に発行された払い戻す公債の発行の承認が含まれる。この項で承認された借り換え公債の収入による公債償還は、最新改正として当該の払い戻された公債を承認する法律で認められる範囲の方法、および決議で規定された範囲で、合法的に債務破棄されることがある。

101149.5.　州民は、ここに、本章によって承認される公債の販売からの「収入」に関する限り、「収入」という用語は、California 州憲法の第 XIII B 条で使用されるような「税収」ではなく、これらの収入の支払いは、その条項で課される制限の対象外であることを認め、宣言する。

第 4 項。一般条項。

(a) 本法律の規定あるいはその一部が何らかの理由で無効あるいは違憲と見なされても、残りの規定にはなんら影響を与ずに存続し、かつ効力を有し、この目的を達成するために本決議の規定は分離できるものとする。

(b) 本法律は、包括的となることを意図されたものである。それは、同じ主題に関連するこの法律または法案が、同じ州全体の選挙投票用紙に表示されなければならない場合、その他の法案の規定は、本法律と矛盾しているものと見なされるとする州民の意図である。本法律が、より大きい数の肯定的な投票を受け取った場合、本法律の規定は、その全文で優先するものとし、およびその他の法案のすべての規定はすべて無効とする。

提案 52

本提出法案は California 州憲法第 II 条第 8 項の条項に従い州民に提示される。

この主導権的手段は、California 州憲法に項を追加し、福利厚生法規の項を改正したものである。従って、削除することが提案された既存の条項は、~~削除の~~種類で表記され、追加することが提案された新たな条項は、それが新しいことを示すために*斜体*で表記されている。

提案された法律

第 1 項。所見の声明。

A. 連邦政府は、メディケイドプログラムが、高齢者、身体障害者や子どもを含む低所得者の患者に提供される医療サービスに対する支払に役立つことを確立している。California では、このプログラムは Medi-Cal と呼ばれている。州が連邦のメディケイド資金を受給するには、その州は受給額に相当する額を独自に拠出しなければならない。

B. 2009 年には、California の納税者に一切の負担を強いずに州が利用可能な連邦のメディケイド資金を獲得するのを支援するために、California の病院が料金を支払うという、新しいプログラムが創設された。このプログラムは低所得層の子どもの医療に対する支払いを支援し、California の病院が Medi-Cal 患者のニーズを満たすのに役立つ、年間約 20 億ドルにおよぶ追加の連邦資金を受給する結果につながった。

第 2 項。目的の声明。

最大限の連邦補助金を受給できるようにするため病院が州に対して支払う料金が、意図される目的で使用されるよう徹底するため、人々はここに憲法を改正し、州がこれらの資金を Medi-Cal 患者の病院診療を支援するという意図される目的に使用し、低所得層の子どもの医療の支払いを支援するよう徹底するために、病院料金プログラムに対する変更の投票権者による承認を義務化する。

第 3 項。憲法修正。

第 3.1 項。第 3.5 項を、次の通りに California 州憲法第 XVI 条に追加する。

第 3.5 項。(a) Medi-Cal 病院払い戻し改善法 (2013 年) の条項を改正または追加するいかなる法令も、第 II 条第 10 項第 (c) 号に準拠し、発案法案を修正する法令と同じ方法で有権者により承認されない限り有効とならないが、例外として、議会は、各院で議事録に記入された点呼投票において、議員の三分の二の賛成票を得て法令を通過させることにより、その法令の目的を促進する条項を改正または追加することができる。

(b) 本項の目的においては、

(1)「法令」は Medi-Cal 病院払い戻し改善法 (2013 年) (2013 ～ 14 年通常議会の上院議案 239 により制定され、議会の同じ通常議会の後の議案により制定された同法の非実体的な修正) を指すものとする。

(2)「非実体的な修正」は、重要ではない、細かい点に関する、文法的、または意味を明らかにするための修正のみを意味するものとする。

(3)「その法令の目的を促進する条項」は、以下のみを意味するものとする。

(A) 科せられる料金ならびに本法令に準拠して病院に対して支払われる関連する品質保証の支払いを含め、本法令の実施の連邦による承認を取得または維持するのに必要な修正または追加。

(B) 料金の発生ならびに本法令に準拠して病院に対して支払われる関連する品質保証の支払いに対する修正または追加。

(c) 本項のいかなる内容も、各院で議事録に記入された点呼投票において、議員の三分の二の賛成票を得て法令を通過させることにより、議会が本法令の全体を廃止することを禁止するものではないが、その例外として、議会がその法令を廃止して、税金、料金、または課税用の査定を課す同様の法令によって置き換えることは、その類似した法令が次のいずれかに該当する場合を除き認められない。

(1) ここに定義される通りの、その法令の目的を促進する条項。

(2) 第 II 条第 10 項第 (c) 号に準拠し、発案法案を修正する法令と同じ方法で有権者により承認される。

(d) 本法令によって課される料金からの収益およびそのような収益から得られるすべての利息は、本条項の第 8 項および 8.5 項または第 XIII B 条の目的においては、歳入、一般財源収入、一般財源の税収、または割り当てられた地方の税収とはみなされない。他の類似する連邦プログラムにおける Medi-Cal 受益者または他の受益者に対する病院サービスのための、本法令で参照されている信託基金の収益の充当は、本条項の第 3 項または第 5 項における禁止または制限の対象とはならないものとする。

第 4 項。Medi-Cal 病院払い戻し改善法 (2013 年) の修正。

第 4.1 項。福利厚生法規の第 14169.72 項を次の通りに改正する。

14169.72.　この条項は、以下のいずれかが発生した場合に無効となるものとする。

(a) 本条項または第 14169.54 項または第 14169.55 項に準拠して確立される品質保証料金は実施できないとする、上訴処理管轄区の裁判所によって下される最終的な司法判決または米国保険福祉省または連邦のメディケア・メディケイドサービスセンターによる最終決定の発効日。本号は、州外に所在する病院によって申し立てられた判例における、上訴処理管轄区の裁判所によって下されるいかなる最終的な司法判決にも適用されないものとする。

(b) 連邦のメディケア・メディケイドサービスセンターが、プログラム期間の最終日またはそれ以前に、第 14169.52 項、第 14169.53 項、第 14169.54 項および第 14169.55 項の実施に対する承認を拒否する、または承認せず、同省が第 14169.53 項の第 (d) 号に準拠して、連邦法規の要件を満たすため、または連邦の承認を得るために第 14169.52 項、第 14169.53 項、第 14169.54 項または第 14169.55 項を修正しない場合。

(c) *議会が年次の予算法令で適切な金銭を基金に充当しない、または年次の予算法令の制定から 30 日以内にそのような金銭を別の法案で制定しない場合。*~~本条項に準拠して収集され、基金に預金される歳入が、次のいずれかに該当するという California 最高裁判所または California 上訴裁判所による最終司法判決：~~

~~(1) California 州憲法第 XVI 条 8 項 (b) 号に規定される、「第 XIII B 条に準拠して充当される一般財源の税収」。~~

~~(2) California 州憲法第 XVI 条 8 項 (b) 号に規定される、「割り当てられた地方税収」。~~

(d) 同省は、本条項によって必要とされ、それに対する連邦の財務的な参加を求めた、追加の支払いおよびその他の費用について、連邦の財政上の参加を求めたがこれを受けなかった場合。

(e) 州に対して本条項に関連し提訴がなされ、州を財政上不利な状況に陥れる結果につながる予備命令またはその他の命令が発行された場合。本号の目的においては、「州に対する財政上不利」は次のいずれかを意味するものとする。

(1) 連邦の財務的な参加の喪失。

(2) *本法令のために発生した*一般財源~~に対するコスト~~の*純*コストで~~、直近の年次予算法令で認可された一般財源支出の 0.25 パーセント以上に相当するもの~~。

(f) 料金からの収益および預金に対して得られた利息や配当金が基金に預金されず、第 14169.53 項の規定通りに使用されない場合。

(g) 料金の収益、連邦政府から提供される同額、および基金への預金に対して得られた利息や配当金が、第 14169.68 項のに定められる通りに使用されない場合。

第 4.2 項。福利厚生法規の第 14169.75 項を次の通りに改正する。

14169.75.　*第 14167.35 項の第 (k) 号にもかかわらず、基金の創設に係る第 14167.35 項の (a)、(i) および (j) 号は撤廃されず、本条項が効力を有する限りは有効であり続けるものとする。*~~第 14169.72 項にもかかわらず、本条項は 2018 年 1 月 1 日に発効するものとする。病院は、本条項が有効である期間中に生じた料金の債務がある場合を除き、その日付以降は料金を支払う必要がなくなり、第 14169.53 項により認可された支払いは、その支払いが本条項が有効である期間中に債務として生じた場合を除き、行われない。~~

第 5 項。一般条項。

(a) 本法案の条項あるいはその一部が何らかの理由で無効あるいは違憲と見なされても、残りの条項はなんらの影響

も受けずに存続し、かつ効力を有し、この目的を達成するために本法案の条項は分離可能となる。

(b) 本法案は包括的であることが意図される。本法案及び別の発案法案あるいは同じ主題に関する本法案が州全体の選挙投票用紙に記載される場合、その他の法案の条項は本法案に対立すると見なされることが人民の意図である。本法案が多くの賛成投票を得た場合、本法案の条項すべてが優先され、他の法案のすべての条項は無効になる。

提案 53

本提出法案は California 州憲法第 II 条第 8 項の条項に従い州民に提示される。

本提出法案は California 州憲法に条項を加えるもので、法案に基づく新条項は*斜体* で印字され、新規であることを示す。

提案された法律

第 1 項。表題。

本法は「白紙委任禁止法案」と称する。

第 2 項。初見および宣言。

California 州民は以下のとおり所見し、宣言する。

(a) Sacramento 市にある州議会は長期州債を発行し、その返済の負担を納税者、将来の世代に負わせた。

(b) 現行規定においては、州債の発行はその返済が州の一般会計から捻出される場合、有権者の承認が必要とされている。しかし、州債が税、手数料、公共料金、有料道路代、賃借料など直接 California 州民に課せられる特定収入源で充当される場合、州議会では有権者の承認を得ずに数 10 億ドルに及ぶ州債の追加発行をすることができるとされている。州議会は、California 州民が負担しなければならない白紙委任の負債をすべきではない。州債の返済を負担するのは有権者であることから、有権者は大規模な州債発行に際して事前承認をすべきである。

(c) California の民間無党派の 法制アナリストオフィス の 2014 年報告によると、California 州の州債は、3,400 億ドルにも及んでいる。(Legislative Analyst's Office, "Addressing California's Key Liabilities," (California 州の主要債務、2014 年 3 月 7 日付) 公共安全、学校、その他の重要な州政策用の予算を削減するような現在の支出を続けていると、長期州債にかかる元利返済の負担が州財政に破綻をきたすことになる。

(d) さらには、有権者は州債を収入源とする政府プロジェクトの真のコストについてほとんど告知されていない。当初、高速鉄道のコストは 90 億ドルと聞き及んでいる。ところが最近の推定コストはおよそ 700 億ドルにも膨れ上がったという。(Los Angeles Times, "The Hazy Future of California's Bullet Train," (California 高速鉄道の不透明な将来、2014 年 1 月 14 日付)

(e) 主要な州債が税、手数料、公共料金、有料道路代、賃借料など直接 California 州民に課せられる特定収入源で充当されるとして、本法案はそのような事態に対して有権者の声を反映させることによって危機的状態に陥っている州債に歯止めをかけるものとする。

第 3 項。目的の声明。

本法案の目的は、California 州民、その子供達、将来の世代が負担することとなる高額税、手数料、公共料金、有料道路代、賃借料など特定収入を資金とする州の主要プロジェクトに対して有権者の声を反映させることによって、危機的状態に陥っている州債を正常に戻すことである。

第 4 項。条項 1.6 が California 州憲法第 XVI 条に追加され、その内容は次のとおりとする。

第 1.6 項。(a) 法律の規定にもかかわらず、20 億ドル ($2,000,000,000)" 以上の単一または累計の歳入公債を州が発行または売却し、その金額が州が資金拠出、所有、運営または管理する単一のプロジェクトに充当される場合、州全体での選挙による有権者の承認を必要とする。「州」とは、California 州政府、省庁、各部局、および州政府が組織化した合同機関、その他同様な機関または州政府が加盟している上記組織・団体を意味する。本法案における「州」には、市、郡、市 / 郡、教育区、地方大学学区、特別区は含まないものとする。本条項の主体において、「特別区」とは、地方政府がその行政区の範囲にあって行政を執行するために設けた公的事業体のみを意味する。

(b) 本条項に規定される有権者の承認要件を回避するため、20 億ドル ($2,000,000,000) 以上の歳入公債が充てられる単一のプロジェクトを複数の別プロジェクトに分割したり、分割されているとみなしてはならない。本条項の主体において、複数の別プロジェクトは以下に掲げる状況等にあっては、単発のプロジェクトとみなす。

(1) 別プロジェクトと思われる複数プロジェクトがそれぞれ物理的、地理的に近接している場合。

(2) 別プロジェクトと思われる複数プロジェクトがそれぞれ互いに物理的に統合または接続されている場合。

(3) 単発と思われるプロジェクトが他の別のプロジェクトと思わるプロジェクトの完了なくしてその目的を達することができない場合。

(c) 本条項に記載される州債発行上限額 20 億ドル ($2,000,000,000) は、米国労働統計局が発表する都市部消費者物価指数 (CPI-U) が示すインフレ増減を反映させるため、毎年調整する必要がある。出納局は、本条項に従い行った算出済みの調整額を発表する。

第 5 項。柔軟な解釈。

本法案はその目的を達成するため柔軟な解釈をするものとする。

第 6 項。対立法案。

(a) 本法案、他の法案、または州債に関わる有権者承認についての法案が同一の州選挙投票用紙に記載された場合、他の法案および州債に関わる有権者承認についての法案は本法案に対立するとみなされる。本法案が多くの賛成投票を得た場合、本法案の条項が優先され、他の法案等の条項は無効になる。

(b) 本法案が有権者によって承認されるも、同一選挙で有権者が承認した他の対立法案の全部または一部が優先され、当該対立法案が後で無効になった場合、本法案は自動的に有効として執行される。

第 7 項。分離。

本法案の条項は分離可能として適用される。本法案の一部分、条、項、号、文章、語句、適用が理由を問わず、管轄裁判所によって無効と判断ささされた場合、当該判断は本法案の他の部分の有効性を喪失させるものではない。ここに California 州民は、本法案またはその適用が後日無効となるかどうかにかかわらず、無効、憲法違反と判断されていない本法案の全部、一部分、条、項、号、文章、語句、適用を採択することを宣言する。

第 8 項。法的防御。

本法案が California 州有権者によって承認され、その後連邦法違反か否かの法定判断を仰ぐこととなり、同州知事と司法長官が本法保護を拒否した場合、以下の措置をとる：

(a) 政令第 2 編第 3 部パート 2 の 6 章 (条項 12500 から始まる章) またはその他の法律の規定にもかかわらず、司法長官は独立系弁護士を任命し、California 州民を代表して本法を誠実かつ積極的に防御させる。

(b) 司法長官は、独立系弁護士または後任弁護士を任命する前に、当該独立系弁護士等の適正資格について精査し、当該独立系弁護士等より本法を誠実かつ積極的に防御する旨の確約書を徴する。要請があれば、確約書は公表しなければならない。

(c) 独立系弁護士が California 州を代表して本法を継続的に誠実かつ積極的に防御するための必要な経費に関わる予算については、会計年度にかかわらず一般基金から経理部に支出される。

提案 54

California 州憲法第 II 条第 8 項の条項に準拠する本主導権的手段は、州民に提示される。

本主導権的手段は California 州憲法の項を修正し、政府法規に項を修正及び追加するものであり、従って、削除を提案された既存条項には線~~を引いて~~削除し、追加を提案された新規条項には*斜体*で印字して表記する。

提案された法律

第 1 項。表題。

本法令は California 議会透明法令として知られ、言及される。

第 2 項。所見及び表明。

California 州住民は次の事実を宣言する：

(a) 民主主義社会を維持するには、公共ビジネスを開かれた公的な方法で実施することが本質であり、市民が各議案を完全に審査し、その議案が可決される前に、選ばれた代表者にその利点について自分の見解を伝える機会が与えられることが非常に望ましい。

(b) しかしながら、政治的便宜を押し通すために、コメントもなしに又は少しの事前通知で、議案への土壇場の修正が頻繁に行われている。

(c) その上、複雑な議案は立法府の会員が審査又は議論する実際の機会がある前に可決されるものが多く、無分別な立法行為になっている。

(d) さらに、現行の州の憲法は両院とその委員会の議事は広く公にするはずであるが、立法の議事に直接出席できるのは少数の市民であり、多くの立法議事は一般やマスコミによる監視が全くないままに通過し、その内容の記録も残されないことが多い。

(e) 現代的な記録技術とインターネットの使用可能があるにもかかわらず、立法の公共議事が、仕える市民に対して比較的アクセスできない状態を維持する理由は成り立たない。

(f) 従って、立法の議事で開示、審議、討論、及び統一感を育成するために、市民に十分の情報を与えるために、立法の議事が確かに、公正でかつオープンに実施されるために、州の憲法は、立法の議事を自由に記録し、それらの記録を放送、掲示、又は別の方法で送信する、マスコミのメンバーも含めてあらゆる人物の権利を保証する。

(g) 立法の議事を記録する本権利を補足するために、議会事態が全ての公開議事の視聴覚記録を作成し、インターネットに掲示すること、それら記録のアーカイブを維持することを義務付けることで、一般人、マスコミ、並びに学界の来るべき世代にとって貴重なリソースになる。

(h) California 州は他州の先例に従い、自然災害などの真の緊急事態のみを例外として、議案が印刷され一般がそれを入手できるようになってから、それが投票にかけられるまでの間に 72 時間の事前通知期間も義務付ける。

(i) 一般やマスコミが議案を規則に従って詳細に再検討する機会によって、議会はより良い議案を作成すると同時に、政治的便宜や権力掌握を阻止する。

(j) 当該法案は納税者の公称費用になると同時に、立法の議事により大きな透明性が推進され、州民のためにもなる。

第 3 項。目的の声明。

本法令を制定するにあたり、California 州民は以下の事項を意図する：

(a) 州民が政治的プロセスに参加するために必要な情報を獲得し、選出された担当官に自分の行動に対する説明義務を課すために、議会の公共議事で現在何が起きて、これまでに何が起きたかをインターネットで観察できること。

(b) 州民が議事の公正、担当官の意思決定における熟考、並びに説明義務を推奨するために、立法の議事を記録し、自分の記録を掲示又は送信できること。

(c) 州知事が真の緊急事態を表明した場合を除き、議会や一般が最終版を入手できるようになってからそれが投票にかけられるまでの間に 72 時間の公開通知を課すことによって、州民並びに担当官に、投票の前に、議案の最終版についての長所と短所を十分に検討するために必要な時間

が与えられること。

第 4 項。California 州憲法第 IV 条の修正。

第 4.1 項。California 州憲法第 IV 条第 7 項は次のように修正される：

第 7 項。(a) 各院はその担当官を選出し、その議事の規則を採択する。大多数の会員が定員を構成するが、少数の会員がその日その日で休会する場合があるため、欠席者の出席を強制させるをえない。

(b) 各院はその議事の議事録を保管し、発行する。問題に対する会員の氏名点呼投票が行われ、出席の会員 3 名の要求に応じて議事録に記録される。

(c) (1) *段落 (3) に規定されている場合を除き*、各院の議事及びその委員会は公開かつ公共とする。*公開かつ公共の議事に参加する権利には、議事のいかなる部分の音声又は映像を記録、放送又は送信する、誰もが持つ権利を含む。ただし、議会は段落 (5) に従って、議事の混乱を最小限にするという唯一の目的で、議事の記録又は放送をする設備の配置及び使用を規制して、妥当な規則を採択する場合がある。権利を侵害された当事者は、宣言的差し止めによる救済に対する訴訟で、当該規則について争う訴訟適格があり、議会は当該規則は合理的であることを証明する責任を負う。*

(2) 本段落を採択してから二暦年の 1 月 1 日より、議会は段落 (1) の全体を対象とする全ての議事を音声記録でも作成し、議事がその日に休会又は一時休止してから 24 時間内に当該記録をインターネットを通じて公表し、当該記録のアーカイブを維持する。当該アーカイブはインターネットを通じて一般が利用でき、制定に規定の通り、20 年以上の間、ダウンロード可能にする。

(3) 段落 (1) 及び (2) の規定にかかわらず~~ただし~~、非公開審議は次の理由のみで行われる：

(A) 公務員又は従業員の指名、雇用、業績の評価、又は免職を考慮するため、議会の会員又はその他公務員又は従業員に対する苦情又は告訴を考慮又は聴取するため、又は議会職員の等級又は報酬を確立するため。

(B) 議会の会員又はその従業員の安全や警備、又は議会が使用する建物及び土地の安全や警備に影響する問題を考慮するため。

(C) 係争中又は妥当に予想された訴訟、又は訴訟を始めたかどうかにかかわらず、公開審議の討議が下院の利害関係者又は委員会を保護しなかった訴訟について、弁護士と相談する又は助言を受けるため。

~~(2)~~*(4)* 上院会員の党員集会、州下院の会員、又は同じ政党の会員で構成される両院の会員が非公開審議を持つ場合。

~~(3)~~*(5)* 議会は議事録に提出された氏名点呼投票によって各党の会員の三分の二の同意があって採択された両党一致決議によって、又は法令によって本副項目を実施し、段落 ~~(1)~~、*(3) に準じて*非公開審議が~~規定される~~*開かれる場合、非公開審議についての合理的な通知と非公開審議の目的を一般に提示する*。両党一致決議と法令の間で対立がある場合は、最後に採択又は制定された方が優先される。

(d) 相手方の同意を得ずにどちらの党も 10 日間以上休会したり、他の場所で実施しない。

第 4.2 項。California 州憲法第 IV 条第 8 項は次のように修正される：

第 8 項。(a) 通常議会では、議案が導入されてから 31 日めまで、予算議案以外の議案を委員会又はいずれかの党によって審問又は制定しない。ただし、議事録に提出された氏名点呼投票によって会員の四分の三の同意があって下院で本要件が免除された場合を除く。

(b) *(1)* 議会は法令以外の法律を制定しない。また、議案以外の法令も制定しない。議案は、下院が議事録に提出された氏名点呼投票によって会員の三分の二の同意によって、本要件が施行された場合を除き、議案の表題を各党で 3 日間解釈されない限り、可決されない。

(2) 議案は、*いかなる修正がある議案がその最終形態で投票の少なくても 72 時間前に、印刷され、~~及び~~会員に配信され、インターネットに掲示されない~~まで~~限り、可決されず、究極的には法令にならない。ただし、本通知期間は、第 XIII B 条第 3 項副項目 (c) 段落 (2) に規定されるように、州知事が、州知事がすでに宣言した州の緊急事態に対応するために議案に対する通知期間を施行することは不必要であるという声明書を議会に提出した場合、及び当該議案を考慮する下院が、議案に対する投票が行われる前に、議事録に提出された別の氏名点呼投票による会員の三分の二の同意によって、通知期間を免除した場合は、免除される。*

(3) 議事録に提出された氏名点呼投票によって各党の会員の大多数の同意がある場合を除き、いずれの議案も可決されない。

(c) (1) 本副項目の段落 (2) 及び (3) で規定されている場合を除き、通常議会で制定される法令は法令の制定日付から 90 日間の後の 1 月 1 日付けで実施され、特別議会で制定される法令は、議案が可決された特別議会の休会後 91 日めに実施される。

(2) 議会が、両院が 2 年間の立法会期の二暦年めに再招集されるまでの休会に入る期日あるいはそれ以前に議会によって可決され、当該期日前に州知事が所有してして制定された、立法、議会、又はその他選挙区の境界を確立又は変更する以外の法令は、法令の制定日の後の 1 月 1 日に実施される。ただし、第 II 条第 10 項副項目 (d) に準じて法令に影響する住民投票申請書の複写が 1 月 1 日前に、司法長官に提出された場合、当該申請が第 II 条第 9 項副項目 (b) に準じて司令長官に提示された場合を除き、当該法令は制定日から 91 日めに実施される。

(3) 選挙を要求する法令、州の税徴収又は通常経常費の充当を提供する法令、及び緊急法令はそれぞれの制定後、直ちに実施される。

(d) 緊急法令は治安、衛生、又は安全を守るために直ちに必要なものを言う。当該必要性を構成する陳述書については議案の一項で説明する。各党では、議事録に提出された氏名点呼投票によって会員の三分の二の同意によって、項と議案は別々に可決される。緊急法令は、公職の設置又は廃止、公職の給与、任期、職務の変更、又はフランチャイ

ズ又は特別特権の付与、又は確定権利又は特定利益集団の作成はしない。

第 5 項。　政府法規への修正。

第 5.1 項。　*政府法規*第 9026.5 項は次のように修正される：

9026.5.　*テレビ放送された又は視聴覚記録の公共議事。*

(a) *議会の各院及び委員会のテレビ放送された又はその他公共議事の視聴覚記録は、州、公安機関又は公共団体に料金を課さないで、正当な目的で使用できる。*~~選挙による公職の選挙運動又は選挙人に提出される投票用紙の提案に賛成又は反対する選挙運動を含む（ただし、これらに限定されない）、州下院から生じるテレビ信号は政治又は商業目的で使用できる。~~

~~本項に使用される「商業目的」は次の事項のどれも含まない：~~

~~(1) 公認の報道機関、又は教育の非営利組織、又は公共業務の番組制作者が州下院から生じるテレビ信号を使用すること。~~

~~(2) 州下院の認可を受けて、州下院から生じるテレビ信号の編集されていないビデオ画像を有料加入者に対して第三者から送信すること。~~

(b) *California 州憲章第 IV 条第 7 項副項目 (c) 段落 (2) 及び第 8 項副項目 (b) 段落 (2) は California 州憲章第 IV 条の第 7.5 項で許可される総支出の一部として含まれる。*~~本項に違反する個人又は組織は軽犯罪の罪になる。~~

第 5.2 項。*政府法規*第 10248 項は次のように修正される：

10248.　*立法の情報に必要な公共のコンピューターネットワーク。*

(a) 法律顧問は、規則に関する州下院委員会及び規則に関する上院委員会の助言によって、次の全ての情報を電子的形態で一般が利用可能にする：

(1) 立法審議の予定、立法委員会の審議予定、議会両院の議場に提出されている法案リスト、及び議会委員会並びにその会員リスト。

(2) 各議案の修正済み、登録済み、及び章に分けられた形態を含む、現在の各立法会期で導入される各議案の内容。

(3) 現在の各立法会期で導入及び修正された各議案の履歴。

(4) 現在の各立法会期で導入及び修正された各議案の議案状況。

(5) 現在の各立法会期に関係して、立法委員会が作成したすべての議案分析。

(6) *California 州憲法第 IV 条第 7 項副項目 (c) 段落 (2) に従って、議会が作成する原因になった立法議事の全ての聴視覚記録。各記録は、記録が作成された日付から少なくても 20 年間、インターネットを通して一般が使用可能、及びダウンロード可能にし、その後はセキュアフォーマットにアーカイブする。*

~~(6)~~*(7)* 現在の各立法会期の各議案に関する全ての投票情報。

~~(7)~~*(8)* 現在の各立法会期の議案に関する否認内容。

~~(8)~~*(9)* California 州法規。

~~(9)~~*(10)* California 州憲法。

~~(10)~~*(11)* 1993 年 1 月 1 日又はその後に制定の全ての法令。

(b) 副項目 (a) で特定の情報は最大の非専売、非営利共同公共コンピューターネットワーク経由でアクセスし、一般に利用できるようにする。情報は一つ又はそれ以上のフォーマットで提供し、一つ又はそれ以上は本州の一般州民に実行可能な最大アクセスを提供するためである。情報にアクセスする個人は当該情報の全て又はあらゆる部分にアクセスできる。情報は当該情報への一般によるアクセスを促進する、その他の方法でもアクセス可能である。法律顧問が運営及び維持する立法情報システムによって維持される情報は、情報が情報システムで利用可能になった後、できるだけ早期に利用できる。情報システムで維持されない情報は、法律顧問に利用可能になった後、できるだけ早期に利用できる。

(c) 副項目 (a) で情報の電子デジタルフォーマットについて説明し、一般が利用可能な全てのドキュメンテーションは、副項目 (b) で特定のコンピューターネットワークによってアクセスする方法で使用できる。

(d) 当該情報にアクセスする個人の個人情報は当該個人にサービスを提供する目的のみで維持される。

(e) 副項目 (b) で特定のコンピューターネットワークの方法によってアクセス可能の情報にアクセスするという条件で、法律顧問による料金又はその他の請求はない。

(f) 副項目 (b) で特定のコンピューターネットワークの方法によって提供された電子公共アクセスは、当該情報のその他の電子又は印刷配信に加えて行われる。

(g) 本項に準じて行動しない場合は、本項に準じて利用可能な全ての情報に関係して、California 州関係者又は権利の著作権又はその他所有権の変更又は放棄としてみなされる。

第 6 項。主導権的手段の防衛。

第 6.1 項。第 12511.7 項は次の通りに政府法規に追加される：

12511.7.　California 議会議員透明法令の防衛。

California 議会議員透明法令の全体又は一部の有効性について、訴訟が起きた場合、以下の事項が適用される。

(a) 議会は、上訴裁判所の最終判決で準拠が憲法に違反すると宣言された場合を除き、引き続き、法令に準拠する。

(b) 副項目 (c) に規定されている場合を除き、司法長官は法令の全体又は一部の有効性についての訴訟に対して防衛し、当該法令の有効性に対処する全ての訴訟を調停する無条件の権利を有する。

(c) 司法長官が訴訟で法令の有効性を防御することを辞退した場合は、州の法律が適切に実施されるための司法長官の憲法上の職務に従って法律を防衛するための州の立場が必要か又は適切か、司法長官は法令の全体又は一部が有効

54

であることを判定する裁判所の判断に対して上訴するか、又は審査を求める。

(d) 法令の正式な賛成者は、仲裁人又は利害関係がある真の当事者のどちらかとして、法令の有効性又は解釈に影響する法令に無条件の参加権利を有する。州知事及び司法長官が法令の有効性を防衛することを辞退した場合、正式な賛成者は法令を無効にする判決に上訴するために、法令の有効性に州の利害を主張する州を代表して行動することが認められる。

(e) 本項には、法令の有効性について州の利害を代表して主張するその他の官僚を除外するものではない。

55

第 7 項。予備選挙で提案された法令矛盾の撤廃。

議会が投票の大多数によって承認され、2016 年 6 月に行われる予備選挙の投票用紙に法案が記載された場合、本主導権的手段によって採択された目的又は条項に一貫性がない、又は何らかの方法で妨害する法案の条項は無効になり、法律的効力はない。

第 8 項。可分性。

本法令の条項は可分可能である。本法令の条項又はその条項の適用が無効となった場合、その無効性は他の条項に影響を及ぼすことはなく、当該無効条項又は適用なしに施行されるものとする。前述の普遍性を多少なりとも制限することなく、有権者は、(1) California 州憲法第 IV 条第 7 項の修正は California 州憲法第 IV 条第 8 項の修正から可分される、(2) California 州憲法第 IV 条第 7 項に対する修正に準じて、議会が立法議事の記録作成、記録公表、及び視聴覚記録の維持をする責任は当該議事を記録、放送、又は別の方法の送信する人物の権利とは可分される、(3) 議事を記録する権利は記録を放送又は別の方法の送信する権利から可分できる、及び (4) 本主導権的手段の法制上の修正は憲法改正から可分される。

第 9 項。修正。

本法案の法定条項は有権者の承認なしで、修正できない。ただし、議会がインターネットを通して一般が記録にアクセス及びダウンロードできる時間を延長するために、議事録に提出された氏名点呼投票によって各党の会員の大多数の同意があって採択された法令を可決することで、政府法規の第 10248 項副項目 (a) 段落 (6) が修正される場合を除く。

第 10 項。投票用紙提案の抵触。

(a) 本主導権的手段及び本書で対処する事項に対して法的過程の透明性に関するその他の法案が同じ選挙で大多数の有権者の承認を得る場合、及び本主導権的手段がその他の当該法案よりもはるかに多数の賛成投票を得た場合、本主導的手段はその全体を制御し、その他の法案は無効になり、法律的効力はない。

54

(b) 本主導的手段及び議会によって投票用紙に記載された法制上の措置が同じ選挙で大多数の有権者の承認を得た場合、法制上の措置が本主導的手段の目的、意向、又は条項に抵触、不整合、又は干渉しない範囲で、本主導的手段の法制上の修正は、議会によって投票用紙に記載された法制上の措置を制御する。

(c) 本主導的手段が有権者に承認されたが、同じ選挙で大多数の有権者の承認を得て有権者によって承認された法案が抵触して全体又は一部が優先された場合、抵触する法案をその後に無効にした条項が優先する範囲で、抵触する法案又は優先する条項はその後に、以前本主導的手段を優先する条項を無効とする。

提案 55

本州民発案法案は California 州憲法第 II 条第 8 項の条項に準拠し、州民に提示される。

本州民発案法案は California 州法の項を修正するものであり、従って、削除を提案される既存の条項は ~~消し線~~で示され、追加を提案される新しい条項は*斜体*で印刷されて新しいものであることを示します。

提案された法律

2016 年度 California 州子供の教育と健康保健法

第 1 項。 表題。

本法案は「2016 年度子供の教育と健康保健法」として知られ、言及される場合がある。

第 2 項。所見。

(a) California 州は近年の不況の間に、教育、健康保健、およびその他の重要な州及び地域のサービスから 560 億ドル以上を削減した。これらの削減は、数千人の教員の解雇、拡大する学校のクラス規模、より高額な授業料、および必要不可欠なサービスの削減をもたらす結果となった。2012 年に California 州の投票権者により可決された一時的な増税は、失われた財源の一部を部分的に埋め合わせるのに役立ったが、これらの税金は 2016 年度末に失効し始めるため、より多くの赤字とより多くの学校予算の削減をもたらすことになるであろう。

(b) California 州の最富裕層の現在の所得税率を一時的に上げるために今我々が行動を起こさない限り、年間数十億ドルの歳入減のために同州の公立学校はすぐに別の壊滅的な削減に直面することになるだろう。公立学校の財源は不況の間にぎりぎりまで切り詰められた。同州の学校とカレッジは回復し始めたばかりであり、すべてを取り去って振り出しに戻す代わりに教育財源を保護するよう努めなければならない。一時的な消費税の増税を失効させて勤労者世帯を助けることもできるが、California 州の最富裕層に彼らにとって不要であり、かつ同州の学校が受け入れる余裕のない減税を与える時ではない。

(c) California 州の未来は 900 万人の子供達の成功にかかっている。California 州のすべての子供が、大人になって成功する公平な機会を与えられるべきである。しかし子供が大人になった時に成功するためには、質の高い教育と医療にアクセスできることが彼らにとって必要である。

(d) 子供にとって、教育と医療は必要不可欠なものであり、相互に依存し合うものである。質の高い教育へのアクセスは California 州の子供達が成功するための基礎である。適

切な学校があったとしても、病気のために授業に出席できない場合は子供は教育を受けることができない。そして適切な医療のないコミュニティで育つ子供達はより病気に罹りやすかったり、定期的に学校に通うのを妨げる慢性疾患を持ちやすくなったりする。

(e) また医療プログラムの財源不足は California 州に財政的損害を与える。子供とその家族の医療に使われる州による新たな支出はすべて、フェデラルファンドにより自動的にマッチングされるこれは子供とその家族が医療にアクセスできるようにするために用いることのできる数十億ドルの連邦マッチングファンドを California 州が毎年失っていることを意味する。

(f) 質の高い教育と医療に早くからアクセスできることで、子供が学校および人生において成功するチャンスが高まることが調査により示されている。California 州は同州の子供達が健康に育ち、最も高い可能性を達成するのに必要な教育と医療を受けられるようにするためにさらに取り組むべきである。

(g) California 州の公立学校は、例えば、合衆国で最も満員状態にある。クラス規模は国家平均と比較して 80 パーセントも高いという驚異的な数字である。クラス規模が拡大する一方、将来教員になるための研修中である California 州民の数はこの 5 年間に 50 パーセント減少した。

(h) その上、California 州のコミュニティカレッジの予算は大不況の間に大幅に削減され、California 州の子供達、特に低所得世帯の子供達の職業訓練や手ごろな価格の必要なカレッジ教育を受ける機会を低下させている。

(i) California 州の医療は慢性的財源不足に陥っている。California 州は医療費支出において 50 の州のうちの 48 位であり、子供達やその家族、高齢者、身体障害者にとって医療へのアクセスを困難なものにしている。子供のための医療の財源不足は深刻な病気の罹患率を高め、長期的な医療費の増大を招く。医療サービスの払い戻しを改善することは、子供達が医者や病院にアクセスできるようにするのに役立つ。そして慢性的財源不足のために病院や医院が閉業すると、そのコミュニティの全員に対してこれらが閉ざされることになる。

(j) 2016 年度 California 州子供の教育と健康保健法は、California 州のすべての子供達が健康で、良い公立学校に通い、より高い教育の機会を得るのを助けるために、最も余裕のある、年収 50 万ドル以上稼ぐカップルの高額所得税率を一時的に拡張する。

(k) 本法案では年収250,000 ドル未満の者は増税されない。これは 2012 年に投票権者が先に承認した一時的消費税増税を拡張するものではない。

(l) 地元の教育区とコミュニティカレッジに直接通えるようにし、州が低所得世帯の子供と家族の医療費の支払いを援助するための所得税歳入が California 州憲法で保障されている。予算の均衡を取り、高齢者、低所得層の子供、勤労者世帯、および小企業所有者へのサービスの更なる壊滅的な削減を防ぐのを助けるために、州の財源が用いられる。皆が恩恵を受ける。

(m) これらすべての財源が投票権者が意図するところにのみ割り当てられるようにするために、これらは州議会が他の目的に流用できない特別な基金に入れられる。これらの歳入は州官僚機構や管理経費には一切使用することができない。

(n) これらの財源は、本法案で規定された目的にのみ使用されるようにするために、毎年独立監査の対象となる。選出された公職者は基金を乱用した場合は、起訴および刑事罰の対象となる。

(o) California 州は、ドットコムバブルの崩壊と大不況の後のこの 15 年間に大きな赤字と壊滅的な削減を伴う予算の大きな変動を経験した。州の緊急時予算の維持は、予算を安定させ、過去の好不況の循環を避け、我々の子供達、高齢者、および身体障害を持つ California 州民を今後の経済の悪化による学校および医療財源の削減から保護することになる。

第 3 項。目的と意図。

(a) 本法案を成立することによる投票権者の主な目的および意図は、California 州の地方公立学校の教育と指導の質を下げる可能性のある有害な削減を避けることと、California 州の合法的居住者である子供と家族のための必要不可欠な医療サービスへの適切な財源提供を行うことである。

(b) 本法案は、年間 50 万ドル以上を稼ぐカップル、または 25 万ドル以上を稼ぐ個人に多額の税控除を与える代わりに、富裕 California 州民の現在の所得税率を一時的に拡大することにより、同州の子供達を保護することを意図している。富裕層の懐に金銭を戻す代わりに、本法案は California 州のすべての子供が質の高い公共教育と、学校に留まり、学び続けるために必要な質の高い医療にアクセスできるようにするためにのみ使用されなければならない特別会計に金銭をもたらす。

(c) 本法案は California 州を現在の均衡予算の軌道に保ち、学校、コミュニティカレッジ、および医療への信頼できる財源提供を維持することで、慢性的予算不足と財源削減の時期に戻るのを防ぐことを意図している。

(d) 本法案は憲法の中で、本法案により学校のために集められた歳入は、運営費ではなく教室用の費用のために、教育区とコミュニティカレッジに直接送付されることを保証する。この教育財源は州の予算に何が起ころうとも停止されたり控えられたりしてはならない。

(e) 本法案は憲法の中で、本法案により医療のために集められた歳入は、連邦マッチング基金の資格を持つ医療サービスのための既存の州基金への追加として使用されることを保証する。

(f) 本法案による歳入はすべて、本法案に規定された目的にのみ使用されるようにするために、毎年地方監査、および独立監査官による監査の対象となる。

第 4 項。California 州憲法第 XIII 条第 36 項は以下のように修正される。

第 36 項。(a) 本項の目的のために：

(1)「公共安全サービス」には以下のものが含まれる：

(A) 法執行官、刑事訴訟を担当する弁護士、裁判所警備員を含む、公共安全職員の雇用と訓練。

(B) 地方刑務所の管理と少年犯罪者および成人犯罪者の収容、待遇、サービス、監視の提供。

(C) 子供の虐待、放置、搾取の防止。虐待、放置、または搾取された、または虐待、放置、または搾取の危険に晒されている子供および青年へのサービスの提供、これらの子供達の家族へのサービス（養子縁組サービス）の提供、および成人への保護サービスの提供。

(D) 学校での落第、自傷行為や他傷行為、ホームレス、予防可能な収監や収容を減らすための、子供および成人への精神衛生サービスの提供。

(E) 薬物乱用の防止、治療、およびリカバリーサービスの提供。

(2)「2011 年度再調整法案」は、2011 年度再調整と題され、地方機関に関連する報告義務を含む公共安全サービスの責任の割り当てを提供する州の予算案を実施するために 2012 年 9 月 30 日以前に成立した法案を意味する。本法案は、本法案に定められた計画、行政、および連邦法および資金提供要件と一致する公共安全サービスに関して、最大限の柔軟性と制御を地方機関に提供するものとする。ただし、2011 年度再調整法案は、初期の定期的スクリーニング、診断、および治療 (EPSDT) プログラムと精神衛生管理医療を除き、2012 年 1 月 1 日以降に地方機関に割り当てられる新たなプログラムは一切含まないものとする。

(b) (1) 下位区分 (d) の規定を除き、2011-12 財政年度に始まり、以降継続的に、以下の金額が政府法第 30025 項により設立された 2011 年度地方歳入基金に以下の通り預けられるものとする：

(A) 2011 年 7 月 1 日に読まれたこれらの項の通り、歳入課税法規の第 6051.15 項および 6201.15 項に規定される税金から生じるすべての歳入から払い戻しを引いたもの。

(B) 2011 年 7 月 1 日に読まれたこれらの項の通り、歳入課税法規の第 11005 項に規定される運転免許証手数料から生じるすべての歳入から払い戻しを引いたもの。

(2) 2011 年 7 月 1 日以降、段落 (1) に準拠して預けられた歳入は、一般基金歳入または California 州憲法第 XVI 条第 8 項の目的の税収とはみなされないものとする。

(c) (1) 2011 年度地方歳入基金への基金預け入れは、地方機関による公共安全サービスに資金提供するためにのみ、継続的に割り当てられる。2011 年度再調整法案の完全施行を待つ間、基金は地方機関に代わって公共安全サービスの提供により州が負担したプログラム費用の払い戻しに使用することもできる。基金の割り当て方法は、2011 年度再調整法案において明示された通りである。

(2) 郡の財務担当者、市おおよび郡の財務担当者、またはその他の担当官が、各郡または市と郡において、郡の 2011 年度地方歳入基金を制定するものとする。各郡の 2011 年度地方歳入基金は、2011 年度再調整法案に明示されている通り、地方機関による公共安全サービスに資金供給するためにのみ使用される。

(3) 第 XIII B 条第 6 項または憲法のその他の条項にも関わらず、2011 年度再調整法案、または採用された規制、または本法案を施行するために発令される行政命令や行政指導により課せられる地方機関の新しいプログラムやより高度なサービスの指令は、本項の意義の範囲内で基金の補助金を提供することを州に求める指令を構成しないものとする。地方機関が公共安全サービスの責任の履行、または他の事柄に関して政府法第 5 編区分 2 第 1 部第 9 章 (第 54950 項から開始) に準拠するあらゆる要件は、第 XIII B 条第 6 項の賠償を伴う命令とはならないものとする。

(4) (A) 2011 年度再調整法案により命じられるプログラムまたはサービスレベルのために地方機関がすでに負担する費用を増大させる全体的効果を持つような、2012 年 9 月 30 日以降に成立した法案は、費用拡大への年間財源提供を州が行う場合に限り、地方機関に適用されるものとする。地方機関は基金が提供されたレベル以上の、本副段落で規定の、法案により要求されるプログラムあるいはサービスレベルを提供する義務はない。

(B) 2011 年度再調整法案の施行に必要のない、また 2011 年度再調整法案により命じられるプログラムまたはサービスレベルのために地方機関がすでに負担する費用を増大させる全体的効果を持つような、2011 年 10 月 9 日以降に施行された規制、行政命令、行政指令は、費用拡大への年間財源提供を州が行う場合に限り、地方機関に適用されるものとする。地方機関は新たな規制、行政命令、または行政指令に従って、基金が提供されたレベル以上の、本副段落で規定されたプログラムあるいはサービスレベルを提供する義務はない。

(C) 基金が提供されたレベル以上の、段落 (A) および (B) に規定される、地方機関が提供する新たなプログラムまたはより高いレベルのサービスは、州による基金の補助金を要求しないものとし、また別の形で第 XIII B 条第 6 項の対象となることもないものとする。本段落は 2011 年 1 月 2 日に読まれた第 XIII B 条第 6 項の下位区分 (a) の段落 (2) による補助金を現在免除されている法案には適用されないものとする。

(D) 計画、権利放棄、または修正が連邦法により要求される場合、または州が費用拡大への年間財源提供を行う場合を除き、州は 2011 年度再調整法案により命じられるプログラムまたはサービスレベルのために地方機関がすでに負担する費用を増大させる全体的効果を持つような計画または権利放棄またはこれらの計画や権利放棄の修正を連邦政府に提出しないものとする。

(E) 地方機関の要請により、または連邦法に従って州により課される指令に関する本段落に準拠する基金の補助金の提供を州は要求されないものとする。本段落により要求される州基金は下位区分 (b) および (d) に明記されているもの、従価不動産税、または地方歳入基金の消費税勘定科目の消費税社会福祉小科目以外の源からのものとする。

(5) (A) 下位区分 (a) の段落 (1) の副段落 (C) から (E) に規定され、2011 年度再調整法案に含まれるプログラムについては、2011 年度再調整法案に規定される連邦マッチング基金を得られた条件を変え、地方機関がすでに負担する

費用を増大させる全体的効果を持つような連邦法令または規制のその後の変更がある場合は、州が決定するこれらの費用の非連邦負担の最低 50 パーセントを州が毎年提供するものとする。

(B) 州が下位区分 (a) の段落 (1) の副段落 (C) から (E) に規定され、2011 年度再調整法案に含まれるプログラムの一つまたは複数に関連する連邦司法手続きまたは行政手続きに持ち込まれた告訴の当事者である場合、そして罰金の形で費用を課すような調停または司法命令または行政命がある場合、または 2011 年度再調整法案により命じられるプログラムまたはサービスレベルのために地方機関がすでに負担する費用を増大させる全体的効果を持つ場合は、州が決定するこれらの費用の非連邦負担の最低 50 パーセントを州が毎年提供するものとする。行政義務の履行を怠ったか、法的義務の善意による履行を怠ったか、または怠慢または無謀な方法で振舞った一つまたは複数の地方機関に関連する合意または命令を州が決定する場合は、州による支払いは要求されない。

(C) 本段落に規定される州の基金は下位区分 (b) および (d) に明記されているもの、従価不動産税、または地方歳入基金の消費税勘定科目の消費税社会福祉小科目以外の基金源からのものとする。

(6) もし州または地方機関が責務またはこの条文のもとでの責務、または 2011 年の再編法案のもとで義務を実行することに失敗した場合、適切な当事者が司法救済を求めることができる。これらの訴訟は、他のすべての民事問題に優先しなければならない。

(7) 郡地方歳入基金 2011 年に堆積した資金は、連邦政府のマッチングファンドの国の適格性を維持するために、そして公安サービスの状態の提供を支配適用される連邦標準に国家によって遵守を確保するように設計された方法に費やさなければならない。

(8) 郡地方歳入基金 2011 年に堆積した資金は、公共の安全サービスのための他の資金調達に取って代わるために地元の機関が使用してはならない。

(d) もし下位区分に記載されている税金 (b) が減少または停止する場合、州は地方歳入資金 2011 に毎年同額もしくは下位区分に記載されている税金の額よりもい大医学を提供するだろう。その量を決定するための手段は 2011 再編法制に記載されていなければならなく、州はその 2011 再編法制により割り当てられた公共安全サービスの責務を実行するには現地のエージェンシーとして長い期間に必要な量を提供する義務がある。州が年間の適切な額を実行できなかった場合、会計監査役は一般財源からその金額を毎月地方歳入資金 2011 に送金しなければならない。その後、会計監査役は、これらの金額を再編法案 2011 で指示された方法で地域関係機関のために拠出するものとする。この下位区分の下での州の義務は、第 XVI 条の第 8 条の第 1 項で説明した有権者が承認した債務および負債を支払うために次の優先順位の下に離れて設定されるためにお金のために最初の優先度より一般財源お金に低い優先権の主張を持たなければならない。

(e) (1) 公教育は、地元の公安サービスに重要な保護を提供する過程で影響を受けていないことを確かにするために、教育保護口座がここに一般財源に作成されていることを確認するし、下位区分 (f) に指定されている税金は、このセクションによって課される。

(2) (A) 2013 年 6 月 30 日以前、そして 2014 年から ~~2018~~ *2030* 各年の 6 月 30 日より前、財務部長は、次年度中に教育保護口座に転送できる下位区分 (f)、による税率の上昇により派生する増分から派生される追加収入の合計量、少ない払い戻しを推計しなければならない。財務部長は、追加的な収入のために、2013 年 1 月 10 日によって 2012-13 会計年度の終わりによって受信されるより少ない払い戻しを、同じ見積もりをしなければならない。

(B) 会計年度 2013-14 年から ~~2018–19~~ *2030–31* の、それぞれの第 3 四半期の最後の 10 日間の間、会計監査役は教育保護口座にその年度の規定の下位区分 (A) の規定により推定した金額の 4 分の 1 を送金しなければならない。下位区分 (D) による調整を除く。

(C) 2012-13 年から ~~2020–21~~ *2032–33* の会計年度には、財務部長は下位区分 (D) に規定の通り、次の額を必要に応じて追加し教育保護口座の調整計算をしなければならない。

(i) 2012-13 から ~~2018–19~~ *2030–31* 年までの各会計年度の最終四半期において、財務部長は下位区分 (A) に基づき、当連結会計年度の教育保護口座に送金する試算を再計算しなければならない。

(ii) 2015 年 6 月と 2016 年から ~~2021~~ *2033* の各 6 月に、債務部長は追加の収益、少ない返金、下位区分 (f) による税率による増加分を各会計年度二年毎に行う。2 年前期の条項 (i) で計算された更新された推定量は、この最終決意の量から差し引かなければならない。

(D) 合計の規定 (C) が正の規定により決定されている場合は、会計監査役の前の年度の終了日から 10 日以内に教育保護口座に合計と等しい量を転送しなければならない。その量が負の場合、会計監査役は中止しなければならないか、総還元は、本明細書に記載の負の量に等しくなるまで教育保護口座に、もしあれば、その後の四半期ごとの転送を減らす。サブパラグラフ (C) の条項 (i) により行われた計算の目的のために、四半期ごとの送金はすべての中断または削減規定を反映するように変更されたものではない。

(E) 2018 年 6 月 30 日以前、そして 2019 年か 2030 各年の 6 月 30 日より前、財務部長は、次年度中に教育保護口座に転送できる下位区分 (f)、による税率の上昇により派生する増分から派生される、以下に沿う追加収入の合計量を推計しなければならない：

(i) その次の年度の第 XVI 条の第 8 項の最低積立保証。そして

(ii) のワークロードの予算次年度、すでに条項（ｉ）を介してを占めた任意のプログラム費を除く。この条項の目的では、「ワークロード予算」は、財務省により 2016 年 1 月 1 日に解釈されたように、政府法規条項 13308.05 で説明されているように意味を持ちますが、「現在の認可サー

ビス」は 2016 年 1 月 1 日規定の政府法規条項 13308.05 により「現在の認可サービス」とだけみなされる。

(F) California 州の子どもたちおよび家族が定期的に、質の高い医療を受けまたそれにより健康に関する問題に派生する不凍港の問題を最小限に抑えるために、財務部長が教育保護アカウントに会見年度中に次の会計年度のサブパラグラフ (E) に規定される口座管理機関により要求される収入額を超える額を推計しなければならず、監督は残りの額を特定しなければならない。任意の会計年度でその残りの 50%、最大で 20 億ドルまでが教育保護アカウントの会計監査役から California 医療サービス部へ四半期ごとに既存の医療プログラムと第 7 章 (セクション 14000 で始まる) から第 8.9 章 (セクション 14700 で始まる)、福祉機関コー 9 課 3 部を含む、に規定されているサービスに資金を割り当てなければならない。資金調達は、急性、唯一の重要な、緊急時のために使用されるもの、およびヘルスケアの専門家や医療施設が提供する子どもとその家族への予防医療サービスは、安全衛生コードのセクション 1250、および保健計画、または、このセクションに基づき健康上の利点を提供するヘルスケアサービスの California 州省と契約している Medi-Cal の受益者のためのヘルスケアの提供を管理するものによりライセンスされている。

(G) サブパラグラフ (F) に定める配分は割り当てが、全体的な一般財源支出の比例削減を超えて減少してはならない。しかし、提供、予算の緊急事態が宣言されたその年の会計年度中に法令によって中断することができる。このセクションの目的は、「予算緊急」文書 XVI のセクション 22 のサブディビジョン (b) のパラグラフ (2) と同じ意味を有する。

(H) サブパラグラフ (F) に従って提供資金は、連邦法と整合し、これらのプログラムのための支払いと、非連邦シェアを既存の状態の一般資金に取って代わるために使用してはならない。連邦マッチングメディケイドの資金を得るために使用しなければならない。

(3) 教育保護アカウント内のすべての資金は、この段落に記載された明細書継続的に学区、教育の郡事務所、チャータースクール、およびコミュニティカレッジ区の支援に充当し、*健康管理のためのパラグラフ (2) サブパラグラフ (F) に記載される。*

(A) 本項の規定により*教育に*充当金銭の十一パーセントはに準じて測定された量に比例してコミュニティカレッジ区に汎用資金を提供するために、コミュニティカレッジ区に California 州のコミュニティカレッジの理事会によって四半期ごとに割り当てられなければならない。そのコードセクションとして教育・コードのセクション 84750.5 は、*2012 年 11 月 6 日に* ~~、このセクションの有権者の承認を得~~*で*に引き継がれる。このサブパラグラフに準拠し算出した割当は、*2012 年 11 月 6 日付で*、教育法規第 84751 項の (a), (c), および (d) に記載する額でオフセットするものとし、これは *2012 年 11 月 6 日付で*、教育法規第 84750.5 項に準拠し算出した額を超えるものとする。但し、地方大学学区が受領する額は、全日制に相当する学生 1 名につき 100 米ドル ($100) 未満とならないことを条件とする。

(B) このパラグラフに基づく適切な 教育 費の 89% は、本項の有権者の承認をもって 、2012 年 11 月 6 日付で、公共監督者の指示に従い四半期ごとに配分し、教育法規第 2558 および 42238 項に準拠し算出した歳入制限に比例させて、かつ、教育法規 第 47633 項 に準拠し、郡の教育オフィス、学区、チャータースクール用にそれぞれ算出した額を、学区、群の教育オフィスの一般目的の基金、およびチャータースクールの一般目的の基金に割り当てるものとする。算出した金額は、*2012 年 11 月 6 日付で*、教育法規第 42238 項および 第 47635 項 の (h) のパラグラフ (1) から (7) の第 2558 項の (c) に記載した額で、郡の教育オフィス、学区、チャータースクール用にそれぞれオフセットするものとし、~~これは、~~*2012 年 11 月 6 日付で*、教育法規第 2558, 42238, および 47633 項 に準拠し、郡の教育オフィス、学区、チャータースクール用にそれぞれ算出した額を超えるものとする。但し、学区、郡の教育オフィスまたチャータースクーが受領する額は、毎日の平均出席単位につき 200 米ドル ($200) 未満とならないことを条件とする。

(4) この細分化は、自己実行され、有効にするには何の法的措置を必要としない。公共命令の California コミュニティカレッジの理事会により教育保護アカウントで金銭の分布と警視は、遅延またはその他の条の第 12 項に基づき、第 IV、XVI 条の第 8 項の~~条項~~ *下位区分* (h) の呼び出しによって、または他のアクションや議会や知事の不作為によって、年間予算案を制定する議会と知事の障害の影響を受けてはならない。

(5) 法律の他の規定にかかわらず、*教育のための* 教育保護口座に振り込まれら資金は、議会、知事、または州政府のいずれの機関が負担する費用を支払うために使用してはならない。

(6) コミュニティカレッジ地区、教育郡役所、学区、またはチャータースクールは教育保護口座から受け取った金額を学校またはその管轄内の学校で使用されるかを決定する唯一の権限を有するものの、適切な統治委員会またはその本体はこれらの支出の決定を運営委員会または本体公開会議のオープンセッションで公開し、これらの教育保護口座からの資金を給与または管理人の報酬、その他管理費のために使用してはならない。コミュニティカレッジ地区、教育郡役所、学区、またはチャータースクールは教育保護口座から受け取った金額、そしてそれらがどのように使用されたかをインターネットサイトに公表しなければならない。

(7) コミュニティカレッジ地区、教育郡役所、学区、またはチャータースクールは、法令で定められた物に加え毎年の独立した財務監査及びコンプライアンス監査をしなければならず、教育保護口座からの資金がこの法令で定められる通りにきちんと使用されたかを検証しなければならない。このセクションの追加の監査要件を満たすために、それらの団体により発生した費用は、教育保護アカウントからの資金で支払うことができる、このセクションの目的のための管理費とはみなされません。

(8) 下位区分 (f) に規定される歳入、還付は教育保護口座に預け入れられ、「一般財源収入」、「一般財源手続き」と規定され、そして条文 XVI 上第 8 項の目的により「資金は州の学校やコミュニティカレッジのサポートに使用される」と規定される。

(f) (1) (A) 課税法規の第 2 条第 1 部 (条文 6001 で始まる) で課せられる税金に加えて、有形不動産を売却する権利のため、2013 年 1 月 1 日移行、2017 年 1 月 1 日まで、州でのすべての小売業者に総額の 4 分の 1 パーセントの税金を課する。

(B) 収益のディビジョン 2 および課税法規の第 1 部（ 第 6001 で始まる）によって課せられた税金に加えて、消費税は、ここに保管、使用、または有形動産のこの状態で、2013 年 1 月 1 日以降、および 2017 年 1 月 1 日前に販売店から購入プロパティの販売価格の 1/4 パーセントの割合でこのような状態で保管、使用、または他の消費のために、他の消費に課される。

(C) このセクションの発効日以降に制定された任意の修正を含む販売・使用税法は、この第 1 項の規定により課される税に適用しなければならない。

(D) この条文は 2017 年 1 月 1 日 に動作しなくなるものとする。

(2) 2012 年 1 月 1 日以降に始まる課税年度については、および歳入課税コード、所得税のブラケットと 9.3 の速度のセクション 17041 に基づき課される税に関しては *2031* 年 1 月 1 日 ~~2019、~~前収益のセクション 17041 と課税コードの細分の (a) のパラグラフ (1) に記載されたパーセントは、以下の各項によって修正されなければならない。

(A) (i) 課税されるべき所得は 25 万ドル ($250,000) 以上 30 万ドル以下 ($300,000)、税率は 25 万ドル ($250,000) を超える分に対して 10.3 パーセントである。

(ii) 課税されるべき所得は 30 万ドル ($300,000) 以上 50 万ドル以下 ($500,000)、税率は 30 万ドル ($300,000) を超える分に対して 11.3 パーセントである。

(iii) 課税されるべき所得は 50 万ドル ($500,000) 以上、税率は50万ドル($500,000)を超える分に対して 12.3パーセントである。

(B) 条文 (A) の条項 (i), (ii), そして (iii) に定められた所得税は歳入課税コードの条文 17041 の下位区分 (h) に定められた、2013 年 1 月 1 日移行の課税年度ごとに . 再計算されなければならない。

(C) (i) 歳入課税コード条文 19136 の下位区分 (g) の目的のため、この条文は *2012 年 11 月 6 日~~より有効になる~~。*

(ii) パート 10 の目的のため、(条文 17001 で始まる) そして、パート 10.2 (条文 18401 で始まる) 収益及び課税法規の第 2 部修正された税ブラケットと税率はこの条文により規定され、歳入課税コードセクション 17041。

(D) この条文は *2031 年 ~~2019~~* 年 12 月 1 日 に動作しなくなるものとします。

(3) 2012 年 1 月 1 日以降に始まる課税年度については、および歳入課税コード、所得税のブラケットと 9.3 パーセントセクション 17041 に基づき課される税に関しては *2031* 年 1 月 1 日 ~~2019、~~前収益のセクション 17041 と課税コードの細分の (c) のパラグラフ (1) に記載されたパーセントは、以下の各項によって修正されなければならない。

(A) (i) 課税されるべき所得は 34 万ドル ($340,000) 以上 40 万 8 千ドル以下 ($408,000)、税率は 34 万ドル ($340,000) を超える分に対して 10.3 パーセントである。

(ii) 課税されるべき所得は 40 万 8 千ドル ($408,000) 以上 68 万ドル以下 ($680,000)、税率は 40 万 8 千ドル ($408,000) を超える分に対して 11.3% である。

(iii) 課税されるべき所得は 68 万ドル ($680,000) 以上、税率は68万ドル($680,000)を超える分に対して12.3パーセントである。

(B) 条文 (A) の条項 (i), (ii), そして (iii) に定められた所得税は歳入課税コードの条文 17041 の下位区分 (h) に定められた、2013 年 1 月 1 日移行の課税年度ごとに . 再計算されなければならない。

(C) (i) 歳入課税コード条文 19136 の下位区分 (g) の目的のため、この条文は *2012 年 11 月 6 日~~より有効になる~~。*

(ii) パート 10 の目的のため、(条文 17001 で始まる) そして、パート 10.2 (条文 18401 で始まる) 収益及び課税法規の第 2 部修正された税ブラケットと税率はこの条文により規定され、歳入課税コードセクション 17041。

(D) この条文は *2031 年 ~~2019~~* 年 12 月 1 日 に動作しなくなるものとします。

(g) (1) 会計監査役は、彼または彼女の法的権限に基づき、地方歳入基金 2011 および任意の郡地方歳入基金 2011 年からの支出の監査を行うことができ、これらの資金が使用されていることを確認するために、教育保護アカウントを監査しなければならない。

(2) 司法長官や地元の地方検事は、迅速に調査しなければならない。そして郡地方歳入基金 2011 または教育保護アカウントから金銭の誤用の民事または刑事罰を求めることができる。

第 5 項。競合する措置。

本法案及び別の発案法案あるいは同じ表題に関する法案が州全体の選挙投票用紙に記載された場合、法案あるいはその他の法案の条項は本法案に対立すると見なされる。本法案が多数の賛成票を得た場合、本法案の全てが優先し、他の法案又は法案群は無効となる。

第 6 項。可分性。

本法令の条項又はその一部が、いかなる理由により無効或いは違法とみなされた場合、他の条項は影響を受けず本法令の条項の目的を達成するために有効に存続し効力がある。

第 7 項。提案者の地位

法律の他の規定にかかわらず、州、政府機関、またはその職員のいずれかがこの措置の合憲性を守ることに失敗し、有権者によるその承認を受け、他の政府の雇用者、提唱者、

または彼または彼女が不在である場合、この州のすべての国民は、そのようなアクションが魅力上、または California 州の最高裁判所によって裁量レビューに、第一審裁判所または米国の最高裁判所において、その合憲を擁護する目的のためにこの措置の合憲性に挑戦するあらゆる訴訟に介入する権限を有するものとする。アクションを守るために費やされる費用は司法長官に充てられる。

55

第 8 項。発効日。

この措置は、公示後直ちに効力を生じます。

提案 56

本州民発案法案は California 州憲法第 II 条第 8 項の条項に準拠し、州民に提示される。

本州民発案法案は California 州法の項を追加し、歳入課税法規の項を追加及び修正するものであり、従って、削除を提案される既存の条項は ~~消し線で示され、~~ 追加を提案される新しい条項は *斜体* で印刷されて新しいものであることを示します。

56

提案された法律

2016 年 California 州医療、研究、及びタバコ予防税法

第 1 項。 所見及び宣言。

(a) タバコは、California 州における 唯一最大の予防可能な死因であり、タバコにより毎年 40,000 人以上が死亡していると言われています。毎年、数万人の California 州の住民は、タバコの使用の結果、医療及び歯の治療を必要としています。

(b) あらゆる種類の癌、心臓及び肺の病気、歯周病、及びタバコに関する治療は、California 州の過剰な医療システムに大きな財務上の負担を課しています。喫煙により、California 州の住民は毎年医療費に $132 億 9000 万 以上を California 州の住民は費やし、$35 億 は California 州の住民に医療、治療、及びサービスを提供する既存の治療のプラグラム及びサービスを通して、i 納税者により支払われています。喫煙のために失われる生産性の費用は、California 州における喫煙及びタバコの使用の年間の経済的結果、推定追加 $100 億 3500 万 を課します。

(c) タバコ税の増税は、家族と子供のために治療へのアクセス、高品質の治療を提供する既存プログラムを改善し、治療費用を押え、喫煙を減少させる充当な方法です。これは、将来州及び地方政府、及び住民を救済することになります。

(d) あらゆる種類の癌、心臓及び肺の病気、歯周病、及びタバコに関する病気を治療する既存の医療プログラム及びサービスの基金増大は、そのような病気と状態にある患者を治療する、医療供給者の数を拡大します。基金は、この基金から支出される資金に関して、9 ドルほど担保とする連邦政府と共に、連邦基金と適合するために使用できます。

(e) ほとんどの電子タバコはニコチンを含み、タバコ由来であり、高い常習性薬物です。電子タバコは、とらわけ若者にとってより潜在的に魅力があり、価格が安くなる、現在タバコ税の対象とならないものです。

(f) 470 以上のタバコブランドがあり、キャプテン・クランチ、グミベア、コットンキャンディ、アトミックファイヤーボール、フルーツループといった、キャンディ味のものを含む、若者を惹きつける 7,700 以上の味が今日販売用に提供されています。電子タバコに関して、利用者が急増している年齢層は中高学生であり、アメリカ疾病管理予防センターによると、電気タバコは 2013 年から 2014 年において、このグループの大きさは 3 倍となりました。

(g) 原因、早期発見、効果的な治療、治療、予防、及びあらゆる種類の潜在的な治療のリサーチ、あらゆる種類の癌、臓及び肺の病気、歯周病、及びタバコに関する病気は将来州及び地方政府、及び住民を救済することになります。

(h) あらゆる種類の癌、臓及び肺の病気、歯周病、及びタバコに関する病気への最新、及び効果的な治療に関して、California 州には研究への緊急の必要性があります。このようなリサーチは、病気や状態による死亡と発生を削減する、臨床応用への科学的発見へと変容します。

(i) 健康に関する教育及び健康促進プログラムを通した、喫煙及びタバコの使用について対処し、個人、とわけ若者を防止するために設計された予防プラグラムの基金は、将来州及び地方政府、及び住民を救済することになります。

(j) 再活性化されたタバコ抑制プログラムは、ターゲットとする公衆衛生活動がタバコ産業のエスニックグループへの略奪的なマーケティングと戦うことを可能とし、California 州コミュニティにおける喫煙率及び最終的に癌、臓及び肺の病気、歯周病、及びタバコに関する病気を減少させるととなります。

(k) 未成年へのタバコ商品の不法な販売、タバコの密輸、及びタバコ税の脱税を削減するための基金の実施及び法の執行を支持する行政プログラムは、将来州及び地方政府、及び住民を救済することになります。

(l) California 州は、住民の増大する治療の必要性に合致するため、内科医及び歯科医の不足に直面しています。結果、葉の治療、タバコに関する治療、定期的な健康診断、及び他の緊急性のある治療への必要性は被害を被っています。California 州の納税者は、毎年何万の医学生及び歯学生の教育を支援していますが、研修医制度の限定数のため、多くの内科医と歯科医がトレーニングを継続するために州外に行かざるを得ず、治療するアクセスがないままで California の患者を置き去りにしています。基金の実施と行政プログラムにより、California 州の住民の健康を改善するために、毎年 California において数百人以上の医師を滞在させる、基金の実施と行政プログラムは、将来州及び地方政府、及び California 州の住民を救済することになります。

(m) 医学生は、喫煙及びタバコの使用が歯周病及び骨喪失、口と喉のがん、そして深刻な歯の磨耗を含む、歯周疾患により口の健康に影響を及ぼすことを研究しています。喫煙は、歯の損失となる歯周病の半分の原因を引き起こします。喫煙者の口腔がんのリスクは、禁煙者より最低 6 倍、アメリカにおけるすべての口腔がんの 75%は喫煙に関連しています。無煙タバコに関する口腔がんのリスクは、喫煙者

の 50 倍に増加します。妊娠中の母親の喫煙と、胎児の口唇裂の発達には関連があります。タバコの中止は、口腔癌と咽頭癌のリスクを 50%まで削減します。喫煙による原因を含む、歯周病について教育、予防、及び治療を行うプログラムの基金は、来州及び地方政府、及び住民を救済することになります。

(n) タバコ、及びタバコ製品の価格の増加は、若者によりとりわけ、California 州のにおいて喫煙を減少させる最も効果的な方法と認識されています。2000 年米国公衆衛生総監報告の喫煙減少は、タバコ製品価格の増加は、青少年及び生年においてとりわけ、喫煙を減少させ、タバコ税の増加は、「健康に関して大きく長期的に改善」することを報告しています。既存のリサーチのレビューから、タバコ税の増加はタバコの予防と制御戦略において最も効果的な方法の 1 つと結論を出しています。喫煙の減少は、将来州及び地方政府、及び住民を救済することになります。

(o) タバコ税の増加は喫煙を減少及びタバコ製品の使用を減少させるため、税収の減少から既存のタバコ税によるプログラムを保護することが重要です。

(p) California 州は現在、一箱ごとに $0.87 のみタバコに税を課しており、これはタバコ税率において 35 番であり、アメリカ国内の最低のタバコ税の 1 つであることが反映されています。2016 年 1 月現在、アメリカの一箱ごとの平均は $1.60 です。32 の州では、一箱ごとに $1 またはそれ以上のタバコ税を課し、California 州は他の西部の州より下位にあります（Washington: $3.025; Oregon: $1.31; Nevada: $1.80; Arizona: $2)。California 州がたばこ税を最後に増税したのは 1998 年です。

第 2 項。目的。

この法令の目的は、以下を行うため、タバコ、及び電子タバコを含む他のタバコ製品の税金を増加させることです：

(a) California 州の住民を救済し、California 州の住民、とりわけ若者のタバコ使用及び喫煙を減少させることで、将来の州及び地方政府を救済します。

(b) あらゆる種類の癌、心臓及び肺の病気、歯周病、及びタバコに関する病気を治療する既存の医療プログラム及びサービスを増加させる基金を提供し、このようなプログラム及びサービスに関する連邦基金を最大化します。

(c) あらゆる種類の癌、心臓及び肺の病気、歯周病、及びタバコに関する病気に関する治療及び原因のリサーチを支援し、このような病気や状態による死亡と発生を減少させるため、臨床応用に科学的発見を運送します。

(d) タバコと電気タバコを含む、他のタバコ製品の使用から、個人を予防するために予防プログラムを支援する基金を提供します。

(e) 未成年者にタバコ製品の違法な販売、タバコ税の脱税、タバコの密輸を減少させる行政上の目的、及び実行のため資金を提供、喫煙による病気を含む、病気を治療する新しい医師への医療トレーニングに資金を提供し、喫煙によるものを含む歯科疾患の治療及び予防のためプログラムに資金を提供します。

(f) 数億ドルの California 州の医療費用を現確保している、既存のタバコ税によるプログラムを保護します。

(g) 新たな官僚制度を作ることなく、この法令の更なる目的のために増加した基金が費やされ額に関する完全な会計報告を提供します。

第 3 項。　タバコ製品の定義 .

第 3.1 項。　内国税歳入法第 30121 項を次の通りに改正する。

30121.　本項の目的：

(a)「タバコ」は、1988 年 1 月 1 日付け 第 30003 項と同じ意味を持つ。

(b)「タバコ製品」は、葉巻、リトルシガー、噛みタバコ、パイプタバコを含むが、これらだけに限定されない、あらゆる方法において喫われ、加熱され、噛まれ、吸収され、溶かされ、吸入され、吸われ、鼻で吸われ、または摂取される、人間による消費を目的としたタバコ、またはこニコチから生成され、作成され、またはそれらを ~~最低 50%含むタバコ、またはそれから作成される製品または品目、あらゆる形態の品目、パイプタバコ、噛みタバコ、嗅ぎタバコ~~ *を含むがこれらだけに限定されないものを含むが*、巻きタバコは含まない。*タバコ製品は、電子タバコも含むものとする。タバコ製品は、タバコ嫌煙製品、または製品が承認のみを目的として市販され、販売されている治療を目的とした販売に関する米国食品医薬品局により承認された製品を含まないものとする。タバコ製品は、期間が第 6359 項に準拠し定義されるため、食品を含まない。*

(c)「電子タバコ」は、電子タバコ、電子葉巻、電子パイプ、ペン形の電子タバコ、または電子水タバコを含むが、これらだけに限定されずに吸入、または蒸気させた様式において人にニコチンを届けるために使用できる、ニコチンと組み合わされて販売されている伝達システム、または装置を意味する。電気タバコは、液体またはニコチンを含む物質と共に販売される場合、装置の操作の間使用される装置の付属品、部品、構成要素を含む。吸入、または蒸気させた様式において人にニコチンを届けるために使用できる装置と組み合わされ販売され、または個別に販売される、ニコチンを含む液体または物質を含む。電子タバコは、個別に販売される場合、装置の操作において使用されない付属品、電池、充電器、またはキャリイングケース、もしくはニコチンを含む液体または物質と組み合わされて販売される装置を含まない。電子タバコは、タバコ嫌煙製品、または製品が承認のみを目的として市販され、販売されている治療を目的とした販売に関する米国食品医薬品局により承認された製品を含まないものとする。本分譲に使用されているように、ニコチンは期間が第 6359 項に準拠し定義されるため、食品を含まない。

~~(c)~~ *(d)*「基金」は、第 30122 項により作られた葉巻及びタバコ製品付加税基金を意味する。

第 3.2 項。内国税歳入法第 30131.1 項を次の通りに改正する。

30131.1.　以下の定義は、本条の目的に適用される：

56

(a)「タバコ」は、1997 年 1 月 1 日付け 第 30003 項と同じ意味を持つ。

(b)「タバコ製品」は、~~最低 50%含むタバコを含み、またはそれから作成される製品または品目、あらゆる形態のパイプタバコ、噛みタバコ、嗅ぎタバコを含むが、これらだけに限定されないものを含むが巻きタバコを含まず、~~*2016 年 California 州医療、研究、及びタバコ予防税法により修正された第 30121 項副項（b）と同じ意味を持つ。*

第 4 項。　2016 年 California 州医療、研究、及びタバコ予防税法。

第 4.1 項。　第 2.5 条 (第 30130.50 項より開始) は歳入及び税法規) 第 2 部門第 13 部第 2 章に追加され、以下に記載する。

第 2.5 条。2016 年 California 州医療、研究、

及びタバコ予防税法

30130.50.　定義。

定義目的：

(a)「タバコ」は 2015 年 1 月 1 日付け 第 30003 項 に記載されたものと同じ意味を持つ。

(b)「タバコ製品」、は、本法廷により修正されたように、第 30121 項副項 (b) と同じ意味を持つ。

30130.51.　2016 年タバコ配付税の California 州医療、研究、及びタバコ予防税法。

(a) 本箇所の下、タバコの配付税に課されるその他の課税に加え、タバコ流通業者に、本項の発効日より 90 日以降の第 1 四半期の第 1 日目当日を含みその後に流通する各タバコごとに 100 ミル ($0.100) のタバコの流通に加算税が課される。

(b) 役員会は、電子タバコに同等の税の実施を提供する規制を採用し、この期間は税の収集の方法として、第 30121 項副項 (c) に定義されている。このような規制は、パッケージ、または個別で販売される場合、装置から吸引する人に、吸引または蒸発されるニコチンを届けるために使用されるための装置に、同等の税の賦課を含むものとする；装置と共にパッケージとして、または個別で販売される装置の操作の間使用されるこのような装置の構成要素、部品、または付属品；吸引を可能とする装置を伴うパッケージとして、または個別で販売される、ニコチンを含む液体または物質。このような規制は、及びあらゆる人の許可要件及び、第 30011 項に準拠し分配業者または電子タバコの定義を含むが、これに限定されないものを含む。

(c) この箇所の他の条項に関わらず、副項 (a) により課される税金によるあらゆる歳入、及び 第 30123 項副項 (b) により課税される電子タバコを含む、タバコ製品の税金における同等の増加となるあらゆる歳入は、第 30130.53 項ににより作られた 2016 年タバコ配付税の California 州医療、研究、及びタバコ予防税法の基金への預金とならなければならない。

30130.52.　2016 年タバコ最低税の California 州医療、研究、及びタバコ予防税法。

(a) (1) 本税以外に課されるその他の課税に加え、販売業者及び卸売販売業者は販売用、使用、又は消費用にタバコを保持又は保管できるため、本法令の発効日より 90 日以降の第 1 四半期の第 1 日目午前 12 時 01 分に業者が州内に保有する又はコントロールする全タバコに対し 100 ミル ($0.100) のフロア保管税を支払う。

(2) 全販売業者及び卸販売業者は、本法令の発効日より 90 日以降の第 1 四半期の第 1 日目午前 12 時 01 分に保有またはコントロールしているタバコ数を役員会が規定した書式に記入し、本項の発効日より 180 日以降の第 1 四半期の第 1 日目或いはそれ以前に役員会に確定申告をする。計算した税額を確定申告書に記入する。

(b) (1) タバコの配分の特権、及び販売、使用、または消費に関するタバコの所有または保存について、あらゆる公認のタバコ配給会社は以下率において、本法令の発行日より 90 日後以降の第 1 四半期の第 1 日目午前 12 時 01 分に保有またはコントロールしている、添付されていない California 州のタバコの納税印紙、及びタバコのパッゲージに添付されている納税印紙である、California 州のタバコ税における、タバコ税の税額調整を支払うものとする。

(A) 標記「25」がある印紙は二ドル五十セント（$2.50)。

(B) 標記「20」がある印紙は二ドル（$2)。

(C) 標記「10」がある印紙は一ドル ($1)。

(2) あらゆる公認のタバコ配給会社は、段落 (1) 副段落 (A)、(B)、及び (C) に規定された印紙数を役員会が書式に記入し、本法令の発行日より 180 日以降から始まる第 1 四半期の第 1 日目以前、またはその日に委員会と共に申請するものとする。計算した税額を確定申告書に記入する。

(c) 本項により支払われる税金は、本法令の発行日より 180 日以降から始まる第 1 四半期の第 1 日目以前、またはその日に支払われるものとする。支払いは、役員会に支払われるよう送金され、本項にいより提出される必要がある用紙及び納税申告書を添えるものとする。

(d) 適時に支払われていない、本項により支払われる必要がある合計額には、支払われるまで本法令の発行日より 180 日以降から始まる第 1 四半期の第 1 日目から、第 30202 項に準拠し創設された方法、及び率において利子が含まれなければならず、決定、再決定、及び決定、再決定に関して課された処罰に従わうものとする。

30130.53.　2016 年 California 州医療、研究、及びタバコ予防税法基金。

(a) 2016 年 California 州医療、研究、及びタバコ予防税法基金はここに、州出納官において創設する。

(b) 第 6 項の (第 30361 項から始まる) 第 1 条に準拠し作られた基金以下である、本項により課された税に準拠し引き上げられたあらゆる歳入は、2016 年 California 州医療、研究、及びタバコ予防税法基金に預金されるものとする。

(c) あらゆる法律に関わらず、2016 年 California 州医療、研究、及びタバコ予防税法基金は本法令の目的を実行するために唯一創造された信託基金であり、2016 年 California 州医療、研究、及びタバコ予防税法基金に預金されたあら

ゆる歳入及び基金により獲得された利子はここに、本項及びその目的のみに従い拡大されるものとする。

(d) あらゆる法律に関わらず、基金により獲得された利子を含め、2016 年 California 州医療、研究、及びタバコ予防税法基金に預金された歳入は、本法令に記載された特定の目的のためのみに使用され、本法令に明示された目的のみのために拡大及び充当され、本法令に明示されているもの以外の目的に関する議会、知事、財務担当取締役、または会計監査役による充当、リバージョン、または変更に従ってはならず、このような歳入はまた、一般資金、州のその他の基金または地方政府基金に貸し出してはならないものとする。

30130.54.　2016 年タバコ配付税の California 州医療、研究、及びタバコ予防の、タバコの消費及び税収における効果

(a) 役員会は本法令の発行日から 1 年以内、その後は年次に、本条項によるタバコ追加税及び 第 30123 副項 (b) に要請されるタバコ製品への増税が及ぼす州のタバコ及びタバコ製品の消費の影響を判断する。役員会の判断による消費低下は、本条項によるタバコへの追加課税または 第 30123 項副項 (b) に要請されるタバコ製品への増税の直接な結果であり、役員会は消費低下が 第 30122 項 (1988 年 11 月 8 日州全域総選挙で有権者に承認された提案 99) によって創設されたタバコ及びタバコ製品付加税基金、第 30461.6 項によって創設された乳癌基金、第 30131 項（1988 年 11 月 8 日州全域総選挙で有権者に承認された提案 10）によって創設された California 小児及び家族トラスト基金、及び 第 30101 項による歳入、一般財源の一部に及ぼす財政的影響を決定する。

(b) 会計監査役は、本項による追加税の賦課による直接的な歳入の減少を相殺するため、必要な数である副項 (a) に記載された影響を受ける基金に、2016 年タバコ配付税の California 州医療、研究、及びタバコ予防基金に送金するものとする。

(c) 役員会は本法令の発行日から 1 年以内、その後は年次に、本条項によるタバコ追加税及び 第 30123 項副項 (b) に要請されるタバコ製品への増税が及ぼす、タバコの違法販売及びタバコ製品を含む、州のタバコ及びタバコ製品の消費の影響を判断する。州または地方政府の販売の損失があり、税収を利用し、そのような損失が本項によりタバコに課される増税となり、本条によりタバコに課される追加税の直接的結果となる委員会により決定される範囲において、タバコ及びタバコ製品の違法販売を含む、第 30123 項副項 (b) により必要なタバコ製品への増税のため、委員会は州及び地方政府の販売への財政効果を決定し、税収を利用しなければならない。

(d) 会計監査役は、州及び地方の販売を相殺する必要な数である副項 (c) に記載された影響を受ける地方政府及び州の一般基金に、2016 年タバコ配付税の California 州医療、研究、及びタバコ予防基金から送金し、タバコ及びタバコ製品の違法販売を含む、本条による追加税の賦課による直接的な税収の減少を利用するものとする。

(e) 本項における送金は、会計監査役が本項の意図を促進するために所要を決定するため、そのようなときに会計監査訳により行われるものとする。

30130.55.　2016 年 California 州医療、研究、及びタバコ予防税法歳入の分配。

第 30130.54 項及び 第 30130.57 項副項 (a)、(b)、(c)、(d)、及び (e) に準拠し、所要資金を控除及び送金した後、会計監査役は以下 2016 年 California 州医療、研究、及びタバコ予防税法に残る基金を毎年配分し、送金するものとする。

(a) 八十二パーセントは、これにより設立される医療処置基金に移動され、California 州民に福利厚生法規第 9 部門第 3 部を含む第 7 章（第 14000 項から始まる）から第 8.9 章（第 14700 項から始まる）に規定のヘルスケア、治療などすべての業務に対して支払いを改善することでタバコ関係の疾患や症状でヘルスケア、治療、サービスを提供することを含む、福利厚生法規第 9 部門第 3 部を含む、第 7 章（第 14000 項から始まる）から第 8.9 章（第 14700 項から始まる）までに記載の現行のヘルスケアプログラムとサービスの資金を増やすために州のヘルスケアサービス部門で使用される。本条項に従って、可能な限りの資金制限が与えられる範囲で、ヘルスケア、サービス、処置の支払いに対する非連邦負担の支払いや支援は、これらの基金がこれらと同じ目的の既存の州一般財源の代わりとして使われないことを条件に、年間州予算過程の一貫として開発され、定期的に更新された基準を基にして増大される。これら基準には、時宜を得たアクセスの確保、特定地域のサービス不足の制限、高品質ケアの確保を含むが、これらに制限されない。連邦法に準じて、資金は連邦基金から割当られる。資金は、衛生安全法規第 1250 項に準じてライセンスを取得している医療専門家、クリニック、医療施設が提供する医療業務のほか、本項に準じて医療補助を提供するために州の医療サービス部門と契約する保険プランのみに支払われる。資金は、適用される場合は、政府団体の支払いに対する非連邦負担にも使用できる。部門は、必要な場合は、本項の実施のために必要な連邦政府の承認を求める。

(b) 十三パーセントは、これらの基金がこれらと同じ目的の既存の州一般財源の代わりとして使われないことを条件に、総合的な喫煙予防の目的で喫煙制御プログラムに使用される。これらの基金は次の方法で充当される。

(1) 八十五パーセントは、衛生安全法規第 104375 項の始めに記載のように、州部門の公衆衛生たばこ管理プログラムに使用される。州の公衆衛生部門は、たばこやニコチンの使用、たばこ関連の疾患発生率、たばこ関連による健康格差を監視、評価、低減し、少なくても 15 パーセントの健康増進、医療通信活動、評価があるより強い証拠に基づく効果的な防止プログラムを作るために、州や地方政府機関、部族、大学、単科大学、地域社会に根ざした組織、及びその他根拠に基づく健康増進及び医療通信活動の実施、評価、普及の資格がある代理店に資金を与える。また、たばこ関連による健康格差を排除するという目的で、たばこ関連による健康格差の低下率を加速・監視するためにたばこ使用監視資金が与えられる。

(2) 十五パーセントは、衛生安全法規第 104420 項に記載のように、若者によるたばこの使用予防やニコチン製品の削減のために、学校プログラムに使用する州の教育部門に行き、これら資金の少なくても 15 パーセントはたばこ関連による健康格差を排除するという目的でたばこ関連による格差の低下率を加速・監視するために与えられる。

(c) 五パーセントは、衛生安全法規第 103 部門第 3 部第 1 章（第 104500 項から始まる）第 2 条に準じて、たばこ及びたばこ製品への付加税医療研究プログラムへの補充として、これら資金は次の条件で使用されるという条件で、がん、心臓、肺とたばこ関連疾患の医学研究のために、California 大学に与えられる：

(1) 資金は基本的には、補助金や契約金として使用され、あらゆるタイプのがん、心臓血管及び肺疾患、口腔疾患、及びたばこ関連疾患の防止、早期発見、治療、補完治療、及び潜在的治療のために California 州内の橋渡し医学研究に適用される。本契約のいかなる規定にもかかわらず、California 大学はたばこ関連疾患リサーチプログラムを通して、本副区分に規定の本法令の目的に従って受け取った資金を費やす権威がある。

(2) 与えられた補助金や契約は、既存の医学研究プログラムの基盤と、客観性、一貫性、高品質を確実にするオープンで、競争的な相互審査過程によって決定した科学的メリットの基盤を基に与えられる。

(3) 本副区分に従って補助金や契約を受けた個人及び団体は、California 州内に居住し、全体が位置しなければならない。

(4) リサーチは完全に California 州内で実施しなければならない。

(5) 基金は、これら同じ目的の既存の州又は地方基金の代わりに使ってはならない。

30130.56.　独立監査及び開示。

2016 年 California ヘルスケア、リサーチ及び予防たばこ税法令の資金使用に関する完全な公共説明義務を提供するために、以下の事項が制定され、2016 年 California ヘルスケア、リサーチ及び予防たばこ税法令の遵守を確実にする：

(a) 無所属の California 州監査人は、2016 年 California ヘルスケア、リサーチ及び予防たばこ税法令に従って資金を受け取る州及び地方機関に対して少なくても二年に一度実行する。本項に従って実行する監査には、資金を管理する州機関が支出した管理経費の審査を含むが、それに限らない。

(b) 独立監査を基に、無所属の California 州監査人は、改善の提案を含む、その審査の詳細に関する報告書を作成する。報告書は一般に公開する。

(c) 本法令に従って資金を受け取る州の各機関及び部門は、毎年、2016 年 California ヘルスケア、リサーチ及び予防たばこ税法令からの入金額と出費額の決算を各ウェブサイトに掲示する。年次決算は、州機関又は部門が適切と認める、ソーシャルメディア発信源にも掲示する。

(d) 第 30130.55 項副区分 (a) に従って、州のヘルスケアサービス部門が受け取った資金の使用は、現行法によって課せられる監査と不正防止を含む（ただし、これらに限らない）、同じ制限が対象となる。

(e) 第 30130.55 項副区分 (b) 及び (c) に従って、州公衆衛生部門、州教育部門及び California 大学が受け取った資金の使用は、衛生安全法規第 104365 項及び第 104370 項に従って、たばこ教育及び研究監視委員会による監視が対象になる。

30130.57.　実施及び管理経費。

(a) 2016 年 California ヘルスケア、リサーチ及び予防たばこ税法令による資金は本条項によって課せられた税金の管理、計算、及び徴収に発生した費用、資金の計算、配分に発生した費用、本法案が定める規制の普及に発生した費用を委員会に払い戻すために使用する。ただし、第 30130.54 項副区分 (b) に従って、2016 年 California ヘルスケア、リサーチ及び予防たばこ税法令から必要な資金を控除した後の残りの資金、年 5 パーセントまでは、当該管理経費として使用する。

(b) 2016 年 California ヘルスケア、リサーチ及び予防たばこ税法令の資金は、一般に対する透明性提供の目的と、本条項によって発生した歳入はヘルスケアとたばこ使用防止、研究に使用されているという確認のために、第 30130.56.　項で義務付けられている各監査の実施から発生した実費に対して年間最高四十万ドル（$400,000）を無所属の California 州監査人への払い戻しに使用する。

(c) 2016 年 California ヘルスケア、リサーチ及び予防たばこ税法令の年間四千万ドル（$40,000,000）の資金は、California 州のプライマリーケア及び緊急の訓練を受けた医師の数を増やすという目的と目標のため、California 大学に提供する。本目標は、実証されている労働人口のニーズと優先を基にし、医学教育プログラムの卒業を支持、保持、拡大して、California 州のプライマリーケア及び緊急の訓練を受けた医師の数を増やすという目標を達成するために、本資金を California 大学に提供して達成される。

(1) 本副区分の目的で、「プライマリーケア」とは内科、家庭医学、産科 / 婦人科、小児科を意味する。

(2) 資金は、十分な医療サービスを受けていない地域や住民にサービスを提供する医学教育プログラムから卒業した費用が優先される。

(3) 本副区分の目的で、連邦政府認定の組織から認定を受け、California 州内に位置する逆症療法及び整骨療法の研修医制度は、California 州内の研修医教育を支援する財政援助を受ける申請資格がある。

(4) California 大学は州内の専門医の不足、及び地域の医師不足を毎年、審査する。今回の審査を基に、プライマリーケア以外の医師不足が州又は地域で証明される範囲で、資金は当該不足に対処する目的で、医学教育プログラムの拡大に使用する。

(d) 2016 年 California ヘルスケア、リサーチ及び予防たばこ税法令の年間三千万ドル（$30,000,000）の資金は、たばこやその他たばこ製品の使用による歯の疾病を含む、歯

の疾病についての教育、予防、治療の目的及び目標のために、州の公衆衛生部門歯科プログラムの資金に使用する。本目標は、実証されている歯の健康ニーズ、及び十分な歯科サービスを受けていない地域や住民に対するサービスの優先を基に、州の歯科計画を支援する活動に本資金を提供するプログラムによって達成される。資金を受けるプログラムの活動には次を含むが、これらに限定されない：教育、疾患予防、疾患処置、監視、及び訴訟事件管理。

部門には、十分なサービスを受けていないコミュニティの判断、プログラムのプロトコル開発、プログラムに関連する州がスポンサーするサービスに対して払い戻しする権威、プログラム活動を提供するために一人以上の個人、公共又は民間団体と契約をする権威を含む、本副区分の目的を完全に実施し、発効させる広い権利がある。

(e) 2016 年 California ヘルスケア、リサーチ及び予防たばこ税法令の年間四千八百万ドル（$48,000,000）の資金は、これらの基金がこれらと同じ目的の既存の州又は地方財源の代わりとして使われないことを条件に、特に、未成年に対する不法販売など、たばこ製品の不法販売削減、及びたばこの密輸、たばこ税忌避、許可なしでたばこ製品販売、偽造たばこ製品の販売の削減、及びたばこ関連法令、裁判所の判決、及び訴訟和解金の強化、及び法執行機関の訓練、たばこ関連法令の技術支援活動の実施など、法執行の取り組み目的に使用する。これらの基金は次の方法で割り振られる。

(1) 年間三千万ドル（$30,000,000）の資金が California 法務省司法長官室に行き、未成年へのたばこ不正販売と取引に関係する州・地方法の強化、未成年や青少年へのたばことたばこ製品不正販売を削減するための調査活動と服薬チェックの強化を含む（ただし、これらに限らない）プログラムの前線にいる司法治安官を支援し雇用するために地方の法執行機関に分配する。

(2) 年間六百万ドル（$6,000,000）は、たばこやたばこ製品の密売・偽造、課税対象外のたばこやその他たばこ製品の販売、及びしかるべきライセンスを取得せずにたばこやその他たばこ製品の販売を禁止する法律や、たばこやその他たばこ製品の流通・小売りを規制する法律を強化するために役員会に行く。

(3) 年間六百万ドル（$6,000,000）は California 公衆衛生部門から、事業及び専門職法規第 22952 項に準拠する Stop Tobacco Access to Kids Enforcement（STAKE、子どもへのたばこアクセス遮断執行）法令を含む（ただし、これらに限らない）、地方法執行機関が未成年へのタバコの不正販売に関連する州・地方法を執行するため、未成年へのタバコ製品の不正販売を減少させるための調査活動、準拠検査、適切な活動などのプログラムを増加するためを含む（ただし、これらに限らない）、これらトレーニングや助成金を提供するために使用される。

(4) 年間六百万ドル（$6,000,000）は、California 州地方長官から、たばこの密売、偽造、課税対象外のたばこ販売、しかるべきライセンスを取得せずにたばこの販売、未成年へのたばこ販売を禁止する法律、及びたばこ関連の法律、裁判所の判決、及び調停など、たばこやたばこ製品の流通・販売を規制する法律を強化することを含む（ただし、これらに限定されない）活動に使用される。

(f) 本条項に準拠して受け取った 5 パーセントまでの資金は州・地方機関が受け取り、管理経費として使用する。

(g) California 州監査人は本条項における目的の管理経費を特定して、管理手続き法令（第 3.5 章（第 11340 項から始まる）政府法規第 2 編第 3 部門第 1 部）の条項制定に準拠して規制を公表する。当該規制は資金を受け取る機関又は部門の異なる性質を考慮する。

(h) 役員会は、本条項に従ってたばこに課せられた追加税金によるたばことたばこ製品の消費減少、及び第 30123 項副区分 (b) で義務付けられるたばこ製品に対する増税から来る歳入の減少について、本法案の発効日から二年後の始め、その後は毎年、判断する。役員会が収入の減少があったと判断した場合、副区分 (c)、(d) 及び (e) に従って配分される資金の金額は、比例して減少させる。

30130.58.　法令の参考資料。

特に指定のない限り、本法令の全参考資料は 2016 年 1 月 1 日現在の法令を参考にする。

第 5 項。　歳入課税法規の修正確認。

第 5.1 項。　歳入課税法規第 30014 項が修正されたものである。よって次の通りである：

30014.　(a)「輸送人」は本州内に次の事柄を輸送する個人を言う：

(1) California 州たばこ税のスタンプが押された又は印刷された、包装に含まれていないたばこ。

(2) 第 2 章第 2 条（第 30121 項から始まる）、*第 2.5 条（第 30130.50 項から始まる）*、及び第 3 条（第 30131 項から始まる）に従って課せられるたばこ製品付加税が支払われていないたばこ製品。

(b)「輸送人」には次のどの事項も含まない。

(1) 公認配給業者。

(2) 一般運送業者。

(3) 1954 年改正歳入公債法令第 52 章に従って、連邦内国歳入公債又は関税の制御下にある、課税されないたばこやたばこ製品を輸送する個人。

第 5.2 項。歳入課税法規第 30104 項が修正されたものである。よって次の通りである：

30104.　本部によって課せられる税金は、州間又は外国旅客サービスに関与する配給業者から一般運送業者、又は運搬人運送業者の施設でたばこ又はたばこ製品の販売を認可されている個人に対するたばこ又はたばこ製品の販売には適用しない。たばこ又はたばこ製品を、州間又は外国旅客サービスに関与する配給業者から一般運送業者に対して、運搬人運送業者の施設で使用又は販売する、又は当該施設でたばこ又はたばこ製品を販売する認可を受けている個人に対して販売する場合は、*本部に従って*~~第 30101 項、第 30123 項、及び第 30131.2 項~~で課せられる税金はたばこ又はたばこ製品の販売に関しては代理店によって課せられ

ないが、運搬人運送業者の施設でたばこ又はたばこ製品の販売を認可されている運搬人運送業者又は個人に対して、場合に応じて、本部に従って~~第 30101 項、第 30123 項、及び第 30131.2 項に規定の通り~~同じ税率で California で販売する特権に対して税金が課せられる。当該一般運送業者及び認可を受けた個人は本項に従って課せられる税金を支払い、第 30186 項に規定されている通り、報告書を提出する。

第 5.3 項。歳入課税法規第 30108 項が修正されたものである。よって次の通りである：

30108. (a) *本部の*~~第 30101 項、第 30123 項、及び第 30131.2 項に従って~~税金が課せられる販売に関して、本州でたばこ又はたばこ製品の販売・受注などのビジネスに関わっている全ての配給業者は、適用しない場合、販売又は受注のときに、又は購入者がたばこ又はたばこ製品の流通に関して税金を支払う義務がない場合、購入者が義務を負い、購入者から税金を徴収し、購入者が公認代理店以外の場合は役員会が規定する方法と用紙の受領書を購入者に渡す。

(b) *本部の*~~第 30101 項、第 30123 項、及び第 30131.2 項に従って~~税金が課せられる販売に関して、本州でたばこ又はたばこ製品の注文又は受注などのビジネスに関わっている全ての個人は、適用しない場合、贈呈するときに、又は受贈者がたばこ又はたばこ製品の流通に関して税金を支払う義務がない場合、受贈者が義務を負い、受贈者から税金を徴収し、受贈者が公認代理店以外の場合は役員会が規定する方法と用紙の受領書を受贈者に渡す。本項は、第 30105.5 項に従って、税金が免除されるたばこ又はたばこ製品の流通には適用されない。

(c)「本州でビジネスにかかわる」とは次を意味し、次の全ての事項を含む：

(1) 名前、事務所、流通場所、販売又はサンプルの部屋又は場所、倉庫又は貯蔵場所、又はその他の場所が何であれ、ビジネスを永久的又は一時的、直接的又は間接的、子会社又は代理店を通して、維持、占有、使用すること。

(2) 本州で、たばこやたばこ製品の販売、配送、受注を目的とし、代理店又はその子会社の権威の下で、経営する代表者、代理店、営業員、勧誘員又は懇願者。

(d) 本項に従って、徴収が義務付けられている税金は、配給業者又は税金の徴収が義務付けられている個人が州に支払うべき負債に相当する。

第 5.4 項。歳入課税法規第 30166 項が修正されたものである。よって次の通りである：

30166. スタンプや収入印紙の設定は、~~公認配給業者に対する~~ドル建てで一ドル（$1.00）を 0.85 パーセントの*割引*のドル建てで公*認配給業者*に販売する。本条項の条件と規定の対象になる公認配給業者は支払いの延期が許可されることを条件に、スタンプや収入印紙設定の支払いは購入時に行う。

第 5.5 項。歳入課税法規第 30181 項が修正されたものである。よって次の通りである：

30181. (a) *本部の* ~~第 2 章第 1 条（第 30101 項から始まる）、第 2 条（第 30121 項から始まる）、及び第 3 条（第 30131 項から始まる）~~に従って、税金が課せられるたばこはスタンプや印刷の使用によって支払うことはできない。税金はたばこの流通が起きた暦月の翌月 25 日又はその前に支払期限である。 又は一般運送業者の施設でたばこの販売が行われる場合は、第 30104 項に従って、税金は運送業者の施設でたばこの販売が行われた暦月の翌月 25 日又はその前が支払期限である。

(b) たばこ製品の各配給業者は、役員会の規定に従って、前月に行われたたばこ製品の配給と卸売原価に関する電子媒体、及び役員会が本部を実行するために義務付けられているその他の情報を含む（ただし、これらに限定されない）、返答を用紙で申請する。 返答は、第 2 章第 2 条（第 30121 項から始まる）又は第 3 条（第 30131 項から始まる）に従って、該当する場合、役員会に支払う税金送金と共に、関係する月の取引成立後の暦月の 25 日又はその前までに役員会に申請する。

(c) 本部の管理過程を促進するため、役員会は返答の申請を月単位の期間よりも長く義務付けることができる。

(d) 返答は認証された用紙を使い、役員会が規定する方法に従う。

~~(e) 本項は 2007 年 1 月 1 日に効力を発揮する。~~

第 6 項。州の憲法との適合性。

第 6.1 項。California 州憲法の第 XVI 条に第 23 項が追加されたものである。よって次の通りである：

第 23 項。2016 年 California ヘルスケア、リサーチ及び予防たばこ税法に従って課せられる税金とそこから発生する歳入、投資による利子は第 8 項の目的とその法令実施に使用する一般財源歳入として考慮しない。また、第 8 項副区分 (a) 及び (b) の目的とその法令実施のための「一般財源歳入」、「州歳入」、又は「税金による一般財源収益」として考慮しない。

第 6.2 項。California 州憲法第 XIII B 条に第 14 項が追加されたものである。よって次の通りである：

第 14 項。政府各団体への「制限が対象となる充当」は、2016 年 California ヘルスケア、リサーチ及び予防たばこ税法によって作成された、2016 年 California ヘルスケア、リサーチ及び予防たばこ税法による歳入充当は含まない。政府団体の充当制限に関する調整は、第 3 項に従って、歳入は 2016 年 California ヘルスケア、リサーチ及び予防たばこ税法の資金から預金又は充当されたものなので、義務付けられない。

第 7 項。可分性。

本法令の条項又はその一部が、いかなる理由により無効或いは違法とみなされた場合、他の条項は影響を受けず、本法令の条項の目的を達成するために有効に存続し効力がある。

第 8 項。法案の抵触。

(a) 本法案及び他のタバコ税に関する法案が州全域選挙の

同じ投票用紙に記載された場合、他の法案又は法案群の条項は本法案に抵触するものではないとみなされ、他のタバコ税関係の法案が大多数の賛成票で有権者によって承認された場合でも、有権者が本法案を承認すれば本法案の発効は州民の意図するものである。

(b) 本法案が有権者によって承認されたが、法律により同じ選挙で有権者が承認した他の抵触する投票法案が優先し、後にその抵触する法案が無効となった場合、本法案は自動発効し、法的に有効となる。

第 9 項。修正。

(a) 後段で定める場合を除いて、California 州憲法第 II 条第 10 項副区分 (c) に規定されているように、本法案は有権者のみによって修正される。

(b) 議会は、議事録に提出された氏名点呼投票によって各党の会員の三分の二の同意があって法令が採択されることによって、2016 年 California ヘルスケア、リサーチ及び予防たばこ税法の目的を促進するために、歳入課税法規第 30130.55 項及び第 30130.57 項副区分 (a) 及び (c) を修正する。

(c) 議会は、議事録に提出された氏名点呼投票によって各党の会員の五分の四の同意があって法令が採択されることによって、2016 年 California ヘルスケア、リサーチ及び予防たばこ税法の目的を促進するために、歳入課税法規第 30130.55 項 副区分 (b) を修正する。

第 10 項。発効日。

本法案は、California 州憲法第 II 条第 10 項副区分 (a) の規定に従って、発効する。ただし、歳入課税法規第 30121 項の修正は 2017 年 4 月 1 日に発効する。

提案 57

本州民発案法案は California 州憲法第 II 条第 8 項の条項に準拠し、州民に提示される。

本発案法案は California 州憲法に項を追加し、、衛生安全法規に項を改正したもので、提案される既存の条項は線~~を引いて削除~~ し、提案される新しい条項は *斜体* で印字して印字して新規を示した。

提案された法律

2016 年度公安とリハビリテーション法

第 1 項。表題。

第 1 項。本法案は「2016 年度公安とリハビリテーション法」として記述され認識される。

第 2 項。目的と意図。

本法令を制定するに当たり、California 州民の目的と意図は次の通りである。

1. 公共の安全を保護し、安全性を高める。

2. 刑務所に対する無駄な支出を減らすことによって資金の節約を行う。

3. 連邦裁判所が無差別に囚人を解放することを防ぐ。

4. 特に少年に対して再発防止のためのリハビリテーションを強化する。

5. 少年が大人の裁判所で裁かれるべきかどうかを決定するために、検察官ではなく裁判官を必要とする。

第 3 項。第 32 項は California 州憲法 1 第一条に追加されたものである。よって、次の通りである。

第 32 項。(a) 以下の規定は、本条項及びその他の法律の規定に妨げられることなく、公共の安全性を高め、リハビリテーションを改善し、連邦裁判所の命令による囚人の解放を回避するために制定される。

(1) 仮釈放の考慮に関して：非暴力的な重罪犯罪で有罪と宣告され州刑務所に送られた場合は、主要な犯罪の刑期を終えた後に仮釈放の考慮の対象とされなければならない。

(A) 本項に限り、主要な犯罪の刑期とは、増長、連続的な宣告、代替的な宣告を除く最も長く課された刑期を指す。

(2) クレジットの取得良好な態度及び承認されたハビリテーションや教育活動の成果に対するクレジットの付与に関しては矯正及びリハビリテーション部門が権限を持つ。

(b) 矯正及びリハビリテーション部門は、これらの規定に基づき本規制を採用しなければならず、矯正及びリハビリテーション部門の長官は、これらの規制の基公共の安全が保護され安全性が向上することを確実のものとしなければならない。

第 4 項。　移送に関わる司法手続き

第 4.1 項。　福利厚生法規第 602 項 を次の通りに改正する。

602 項。~~(a) サブディビジョン (b)~~ *第 707 項* , に記載されている場合を除き、California 州、若しくは米国及び California 州の都市や郡のいずれかの条例に違反した 18 歳未満のすべての人は、単に年齢に基づいて判決を確立する条例以外の犯罪の場合、少年裁判所の管轄となり、被保護者と見なすことができる。

~~(b) 14 歳以上の時点で次の犯罪の 1 を犯したとされる者は、刑事管轄の裁判所で一般的な法律の下で訴追されなければならない：~~

~~(1) 刑法の 187 項に記載されている殺人、検察官によってい刑法 190.2 項のサブディビジョン (a) に列挙されている状況に該当するとされる場合、そして未成年が被害者を殺害したと検察官が主張する場合。~~

~~(2) 次に挙げられる性犯罪、検察官が未成年が犯罪を犯したと主張する場合、そしてワンストライク法若しくは刑法の第 667.61 項の (d) 又は (e) に列挙されているっ状況にあたると検察官が主張した場合：~~

~~(A) 刑法第 261 項のサブディビジョン (a) のパラグラフ (2) に記載のある、レイプ。~~

~~(B) 刑法第 262 項のサブディビジョン (a) のパラグラフ (1) に記載のある、配偶者に対するレイプ。~~

~~(C) 刑法第 264.1 項に記載のある、他者とと共同して行う矯正的なセックス犯罪。~~

~~(D) 刑法第 288 項のサブディビジョン (b) に記載のある、14 歳以下の子供に対する強制わいせつ及びみだらな行為。~~

~~(E) 刑法第 289 項のサブディビジョン (a) に記載のある、強制的な性的貫通。~~

~~(F) 刑法の第 286 項また 288a 項に違反する、被害者や他の人への違法な傷害、暴力、脅迫、脅迫、または恐怖によって行われるソドミー及び経口交尾。~~

~~(G) 被告が刑法の第 1203.066 項のサブディビジョン (d) の基で保護観察にあたいする場合を除く、刑法第 288 項のサブディビジョン (a) に記載のある、14 歳以下の子供に対する強制わいせつ及びみだらな行為。~~

第 4.2 項。福利厚生法規第 707 項 を次の通りに改正する。

707 項。(a) (1) どのような場合であれ、未成年が 16 歳以上の時点で第 602 項の ~~サブディビジョン (a)~~ に記載されている人物に*重罪* 刑法 , を犯したとして該当するとされた場合、~~若しくはサブディビジョン (b) に列挙されているもの以外の状況。~~ *若しくはサブディビジョン (b) に列挙されている犯罪を 14 歳か 15 歳の時点で犯した場合、地方検事または他の適切な訴追官は、該当する未成年を少年裁判所から刑事裁判所に転送することができる。 転送のための行動は* ~~申立人の申告は~~ 危険と判断されるより前に*行われなければならない。そのような行動を起こす際には , j 少年*裁判所は保護観察人に対して当該未成年の社会的経歴及び態度にかんして調査~~を行い~~調書の提出を~~させる~~ *命令*しなければならない。~~不適合として考慮、検討されている。~~*報告書は、第 656.2 項 .* に基づき、被害者によって提供される任意の書面または口頭供述を全て含めなければならない。

(2) 報告書の提出と考慮、そして申立人または当該未成年が提出することを望むその他の関連証拠に基づき少年裁判所は *当該未成年者を刑事裁判所に移送する必要があるかどうかを決定しなければならない。判決を決定する際には法廷は副次段落の (A) から (E).* にある評価基準を考慮しなければならない。*裁判所が管轄権の移転を命令する場合、裁判所は分時に入力された順にその決定のための根拠を暗唱しなければならない。公聴会は、本項の規定により注目されている任意の場合においては、裁判所は、転送聴聞の終結の時まで弁解を申立へと持っていくことを延期しなければならず、既に記載されている弁解を公聴会で証拠として扱うことはできない。*~~下記のものを含むパラグラフ (A) から (E) の節 (i) で指定されている評価のクライテリアを基に、未成年が少年裁判所の施設を介して利用可能なケア、治療、およびトレーニングプログラムによって更生する可能性がないであろうと結論付けられた場合、当該未成年は少年裁判所法の下で対処することが適切ではないと判断される場合がある：~~

(A) (i) 未成年による犯罪の洗礼度合。

(ii) (i) で指定されたクライテリアを評価する際、少年裁判所には、未成年の年齢、成熟度、知的能力、そして、犯罪を犯したとされる時点での身体的、精神的、および情緒的健康、未成年者犯罪行為のリスクと結果に対する理解能力、未成年の家族、関連のある大人、または仲間からの圧力の影響、および未成年者の家族や地域社会の環境、小児トラウマの影響といったものだけに限らず、任意の関連要因に重みを与えることができる。

(B) (i) 未成年が少年裁判所の管轄権の満了前に改善することができるかどうか。

(ii) (i) で指定されたクライテリアを評価する際、少年裁判所には、成長の可能性といったものだけに限らず、任意の関連要因に重みを与えることができる。

(C) (i) 未成年者の以前の滞納履歴。

(ii) (i) で指定されたクライテリアを評価する際、少年裁判所には、未成年者の家族や地域社会の環境や小児トラウマが未成年の滞納履歴に与えた影響といったものだけに限らず、任意の関連要因に重みを与えることができる。

(D) (i) 少年裁判所による未成年者に対する以前のリハビリテーションの成功度合。

(ii) (i) で指定されたクライテリアを評価する際、少年裁判所には、当該未成年者に対して与えられたサービスの適切性といったものだけに限らず、任意の関連要因に重みを与えることができる。

(E) (i) 嘆願書に記載されている当該未成年によって犯されたとされている犯罪の状況及びその程度。

(ii) (i) で指定されたクライテリアを評価する際、少年裁判所には、当該人物の実際の態度、精神状態、当該人物の犯罪への関与度合、当該人物によって実際に与えられた傷害の度合、当該人物の精神的及び情緒的発達度合といったものだけに限らず、任意の関連要因に重みを与えることができる。

~~未成年者が少年裁判所法の下で対処するに適切な対象ではないことの判断はパラグラフ (A) から (E) の節 (i) で指定されている評価のクライテリアに記載された要素の組み合わせに基づくことができ、不適合の判決の際には暗唱されなければならない。公聴会は、本項の規定により注目されている任意の場合においては、裁判所は、適合聴聞の終結の時まで弁解を申立へと持っていくことを延期しなければならず、既に記載されている弁解を公聴会で証拠として扱うことはできない。~~

~~(2) (A) このパラグラフは、未成年が 16 歳の時点で違反によって第 602 項に記載されている人物にあたる場合、以前に第 602 項に基づいて被保護者とみなされているときに重罪を犯した場合で、下記の事項が両方ともあてはまる場合に適応されなければならない：~~

~~(i) 当該未成年者が以前に二つ以上の重罪を犯したとされている場合。~~

~~(ii) 以前の請願や陳情が、当該未成年者が 14 歳の時点で犯した犯罪を基に行われたものであった場合。~~

~~(B) 危険とみなされる前に申立人がそのような行動を起こす際には , 少年裁判所は保護観察人に対して不適合の判断の対象となっている当該未成年の社会的経歴及び態度にかんして調査を行い調書の提出を命令しなければならない。報告書の提出と考慮、そして申立人または当該未成年が提出することを望むその他の関連証拠に基づき、少年裁判~~

~~所が酌量すべきまたは軽減する状況であってもよいという証拠を基に、句 (i) から (v) の副次句 (I) で指定される条件の評価に基づいて少年裁判所の施設を介して利用可能なケア、治療、およびトレーニングプログラムによって改善が可能であろうと判断されない限り、当該未成年者は不適合で少年裁判所法の下で対処されるべきではないとされる~~

~~(i) (I) 当該未成年者による犯罪の洗礼度合。~~

~~(II) (I) で指定されたクライテリアを評価する際、少年裁判所には、未成年の年齢、成熟度、知的能力、そして、犯罪を犯したとされる時点での身体的、精神的、および情緒的健康、未成年者犯罪行為のリスクと結果に対する理解能力、未成年の家族、関連のある大人、または仲間からの圧力の影響、および未成年者の家族や地域社会の環境、小児トラウマが当該未成年者の犯罪の洗礼度合に与える影響といったものだけに限らず、任意の関連要因に重みを与えることができる。~~

~~(ii) (I) 未成年が少年裁判所の管轄権の満子前に改善することができるかどうか。~~

~~(II) (I) で指定されたクライテリアを評価する際、少年裁判所には、成長の可能性といったものだけに限らず、任意の関連要因に重みを与えることができる。~~

~~(iii) (I) 未成年者の以前の滞納履歴。~~

~~(II) (I) で指定されたクライテリアを評価する際、少年裁判所には、未成年者の家族や地域社会の環境や小児トラウマが未成年の滞納履歴に与えた影響といったものだけに限らず、任意の関連要因に重みを与えることができる。~~

~~(iv) (I) 少年裁判所による未成年者に対する以前のリハビリテーションの成功度合。~~

~~(II) (I) で指定されたクライテリアを評価する際、少年裁判所には、当該未成年者に対して与えられたサービスの適切性といったものだけに限らず、任意の関連要因に重みを与えることができる。~~

~~(v) (I) 嘆願書に記載されている当該未成年によって犯されたとされている犯罪の状況及びその程度。~~

~~(II) (I) で指定されたクライテリアを評価する際、少年裁判所には、当該人物の実際の態度、精神状態、当該人物の犯罪への関与度合、当該人物によって実際に与えられた傷害の度合、当該人物の精神的及び情緒的発達度合といったものだけに限らず、任意の関連要因に重みを与えることができる。~~

~~当該未成年者が少年裁判所で対処するに適合しており、適切であるという判断は、句 (i) から (v) の副次句 (I) で指定される条件の評価に基づいて当該未成年者が改善可能であろうと判断されなければならず、適合すると判断される場合はそれぞれの評価項目に関して当該未成年者が適合しているという事が暗唱されなければならない。適合か否かの判断を行う際に、裁判所は、基準を基に評価する際に酌量又は緩和すべき状況を考慮することができる。公聴会は、本項の規定により注目されている任意の場合においては、裁判所は、適合聴聞の終結の時まで弁解を申立へと持っていくことを延期しなければならず、既に記載されている弁解を公聴会で証拠として扱うことはできない。未成年者は、本サブディビジョンに従って少年裁判所法の下で対処するに適切な対象であると判断された場合、当該未成年者は第 730 項に基づく少年ホール、牧場キャンプ、森林キャンプ、ブートキャンプ、安全な少年ホーム、若しくは矯正リハビリ部門の少年施設課によって運営されている施設のいずれかにおいて生活しなければならない。~~

~~(3) 本サブディビジョンに従って、当該未成年者がは少年裁判所で対処するに適切な対象ではないと判断され、刑事管轄の裁判所における裁判で有罪とされた場合、第 1732.6 項に記載されている制限に適応しない限り裁判官は当該未成年者を州刑務所に送る代わりに矯正リハビリ部門の少年施設課によって運営されている施設へ送ることができる。~~

(b) サブディビジョン ~~(c)~~ *(a)* は、当該未成年者が *14 歳又は 15 歳の時に*下記のいずれかの犯罪を犯したため第 602 項に記載のある人物とみなされる場合に適応される：

(1) 殺人。

(2) 刑法第 451 項のサブディビジョン (a) 又は (b) に記載のある放火 。

(3) 窃盗。

(4) 強制的、暴力、若しくは身体への大きな損傷を与えるような脅迫による強姦。

(5) 強制的、脅迫、脅威、若しくは身体への大きな損傷を与えるような脅迫によるソドミー。

(6) 刑法の 第 288 項のサブディビジョン (b) に記載されているわいせつ又は挑発的な行為。

(7) 強制的、脅迫、脅威、若しくは身体への大きな傷害を与えるような脅迫による経口交尾。

(8) 刑法の 第 289 項のサブディビジョン (a) に記載のある犯罪。

(9) 身代金のための誘拐。

(10) 強盗のための誘拐。

(11) 身体への危害を伴う誘拐。

(12) 殺人未遂。

(13) 銃器又は殺傷能力のあるものによる殺人。

(14) 身体に大きな危害を与えるであろうものによる殺人。

(15) 住人がいる建物の内部への銃器の発射。

(16) 刑法の第 1203.09 項に記載のある犯罪。

(17) 刑法の 第 12022.5 項若しくは第 12022.53 項に記載のある犯罪。

(18) 刑法の第 16590 項の規定に列挙されている武器を未成年者が個人的に使用して犯された重罪。

(19) 刑法の第 136.1 項 若しくは第 137 項に記載のある重罪。

(20) 半オンス以上の塩、若しくは衛生安全法規の第 11055 項 のサブディビジョン (e) に記載されている制御物

質の溶液の製造、配合、または販売。

(21) 刑法の第 186.22 項 のサブディビジョン (b) の重罪違反を構成するであろう刑法の第 667.5 項 のサブディビジョン (c) において定義されている暴力的な重罪。

(22) 第 871 項 のサブディビジョン (b) に違反する、少年施設の従業員に対する意図的な暴力による大きな傷害を伴う群の少年施設、少年ホーム、牧場キャンプ、森林キャンプからの逃走。

(23) 刑法第 206 項と 206.1 項に記載のある拷問。

(24) 刑法第 205 項 に記載のある悪質な身体傷害。

(25) 刑法第 215 項に記載のある危険または殺傷能力のある武器で武装しながら行われるカージャック。

(26) 刑法第 209 項のサブディビジョン (b) において罰すべきとされている、性的暴行を目的とした誘拐。

(27) 刑法第 209.5 項において罰すべきとされている誘拐。

(28) 刑法第 26100 項のサブディビジョン (c) に記載のある犯罪。

(29) 刑法第 18745 項に記載のある犯罪。

(30) 刑法第 192 項のサブディビジョン (a) に記載のある故殺。

~~(C) 当該未成年者が第 602 項のサブディビジョン (b) に記載のある犯罪を 14 歳以上の時点で犯している場合は、危険とみなされる前に申立人が陳情を行う際に、裁判所は保護観察人に対して不適合の判断の対象となっている当該未成年の社会的経歴及び態度にかんして調査を行い調書の提出を行わせなければならない。報告書の提出と考慮、そして申立人または当該未成年が提出することを望むその他の関連証拠に基づき、少年裁判所が酌量すべきまたは軽減する状況であってもよいという証拠を基に、段落 (1) から (5) の副次段落 (A)~~ で指定される条件の評価に基づいて少年裁判所の施設を介して利用可能なケア、治療、およびトレーニングプログラムによって改善が可能であろうと判断されない限り、当該未成年者は不適合で少年裁判所法の下で対処されるべきではないとされる。

~~(1) (A) 当該未成年者による犯罪の洗礼度合。~~

~~(B) 副次段落 (A) で指定されたクライテリアを評価する際、少年裁判所には、未成年の年齢、成熟度、知的能力、そして、犯罪を犯したとされる時点での身体的、精神的、および情緒的健康、未成年者犯罪行為のリスクと結果に対する理解能力、未成年の家族、関連のある大人、または仲間からの圧力の影響、および未成年者の家族や地域社会の環境、小児トラウマの影響といったものだけに限らず、任意の関連要因に重みを与えることができる。~~

~~(2) (A) 当該未成年が少年裁判所の管轄権の満了前に改善することができるかどうか。~~

~~(B) 副次段落 (A) で指定されたクライテリアを評価する際、少年裁判所には、成長の可能性といったものだけに限らず、任意の関連要因に重みを与えることができる。~~

~~(3) (A) 未成年者の以前の滞納履歴。~~

~~(B) 副次段落 (A) で指定されたクライテリアを評価する際、少年裁判所には、未成年者の家族や地域社会の環境や小児トラウマが未成年の滞納履歴に与えた影響といったものだけに限らず、任意の関連要因に重みを与えることができる。~~

~~(4) (A) 少年裁判所による未成年者に対する以前のリハビリテーションの成功度合。~~

~~(B) 副次段落 (A) で指定されたクライテリアを評価する際、少年裁判所には、当該未成年者に対して与えられたサービスの適切性といったものだけに限らず、任意の関連要因に重みを与えることができる。~~

~~(5) (A) 嘆願書に記載されている当該未成年によって犯されたとされている犯罪の状況及びその程度。~~

~~(B) 副次段落 (A) で指定されたクライテリアを評価する際、少年裁判所には、当該人物の実際の態度、精神状態、当該人物の犯罪への関与度合、当該人物によって実際に与えられた傷害の度合、当該人物の精神的及び情緒的発達度合といったものだけに限らず、任意の関連要因に重みを与えることができる。~~

~~当該未成年者が少年裁判所で対処するに適合しており、適切であるという判断は、段落 (1) から (5) の副次段落 (A) で指定される条件の評価に基づいて当該未成年者が改善可能であろうと判断されなければならず、適合すると判断される場合はそれぞれの評価項目に関して当該未成年者が適合しているという事が暗唱されなければならない。適合か否かの判断を行う際に、裁判所は、基準を基に評価する際に酌量若しくは緩和すべき状況を考慮することができる。公聴会は、本項の規定により注目されている任意の場合においては、裁判所は、適合聴聞の終結の時まで弁解を申立へと持っていくことを延期しなければならず、既に記載されている弁解を公聴会で証拠として扱うことはできない。本サブディビジョンに従って、当該未成年者がは少年裁判所で対処するに適切な対象ではないと判断され、刑事管轄の裁判所における裁判で有罪とされた場合、第 1732.6 項に記載されている制限に適応しない限り裁判官は当該未成年者を州刑務所に送る代わりに矯正リハビリ部門の少年施設課によって運営されている施設へ送ることができる。~~

~~(d) (1) 第 602 項のサブディビジョン (b) で記載されている場合を除き、地方検事または他の適切な訴追官は、サブディビジョン (b) に列挙されている罪を犯したとされている 16 歳以上の未成年に対する刑事裁判権の裁判所への嘆願を提出することができる。~~

~~(2) 第 602 項のサブディビジョン (b) で記載されている場合を除き、地方検事または他の適切な訴追官は、以下の状況のいずれか一つ以上に適合する場合、14 歳以上の未成年に対する刑事裁判権の裁判所への嘆願を提出することができる。~~

~~(A) 当該未成年者が犯した犯罪が、大人であれば死刑、若しくは州刑務所での終身刑として罰せられるものである。~~

~~(B) 刑法第 12022.5 項又は第 12022.53 項に記載のある重罪を、未成年者が銃器を用いて犯した、または犯そうとした。~~

~~(C) 当該未成年者が下記のいずれかの状況に当てはまるサブディビジョン (b) に記載のある犯罪を犯した。~~

~~(i) 当該未成年者が以前にサブディビジョン (b) に記載されている犯罪を犯したため第 602 項に記載されている人物としてみなされた。~~

~~(ii) 刑法第 186.22 項のサブディビジョン (f) に記載のあるストリートギャングと関係して、またはギャングの構成員の犯罪活動を促進、援助する特別な意図を持って犯罪が犯された。~~

~~(iii) 他の人の人種、肌の色、宗教、祖先、国籍、障害、性別、または性的指向、若しくは当該未成年が刑法第 1 部の第 422.55 項から始まる第 11.6 編に記載されている特徴を相手が持っていると認識して、California 州の憲法、若しくは United States の憲法において保障されている権利の行使を妨害、威嚇するために犯罪を犯した。~~

~~(iv) 未成年者が犯罪を犯す時点で、被害者が 65 歳以上、若しくは盲目、聴覚障害、四肢麻痺、対麻痺、発達障害、または車椅子から動けない事を知っていた、若しくは合理的に考えて分かっていたであろう場合。~~

~~(3) 第 602 項のサブディビジョン (b) に記載されている場合を除いて、, 地方検事または他の適切な訴追官は、16 歳以上の未成年に対して、以前に 14 歳以上の時点で重罪を犯して第 602 項 に記載されている人物に該当するとされていた場合、刑事裁判所に嘆願を提出することができる。~~

~~(A) 未成年者が犯罪を犯す時点で、被害者が 65 歳以上、若しくは盲目、聴覚障害、四肢麻痺、対麻痺、発達障害、または車椅子から動けない事を知っていた、若しくは合理的に考えて分かっていたであろう場合。~~

~~(B) 他の人の人種、肌の色、宗教、祖先、国籍、障害、性別、または性的指向、若しくは当該未成年が刑法第 1 部の第 422.55 項から始まる第 11.6 編に記載されている特徴を相手が持っていると認識して、California 州の憲法、若しくは United States の憲法において保障されている権利の行使を妨害、威嚇するために犯罪を犯した。~~

~~(C) 刑法第 186.22 項で禁止されているように、ストリートギャングと関連して、またはその利益のために犯罪が犯された。~~

~~(4) 地方検事又は他の適切な検察官が、本サブディビジョンに基づいて刑事管轄の裁判所に未成年に対する嘆願書を提出した場合は、その後、それぞれの刑事事件に適用される法律に従って裁判が進められなければならない。刑法第 738 項に記載されてい予備審問に関連して、判事は、当該未成年が本サブディビジョンに該当するという合理的な理由を見つけなければならない。仮に合理的な理由が見いだされない場合、刑事裁判所は少年裁判所に管轄権を移さなければならない。~~

~~(5) 本サブディビジョンに基づき刑事管裁判所に対して検察官が嘆願を提出するような犯罪で、代わりに少年犯罪所に対して嘆願を提出する場合に、未成年が第 602 項のサブディビジョン (a) に記載されている人物に当てはまると判明している場合は、当該未成年は少年ホール、牧場キャンプ、森林キャンプ、ブートキャンプ、または第 730 項に基づく安全な少年ホーム、若しくは矯正リハビリテーション部門の少年施設課が運営するいずれかの施設に送られなければならない。~~

~~(6) 本サブディビジョンに従って、当該未成年者がは少年裁判所で対処するに適切な対象ではないと判断され、刑事管轄の裁判所における裁判で有罪とされた場合、第 1732.6 項に記載されている制限に適応しない限り裁判官は当該未成年者を州刑務所に送る代わりに矯正リハビリ部門の少年施設課によって運営されている施設へ送ることができる。~~

~~(e) 本項に基づいて保護観察官によって提出される、不適合の判断の対象となっている未成年の態度と社会的バックグラウンドに関する報告書は、被害者、被害者の両親、保護者、被害者が亡くなっている場合は第 656.2 項のサブディビジョン (b) に認められている被害者の近親者によって提供される任意の書面または口頭供述を含めなければならない。被害者の供述は、裁判所の不適合の判断に関わる場合においては考慮されなければならない。~~

第 5 項。改正。

本法令はその目的達成のために広く解釈するものとする。本法案の第 4.1 項と第 4.2 項の規定は、本法案の意図するものと一貫しており、両議院の議員の過半数の投票によって承認され、知事によって署名される限り改正することができる。

第 6 項。可分性。

本法案の条項、あるいは本法案の一部、あるいは条項の人物あるいは状況への適用が何らかの理由で無効になっても、残りの条項、あるいは条項の適用には何ら影響を与えずにその効力を維持し、本法案の条項はこの目的を達成するために分離できる。

第 7 項。主導権の対立。

(a) 本法案と、州の囚人または少年の被告のための大人の裁判所の訴追における資格や仮釈放に関する法案が同じ州全域投票にのった場合は、それらの法案は本法案と競合しているとみなされる。本法案が、本法案と競合する法案に比べ多数の賛成票を得た場合、本法案の全てが優先し、他の法案又は法案群は無効となる。

(b) 本法案が有権者によって承認され、同じ選挙で有権者によって承認された他の対立法案による法律が優先され、対立する投票法案が後に無効になった場合、本法案は、自ずと行使され その効力が与えられる。

第 8 項。発議者による訴え

本法案が有権者によって承認された後には、法律の他の規定にかかわらず、もし国家、政府機関、またはその職員のいずれかが本法案の合憲性を守ることに失敗した場合は他の政府の雇用者、支持者、任意の市民は、その合憲を擁護する目的のためにこの法律の合憲性に挑戦する、任意の第一審判所、控訴、または California 州の最高裁判所若しくは United States の最高裁判所における裁量審判といったあらゆる訴訟に介入する権限を有する。本法案を擁護する

ための活動に関わる合理的な費用に関しては、司法省の適切なファンドに対して課され、すみやかに執行される。

第 9 項。自由構造。

本法令はその目的を達成するために自由に解釈されるものとする。

提案 58

州上院議案 1174 2013 年～ 2014 年定期総会（第 753 章、2014 年度制定）により提案されたこの法律は、California 憲法の条例第 II 条第 10 項に従い州民に提出された。

本提案された法律は教育法規の項を修正しまた撤廃するものであり、従って、削除を提案される条項は消~~し~~線で示され、追加を提案される新しい条項は*斜線*で印刷され新しいものであることを示します。

提案された法律

第 1 項。　本法案は、「California Ed.G.E.Initiative（California Ed.G.E. イニシアチブ）」または「California Education for a Global Economy Initiative（グローバルエコノミーのための California 州教育発案）」として知らされ引用される。

第 2 項。教育法規第 300 項を次の通りに改正する。

300　項。California~~州民~~ *州民*は次の事実を宣言する。

(a) 一方、英語はアメリカ合衆国および California 州民の公用語であり、大多数の California 州民により話されてり、また ~~, 科学、テクノロジー、および国際ビジネス~~ *科学およびテクノロジー*においても主要な国際公用語であるため、*重要な*経済機会の言語である。また、

(b) 一方、~~移民~~すべての保護者は児童に対して~~英語の良い知識を取得し、これにより~~*英語を取得し、質の高い教育を受けさせることに熱心*であり、よって子供達が十分に経済的なアメリカンドリームおよび社会的進出に参加できるように準備します。

(c) 一方、California 州には、世界中の同僚と日常連絡を取る必要がある数千の多国籍企業が本拠地を置いています。

(d) 一方、官民全セクターにおよび California 州の雇用主は、顧客、クライアントまたビジネスパートナーとより強い繋がりを築く能力を持つ、多言語が話せる従業員を積極的に雇用しています。

(e) 一方、多言語のスキルは我が国の国家安全上必要であり、また外交および国際プログラムを実施する上で絶対不可欠です。

(f) 一方、California 州は英語、標準中国語、スペイン語を含む世界最大の多言語の自然の埋蔵量があり、このことは、州の経済貿易および外交活動にとり重要です。

(g) 一方、California 州には、全ての親に、英語または先住アメリカ人の言語を含む複数の言語による高い水準の教育を、子供たちに与える選択肢を提供する独自の機会があり、これにより、生徒達へ高等教育と自分たちの選ぶキャリアへのアクセスが増えます。

~~(c)~~ *(h)*　一方、California 州政府および公立学校には、California 州の児童全員に民族性または~~国籍~~*国籍*~~にかかわらず、~~我々の社会の生産的な一員となるために必要なスキルを提供する、道徳的な責任と憲法上の義務があります。またこのようなスキルの中で、英語に堪能であることは最も重要です。

~~(d)~~ *(i)*　一方、~~California 州の公立学校は現在、移民の子供たちに対する教育が十分ではなく、多くの移民の子供の現在の高い落ちこぼれ率と、英語の堪能度のレベルが低いことにより、過去 2 年間失敗している、費用の嵩む試験的な語学プログラムへの財源が、無駄となっていることが示されています。~~*公立教育の財政支援をより公正な形に再構築し、英語の取得を改善するための財源増加を命じ、地域による財政支援の管理を行う手段と、地域管理および義務の計画により財政支援の運用の仕方に関し、教育区、郡教育庁、および学校に地域で管理をさせる、歴史的な学校財政支援改革を California 州議会は承認し、州知事はこれに署名をしました。；また*

(j) 一方、保護者には、生徒たちに多言語の使用といった 21 世紀のスキルを習得させる、素晴らしい機会を与える革新的な新しいプログラムの構築に参加する機会があります。

(k) 一方、全ての保護者には、子供の大学およびキャリアの準備を改善し、またグローバル経済においてより競争力を高める、語学プログラムへのアクセスを含む、最高の教育を求める選択肢と発言権があります。

(l) 一方、既存の法律は、教師と学校を制約し、多くの生徒から多言語使用スキルを身に付ける機会をはく奪してきました。

~~(e)~~ *(m)*　一方で、~~年齢の若い移民の児童達は、年齢が低いときに教室でこの言語に頻繁に触れる場合、英語のような新しい言語の完全な流暢さを容易に取得することができます。~~*リサーチの多くが、多言語使用およびマルチリテラシーの、認知的、経済的、また長期的な学問的有益性を示しています。*

~~(f)~~ *(n)*　従って次のように解決されます。*2016 年 11 月の州全体の総選挙において、本案の一部の条項を修正また撤廃し、*California 州公立学校のすべての児童が~~可能な限り迅速にかつ効果的に英語を教えてもらえるようにすることを確実にする、有権者の目標を前進させます。~~*最高の質の教育を受け、英語をマスターし、California Ed.G.E を提供する、質の高い、革新的な、リサーチに基づく言語プログラムにアクセスします。（California Education for a Global Economy「California 州グローバル経済のための教育」）。*

第 3 項。~~教育法規の~~第 305 項を次の通りに改正する。

305 項。*(a)　(1)*　~~第 3 条に明記されている例外を対象にし~~*第 4.5 条に準拠して地域による管理および責任計画の開発に必要な、保護者とコミュニティの関与プロセスの一部として、*（第 ~~310 項から開始する）、California 州の公立学校のすべての児童は、英語で教えられることで、英語を学びます。特に、このことは、すべての児童が英語の教室に入れられることが求められています。英語学習者の児童は、通常一年を超えない暫定的な移行期間中に、保護された英~~

語集中プログラムを通じて教育されます。地方の学校は、年齢は異なるが、英語の堪能度が似通っている英語学習者を同じ授業に入れることを許可しています。地方の学校は、同じ英語学習者の教室に様々な母国語を話す英語の堪能度が同程度のグループを混ぜ合わせるように奨励されています。英語学習者が英語の良い実践的な知識を取得すると、英語の普通クラスに移されます。出来る限り、英語学習者に対する現在の補助資金援助は、第 8 条（第 335 項から開始する。）に従い下記のような変更の対象になる可能性はあるものの、維持されます。*52060）表題 2 の 4 課のパート 28 の第 6.1 章に準拠して、教育区および郡教育庁は、第 306 項 .* に定義されている、言語取得プログラムの作成を含むがこれに限定されずに、効果的いかつ適切な教授法へのインプットを求め、生徒に提供します。*この要件は、英語学習者および英語のネーティブスピーカーを含むすべての生徒に対し、該当する場合に、英語発達標準を含む中核的な学問的内容の標準へのアクセスがあり、また第 52060 項および第 52066 項の (d) 課の (2) 段落において特定されている州の優先事項に準拠して、英語に堪能になることを確かにすることを意図としています。*

(2) 教育区および郡教育庁は、英語学習者に対し最低でも、構成化された英語集中プログラムを提供し、このことは第 306 項に指定されており、英語学習者には英語発展標準を含む中核的な学業内容の標準へのアクセスがあり、また第 52060 項および第 52066 項の (d) 課の (2) 段落において示されている、州の優先事項に準じ英語に堪能になることを確実にすることを目的とします。

(b) 教育区または郡教育庁が本項に準じて語学習得プログラムを設立する場合、学校区または郡教育庁は、学校管理者および適切な権威と経験を持つ認定教師を含むがこれに限定されない適切な学校関係者に相談します。

(c) 教育区および郡教育庁はまた、英語を母国語とする生徒たちに対して、堪能さを身に着けるのに十分な程度まで別の言語で指導し、機会を与えるように奨励されています。英語以外の言語は、保護者、地域社会および学校の判断によるものであり、学校コミュニティーの言語学上および財政上のリソースとその他の地域の判断によります。

(d) 本項に準拠して作成された語学取得プログラムは、第 310 項の条件に準拠しています。

第 4 項。教育法規第 306 項を次の通りに改正する。

306. 本条項、および条項 3 *1* (310) *第 300 項より開始する）*において使用されている言葉の定義は以下の通りです。

(a)「英語学習者」とは、英語を話さない、あるいは母国語が英語ではなく、現在、通常の教室での学習を英語では実行できない、限定された英語の堪能度（LEP 児童としても知られている）の児童。*2001 年 (20 U.S.C. 7801(25))「連邦 No Child Left Behind 法」によりこの条件が定義されている、「英語の堪能さに限りがある」生徒を指します。*

(b)「英語の教室」とは、教える人が使用する指導言語が圧倒的に英語であり、またかかる教える人が英語の優れた知識を有している教室を指します。*「英語を母国語とする人」とは、幼少時から家庭において英語を学習して使用し、英語が概念の形成およびコミュニケーションの主要手段であった生徒を指します。*

(c)「英語が主流の教室」とは、生徒の母国語が英語であるか、あるいは生徒がすでに英語の妥当な流暢さを取得している教室を指します。*「語学取得プログラム」とは、可能な限り迅速にかつ効果的に英語の取得を確かにするようにデザインされ、英語開発標準を含む、州により採用された学業内容の標準に関する指導を、生徒に提供する教育プログラムを指します。生徒に提供されている言語取得プログラムは、リサーチによる情報にもとづいており、英語とその他の言語の両方において学年水準の堪能度および学業成績へ導きます。語学取得プログラムには次のものが含まれますが、これに限定されません。*

(1) 高い学業成績、第一および第二言語の堪能度、異文化間の理解という目標の下に、英語を母国語とする人と他の言語を母国語とする人に対して、統合された語学学習と、学問的な指導を与える二重言語集中プログラム。

(2) 英語と生徒の母国語を活用して生徒に指導をし、また英語学習者が英語の堪能、州が採用した学業内容の標準を満たすための、科目内容と学問的な習得、批判的思考を含むより高度な整理能力を達成させる、英語学習者向けの暫定的あるいは発展プログラム。

(d) *(3)*「保護された英語集中」または「構造化された英語集中」とは、年齢の若い児童のための英語習得課程を指します。*英語学習者向けの構造化された英語集中プログラム*では、ほとんどすべての教室*教育指導*は英語*英語*ですが、使われるカリキュラムおよび*プレゼンテーション*は語学を学習している*児童生徒を対象にデザインされています。*英語。*

(e)「二か国語教育 / 母国語指導」とは、ほとんどまたはすべての指導、教科書、教材が児童の母国語である生徒のための語学取得課程を指します。

第 5 項。教育法規の第 310 項を次の通りに改正する。

310. この *(a)* 第 305 項の条件は、年次に提供される事前の書面によるよく説明をして得た同意を持って放棄することができ、学校に入学した児童の*両親、もしくは生徒の法定後見人が本項に準拠して、児童に一番良く合う語学取得プログラムを選択することができます。*下記および ' 第 311 項に特定されている状況下での*保護者もしくは*法定後見人。このようなよく説明をして得た同意には、学校ごとに生徒 30 名以上の後見人を必要とするかまたは、*保護者もしくは法定後見人が個人的に学校を訪問し放棄を申請し、また様々な教育プログラムの選択肢および児童が利用できるすべての教育機会で使用される教材の詳しい説明が提供されます。かかる保護者の権利放棄条件下で、児童は英語とその他の科目を二か国語教育技術、あるいは、他の一般的に認められている法により許可を得ている教育方法により教えられる授業へ移ることができます。ある学年の *20 人またはそれ以上の生徒の後見人が語学指導を提供するためにデザインされている言語取得プログラムを要求する学年において権利放棄を受けた各学校には、かかる授業の提供が義務付けられています。*そうでない場合は、生徒達が

58

~~かかる授業が提供されている公立学校へ編入することを許可しなければならない。~~*第 305 項の条件に基づく可能な限りのプログラム*

(b) 教育区が本項に準拠して語学取得プログラムを実施する場合には、次の両方を実行しなければならない。

59

(1) 第 42238.02 項に明示されている、幼稚園および 1 年生から 3 年生のクラス規模の条件に従う。

(2) 第 48980 項に準拠して義務付けられている年次保護者通知の一部として、または入学時に、未成年の生徒の保護者あるいは法定後見人に対して、各プログラムの説明を含むがこれに限定されない、教育区に入学した生徒が利用できる語学プログラムの種類に関する情報を提供する。

第 6 項。教育法規の第 311 項は撤廃されます。

~~311 項。保護者の例外権利放棄が第 310 項 に基づき認められる状況は、次の通りです。~~

60

~~(a) 英語を既に知っている児童。英語の語彙の理解、読解力、書き方の標準テストにより測定されるように、この児童は既に優れた英語のスキルを持っており、この中でこの児童は自分の学年レベルの州平均かあるいはそれ以上のスコアを出しているか、または 5 年生の平均かあるいはそれを上回っているか、いずれか低い方。もしくは、~~

~~(b) 年齢が上の児童：児童が 10 歳以上であり、別の教育的な勉強課程が、この児童の基本的な英語のスキルの迅速な獲得により適しているという、学校長ならびに教育職員の情報に基づく意見である場合。もしくは、~~

~~(c) 特別支援が必要な児童：児童がすでに当該学年の 30 日以上の期間すでに英語のクラスに割り当てられ、そしてその後に、児童がかかる特別な身体的、情緒的、心理学的、または教育的支援を必要としており、代替の教育課程がその児童の全体的な教育的発達により適しているということが、学校長と教育職員の情報に基づく意見である場合。これらの特別支援については、書面による説明を提供する必要があり、またいかなる判断も、地方の学校管理責任者による調査および承認の対象となり、地方の教育委員会により作成されたガイドラインに従い、また最終的には州の教育委員会の審査対象になります。かかる特別支援の存在は、権利放棄の実行を強制するものではなく、また保護者は権利放棄への同意を拒否する権利について十分に知らされていなければなりません。~~

第 7 項。教育法規の第 320 項を次の通りに改正する。

58

320. California 州憲法条項 *第 IX 条の第 5 項*および第 2 条（第 305 条から開始する ）および第 3 条（第 310 項から開始する）*それぞれの詳細にあるように* California 州の生徒全員には、英語の公立教育。~~California 州の児童が公立学校の英語指導カリキュラムのオプションを否定された場合、その児童の保護者または法定後見人は、本法令の条項の実施に対し提訴する法的地位を有し、また成功した場合には、通常の慣習的な弁護士の料金と , 実際の損害に対する支払いが行われるが、処罰的または派生的な損害に対しては支払われない。~~*無料の公立教育と*英語によるが~~利用できる公立学校での教育オプションを、California 州の就学児童に提供することで、本法令の条件の実施を 故意にまた繰り返して拒否するいかなる学校役員会の役員、その他の選出された公職者、公立学校の教師または管理者にも、手数料やその児童の保護者または法定後見人による実際の損害に対し、個人的な責任を負う可能性がある。~~*公立教育が提供される権利があります。*

第 8 項。教育法規の第 335 項を次の通りに改正する。

335. 本法令の条項は、選挙人による承認により有効になる法令によるものか、あるいは議会の各上下院の~~法令の目的を進めるために 3 分の 2~~ *過半数*の投票をもち可決され、州知事により署名され法令により改正される。

第 9 項。本法令の第 2 項から第 8 項は、2017 年 7 月 1 日に有効になります。

提案 59

次の諮問質疑が州民に、2015–16 通常議会（2016 年法令第 20 章）の上院議案 254 条第 4 項に準拠して提出された。

諮問質疑 : California 州の選出議員は、「Citizens United v. Federal Election Commission（シチズンズユナイテッド対連邦選挙委員会）」(2010) 558 U.S. 310、その他該当する判例を覆すために、また、選挙運動献金および支出の完全規制または制限を許可するため、また、全市民が富とは無関係に相互に見解を表現するため、企業が個人と同等の、憲法で保障された権利を有さないことを明確化するために、合衆国憲法に対する 1 つまたは複数の改訂を提案および承認することを含むがそれに限定しない、憲法で定められた全権限を行使すべきですか？

提案 60

本州民発案法案は California 州憲法第 II 条第 8 項の条項に準拠し、州民に提示される。

本主導権的手段は保険法に項を加えたもので、追加提案の新条項は*斜体*で印字され、新規であることを示す。

提案された法律

California 州アダルト映画界におけるセーファーセックスに関する法律

California 州民は次について宣言する。

第 1 項。　表題。

本法律は、「California 州アダルト映画界におけるセーファーセックスに関する法律」として称することとし、以下、「本法律」と称されるものとする。

第 2 項。所見及び宣言。

California 州民は次について所見及び宣言する。

(a) California 州においてアダルト映画製作に関連した性感染症の広範な伝染につき、郡公衆衛生局において複数の部門により明文化された。アダルト映画業界のすべての労働者には性病にかからない状態で労働をする権利を有することとする。アダルト映画の製作にはセーフセックスの実践が重要であり、特に、パフォーマーによってコンドームの

使用は不可欠である。そして、アダルト映画業界は、HIV/AIDS およびその他性感染症の伝染を抑制するよう要求される。アダルト映画業界内の HIV/AIDS および他の性感染症の危険性のみならず、当該の疾病が出演者を通じ世間一般へ感染すことは多大なリスクである。

(b) アダルト映画業界は、労働者の安全を最優先することとし、特定の不可欠なセーフセックスの方法の使用を積極的に防止、および使用しない。目下のところ、HIV/AIDS や他の性感染症のワクチン接種、検査、経過観察等の費用は、出演者自身による負担となっているが、アダルト映画の生産者は、当該の費用への責任を放棄しているのが現状である。本法律は、当該の社会的懸念を明確化するために適正不可欠である。

第 3 項。目的および意図

California 州民は、本法律の制定の目的および意図を以下に宣言する。

(a) アダルト映画の製作に起因する性感染症から出演者を保護し、性感染症の伝染を最小限に抑制することで、健康に有害となる原因を軽減し、州民の生活の質を向上するため。

(b) アダルト映画の生産者に、出演者が性感染症からの保護のためにコンドーム着用の義務付を徹底する法律の遵守を要求するため。

(c) 職業安全衛生管理局 (Cal/OSHA) の California 支局および California 労働安全衛生基準委員会が本法律を施行するにあたり明確な基準を設定する権限を与えるため。

(d) 一定の予防接種、テスト、および HIV/AIDS や他の性感染症の経過監視のための費用がアダルト映画製作者による負担となることを要求し、出演者へは、製作者が本法律の安全衛生要求に違反したことを発端とする自身の経済的及び個人的損害について、それらを回復するために法的手段を取る権限を与えるため。

(e) 本法律違反の際、映画製作および流通に関し経済的利害関係にあるすべての個人および法人全てに対し、法的責任を追及するため。

(f) 製作者に対し映画製作の際は報告を義務付け、撮影に関する特定の記録を保管させるため、特定のシーン撮影の際のコンドーム着用の必要性を告知するため、および健康に関する追加要求事項を満たすため。

(g) 製作者にライセンス保持を義務付けることで、コンプライアンスの違反を阻止し、本法律の要件の遵守を促すため。

(h) California 州において、本法律違反者を追及することができる期間を延長するため。

(i) 州が本法律違反者を追及できない場合、内部告発者および一般市民にその権限を与えるため。

(j) エージェントが、映画製作の際コンドームが使用されない現場であることを了知しながら、当該の場所へ故意に出演者を派遣することを禁ずるため。

(k) 本法律が、施行後および裁判の際、法的防御として機能するようにするため。

第 4 項。　California 州アダルト映画界におけるセーファーセックスに関する法律は、労働法第 6720 節より 6720.8 項までが含まれる旨を追加することにより、成文化されることとする。

第 4.1 項。　労働法第 6720 節を次の通りに追加する。

6720. 健康および雇用要件：アダルト映画業界

(a) アダルト映画製作者は、出血および他の潜在的な感染性物質、性感染症 (“OPIM-STI”) から出演者を保護するに足るよう、技術管理および業務管理を徹底することとする。技術管理および業務管理は以下を含める。

(1) アダルト映画撮影中のコンドーム使用に関する規定および必要性。

(2) コンドームセーフ水性またはシリコン系潤滑剤を促進するするための規定

(3) 行政規則制定の過程を経た上で委員会により採択された条例により要求されたるその他の合理的な STI 予防の技術管理と業務管理は、第 6720 節より 6720.8 項包括に合理的かつ密接な関係がある。

(b) アダルト映画出演者が業務にあたるべく必要なすべての STI 予防ワクチン接種、STI 試験、およびすべての外来通院にまつわる費用は、出演者個人ではなく、アダルト映画製作者が負担するものとする。

(c) アダルト映画製作者は、法律により義務付けられるとおり、いかなる手段により入手された出演者の健康情報についての極秘を維持するものとする。

(d) アダルト映画出演者が、出演にあたり必要な STI 予防ワクチン、STI テストまたは診察が必要であるにもかかわらず、アダルト映画製作者が、当該の費用支払い義務を怠った場合、製作者は、出演者に支払われるべき当該の未払いワクチン、テストおよび診察費用相当額の罰金刑に処され、それは California 州に支払われるものとする。

(e) 出演者は、以下の事実が認定された場合、法律で許可された任意の救済措置または損害賠償に加え、毎年の消費者物価指数の増加をふまえた上で、最大五万ドル（$50,000）の民事損害賠償を求める権利を有するものとする。(1) 出演者が、製作者が 区分 (a)、(b)、または (c) を遵守しなかったことが原因による経済的または人的損害を負ったと認められる場合。(2) 製作者が本法律を遵守しなかったことが過失、不当もしくは故意と認められる場合。(3) 賠償が適切であると認められた場合。裁判所は、訴訟に基づき提出された費用および弁護士報酬については、この区分もしくは区分 (f) に則り、勝訴した原告へ支給金として与える与えるものとする。原告の訴追における起訴内容が善意によるものでないと裁判所が認める場合、相応の弁護士費用は勝訴側の被告に与えられるものとする。出演者の経済的もしくは個人的損害が、製作者がかけている労災保険により賄われる場合、この区分の適用はしないものとする。

(f) 区分 (e) に基づき、訴訟を提起する権利を有すいずれのアダルト映画出演者も、同様の状況に置かれるその他いず

60

れの出演者に代わり訴訟を起こす権利を有し、裁判所により集団認定の対象となることとする。

(g) 委員会は、第 6720 節より 6720.8 項包括発効および有効化するため、行政手続法の規則制定の規定に則り (第 3.5 章に始まる本部政府法典第 2 の 3 の 1、第 11340 項)、2018 年 1 月 1 日までに当規定を採択するものとする。

(h) この節は、コンドーム、バリアおよびその他個人的避妊具がアダルト映画の最終製品中で可視状態であることを求めるものではないものとする。しかしながら、California 州において商業的な目的のために配布されているアダルト映画内にコンドームが可視状態でない場合、当該の項に違反して映画が製造されたことに対し、反証可能な推定が存在しなければならないものとする。

(i) 第 6720 節より 6720.8 項包括下の責任は、アダルト映画出演者、善意の従事者、独立した請負サービスを提供する個人、一般的なサービスの範囲内においてアダルト映画プロデューサーの指示に従って行動する生産ボランティア、およびアダルト映画そのものに対し経済的利害関係が無く、アダルト映画製作者ではないと認められる場合には、適用されないものとする。第 6720 節より 6720.8 項包括適用にあたり、そのような個人はアダルト映画製作者とは認められないものとする。

(j) そのような規制が職場の安全保護を強化したり、アダルト映画出演者の権限を強化するという目的であり、かつ第 6720 節より 6720.8 項包括の要件を弱めたりするものでない限り、第 6720 節節より 6720.8 項包括内におけるいずれも、当局及び委員会からアダルト映画製作にまつわる製作、プロデュース、資金調達および配信を監督するための規制を公布する権限を妨げないものとする。

(k) 6720 項より 6720.8 項包括に記載される罰金額が、裁判所より無効と見なされた場合、コンプライアンス違反を抑止するのに足る合理的な金額の範囲で、かつ規定の要件の遵守を奨励するための行政規則制定手順に基き、当局が罰金刑を科す権限を与えられ、委員会が金額を決定するものとする。

第 4.2 項。　労働法第 6720.1 項を次の通りに追加する。

6720.1　告知および開示。

(a) 撮影開始後 10 日以内に、アダルト映画製作者は、以下の内容につき、アダルト映画製作者による偽証罪の罰則についての書面に署名し、当局に開示しなければならない。

(1) 撮影が行われた、行われている、また行われる予定の住所。変更がある場合、変更後の住所につき、変更発生後 72 時間以内に当局に告知しなければならない。

(2) 撮影が行われた、行われている、また行われる予定の日時。変更がある場合、変更後の日時につき、変更発生後 72 時間以内に当局に告知しなければならない。

(3) アダルト映画製作者の名前と連絡先情報。

(4) 細分化 (h) によって要求される指定された記録の保管者の名前と連絡先情報。

(5) アダルト映画製作者に、あらゆるアダルト映画出演者を派遣したあらゆるのエージェントの名前と連絡先情報。

(6) 偽証罪の罰則規定に基き、アダルト映画製作者によって署名された証明書が偽証を含む場合は以下のような扱いとする。

(A) コンドームが、膣または肛門性交の行為の撮影中あらゆる場面で使用されてきた、また使用されることになっている。

(B) すべての STI 試験、STI の予防接種、医療検査は、個人がアダルト映画出演者として従事するにあたり必要であるゆえ、撮影前において無償で提供されたものであること。さらに、

(C) 実施されたすべての STI テスト、STI 予防接種、および医療検査にかかる費用が、アダルト映画製作者によって支払われたものであること。

(7) 当局または委員会が、第 6720 節より 6720.8 項包括の規定遵守を保証するために必要と認めうる、その他の資料または情報。

(b) この条項により必要とされる情報を提出するにあたり、アダルト映画製作者は、当局または委員会によって定められた、データセキュリティ、データストレージ、受信、処理、およびこの条項の下に提出されたすべての情報を維持、管理するための費用、およびその他関連費用をまかなうに足りる費用を支払わなければならない。当局または委員会が料金を設定するまで、費用は百ドル ($100) とする。本区分の規定により徴収された手数料は、第 6720 節より 6720.8 項包括を執行する費用を賄うためとしては使用しないこととする。

(c) 単数の成人映画に対し、複数 (二以上) のアダルト映画製作者が関わる場合、そのうちの一名は、区分 (a) によって開示されることが要求される情報を、関係するアダルト映画製作者すべてを代表して配信してもよいこととする。

(d) アダルト映画製作者が、この条項もしくは区分により要求される適時な情報開示を怠った場合、区分 (f) トレーニングプログラムの要件、区分 (g) サイネージの要件、または、区分 (h) 記録管理要件につき、違反の場合は、行政執行法や民事訴訟にて決定後、千ドル ($1,000) 以上七千ドル ($7,000) 以下の罰金により処罰されるものとする。各再違反は、行政執行法や民事訴訟にて決定後、七千ドル ($7,000) 以上一万五千ドル ($15,000) 以下の罰金により処罰されるものとする。区分 (a) により要求される各情報提供を怠った場合、それは別の違反として扱われる。

(e) 区分 (a) 遵守に関し、故意に虚偽の陳述、言明および証明を行ったアダルト映画製作者は、行政執行法や民事訴訟にて決定後、七万ドル ($70,000) 以下の罰金により処罰されるものとする。

(f) アダルト映画製作者は、管理規則制定のプロセスに従って理事会が採択した規則によって要求される場合、各アダルト映画出演者及び被雇用者に対しトレーニングプログラムを提供することとする。

(g) アダルト映画撮影現場では、以下の通知を提供するため、48 ポイントのフォントより大きな従来型の書体で、

かつ当該のアダルト映画に出演するすべての出演者にはっきりと見える形で、読みやすい記号が常時表示されていなければならないものとする。

California 州は、アダルト映画製作の際、性感染症や性病から出演者を保護するために、すべての膣または肛門性交時、コンドームを使用を義務付けることとする。

あらゆるアダルト映画製作時に発生するあらゆる活動について、あらゆる公衆衛生上の問題は、以下に申し立てられるものとする。

_____.

当局または委員会は、本区分により要求される標示上にある空白行の真上に当該の文言が挿入されることとし、空白行の上に当該の文言を挿入することにより、すべてのアダルト映画製作者は、当該の裁決を遵守しなければならない、とする決定を、一般およびすべてのアダルト映画製作者に公開するものとする。

(h) アダルト映画製作者は、第 6720 節より 6720.8 項包括のために、映画製作にまつわるあらゆる記録保管を担当する者を選定することとする。少なくとも四年間、記録の保管者は、以下を保管しなければならない。

(1) アダルト映画製作者により生産、融資、または監督および製作された、オリジナルと編集前それぞれのアダルト映画のコピー。

(2) 区分 (a) により開示が必要とされる情報のコピー。

(3) 区分 (f) に基づき、アダルト映画製作者が、各アダルト映画出演者および従業員にトレーニングプログラムを提供したことの証明。

(4) 区分 (f) に基づき、アダルト映画が撮影された場所において、読みやすい記号が表示されたことの証明。

(i) 当局または委員会は、当規定および 6720.2 項を発効および有効化するため、行政手続法の規則制定の規定に則り (第 3.5 章に始まる本部政府法典第 2 の 3 の 1、第 11340 項)、2018 年 1 月 1 日までに当規定を採択するものとする。

第 4.3 項。労働法第 6720.2 項を次の通りに追加する。

6720.2 項。アダルト映画製作者。ライセンス。

(a) アダルト映画製作者は、当該のアダルト映画撮影開始後 10 日以内に、当局に対し、必要な申し込み手数料の納付および申請書の提出をし、ライセンスを取得しなければならない。アダルト映画撮影開始時に有効なライセンスを所持するアダルト映画製作者は、新たにライセンス申請書を提出および手数料を納付する必要は無いものとする。申し込み手数料は、本条項の管理費用をまかなうに足る額で、行政規則制定を経て当局により設定されることとする。当局が料金を設定するまで、費用は百ドル ($100) とする。本区分の規定により徴収された手数料は、第 6720 節より 6720.8 項包括を執行する費用を賄うためとしては使用しないこととする。

(b) ライセンスは、当局がライセンス申請書および手数料を受領した時点で直ちに有効となり、申請料は、撮影開始後 10 日以内に当局へ送金されるものとする。さらに、ライセンスは、10 日間遡るか、撮影初日、いずれか早い日時に有効となることとする。

(c) ライセンスは、当局により発行されるものとする。ライセンスはの停止は、アダルト映画製作者が、もしくは一般公開時に、行政執行法や民事訴訟に基づき、第 6720 節区分 (a) に違反があった旨が、公聴会を行うため当局より選出された議長の前で証明されたという唯一の条件下においてのみ許可されることとする。

(d) 個人ではないあらゆるアダルト映画製作者については、当該のアダルト映画所有者および管理者のすべてがライセンスを取得しない限り、いかなるライセンスも有効とならないこととする。

(e) ライセンスは、当局により停止されない限り、二年間有効とする。当局は、ライセンス停止期間の最終日翌日、ライセンス回復の旨を、ライセンス所持者に通知しなければならない。

(f) ライセンス要件。

(1) 各申込者および被認可者は、当局への申し込み期間のファイリングに先行する 12 ヶ月、もしくは、アダルト映画製作者のライセンス停止期間のいずれか短い期間において、管理の施行プロセスまたは法廷を通じ、第 6720 節節節の区分 (a) のいずれの要件について違反したことが判明してはならない。すべての者は、第 6720 節より 6720.8 項包括発効日より、第 6720 節より 6720.8 項包括を遵守しなければならない。

(g) 当局は、ライセンシーが第 6720 節、区分 (a) に違反していると認めるあらゆる場合において、当局は、ライセンシーへ書面による通知をしなければならない。当該の通知は、検知された不備についての明言を含め、それについての是正措置を定めるものとし、必要であれば、ライセンシーが第 6720 節区分 (a) に準拠するよう告知し、違反の場合は罰金や免許停止処分が下される旨を、ライセンシーに通知しなければならない。

(h) 行政審査のための書面による請求は、ライセンス継続のために正当な理由が示されている場合、通知の発行から起算して 15 日以内、あるいはそのような調査もしくは継続が放棄されている場合、告知されたライセンシーによって行われなければならない。

(i) 不服審査又は権利放棄から、週末と祝日を除く 10 日以内に、部門はライセンシーに課せられる罰則に関する決定通知書をライセンシーに発行する。一時中止になっているライセンスに関しては、第 6720 項から第 6720.8 項に従って、決定通知書の違反で判決を受けた行動又は怠慢を特定する。また、一時中止されたライセンスの場合は一時中止期間と度合いも明記する。決定通知には、ライセンスが回復又は再発行される場合は、その条件も言明する。

(j) 第 6720 項から第 6720.8 項に準拠して発行されたライセンスは、部門が一時中止を促した条件がこれ以上存在せず、第 6720 項から第 6720.8 項に準拠して課せられた罰則は満たされたと判断した場合は、回復される。本項は、ライセンスに不利な判決に対して義務付け又は上訴を求め

るライセンシーの権利を制限するとは解釈されない。

(k) ライセンスなしで成人向け映画制作者として役割を果たす場合、以前第 6720 項副区分 (a) の違反で判決を受けた成人向け映画制作者に対して一日あたり最高五十ドル ($50) の罰金になる。成人向け映画制作者として資格を得てから 10 日以内に成人向け映画制作者として登録しない成人向け映画制作者は、ライセンスなしで成人向け映画制作者の役割を果たしたことに対して一日あたり最高二十五ドル ($25) の罰金が課せられる。

第 4.4 項。労働法規に第 6720.3 項が追加されたものである。よって、次の通りである：

6720.3. 法令の制限。

(a) 第 6317 の規定にもかかわらず、第 6720 項から第 6720.8 項、又は現在又は将来適用されるすべての成人向け映画に関する規制の違反が疑われている人物を起訴する場合、訴訟を始める時期は次の事項の後のものとする。

(1) 違反の期日から一年後。

(2) 違反が見つかってから一年後、又は合理的な努力があった場合。

第 4.5 項。労働法規に第 6720.4 項が追加されたものである。よって、次の通りである：

6720.4. 法的責任及び罰則。

(a) 第 6423 項から第 6436 項に反する規定があっても、成人向け映画制作者、又は管理上又は民事訴訟で次のいずれかを行う、成人向け映画制作者と関係がある個人又は代理店は副区分 (b) の規定によって罰金の評価を受ける：

(1) 過失は第 6720 項副区分 (a)、(b)、又は (c) の規定に違反する；

(2) 第 6720 項副区分 (a)、(b)、又は (c) の規定を認識しながら、又は繰り返し違反する；

(3) 第 6720 項副区分 (a)、(b)、又は (c) の規定に従って、中止の通知及び中止期限切れ後も遵守しない、又は遵守を拒否する；又は

(4) 副区分 (a) 段落 (1)、(2)、又は (3) の他者による行為を支援又は教唆する。

(b) 副区分 (a) 段落 (1) の違反には一千ドル ($1,000) 以上五千ドル ($5,000) 以下の罰金、副区分 (a) 段落 (2) 又は (3) の違反には五千ドル ($5,000) 以上七万ドル ($70,000) 以下の罰金、副区分 (a) 段落 (4) の違反には一千ドル ($1,000) 以上三万五千ドル ($35,000) 以下の罰金を課す。

(c) 第 6423 項から第 6436 項に反する規定があっても、第 6720 項副区分 (a) に故意に違反した成人向け映画制作者によって成人向け映画制作者に死亡、永久的又は長期的な身体障害をもたらした場合、行政強制過程又は民事訴訟によって十万ドル ($100,000) 以下の罰金が課せられる。成人向け映画制作者が有限責任会社である場合は、罰金は百五十万ドル ($1,500,000) を超えない。

第 4.6 項。労働法規に第 6720.5 項が追加されたものである。よって、次の通りである：

6720.5. 代理人の制御；支援及び教唆；複数の違反。

(a) California 州内で撮影された成人向け映画を商業的報酬による購入で一つ又は複数を所有する全ての個人は第 6720 項副区分 (a) の違反になり、California 州内で撮影された成人向け映画と認識しつつ又は向う見ずに、California 州内外に販売又は流通の目的で一つ又は複数を送信、送信させる、又は持ってくる、持って来させることは第 6720 項副区分 (a) の違反になり、当該映画を商業目的で提供又は流通することは次の事項の最大が罰金として評価される：

(1) 成人向け映画の権利に対して交わされた商業的報酬総額の二分の一倍以上、一と二分の一倍以下とする。

(2) 成人向け映画を制作する総額の二分の一倍以上、一と二分の一倍以下とする。

(b) 副区分 (a) に違反する個人に支援及び教唆した個人は副区分 (a) の違反に対する責任を負う。

(c) 以前、副区分 (a) に違反する個人が副区分 (a) の違反で判決を受けた場合は、次の事項の最大が罰金として評価される：

(1) 成人向け映画の権利に対して交わされた商業的報酬総額の二倍以上、三倍以下とする。

(2) 成人向け映画を制作する総額の二倍以上、三倍以下とする。

(d) 副区分 (a) の違反で二回又は複数回の判決を受けた個人が副区分 (a) の違反で判決を受けた場合、次の事項の最大が罰金として評価される：

(1) 成人向け映画の権利に対して交わされた商業的報酬総額の三以上、四倍以下とする。

(2) 成人向け映画を制作する総額の三倍以上、四倍以下とする。

(e) 第 6720 項から第 6720.8 項は正当な医学的、教育的、及び科学的活動、成人向け映画を送信又は携行するテレコミュニケーション信会社、及び犯罪の調査・起訴を行う刑法執行機関、当該映画が成人向け映画の場合を除き、アメリカ映画協会が評価する全ての映画には適用されない。

第 4.7 項。労働法規に第 6720.6 項が追加されたものである。よって、次の通りである：

6720.6. 実施；内部告発者；訴訟の私権。

(a) 第 6720 項から第 6720.8 項に違反する全ての個人は行政上の執行過程、又は部門又はその検察官、市民検察官、第 6720 項の違反によって侵害された成人向け映画の出演者、又は California 州に居住する個人によってもたらされた民事訴訟の責任を負う。成人向け映画の出演者又は個人は、本区分に従って民事訴訟を提起する前に、違反が疑われている人物又は違反者を行政上の執行過程又は民事訴訟の開始によって追及するために、部門に要請書を提出しなければならない。要請書には、第 6720 項から第 6720.8 項に違反すると思う、その根拠についての声明を含む。部門は行政又は民事訴訟の追及を行うか否かについて、当該個人に書面にて返答する。部門は要請書を受け取ってから

21 日以内に、違反が疑われている人物又は違反者を行政上の執行過程又は民事訴訟の開始によって追及することについて返答し、要請書を受け取ってから 45 日以内に執行議事を開始するか、民事訴訟を提起しなければならない。ただし、部門の法的措置が放棄又は却下された場合を除き、他の措置は行わない。部門が要請書を受け取ってから 21 日以内に、否定的な言葉で返答した場合、又は返答しなかった場合、訴訟を提起した個人は民事訴訟を提起できる。

(b) 民事訴訟を開始する期間は部門が請求書を受け取ってから、民事訴訟が却下された日、或いは行政の執行活動が破棄された日のいずれか遅い日までとするが、要請を申請した個人による民事訴訟の場合のみとする。

(c) 本項では、第 6720 項から第 6720.8 項の違反に対する個人について、部門が第 6720 項から第 6720.8 項に従って命令を発した後、又は同じ違反の個人に対して罰金を徴収した後は、民事訴訟を提起できない。第 6720 項から第 6720.8 項は刑事責任を課さないが、刑事検察官が同じ取引又は出来事について、当該個人に対して刑事裁判を維持する場合は、第 6720 項から第 6720.8 項の違反を提示する民事訴訟は本項に従う個人に対しては提起できない。本項に従って、第 6720 項から第 6720.8 項の特定の違反に対して一つ以上の本案判決をいかなる個人に対しても得ることはできない。裁判所は原告が熱心に進めない場合、又は誠意を持って行わない場合、他の訴訟を損なうことなく、審議待ちの訴訟を却下する。

(d) 本項に従ってもたらされた訴訟に一人又は複数の被告に対して判決がなされた場合、原告によって回復される罰金は次の通りに配分される：California 州に 75 パーセント、及び原告に 25 パーセント。裁判所は、第 6720 項から第 6720.8 項が認可する訴訟で勝った政府機関以外の原告又は被告に本項に従って発生した合理的な弁護士費用を含む訴訟費用を裁定する。ただし、被告が原告から弁護士費用を埋め合わせるためには、裁判所はまず、原告の訴訟追及は根拠がないものだった、又は不誠実だったことを宣言しなければならない。

第 4.8 項。労働法規に第 6720.7 項が追加されたものである。よって、次の通りである：

6720.7.　芸能プロダクションの義務。

(a) 第 1700.4 項副区分 (a) に定義の芸能プロダクションに、金銭的対価のために、第 6720 項副区分 (a) に遵守しない成人向け映画の配役担当責任者を含む（ただし、これに限定されない）、制作者又は制作者の代理人に成人向け映画の出演者を認識しながら照会することは違法である。本副区分の違法に関して責任がある芸能プロダクションは、本項に違反して照会をした結果として、芸能プロダクションが受け取った金銭的対価の金額、及び本項の違反の責任に対する芸能プロダクションのうまい追及に関する合理的な弁護士費用を成人向け映画の出演者に対して責任がある。

(b) 芸能プロダクションが、成人向け映画制作者が第 6720 項副区分 (a) に遵守し、将来もあらゆる要件に遵守し続けるという署名入りの確認書を映画制作の始めに受け取った場合は、本項の違反責任はない。

(c) 本項の違反は、違反者の芸能プロダクションライセンスの一時中止又は撤回の理由になる。職業安全衛生基準部門及び労働基準執行部門は本項執行にあたり、競合管轄区を維持する。

(d) 第 6720 項副区分 (a) の違反に対する責任判決が下されたら、部門は第 6720.1 項副区分 (a) 段落 (5) の情報を労使関係部門、労働基準執行部門、又は継承機関に転送する。

第 4.9 項。労働法規に第 6720.8 項が追加されたものである。よって、次の通りである：

6720.8.　定義。

第 6720 項から第 6720.8 項の目的により、次の定義が適用される：

(a)「成人向け映画」は、出演者が実際に、陰茎による膣挿入又はアナル挿入に関わる性交の映画、ビデオ、マルチメディア、又はその他の表明を記録、ストリーミング配信、又はリアルタイム放送を意味する。

(b)「成人向け映画出演者」は、陰茎を膣又はアナルに挿入しながら撮影される個人、又は膣又はアナルに陰茎を挿入されながら撮影される個人を意味する。

(c)「成人向け映画制作者」は、California 州内で一つ又は複数の成人向け映画を作成、制作、資金調達、又は監督する個人、及び商業的報酬と引き換えに当該成人向け映画を販売、販売提供、又は販売させる個人を意味する。

(d)「成人向け映画規制」は、第 6720 項から第 6720.8 項の目的及び意図を合理的に密接に結び付けた、（政府法規第 2 編第 3 部門第 1 部）行政手続き法（第 3.5 章（第 11340 項から始まる）の規則制定に従って、役員会が採択したすべての規制を意味する。

(e)「支援又は教唆」は、認識しつつ又は向う見ずに相当な支援を個人に与えることを意味する。

(f)「映画制作の始め」は、成人向け映画の記録、ストリーミング配信、又はリアルタイム放送が始まる時点を意味する。

(g)「役員会」は、職業安全衛生基準役員会を意味する。

(h)「商業的報酬」は、実質的又はデジタル通貨、現在又は将来の収益に対する条件付き又は既得権を含む（ただし、これらに限らない）あらゆる価値を意味する。

(i)「商業目的」は、商業的報酬と引き換えに販売、販売提供、又は販売させることを意味する。

(j)「流通」は、商業的報酬と引き換えに所有物を移動することを意味する。

(k)「部門」は、職業安全衛生部門を意味する。

(l)「撮影」は、成人向け映画を記録、ストリーミング配信、又はリアルタイム放送することを意味する。

(m)「ライセンス」は、成人向け映画制作者衛生ライセンスを意味する。

(n)「ライセンシー」は、有効の成人向け映画制作者衛生ライセンスを所有する個人を意味する。

(o)「その他可能性のある伝染性材料 - 性行為感染症」又は "OPIM-STI" は、性感染病原菌を含み、感染させる体液及びその他の物質を意味する。

(p)「個人」は、個々、パートナー提携、企業、協会、企業、有限責任会社、又はその他合法的な組織を意味する。

(q)「性行為感染症」又は「STI」は、HIV/AIDS、淋病、梅毒、クラミジア、肝炎、トリコモナス症、ヒトパピローマウイルス (HPV)、性器ヘルペスを含む（ただし、これらに限定されない）、性交により広まる感染又は疾患を意味する。

第 5 項。自由な解釈。

本法案は California 州民の健康、安全、福祉を守るために公権力を行使するもので、その目的を達成するために弾力的に解釈されなければならない。

第 6 項。法案の抵触。

本法案は包括的なものである。本法案及び別の発案法案あるいは同じ表題に関する法案が州全体の選挙投票用紙に記載された場合、法案あるいはその他の法案の条項は本法案に対立すると見なされる。本法案が多くの賛成投票を得た場合、本法案の規定が優先され、他の法案は無効になる。

第 7 項。提案者の責任。

California 州民は、本法令の提案者は、本法令全体又は一部が可決された後に無効になった場合は、憲法上又は法令的に裁判所から容認されないときは法的責任を負うべきだと宣言する。かかる憲法又は法令で容認されない主導権は納税者資金及び選挙資源の誤用で、法令の起草者である法令の賛成者はかかる事件に対して責任を取るべきである。

本法令が可決した後に、裁判所で本法令の全体又は一部が憲法違反又は法的に無効なので無効になった場合、上訴及び裁判所の判定を覆すあらゆる手段が提起されても、提案者は憲法上又は法的に全体的に容認されない発案法を起草したことに対して、California 州の一般財源に $10,000 の民事罰則を支払う。本民事罰則はいかなる当事者又は団体も権利放棄できない。

第 8 項。修正及び撤廃。

本法令は、議会の三分の二 (2/3) の投票と州知事の署名によって、法令によるその目的はさらに修正される。

第 9 項。可分性。

本法令の条項、又は本法令の一部、又は条項又は個人又は状況の一部の適用性が何らかの理由で無効又は反憲法的になっても、残りの条項及び一部には何ら影響を与えずにその効力を維持し、本法令の条項はこの目的を達成するために分離できる。有権者は、本法令及び各部分は、条項の一部又はそれ以上が無効又は反憲法的と判決が出た場合でも、採択されたものとしてここに宣言する。

第 10 項。法的防衛。

California 州民は、有権者によって法令が承認された後、裁判所で異議申立てがあった場合、California 州によって守られることを希望する。California 州民は、本法令を制定することで、本法令の提案者は、法令の有効性に対して憲法上又は法的な異議申し立てから本法案を守る、直接の個人的利害関係を持つことをここに宣言する。司法長官が本法令を弁護できなかった場合、又は司法長官が本法令の憲法上又は法的な容認に対する不利な判決に上訴しなかった場合、法令の提案者は法令全体又は一部の有効性を守る、直接の個人的利害関係を持つことをいかなる裁判所でも主張する資格を有し、以下の条件を対象に、California 州の代理人として本法令を通して州民から権限が与えられる。(1) 提案者は California 州の任意の従業員として考慮されないが、議会は、California 判例法に定義付けされている、そのようにする「正当な理由」があれば、議会両院の多数決で代理人の役割から取り除く権威を有する；(2) 提案者は、California 州憲法第 XX 条第 3 項に従って、California 州の従業員として就任の宣言をする；(3) 提案者は法律に規定の通り、あらゆる信用、倫理的及び法的義務が課せられる；及び (4) 提案者は、異議申し立てされた法案の有効性を守る代理人として、提案者によって発生した合理的な費用及びその他の損害に対してのみ補償される。補償金は、州がその弁護をする費用を超えない。

第 11 項。　発効日。

本書に別段の定めのある場合を除いて、本法令は有権者から承認されたその日から有効になる。

提案 61

本州民発案法案は California 州憲法第 II 条第 8 項の条項に準拠し、州民に提示される。

本州民発案法案は福利厚生法規に追加され、従って、追加を提案される新しい条項は*斜体* で印刷されて新しいものであることを示してある。

提案された法律

California 州薬価救済法令

California 州の州民は次のように命じる：

第 1 項。　表題。

本法案は「California 州薬価救済法令」として認識され、参照されなければならない。

第 2 項。所見及び宣言。

California 州民は次の全てについて所見及び宣言する：

(a) 現在まで、そしてこれからも処方薬剤費は California 州の医療費上昇の最大の要因のひとつである。

(b) 全国の処方薬に対する支出は、1990 年から 2013 年の間に 800 パーセント以上増加し、医療費の中で最も急成長している分野の一つとなっている。

(c) HIV / AIDS や C 型肝炎及び癌などのを治療のために使用される特別な処方薬に対する支出は、他の種類の処方薬よりも速く上昇している。2014 年の一年間のみでそれら特別の処方薬に対する支出は 23 パーセント以上増加した。

(d) 法外な値段を請求する製薬業界の慣行によって、製薬業界の利益は投資銀行や石油業界の利益を上回る結果となっている。

(e) 法外な値段の設定によって、製薬会社の経営者達は有

り余る程の給料を受け取とってきた。

(f) 過度に設定された薬の価格は、最終的に医療サービスのカット、そして薬を必要としている人々のための提供者となっている納税者に対する不必要な負担であり続けている。

(g) California 州は払い戻しによって処方薬の費用を低下させようと努力を行ってきたが、製薬会社は他の州が同じ処方薬に対して支払う価格よりも高い価格を請求でき、結果的に正すべき劇的な不均衡が生じている。

(h) California 州が、米国退役軍人部門が処方薬に対して支払う金額と同じ価格を支払うことができる場合、それは California 州とその納税者にとって大幅な節約になるであろう。本法案は、これらの公衆の懸念を解決するために必要かつ適切なものである。

第 3 項。目的と意図。

California 州の州民は、本法案の制定に関わる目的と意図を下記の通り宣言する：

(a) California 州が、米国退役軍人部門が処方薬に対して支払う金額と同じ価格を支払うことを可能にし、政府間の不均衡を是正する。

(b) California 州とその納税者による処方薬のための支出の大幅なコスト削減を可能にし、California 州の医療費上昇の流れを止めるために貢献し、

(c) 同法の適切な法的防御を提供するためには、それが採用され、その後、裁判所において検討される必要がある。

第 4 項。California 薬価救助法は下記の通り福利厚生法規に第 14105.32 項を追加することによって成文化されなければならない：

14105.32.　処方薬の価格設定

(a) 法律の他の規定に関わらず、連邦法の下で許容される限りは、および限りはに入るものとし、California 州、州の行政機関、そして医療サービス部門を含むその他の州の機関は処方薬の購入に関して、現金割引、無料の商品、数量割引、リベート、またはその他の割引やクレジットを含む薬剤の純費用が米国退役軍人部門によって支払われている最も低い価格以下でない限り任意の製薬業者とのあらゆる契約を行ってはいけない。

(b) サブディビジョン (a) に記載されている価格の上限は、California 州、州の行政機関若しくは他の州の機関が直接的な購入者でなくても、最終的な支払者であるすべてのプログラムに適用されなければならない。これには、California の Medi-Cal 外来処方薬用料金プログラムおよび California エイズ医薬品支援プログラムが含まれる。これらのプログラムに関わる処方薬の購入における、現金割引、無料の商品、数量割引、リベート、またはその他の割引やクレジットを含む契約に加えて、該当する州の担当機関は、州の医療サービス部門によって決められる薬剤の純費用が米国退役軍人部門によって支払われている最も低い価格以下となるよう追加的な契約を交わさなければならない。本項の要件は、Medi-Cal によって運営されているプログラムの下での薬剤の購入、調達、設定された料金には適用されない。

(c) これは、California 州の州民の意図であり、California 州、州の行政機関、その他の機関は処方薬の購入のために任意の製薬業者と契約を交わす際には本項を実施しなければならす、California 州、州の行政機関、その他の機関は、2017 年 7 月 1 日までに、この法律を実装し遵守しなければならない。

(d) California 州、州の行政機関、その他の機関は、この項の規定を実施するための規則や規制を採用し、この規定を実施するために必要な連邦法、規則、規制の免除を求めることができる。

第 5 項。自由構造。

本法案は州民の健康、安全、福祉の保護のための California 州の人々の公権力の行使であり、その目的を達成するために自由に解釈されなければならない。

第 6 項。競合する法案。

本法案は包括的であることを意図している。これは California 州の人々の意図であり、本法案及び別の発案法案あるいは同じ表題に関する法案が州全体の選挙投票用紙に記載された場合、法案あるいはその他の法案の条項は本法案に対立すると見なされなければならない。本法案が多くの賛成投票を得た場合、本法案の条項は優先され、他の法案若しくは法案群の条項は無効になる。

第 7 項。提案者の説明責任。

California 州の人々は本法案が通過した後に本法案法廷において憲法または法的に全体的または部分的に認められないとされた場合は、この法律の支持者は民事責任を問われるべきであることをここに宣言する。そのような憲法上または法的に許されない発案は、納税者の資金や選挙リソースと法の提唱者の誤用であり、法の起草者はそのような発生の責任を問われなければならない。

本法案が通過した後に本法案法廷において憲法または法的に全体的または部分的に認められないとされ、上訴のためのすべての道が閉ざされた場合には、提案若しくは支持者は憲法または法的に完全に許容される法を発案することに失敗したとして California の一般財源に対して $10,000 の民事制裁金を支払わなければならないが、本法案の起因によるいかなる個人または団体に関連するその他の責任を負わないものとする。いかなる団体や機関もこの民事制裁金支払いの免除を受けることはできない。

第 8 項。改正及び廃止。

この法律は、その目的を促進のために、議会の 3 分の 2 の投票によって可決され、知事によって署名されることによって、改正することができます。

第 9 項。可分性。

この法律、またはその一部、またはある状況や人に対して条項やその一部が無効または違憲であるとされた場合にも、残りの規定と要素は影響を受けず、完全な効力があり、その意味においてこの法律の規定や要素は可分である。有権者は、ここに例え任意の 1 つまたは複数の条項またはその一部が無効または違憲であることが判明したとしてもこの法律、および各部分が採用されることを宣言する。

第 10 項。法的防御。

California 州の人々は、本法案が有権者によって可決され法廷で検討される際には、California 州によって擁護されることを望む。California 州の人々は、この法律を制定することにより、ここにこの法律の支持者が、憲法や法律上の法の有効性に関して直接的かつ個人的な利害関係を有していることを宣言する。司法長官がこの法律を守ることに、または司法長官がいずれかの裁判所で、この法律の全体的または部分的な法定可否に関して不利な判決に対して控訴することに失敗した場合は、同法の提唱者にはいずれかの裁判所において法の正当性を擁護することを通じてその直接および個人的な利害関係を主張する権利が与えなければならず、下記の条件の下本法案を California 州の州民のエージェントとみなし、力が与えらなければならない：(1) 提案者は、California 州の意思による従業員とみなさるべきではなく、議会は California 州の判例法によって定義されているところの「正当な理由」が存在する場合においては州議会の各院の過半数の投票によって、その役割から提唱者を削除する権限を有する；（2）提案者は、California 州の従業員として California 州憲法の第 XX 条の第 3 項の下で就任の宣誓を行わなければならない；（3）提案者は、法律で定めるすべての受託者の倫理的、および法的義務に従うものとする；（4）提案者は、検討される法の妥当性を守る際の合理的な費用と提案者が被った損失について、California 州によって補償されなければならない。補填される費用は、州が自ら抗弁を行う際にかかるであろう費用以内でなければならない。

第 11 項。　発効日。

ここに特別な記載がない限り、本法案は有権者によって可決された後日から効力を持つ。

提案 62

61

本州民発案法案は California 州憲法第 II 条第 8 項の条項に準拠し、州民に提示される。

このイニシアチブ メジャーの償いし、; 刑法のセクションを廃止したがって、既存の規定を削除する提案は、取り消し線タイプで印刷します~~線を引いて削除~~ 追加する新しい条項が印刷されて*斜体の種類*彼らが新しいことを示します。

提案された法律

2016 年の法律を働く正義

第 1 項。　表題。

このイニシアティブは「2016 年の法律を働く正義」として知られていて、引用されるかもしれません。

第 2 項。所見及び宣言。

62

California 州民はここを検索し、以下のすべてを認定し宣言します：

1. 第一級謀殺の有罪判決を受ける狂暴な殺人者は、社会から切り離されなければならなくて、ひどく罰されなければなりません。

2. 現行法のもとに、California 州は多くの犯人に第一級謀殺を犯す死刑を宣告します、しかし、国は処刑をめったに実行しません。その代わりに、国は死刑囚棟収容者に弁護士を与えることに何百万納税者ドルも費やします。そして、それが処刑によって死刑を宣告した殺人者が刑務所で老死するのを見るだけです。

3. 1978 年以降、処刑によってほぼ 1000 人の犯人に死刑を宣告したが、わずか 13 人を処刑した死刑システムに、California 州 は 40 億ドル以上を使いました。たとえ 700 人以上の収容者が現在死刑囚棟にいるとしても、California 州はほぼ 11 年で誰も処刑しませんでした。

4. California 州の仮釈放の可能性のない終身刑判決を受けたが暴力的な殺人は、仮釈放の対象となることはありません。彼らは刑務所で一生の残りを過ごします、そして、彼らは刑務所で死にます。

5. 死刑囚の 1% より少ない仕事し、被害者を補償するために彼らの賃金を支払います。刑務所で働いて、彼らの犯罪の被害者への賠償を払うために彼らの賃金を使うことを、仮釈放の可能性なしで終身刑を宣告される殺人者は、要求されます。

6. 仮釈放の可能性のない終身刑を宣告されすべての有罪判決を受けた殺人者は、刑務所では機能し、彼らの被害の被害者を補償するために彼らの賃金の 60% を支払う法的に必要があります。

7. 彼らを生命の罪で刑務所に入れるより殺人者を処刑することが安いと多くの人々が思う間、実際、それははるかにより高価です。前死刑検察官と裁判官（Arthur Alarcon）と法学教授 Paula Mitchell による研究によって、その最も辛辣な罰として仮釈放の可能性なしで終身刑があるシステムより維持する年につき、死刑システムは、1 億ドル以上がかかります。仮釈放の可能性なしで死刑を終身刑と入れ替えることによって、California 州納税者は、毎年、かなり 1 億ドル以上を節約します。

8. 死刑は、納税者ドルを浪費して、致命的な間違いをする失敗した政府プログラムです。150 人以上の罪のない人々はこの地方で死刑を宣告されました、そして、一部の罪のない人々は実は処刑されました。本当の殺人者が再び殺すのは無料のままの間、悪い信念は罪のない人々から彼らの命の数十年を奪って、税ドルを浪費して、犠牲者の家族に再外傷を与えます。

9. この行為の過去にさかのぼる応用は、すぐに高くついて無効な実行を終えて、California が罪のない人を決して処刑しないことを確実とします。

10. California 州の死刑は、司法の中身がない約束なのです。死刑ケースは、数十年の間長引きます。仮釈放の可能性のない終身刑の宣告は、悲しみに暮れる家族のスイフトと特定の正義を提供します。

11. 仮釈放の可能性のない終身刑は、最悪の犯人が永遠に刑務所にとどまることを確実として、お金を節約します。仮釈放の可能性なしで死刑を終身刑と入れ替えることによって、我々は、独りの囚人を解放することなく、5 年で国にとって 10 億ドルの節約になります — 防犯戦略に投資されることができた 10 億ドル、犠牲者のためのサービス、

教育と我々のコミュニティと家族を安全にしておくこと。

第 3 項。目的と意図。

California 州民は、以下の通り法令を制定する際に、彼らの目的と意図を明言します：

1. California 州の高くついて無効な死刑システムを終えて、そう仮釈放の可能性なしで終身刑に特別な状況で第一級謀殺の有罪判決を受ける人に宣告する常識アプローチと、それを入れ替えるために、彼らは永久に社会から切り離されて、犠牲者への賠償を払うことを要求されます。

2. 誰もが第 1 級謀殺の有罪判決、刑務所では機能しを 60% に増加する賃金部分は仮釈放の可能性のない終身刑を宣告を必要とするには、彼らは彼らの犠牲者に返還として支払う必要があります。

3. 無実の人の実行のリスクを取り除くこと。

4. 複数の審理に出席している悲嘆している家族が絶えず彼らの損失の精神的外傷を思い起こすことを強制される数十年長い訴えプロセスを終えること。

5. 仮釈放の可能性なしで死刑を終身刑と入れ替えるこの法令の宣告している、終わりまで過去にさかのぼる適用において公正さと均一性を成し遂げること。

第 4 項。セクション 190 刑法規第 190 項を次の通りに改正する。

190. (a) 第一級謀殺で有罪のあらゆる人は、~~死によって罰されます、~~仮釈放の可能性のない生命のための州刑務所の禁固または生命への 25 年の期間のための州刑務所の禁固。セクションに示されるように、適用される罰は決定されます ~~190.1,~~ 190.2, ~~190.3,~~ 190.4, と 190.5.

細分 (b)、(c) または (d) に定める場合を除き、第二級謀殺で有罪のあらゆる人は、生命への 15 年の期間のために、州刑務所で禁固によって罰されます。

(b) 細分化 (c)、第 2 程度の殺害の罪があるすべての人に処する人生 25 年の期間の州刑務所で懲役犠牲者平和の役員であった場合下位区分 (a) セクション 830.1、下位区分 (a)、(b)、または (c) のセクション 830.2、下位区分 (a) の セクション 830.33、またはセクション 830.5 、（彼または彼女の任務の遂行に携わる間、その人が死にました）と被告は知っていたか、犠牲者が彼または彼女の任務の遂行に携わっている保安官であったということを合理的に知っていなければなりませんでした。

(c) すべての人の第 2 程度の殺人罪で有罪に処する任期は仮釈放の可能性のない生命の州刑務所で禁固犠牲者平和の役員であった場合下位区分 (a) の セクション 830.1 、下位区分 (a)、(b)、または (c) の セクション 830.2, 下位区分 (a) of セクション 830.33、またはセクション 830.5、（彼または彼女の任務の遂行に携わる間、その人が死にました）と被告は知っていたか、犠牲者が彼または彼女の任務の遂行に携わっている保安官であったということを合理的に知っていなければなりませんでした、そして、以下の事実のどれでも満たされて、真実であるとわかりました：

(1) 被告は、特に保安官を殺すつもりでした。

(2) 具体的には偉大な身体的危害を加える意図被告保安官のセクション 12022.7 で定義されます。

(3) 被告は、個人的に、犯罪の委員会で危険なまたは致命的な武器を使用セクション 12022 の下位区分 (b) の規定に違反します。

(4) 被告は、、犯罪の委員会で個人的に銃器を使用しました、セクション 12022.5 の違反で .

(d) 自動車から銃を撃つことによって、故意に大きな身体の損害を負わせる意図による車両の外側のもう一人の人で殺害が行われるならば、第二級謀殺で有罪のあらゆる人は生命への 20 年の期間のために州刑務所で禁固によって罰されます。

(e) パート 3 のタイトル 1 の第 7 章の第 2.5 条（セクション 2930 で始まる）は、このセクションに従って課される刑の少しの最小限の語も減らそうと申し込みません。このセクションによって定められる監禁の最小限の学期務める前に、このセクションに従って宣告される人は、仮釈放に関して解放されません。

(f) すべての人は、殺人罪の有罪判決や再任期はこの項の仮釈放の可能性のない終身刑を宣告として投獄の彼または彼女の任期中に毎日毎日で忠実な労働として多くの時間を高セキュリティの刑務所内で作業しなければなりません。矯正局とセクション 2700 年によりリハビリテーションの諸規則で定めます。囚人が賠償罰金または返還命令に義務があるどんなケースででも、第 2085.5 節および第 2717.8 節に従って、訂正とリハビリテーション省の書記官は、お金を囚人の報償と信託口の保証金から差し引いて、訂正とリハビリテーション省の規約により、それらの資金を California 州犠牲者補償と政府主張委員会に譲渡します。

第 5 項。刑法のセクション 190.1 は廃止されています。

~~190.1 死刑がこの章に従って課されるかもしれない事件は、以下の通りに別々の段階に審理されます：~~

~~(a) 被告の罪の意識の問題は、最初に決定されます。事実の努力家が被告を第一級謀殺で有罪であると判決を下すならば、被告が 1 または 2 度めで殺人の罪の事前の手続きで有罪判決を下されたと主張される第 190.2 節の下位区分 (a) のパラグラフ (2) に従って満たされる特別な状況を除いてセクション 190.2 で列挙されるように、それは満たされるすべての特別な状況の真実を同時に決定します。~~

~~(b) 被告が 1 度めの謀殺で有罪と判決される、そして、被告が 1 または 2 度めの殺人の罪の事前の手続きで有罪判決を下されたと告発するセクション 190.2 の下位区分 (a) のパラグラフ (2) に従って特別な状況の 1 つが満たされるならば、そのような特別な状況の真実の問題の更なる手続きがそこであります。~~

~~(c) 被告が 1 度の謀殺で有罪と判決される、そして、セクション 190.2 で列挙される 1 つ以上の特別な状況が満たされて、真実であるとわかったならば、セクション 190.4 に示されるように、セクション 1026 の下の狂気の理由によるどんな無罪の答弁に関する彼の分別でも決定されます。彼が正気であるとわかるならば、押しつけられる罰の問題~~

62

~~の更なる手続きがそこであります。このような手続きは、セクション 190.3 およびセクション 190.4 の規定に基づいて行われます。~~

第 6 項。セクション 190.2 を次の通りに改正する。

190.2 (a) 最初の学位で殺人罪の有罪は被告人のための：~~罰は死または~~ 1 つの場合は仮釈放の可能性のない生命の州刑務所で懲役または該当する セクション 190.4 下見つかって次の特別な状況の詳細です：

(1) 殺人の意図的で、実施金融利益のために実行されました。

(2) 被告は、1 または 2 度で以前に殺人の有罪判決を受けました。このパラグラフの目的で、もう一つの管区（California 州で犯されるならば、それは最初または第二級謀殺として罰すべきでしょう）で犯される罪は、1 または 2 度めの殺人とみなされます。

(3) 被告は、この手続で、1 または 2 度の殺人の 1 つ以上の罪の有罪とされています。

(4) 破壊的なデバイスや爆弾を植え、非表示、または場所、地域、住居、建物、または構造に隠された爆発物による殺人を犯したと被告が知っていた、または合理的に知っているべき、彼または彼女の行為または行為が 1 つまたは複数の人間に死亡の大きなリスクを作成でしょう。

(5) 完了時制（合法の親権からの脱出）に合法の逮捕または仕上げることを避けるか、防ぐことまたは試みること目的で、殺人は犯されました。

(6) 破壊的なデバイス、爆弾、または被告が知っていた、または合理的に知っているべき、彼または彼女の行為または行為が 1 つまたは複数の人間に死亡の大きなリスクを作成だろうと被告郵送メールまたは、提供しようと、配信または郵送や配信に引き起こされる爆発によって殺人を犯した。

(7) 犠牲者は、セクション 830.1、830.2、830.3、830.31、830.32、830.33、830.34、830.35、830.36、830.37、830.4、830.5、830.6、830.10、830.11、または 830.12 で定められるものとして、彼または彼女の任務の遂行の間に約束がある間、故意に死んだ保安官でした、そして、被告は知っていたか、犠牲者が彼または彼女の任務の遂行に携わっている保安官であったということを合理的に知っていなければなりませんでした； または、犠牲者は保安官でした上記で定めます、セクションまたは元保安官を列挙されて、人々のどれでも、彼または彼女の公務の遂行の報復を区分して、それで故意に死にました。

(8) 犠牲者は彼または彼女の任務の遂行の間に約束がある間、故意に死んだ連邦法の執行役員またはエージェントでした、そして、被告は知っていたか、犠牲者が彼または彼女の任務の遂行に携わっている連邦法の執行役員またはエージェントであったということを合理的に知っていなければなりませんでした； または、犠牲者が連邦法の執行役員またはエージェントで、彼または彼女の公務の遂行の報復において、故意に死にました。

(9) 犠牲者は、セクション 245.1 で定められるものとして、彼または彼女の任務の遂行の間に約束がある間、故意に死んだ消防士でした、そして、被告は知っていたか、犠牲者が彼または彼女の任務の遂行に携わっている消防士であったということを合理的に知っていなければなりませんでした。

(10) 犠牲者はどんな犯罪的であるか少年の手続きででも彼または彼女の証言を妨げる目的で、故意に殺された犯罪への目撃者でした、そして、委任または企てた委任（彼 / 彼女が目撃者であった犯罪の）の間、殺害は犯されませんでした ; または、犠牲者が犯罪への目撃者で、どんな犯罪的であるか少年の手続きででも、彼または彼女の証言の報復において、故意に死にました。このパラグラフにて用いられているように、「少年の手続き」はセクション 602 またはウェルフェアと機関コードの 707 に従って持ってこられる手続きを意味します。

(11) 犠牲者は、検察官または副検察官でした、または、これのどんな地域や州の検察官のオフィスでもまたは他のどの州のも、または、連邦検察官のオフィスと殺人の前検察官または副検察官は、報復を中で外へ故意にもたらされました、または、犠牲者の公務の遂行を防ぐこと。

(12) 犠牲者は、ローカル、州またはこれのシステムまたは他の人が述べる、そして、殺人が報復において外へ故意にもたらされた連邦主義者のどんな記録裁判所でも見る目がある人または元見る目がある人でした、または、パフォーマンスを防ぎます、犠牲者の公務。

(13) 犠牲者が選任または任命された公式または連邦政府のまたはこの地域または州政府その他の状態の公式の元と殺害意図的に行われた報復のため、または被害者の公務のパフォーマンスを防ぐこと。

(14) 特に凶悪な残虐なまたは例外的な堕落をけんしょうしている、残酷な殺人でした。このセクションにて用いられているように、「特に非常に悪いか、ひどいか、特別な堕落を明らかにして、残酷である」というフレーズは、犠牲者に必要以上にひどく苦しい、良心のないか冷酷な犯罪を意味します。

(15) 被告は、待ち伏せることによって、犠牲者を故意に殺しました。

(16) 犠牲者は、彼または彼女の人種、色、宗教、国籍、または原産国のために意図的に殺されました。

(17) 被告が中で約束がある間、殺人は犯されたか、か、コミットしようとして、以下の重罪を犯すことでの共犯者、委任、企てた委任、または即時の飛行でした：

(A) セクション 211 または 212.5 に違反する強盗。

(B) セクション 207、209 または 209.5 に違反する誘拐。

(C) セクション 261 に違反する強姦。

(D) セクション 286 に違反するソドミー。

(E) 14 歳未満の子供の人に , みだらな又はみだらな行為のセクション 288 の違反で。

(F) 288a のセクションの違反の口腔性交。

(G) セクション 460 に違反する 1 または 2 度の強盗。

62

(H) セクション 451 の下位区分 (b) に違反する放火。

(D) セクション 219 に違反する電車の難破。

(J) セクション 203 に違反する騒乱。

(K) セクション 289 に違反する器具によって強姦。

(L) 自動車の乗っ取り、セクション 215 で定義されています。

(M) サブパラグラフ (B) の誘拐またはサブパラグラフ (H) の放火の特別な状況を証明するために、 殺す特定の意図があるならば、それらの重罪の要素の証明があることが義務づけられるだけです。確立されるならば、たとえ誘拐または放火の重罪が殺人を容易にする目的で主に、または、単独で犯されるとしても、それらの 2 つの特別な状況は証明されます。

(18) 殺人は意図的で、拷問を科することを含みました。

(19) 被告は、毒の投与によって、犠牲者を故意に殺しました。

(20) 犠牲者は、ローカルのどんな記録裁判所の陪審員、州またはこれのシステムまたは他の人が述べる、そして、殺人が報復において外へ故意にもたらされた連邦主義者でもありました、または、パフォーマンスを防ぎます、犠牲者の公務。

(21) 殺人は意図的で、自動車から銃を出すことによって、故意に死を負わせる意図による車両の外のもう一人の者で行われました。このパラグラフのために、車両コードのセククョ 415 で定められるように、「自動車」はどんな車両でも意味します。

(22) セクション 186.22 の下位区分 (f) で定められるように、被告が犯罪のストリートギャングの活発な参加者である間、被告は犠牲者を故意に殺しました、そして、殺人は犯罪のストリートギャングの活動を進めるために実行されました。

(b) 殺す意図がその中で列挙される特別な状況のために特に下位区分 (a) の下で必要とされない限り、実際の殺人者（その人に関しては、特別な状況がセクション 190.4 の下で真実であるとわかりました）には仮釈放の可能性なしで終身州刑務所で ~~死または~~ 出産を受けるために、特別な状況の基礎である罪を犯す事の時に殺す少しの意図もある必要はありませんでした。

(c) すべての人は、いない実際殺人、人を殺すために意図とエイズ、教唆、弁護、コマンド、誘導、勧誘、要求、または徒弟の殺人罪で任意の俳優に処する ~~.死亡または~~刑の仮釈放の可能性のない生命の州刑務所で 1 つの場合のアシスト以上に掲げる特別の事情の セクション 190.4 下位区分 (a) は 真実であることを発見されています。

(d) 下位区分 (c)（すべての人）にもかかわらず実際の殺人者（その人は、人の生命に対する向こうみずな無関心で、そして、主要な参加者として、手伝います）が一部の者の死亡に終わる、そして、したがって第一級謀殺で有罪と判決される下位区分 (a) のパラグラフ (17) で列挙される重罪の委任を唆さないか、忠告しないか、命じないか、誘導しないか、求めないか、要請しないか、中で援助しないこと、やっつけられる ~~死または~~禁固によって中で列挙される特別な状況が下位区分 (a) のパラグラフ (17) を節に分けるならば、仮釈放の可能性のない生命のための州刑務所で、セクション 190.4 の下で真実であるとわかりました。

このセクションとセクション ~~190.1、190.3、~~190.4~~,~~ および 190.5 で提供されるように、罰は決定されます。

第 7 項。刑法のセクション 190.3 は廃止されています。

~~190.3 被告が第一級殺人の罪に発見され、特別の事情が充電されており、真実であることが判明する場合、または被告は軍や退役軍人コード セクション 37, 128, 219, またはこのコードの 4500 のセクション 1672 の下位区分 (a) の違反の有罪を有する後死刑にされる可能性があります、事実の トリアーを死または仮釈放の可能性のない生命の期間の州刑務所に閉じ込め、ペナルティがならないかどうか決定しなければなりません。罰の問題の手続きで、そのような信念または信念が暴力、暴力の行使または企てた行使を含んだ、または、暴力と被告の人格を働かせるという明示または黙示の脅迫を含んだ被告による他の犯罪行為の有無、背景、歴史、精神状態と体調の犯罪を含んだか否かを問わず、証拠は現在の罪、どんな先の重罪確信でもまたは信念の性質と状況を含むがこれに限らず苛立ち、緩和と文に関連するどんな問題に関してでも人々と被告によって提示されるかもしれません。~~

~~しかし、暴力の行使または企てた行使を含まなかった、または、暴力を使うという明示または黙示の脅迫を含まなかった被告によって、証拠は他の犯罪行為に関して認められません。このセクションにて用いられているように、犯罪行為は信念を必要としません。~~

~~しかし、決して、事前の犯罪行為の証拠は、被告が起訴されて、無罪になった罪のために認められません。この証拠の使用に対する規制は、このセクションに従って訴訟だけにあてはまることを目的として、そのような証拠が他のどの訴訟においても使われるのを許している法令であるか決定の法律に影響を及ぼすことを目的としません。~~

~~罪の証拠の証拠または被告に死刑を受けさせる特別な状況を除いて、持ち出される証拠の通知が法廷が決定した相当の期間以内に被告に与えられない限り、証拠は苛立ちで起訴側によって提示されないかもしれません、裁判（トライアル）の前に。減刑事由として被告によって導入される証拠への反論において、証拠はそのような通知なしで持ち出されるかもしれません。~~

~~刑が課されたあと、仮釈放の可能性のない人生の期間のための州刑務所への監禁の文が今後はそうするかもしれないと、事実の努力家は指示されます、California 州の知事によって仮釈放の可能性を含む文に変えられるか、修正されてください。~~

~~罰を決定する際に、関連するならば、事実のトリーアは以下の要因のどれでも考慮します：~~

~~(a) 被告が現在の手続きで有罪判決を下された犯罪の状況とセクション 190.1 に従って真実であるとわかるどんな特別な状況の存在でも。~~

62

~~(b) 暴力の企てた行使の使用を含んだ被告による犯罪行為の有無または暴力を使うという明示または黙示の脅迫。~~

~~(c) どんな先の重罪確信の有無でも。~~

~~(d) 極端な精神的または感情的な障害の影響下にあったかどうか犯罪の被告、コミットされました。~~

~~(e) 被害者が殺人被告の参加者であるかどうかまたは、行為、殺人行為に同意しました。~~

~~(f) 罪が被告が合理的に信じた状況の下で犯されたか否かを問わず、彼の行いを道徳的な正当化する理由または情状酌量であってください。~~

~~(g) 被告が最大の強要中で、または、もう一人の人の相当な支配中で行動したか否かを問わず。~~

~~(h) 罪の時にあるか否かを問わず、彼の行いの犯罪行為を感謝するか、彼の行いを法律の必要条件に従わせる被告の収容力は酔いの精神的な病気または欠陥または影響の結果として弱められました。~~

~~(i) 犯罪の時点の被告の年齢。~~

~~(j) 被告が罪への共犯者と罪を犯す事への彼の参加であったかどうかは、比較的マイナーでした。~~

~~(k) たとえそれが犯罪の法的言い訳でないとしても、犯罪の重大性を軽くする他のどの状況も。~~

~~聞いて、証拠の全てを受けた後に、そして、聞いて、助言の議論を考慮した後に、事実の努力家は、考えて、利益に取って、このセクションに記載のしゃくにさわって軽くしている状況によって案内されて、事実の努力家がしゃくにさわる状況が酌量すべき情状を上回ると結論するならば死刑判決を強要します。事実のトリーアが酌量すべき情状がしゃくにさわる状況を上回ると決心するならば、事実の努力家は仮釈放の可能性なしで人生の期間のために州刑務所で監禁の刑を押しつけます。~~

第 8項。刑法法規第 190.4 項が修正されたものである。よって、次の通りである：

190.4 (a) 第 190.2 項に記載の特殊事情が申し立てられ、事実認定者によって被告が第一級殺人罪として判決が下される場合、事実認定者は申し立てられた各特別事情についての特別な事実認定を行う。特別事情の全て又は一部についての真実の判定は、第~~190.1 項副区分（b）に従って行われる審問会又は~~*裁判で提示された証拠に基づいて事実認定者が行う。*

特殊事情が真実か否かについて妥当な疑いがある場合は、被告は真実でないという認定をする資格がある。事実認定者は、各特殊事情が真実か否かについて特別な事実認定を行う。特殊事情に犯罪又は犯罪の企ての証拠が必要な場合、当該犯罪は裁判及び有罪判決に適用される一般法に準拠して課せられ、証明される。

被告が陪審なしの裁判によって有罪判決を受けた場合、陪審が被告又は州民によって破棄された場合を除き、事実認定者が陪審であり、その場合、事実認定者は裁判所になる。被告が有罪の申し立てによって有罪判決を受けた場合、陪審が被告又は州民によって破棄された場合を除き、事実認定者が陪審である。

事実認定者が第 190.2 項に記載の一つ又は複数の特殊事情が真実であるという事実認定を行った場合、別の罰金審問~~会を開き、~~*被告は仮釈放対象外の無期懲役で州刑務所における懲役に罰せられる。*~~また、残りの特殊事情も真実でないという事実認定が行われ、事実認定者が陪審でない場合、残りの特殊事情が真実か否かという問題について陪審が同意する能力はなく、別の罰金審問会の開催をしない。~~

~~被告が陪審によって有罪判決を受け、陪審は一つ又は複数の特殊事業が真実であるという満場一致の評決に至らなく、全ての特殊事業が真実でないという満場一致の評決に至らない場合、裁判所は陪審を解散し、名簿から選んだ新しい陪審を命令して問題を裁判するが、当該陪審が罪の問題を裁判するのではなく、前の陪審の満場一致の判決によって真実でないという事実認定を行った特殊事情の真実問題も再度裁判しない。当該新陪審が一つ又は複数の特殊事情が真実であるという満場一致の判決に至ることができない場合、裁判所は陪審を解散し、前の陪審が満場一致の判決に至ることができなかった問題を裁判するために、名簿から選んだ新しい陪審を命令するか、或いは州刑務所の25 年刑期を課すかのどちらかを裁判所の自由裁量権によって問題を審理する。~~

~~(b) 被告が陪審なしの裁判によって有罪判決を受けた場合、陪審が被告又は州民によって破棄された場合を除き、罰金審問会の事実認定者が陪審であり、その場合、事実認定者は裁判所になる。被告が有罪の申し立てによって有罪判決を受けた場合、陪審が被告及び州民から放棄された場合を除き、事実認定者が陪審である。~~

~~事実認定者が陪審で、罰金について満場一致に至らない場合、裁判所は陪審を解散し、名簿から選んだ新しい陪審を命令して、罰金に関する問題を裁判する。当該新陪審が罰金について満場一致に至らない場合、裁判所は新しい陪審を命令するか、仮釈放対象外の無期懲役で州刑務所における懲役に罰すかを、裁判所の自由裁量権によって決定する。~~

~~(c)~~ *(b)* 事実認定者が、犯罪の被告が仮釈放対象外の無期懲*役で州刑務所の懲役*~~死刑~~に課せられる場合の陪審をしたとき、同じ陪審が第 1026 項に準じて、精神異常の理由による無罪の抗弁、主張される特別な状況の真実~~及び適用される~~罰則を考慮する。ただし、裁判所で提示された正当な理由で陪審は解除される。その場合は新しい陪審が招かれる。裁判所は、事実認定を支持する正当な理由を記録し、議事録に記録する理由を提示する。

~~(d) 被告が死刑の対象になる場合、前の裁判のあらゆる段階で提示された証拠は、第 1026 項に準拠して心神喪失の原因で有罪でない申し立ての訴訟を含む、前の段階の事実認定者が後続の段階と同じ事実認定者である場合は、後続の裁判段階でも考慮される。~~

~~(e) 事実認定者が死刑を課す判決又は認定を申し渡した場合、被告は第 11 項副区分 7 に従って、当該判決又は認定に対して修正を申し立てることができる。当該申請に関する判決について、裁判官は証拠を評価し、第 190.3 項で言及される悪化及び軽減させる状況を考慮し、悪化させる状~~

62

~~況が軽減させる状況より勝るという陪審の所見及び判決が法律又は提示された証拠に反するものか否かについて判断する。裁判官は自分の所見に対する理由を記録に言明する。~~

~~裁判官は申請に対する判決の理由を説明し、書記の議事録に記録することを指示する。第 1181 項副区分 (7) に準拠する死刑判決の修正否認は、第 1239 項副区分 (b) に準拠する被告の自動的上訴について検討する。当該上訴の付与については、段落 (6) に準拠する州民の上訴を検討する。~~

第 9 項。刑法法規第 2085.5 項が修正されたものである。よって、次の通りである：

2085.5　(a) *(1)* 1994 年 9 月 29 日前から効力がある政府法規第 13967 項副区分 (a)、福利厚生法規第 730.6 項副区分 (b)、及び第 1202.4 項副区分 (b) に準じて囚人が課せられた賠償罰金の義務がある場合、連邦法によって禁止されている場合を除き、矯正リハビリテーション長官は最小 20 パーセントから最大 50 パーセントの金額又は支払うべき罰金の残りのどちらか少ない金額を囚人の賃金及び信託勘定から差し引き、当該金額を California 州被害者補償役員会に移動して、州財政の被害回復基金に入金する。控除される金額は支払うべき罰金に対して控除される。判決裁判所は支払いの記録を提出する。

(2) 1994 年 9 月 29 日前から効力がある政府法規第 13967 項副区分 (a)、福利厚生法規第 730.6 項副区分 (b)、及び第 1202.4 項副区分 (b) に準じて賠償罰金の義務がある囚人が本法案の発効日又はその後に仮釈放対象外の無期懲役の判決を受けた、又は再度判決を受けた場合、連邦法によって禁止されている場合を除き、矯正リハビリテーション長官は最小 20 パーセントから最大 60 パーセントの金額又は支払うべき罰金の残りのどちらか少ない金額を囚人の賃金から、及び信託勘定から最大 50 パーセントを差し引き、当該金額を California 州被害者補償役員会に移動して、州財政の被害回復基金に入金する。控除される金額は支払うべき罰金に対して控除される。判決裁判所は支払いの記録を提出する。

(b) (1) 第 1170 項副区分 (h) に準じて郡刑務所の懲役義務がある囚人が 1994 年 9 月 29 日前から効力がある政府法規第 13967 項副区分 (a)、福利厚生法規第 730.6 項副区分 (b)、及び第 1202.4 項副区分 (b) に準じて囚人が被害回復命令の義務がある場合、連邦法によって禁止されている場合を除き、囚人が収監されている郡の監督官委員会が指定するエージェンシーは最小 20 パーセントから最大 50 パーセントの金額又は支払うべき命令金額の残りのどちらか少ない金額を郡刑務所の囚人の同等の賃金及び信託勘定から差し引き、当該金額を California 州被害者補償役員会に移動して、州財政の被害回復基金に入金する。控除される金額は支払うべき罰金に対して控除される。判決裁判所は支払いの記録を提出する。

(2) 監督官委員会が徴収するエージェンシーとして郡保安官を指定した場合、監督官委員会はまず、郡保安官の同意を得る。

(c) *(1)* 1994 年 9 月 29 日前から効力がある政府法規第 13967 項副区分 (c)、福利厚生法規第 730.6 項副区分 (h)、及び第 1202.4 項副区分 (f) に準じて課せられた囚人が被害回復命令の義務がある場合、連邦法によって禁止されている場合を除き、矯正リハビリテーション長官は最小 20 パーセントから最大 50 パーセントの金額又は支払うべき命令額の残りのどちらか少ない金額を囚人の賃金及び信託勘定から差し引く。長官は被害者に直接支払うために、California 州被害者補償役員会に金額を移動するか、又は被害者がプログラムに従って支援を得る範囲で、被害回復基金に支払う。判決裁判所は本副区分に従って、被害者に支払った支払いの記録、及び被害回復基金に入金した支払いの記録を提示する。

(2) 1994 年 9 月 29 日前から効力がある政府法規第 13967 項副区分 (c)、福利厚生法規第 730.6 項副区分 (h)、及び第 1202.4 項副区分 (f) に準じて、弁償命令の義務がある囚人が本法案の発効日又はその後に仮釈放対象外の無期懲役の判決を受けた場合、又は再度判決を受けた場合、連邦法によって禁止されている場合を除き、矯正リハビリテーション長官は最小 20 パーセントから最大 60 パーセントの金額又は支払うべき罰金の残りのどちらか少ない金額を囚人の賃金から、及び信託勘定から最大 50 パーセントを差し引く。長官は被害者に直接支払うために、California 州被害者補償役員会に金額を移動するか、又は被害者がプログラムに従って支援を得る範囲で、被害回復基金に支払われる。判決裁判所は本副区分に従って、被害者に支払った支払いの記録、及び被害回復基金に入金した支払いの記録を提示する。

(d) 囚人が第 1170 項副区分 (h) に準じて、郡刑務所の懲役義務がある場合、1994 年 9 月 29 日前から効力がある政府法規第 13967 項副区分 (c)、福利厚生法規第 730.6 項副区分 (h)、及び第 1202.4 項副区分 (b) に準じて、囚人が賠償罰金の義務がある場合、連邦法によって禁止されている場合を除き、囚人が収監されている郡の監督官委員会が指定するエージェンシーは　最小 20 パーセントから最大 50 パーセントの金額又は支払うべき罰金の残りのどちらか少ない金額を囚人の賃金及び信託勘定から差し引く。エージェンシーは被害者に直接支払うために、California 州被害者補償役員会に金額を移動するか、又は被害者が当該プログラムに従って支援を得る範囲で、被害回復基金に支払われるか、又は被害者に直接支払う。判決裁判所は本副区分に従って、被害者に支払った支払いの記録、及び被害回復基金に入金した支払いの記録を提示する。

(e) 長官は、連邦法によって禁止されている場合を除き、副区分 (a) 又は (c) に準じて、California 州被害者補償役員会に移動する金額の 10 パーセントを管理料金として、囚人の賃金及び信託勘定から差し引き、保持する。長官は、連邦法によって禁止されている場合を除き、副区分 (n) に準じて、未解決の被害回復命令又は罰金を満たすために調停又は裁定から支払われた金額の 5 パーセントを管理料金として囚人調停又は裁判裁定から差し引き、保持する。長官は矯正リハビリテーション部門の被害回復プログラムの管理費及び支援費を払い戻しするために、管理料金を特別預金勘定に入金する。長官は自分の判断で、同部門被害回復プログラムの将来の管理費及び支援費として余分な基金

を特別預金勘定で保持するか、余分な基金の全部又は一部を被害回復基金に入金するために移動できる。

(f) 囚人が、第 1170 項副区分 (h) に準じて、郡刑務所の懲役義務が課せられる場合、連邦法によって禁止されている場合を除き、囚人が収監されている郡の監督官委員会が指定するエージェンシーは、副区分 (b) 又は (d) に準じて、California 州被害者補償役員会に移動する金額の 10 パーセントを管理料金として、郡刑務所の同等の囚人の賃金及び信託勘定から差し引き、保持する。エージェンシーは、連邦法によって禁止されている場合を除き、副区分 (n) に準じて、未解決の被害回復命令又は罰金を満たすために調停又は裁定から支払われた金額の 5 パーセントを管理料金として囚人調停又は裁判裁定から差し引き、保持する。第 1170 項副区分 (h) に準じて、拘留が解かれた場合、エージェンシーは徴収した総額の 10 パーセント以下を、実際に徴収した管理費用として料金を請求できる。エージェンシーは、エージェンシーの被害回復プログラムの管理費及び支援費を払い戻しするために、管理料金を特別預金勘定に入金する。エージェンシーは独自の判断で、エージェンシーの被害回復プログラムの将来の管理費及び支援費として余分な基金を特別預金勘定で保持するか、余分な基金の全部又は一部を被害回復基金に入金するために移動できる。

(g) 1994 年 9 月 29 日前から効力がある政府法規第 13967 項副区分 (a)、福利厚生法規第 730.6 項副区分 (b)、及び第 1202.4 項副区分 (b) に準じて仮出所者が課せられた賠償罰金の義務がある場合、連邦法によって禁止されている場合を除き、長官、又は囚人が第 1170 項副区分 (h) に準じて郡刑務所の懲役義務がある場合は、囚人が収監されている郡の監督官委員会が指定するエージェンシーは仮出所者、又は第 2085.6 項に準じて以前郡刑務所に収監されている人物から支払うべき賠償罰金を徴収する。長官又はエージェンシーは California 州被害者補償役員会に金額を移動して、州財政の被害回復基金に入金する。控除される金額は支払うべき罰金に対して控除される。判決裁判所は支払いの記録を提出する。

(h) 1994 年 9 月 29 日前から効力がある政府法規第 13967 項副区分 (a)、福利厚生法規第 730.6 項副区分 (h)、及び第 1202.4 項副区分 (h) に準じて仮出所者が課せられた賠償罰金の義務がある場合、連邦法によって禁止されている場合を除き、長官、又は囚人が第 1170 項副区分 (h) に準じて郡刑務所の懲役義務がある場合は、囚人が収監されている郡の監督官委員会が指定するエージェンシーは仮出所者、又は第 2085.6 項に準じて以前郡刑務所に収監されている人物から支払うべき賠償罰金を徴収する。長官又はエージェンシーは被害者に直接支払うために、California 州被害者補償役員会に金額を移動するか、又は被害者が当該プログラムに従って支援を得る範囲で、被害回復基金に支払われるか、又はエージェンシーが被害者に直接支払う。判決裁判所は本副区分に従って、違反者に支払った支払いの記録を提示する。

(i) 長官、又は囚人が第 1170 項副区分 (h) に準じて、郡刑務所の懲役義務が課せられる場合は囚人が収監されている郡の監督官委員会が指定するエージェンシーは、連邦法によって禁止されている場合を除き、副区分 (g) 又は (h) に準じて、California 州被害者補償役員会に移動する金額の 10 パーセントを管理料金として、仮出所者又は郡刑務所に収監されていた人物から差し引き、保持する。長官は、連邦法によって禁止されている場合を除き、副区分 (n) に準じて、未解決の被害回復命令又は罰金を満たすために調停又は裁定から支払われた金額の 5 パーセントを管理料金として仮出所者の調停又は裁判裁定から差し引き、保持する。エージェンシーは、副区分 (n) に準じて、未解決の被害回復命令又は罰金を満たすために調停又は裁定から支払われた金額の 5 パーセントを管理料金として、以前郡刑務所に収監されている人物の調停又は裁判裁定から差し引き、保持する。長官又はエージェンシーは、矯正リハビリテーション部門又は、該当する場合はエージェンシーの被害回復プログラムの管理費及び支援費を払い戻しするために、管理料金を特別預金勘定に入金する。長官は自分の判断で、又はエージェンシーは部門又はエージェンシーの被害回復プログラムの将来の管理費及び支援費として余分な基金を特別預金勘定で保持するか、余分な基金の全部又は一部を被害回復基金に入金するために移動できる。

(j) 囚人が判決裁判所から賠償罰金と被害回復命令の両方が課せられている場合、矯正リハビリテーション部門は副区分 (c) に従って賠償罰金を徴収する。

(k) 囚人が第 1170 項副区分 (h) に従って、郡刑務所の懲役義務があり、当該囚人が判決裁判所から賠償罰金と被害回復命令の両方が課せられ、囚人が収監されている郡の監督官委員会が指定するエージェンシーが罰金と命令を徴収する場合、エージェンシーは副区分 (d) に従って、最初に賠償罰金を徴収する。

(l) 仮出所者が判決裁判所から賠償罰金と被害回復命令の両方が課せられ、矯正リハビリテーション部門、又は囚人が第 1170 項副区分 (h) に従って郡刑務所の懲役義務がある場合は囚人が収監されている郡の監督官委員会が指定するエージェンシーが、副区分 (h) に従って、最初に被害回復命令を徴収する。

(m) 受刑者が宿泊訪問者の監視がない、施設の食堂から食物を購入することが義務付けられている施設に収容され、食物を購入するための金銭を受刑者の賃金以外から受け取った場合、当該金銭は賠償控除から差し引かれる。当該控除は食物に実際に使った金額に適用され、受刑者と訪問一人を含む訪問に対して最大五十ドル（$50)、受刑者と訪問二人又は三人を含む訪問に対して最大七十ドル（$70)、受刑者と訪問三人又はそれ以上を含む訪問に対して最大八十ドル（$80) までとする。

(n) 第 3451 項に従って、連邦、州、又は地方の刑務所、刑務所、矯正施設、又はその他の当局者、代理人に対してもたらされた民事訴訟に関連して、裁判又は調停による受刑者、仮出所者、出所後郡社会監督に置かれた人物、第 1170 項副区分 (h) 段落 (5) 副段落 (B) に従って必須監督が課せられた被告に対する補償的損害賠償又は懲罰的損害賠償は、裁判所から認可された妥当な弁護士費用及び訴訟費用の支払いの後、当該人物に対する未払いの被害回復命令又は賠償罰金を直接、支払う。裁定の残高は副区分 (e) 及

び (i) に従って、未払いの被害回復命令及び賠償罰金を完全に支払い終えた後、受取人に送られる。矯正リハビリテーション部門は、補償的損害賠償又は懲罰的損害賠償の未払いについて、有罪判決を受けた個人の犯罪の被害者に対して通知する相応の努力をする。第 1170 項副区分 (h) に準じて、郡刑務所の懲役義務が課せられた囚人のために、エージェンシーは補償的損害賠償又は懲罰的損害賠償の未払いについて、有罪判決を受けた個人の犯罪の被害者に対して通知する相応の努力をする。

(o) (1) 被害回復命令に対する支払いで、California 州被害者補償役員会に支払われた金額は California 州被害者補償役員会が賠償金を受け取ってから 60 日以内に被害者に支払う。被害者への賠償支払い金が二十五ドル（$25）以下の場合は、当該金額が二十五ドル（$25）になるまで、又は被害者から少額の支払い要求があるまで送金する必要はない。

(2) 被害者の居場所が見つからない場合、被害者に代わって California 州被害者補償役員会が受け取った賠償金は資金が入金された州財政年度の後の州財政年度末までか、又は被害者が現在住所を提供するまでのいずれか早い方の日付まで、被害回復基金に保管する。指定期間の終わりまで残っている金額は被害回復基金に戻す。

(3) (A) 段落 (2) で指定の期間内に被害者が現住所を提供しない場合、金銭は被害者に代わって徴収されたことを確認する書類を矯正リハビリテーション部門に提供する。矯正リハビリテーション部門から情報の確認書を受け取り次第、California 州被害者補償役員会は副区分 (c) 又は (h) の規定に従って、被害者に賠償金を送付する。

(B) 被害者が段落 (2) に指定の期間内に、現住所を提供しない場合、囚人が第 1170 項副区分 (h) に従って、収監されている郡の監督官委員会が指定するエージェンシーに、被害者に代わって金銭を徴収したことを確認する書類を提供する。エージェンシーから情報の確認書を受け取り次第、California 州被害者補償役員会は副区分 (d) 又は (h) の規定に従って、被害者に賠償金を送付する。

第 10 項。遡及適用法令。

(a) 第 3 項に規定の通りの本法令の目的を最善の方法で達成するために、かつ判決を公正、平等、統一的に行うために、本法令は遡及的に適用される。

(b) 被告又は受刑者が本法令の発効日前に死刑の判決を受けた場合、当該判決は本法令の条件に従って、自動的に仮釈放対象外の無期懲役で州刑務所への収監に変わる。California 州は本法案の発効日後に、死刑を執行しない。

(c) 本法令の発効日後、最高裁判所は最高裁判所で審理中の死刑の上訴及び人身保護の申し立てを最高裁判所の自由裁量権によって、地方の控訴裁判所に移動する。

第 11 項。　発効日。

本法令は California 州憲法第 II 条第 10 項副区分 (a) に従って、承認された選挙日の翌日に発効される。

第 12 項。可分性。

本法令の条項は可分可能である。第 10 項を含む（ただし、それに限定されない）、本法案の条項又はその条項の適用が無効となった場合、その無効性は他の条項に影響を及ぼすことはなく、当該の無効な条項又は適用なしに施行されるものとする。

提案 63

本州民発案法案は California 州憲法第 II 条第 8 項の条項に準拠し、州民に提示される。

本州民発案法案は刑法規の項目を修正、撤廃、追加するものであり、従って、削除を提案される既存の条項は~~消し線~~で示され、追加を提案される新しい条項は *斜体* で印刷されて新しいものであることを示します。

提案された法律

2016 年度全員のための安全法

第 1 項。表題

本法案は「2016 年度全員のための安全法」として記述され認識される。

第 2 項。所見及び宣言

California 州民は所見及び宣言する。

1. 銃による暴力は生命、家族、コミュニティを破壊する。2002 年から 2013 年にかけて、California 州では 38,576 人の命が銃による暴力によって失われた。この数字は、Iraq と Afghanistan の戦争で殺されたアメリカの兵士の数の 7 倍である。この同時期に 2,258 人の子供たちが California 州において銃弾による怪我により殺された。同州では、Sandy Hook 小学校で殺された子供の数と同じ人数が銃により 39 日ごとに殺されている。

2. 2013 年、251 人の子供と十代の若者を含む 2,900 人の California 州民の殺害に使用された。同年、上記の数とは別に 1,275 人の子供と十代の若者を含む 6,035 人が致命的ではない銃弾による傷により入院、または救急室に運ばれた。

3. 銃は犯罪者によって一般的に使用される。California 法務省によると、2014 年の 1 年間で、1,169 件の銃器を使用した殺人、13,546 件の銃器を使用した強盗、15,801 件の凶悪膀胱が California 州で発生した。

4. この悲惨な暴力は我々の社会に重大な経済的重荷を課する。研究者は、銃による暴力が控えめにみて年間最低 $2 兆 290 億、アメリカ人 1 人あたり年間 $700 以上の被害を経済に与えると見積もっている。2013 年のみで California 州における銃による死傷者の医療費用は $8,300 万、失われた生産性は $42.4 億に上る。

5. California 州はこの状況を改善することができる。妥当な常識のある銃規制法により銃による死傷を減少させ、犯罪者から銃を奪い、違法な銃の密売を規制する。California 州は国内において銃安全法を率いてきたが、これらの法にはいまだに抜け穴があり、州内のコミュニティは銃による秒力と大量射殺にさらされている。我々は法を遵守しつつ責任のある California 州民が自己防衛、狩猟、娯楽のために銃を保有するという抜け穴を閉ざすことが可能である。

6. 我々は身元調査の作業を知っている。連邦政府の身元調査はすでに、2,400 万件以上の有罪判決を受けた犯罪者への銃の販売を防止し、America における他の違法購入を防止した。2012 年 1 年間で、身元調査により重罪犯による 82,000 件の購入試行を含む 192,043 件の不法な購入者への銃器の販売が防止された。これは、身元調査により毎日 225 人の重罪犯の銃器の購入を防止していることになる。California 州法は銃器を購入する人の身元調査を要求するが、弾薬を購入する人には要求しない。我々はこの抜け穴を閉ざすべきだ。

7. 現在、暴力的重罪犯や危険な精神病患者が California 州のスポーツ用品店に立ち寄り何の質問もされることなく弾薬を購入することが可能である。これは変更されるべきである。我々は、弾薬購入にも銃の購入と同じように身元調査を要求し、それら両者が危険な人物の手に渡ることを防止するべきである。

8. 現行法の下では、弾薬販売店は弾薬の損失や盗難の場合に法執行機関に報告を義務付けられていない。法執行機関が弾薬が危険な人物の手に不法に密売されるのを防げるよう、販売店は発見 48 時間以内に弾薬の損失や盗難を報告すべきである。

9. California 州民は現在、銃の損失や盗難を法執行機関に報告することを義務付けられていない。これは、法執行機関の盗難された銃によって犯された犯罪の調査、銃密売の輪の破壊、銃の合法的な所有者への返却を困難にする。銃所有者の、銃の損失や盗難の法執行機関への報告を義務付けるべきである。

10. 現行法の下では、銃犯罪をや他の深刻な犯罪を犯した人物は銃器の所有を禁止されている。しかし、現存の法はこれらの人々が有罪判決の際に所有を禁止された銃を放棄する手続きを明確にしていない。その結果、2014 年、法務省は 1,400 件以上の攻撃用武器を含む 34,000 丁以上の違法な銃を所有する 17,000 人の人物を発見している。我々は、銃の所有を禁止された人物に銃の放棄を義務付けるだけでなく、それを確実にすることによりこの危険な抜け穴を閉ざさなければならない。

11. 軍様式の大容量弾薬マガジン - 弾薬 100 個以上の容量の - は、射手の短時間に大量の人数を殺害する能力を増加させる。このため、1993 年の San Francisco の 101 California Street から 1999 年の Columbine 高校、2012 年の Connecticut 州、Newtown の Sandy Hook 小学校という America における最も恐ろしい大量射殺の多くにおいて、これらの大容量弾薬マガジンが一般的なのである。

12. 今日、California 州法は軍様式の大容量弾薬マガジンの製造、輸入、販売を禁止しているが、一般市民の所有を禁じていない。我々はこの抜け穴を閉ざすべきだ。経験を積んだ法執行機関以外、これらの危険な弾薬マガジンを所有するべきではない。

13. California 州は California 州に居住の銃購入者の身元調査を行うが、他の場所に居住する銃購入者の身元調査の実施は他の週や FBI に任せなければならない。身元調査システムに銃器の所有を禁じられている人物の連邦政府への報告を California 州に継続的に義務付けることにより、同州以外の身元調査をより効果的にするべきである。

14. 銃の盗難は深刻であり、暴力的な犯罪の潜在性を持つ。我々は、当犯罪が重罪され、当犯罪を犯した人物の銃器の所有を禁止することを明確にしなければならない。

第 3 項。目的と意図。

California 州民は「2016 年度全員のための安全法」（以下「法」）の制定の目的と糸を以下のように宣言する。

1. 法を遵守し、責任のある California 州民の憲法修正案第 2 条の権利を保護しつつ、California 州銃安全法を国で最強にするために妥当で上位機的な改革を実施する。

2. 銃と弾薬を有罪判決を受けた重罪犯、危険な精神病患者、他の銃器や弾薬の所有を法により禁止された人物の手から奪う。

3. California 州における弾薬購入者 - 銃器購入者と同様に - が身元調査の対象となることを確実にする。

4. 全弾薬販売店に、弾薬の損失や盗難を発見後 48 時間以内に報告することを義務付ける。

5. California 州が、法により銃器の所有を禁じられた人物を連邦政府の身元調査システムに報告することを義務付けることにより、同州が連邦法執行機関と重大な情報を共有することを確実にする。

6. 損失盗難された銃器の法執行機関への報告を義務付ける。

7. 銃器の所有の資格を取り上げられるような犯罪により有罪判決を受けた人物が銃器を放棄することを義務付ける法を執行する。

8. Sandy Hook 小学校、Colorado 州 Aurora の映画館、Columbine 高校、San Francisco の 101 California Street の事務所での大量殺害を可能にする軍様式弾薬マガジンの所有を California 州において違法にする。

9. 刑法 25400 条、1192.7 条との整合性を取り、銃器の盗難の有罪判決を受けた人物から銃器の所有を禁止し、銃器の盗難は当銃器の価値に関わらず、重罪窃盗であるという提案 47 の意図を果たす。

第 4 項。 銃器の損失または盗難

第 4.1 項。4.5 目 (25250 項で始まる) が以下のように刑法第 6 偏、表題 4 に追加された。

4.5 目銃器の損失または盗難

25250.　(a) 2017 年 7 月 1 日をもって、すべての人は、所有する銃器の盗難または損失に気づいた、または合理的に気づくべきだった日より 5 日以内に、所有する銃器の損失または盗難を管轄区の地方の法執行機関に報告することとする。

(b) (a) 款において銃器の損失または盗難を報告した者はすべて、その後銃器がその人物によって返還された場合には、盗難または損失が発生した 5 日以内に地方の法執行機関に通知すること。

(c) (a) 款の規定にもかかわらず、16170 項の (c) 款の意味

において古い銃器である銃器の損失または盗難は義務付けられない。

25255.　25250 項は以下の場合適用されない。

(a) 法執行機関または治安官の従業員または公務員が損失または盗難を当人を雇用する機関に報告した場合。

(b) 米国連邦政府保安官または米国軍隊、国家警備隊が公務についている時。

(c) 米国法規の表題 18 第 44 章 (921 項で始まる) およびそれに準じて発行された規定に準拠して認可を受けた者および、米国法規の表題表題 18 第 923 項 (g)(6) 項、後継者条項、それに基づいて発行された規定に準じて盗難または損失を報告した者。

(d) 2017 年 7 月 1 日以前に銃器を損失、または盗難された者。

25260.　11108　に準じ、全保安官または警察署長は法務省の自動銃器システムに直接損失または盗難が報告された銃器の説明を提出すること。

25265.　(a) 25250　を違反する者は、初犯の場合、違反の罪で百ドル ($100) 以下の罰金を科される。

(b) 25250　を違反する者は、第二犯の場合、違反の罪で一千ドル ($1,000) 以下の罰金を科される。

(c) 25250　を違反する者は、軽犯罪の罪で群刑務所での 6 か月以下の懲役、または一千ドル ($1,000) 以下の罰金、またはこれら双方が科される。

25270.　25250 項に準じて銃器の損失または盗難を報告した者は、情報を有する場合は当銃器の製造元、型、製造番号、および報告を受ける地方の法執行機関が義務付けるその他の追加情報を報告すること。

25275.　(a) 報告が間違っていると知りつつ銃器の損失、盗難の方向を地方の法執行機関にしてはならない。当項の違反は違法であり、初犯の場合は二百五十ドル ($250) 以下の罰金、第二犯以降は一千ドル ($1,000) 以下の罰金が科される。

(b) この項は他の法により執行を免れることはない。

第 4.2 項。刑法規第 26835 項を次の通りに改正する。

26835. 被免許者は認可を受けた施設に以下の楷書の警告を 1 インチ以上の高さで掲示すること。

(a)「弾丸が込められた銃器を保管、またはコントロールされている施設に保管しており、18 歳以下の人物がそれを手にして使用し、傷害または死に至った場合、またはそれを公けの場所に持ち出した場合、施錠された容器に銃器を保管、または銃器の一時的な機能を防止するために施錠していない限りは、銃の所有人物は軽犯罪または重罪により有罪となる。」

(b)「隠し持つことができるピストル、短銃、または他の銃器を保管、またはコントロールされている施設に保管しており、18 歳以下の人物がその銃器を手にすることができ、およびそれを施設外に持ち出した場合、施錠された容器に銃器を保管、または銃器の一時的な機能を防止するために施錠していない限りは、銃の所有人物は軽犯罪により有罪となる。」

(c)「弾丸が込められた銃器を保管、またはコントロールされている施設に保管しており、18 歳以下の人物がそれを手にし、それを施設外の学校や学校主催のイベントにに持ち出した場合、施錠された容器に銃器を保管、または銃器の一時的な機能を防止するために施錠していない限りは、銃の所有人物は五千ドル ($5,000) 以下の罰金を含む軽犯罪により有罪となる。」

(d)「弾丸の込められた銃器を 18 歳以下の人物が手にする可能性のある保管、またはコントロールされている施設に保管している場合、施錠された容器に銃器を保管、または銃器の一時的な機能を防止するために施錠していない限りは、銃の所有人物は一千ドル ($1,000) 以下の罰金を含む軽犯罪による有罪となる。」

(e)「換気の不十分な場所での銃器の発砲、清掃、または弾薬の取り扱いは出生障害、生殖への危害、他の深刻な傷害の原因となる物質として知られている鉛への露出となる。常に適した換気を行うこと。露出の後にはよく手を洗うこと。」

(f)「連邦法により、初回身元調査の書類の記入終了後 30 日以内に所有権を得る銃器を物理的に所有しない場合、当銃器の所有権を得るには身元調査の手続きを再度行わなければならない定められている。」

(g)「隠し持つことが可能なピストル、短銃、または他の銃器の購入申請は、30 日間に 1 丁のみであり、30 日以内に隠し持つことが可能なピストル、短銃、または他の銃器の購入申請をした人物には配達は行われない。」

(h)「所有、または保持する銃器が損失または盗難した場合、その損失または盗難に気づいた、また合理的に気づくべきだった日より 5 日以内にその損失または盗難が発生した地方の法執行機関に報告すること。」

第 5 項。条全米犯罪歴即時照合システムの強化

第 5.1 項。条刑法規第 28220 項を次の通りに改正する。

28220.　(a) 人物が 27535 項 (a) に記されている人物であるか、または州法または連邦法により銃器の保持、受け取り、所有、購入を禁じられているかを決定するために、銃器購入者情報の提出に伴い、法務省はその記録と福利厚生法規の 8104 項に準ずる国立病院の国務省からの要求に認可された記録を検証する。

(b) ~~資金調達が可能な限り~~ 法務省 ~~は~~ は 表題 18、922 項 副項 (t) に記されている全米犯罪歴即時照合システム (NICS) に参加し、~~その参加が実施された場合~~購入者が連邦法により銃器の取得を禁じられた人物であることを、販売が実施された市の販売業者および警察署長に知らせるか、販売が地方警察署のない地域で行われた場合、販売が実施された群の保安官に知らせる。

(c) 法務省が購入者が州法または連邦法により銃器の所持、受け取り、所有、購入を禁じられていると決定した場合、またはその人物が 27535 項 副項 (a) に記されている人物であると決定した場合、その事実を販売が実施された市の

販売業者および警察署長に知らせるか、販売が地方警察署のない地域で行われた場合、販売が実施された群の保安官に知らせる。

(d) 法務省が 28210 項 副項 (d) に準じて提出された登録用紙の複製に空白があったり不正確、判読不能または不完全な情報が含まれ、購入者の識別、または拳銃や他の銃器の購入を妨げると判断した場合、または 28225 項に準じた必要な登録費用が登録用紙の複製の提出の際に販売店から支払われていない場合、法務省はその事実を販売店に知らせる。法務省の通知の際、販売店は当省に修正済みの登録用紙の複製、または 28225 項に準じた必要な登録費用、またはその双方を提出し、法務省による通知が購入された銃器の配達以前に販売店によって受け取られた場合、販売店は 26815 および 27540 項に記される待期期間の終了まで配達を保留する。

(e) 法務省が 28215 項に準じて伝達された情報に不正確、または不完全な情報が含まれ、購入者の識別、または拳銃や他の銃器の購入を妨げると判断した場合、または 28225 項に準じた必要な登録費用が電子または電話記録の伝達の際に販売店から支払われていない場合、法務省はその事実を販売店に知らせる。法務省からの通知に伴い、販売店は同省に電子または電話記録に修正、または 28225 項に準じた必要な登録費用、またはその双方を送り、同省からの通知通知が購入された銃器の配達以前に販売店によって受け取られた場合、販売店は 26815 および 27540 項に記される待期期間の終了まで配達を保留する。

(f) (1) (A) 法務省は、その記録、または全米犯罪歴即時照合システムで照合可能な記録が以下のどれかに適合する場合は同省は即座に販売店に購入者への銃器の配送の遅延を知らせる。

(i) 購入者に拘留歴があり、精神衛生治療または検査のために施設に収容されたことがある、または福利厚生法規の 8100 項 または 8103 項 に記された人物である可能性があり、同省が、購入者が、26815 および 27540 項に記される待期期間の終了以前に福利厚生法規の 8100 項 または 8103 項 に準じて銃器の所持、受け取り、所有、購入を禁止されている人物であることを確認できない場合。

(ii) 購入者が有罪判決を受けた場合、州法または連邦法により銃器の所持、受け取り、所有、購入を禁止されている人物と特定する犯罪で逮捕または告発され、法務省が、購入者が 26815 および 27540 項に記される待期期間の終了以前に銃器の所持、受け取り、所有、購入を禁止されている人物であることを確認できない場合。

(iii) 購入者が 27535 項の副項 (a) に記されている人物である可能性があり、法務省が 26815 および 27540 項に記される待期期間の終了以前に 27535 項の副項 (a) に記されている人物かどうか確認できない場合。

(B) 販売店は購入者に、(A) に記されている遅延について法務省に問い合わせる方法に関する情報を提供する。

(2) 法務省は、遅延に関して購入者に郵送で知らせ、購入者が当省が所有する当人に関する犯罪歴または精神衛生記録の複製の入手手続きを説明する。当犯罪歴または精神衛生記録の複製の入手に際し、購入者は法務省に対し、承認用紙で不正確、または不完全な箇所を報告する。

(3) 法務省が逮捕や刑事責任の最終処分、または精神衛生治療または検査の結果を確認した場合、または 26815 および 27540 項に記される待期期間の終了後、および販売店のこの項に準じた法務省への購入者情報の初回提出から 30 日以内に (1) に記されている銃器の購入の適格性がないと確認した場合、法務省は以下の行動を実施する。

(A) 購入者が 27535 項副項 (a) に記されている人物でなく、福利厚生法規の 8100 項 または 8103 項を含むがこれらに限定されない州法または連邦法によって銃器の保持、受け取り、所有、購入を禁止されていない場合、法務省は即座に販売店にその事実を知らせ、販売店は銃器が配送された日を販売店の登録用紙の記録または電子送信記録に記し、販売店は銃器の購入者への配達を示す登録用紙または電子送信記録に署名し、購入者は登録用紙または電子送信記録に銃器が配達された日付に銃器を受領したことを認めるという署名をし、即座に銃器を購入者に配達する。

(B) 購入者が 27535 項副項 (a) に記されている人物であるか、福利厚生法規の 8100 項 または 8103 項を含むがこれらに限定されない州法または連邦法によって銃器の保持、受け取り、所有、購入を禁止されている場合、法務省は即座に販売店と販売が実施された市の警察署長、または販売が実施された地域に地方の警察署がない場合、販売が実施された群の保安官に、28220 項副項 (c) に準じて事実を知らせる。

(4) 法務省が逮捕や刑事責任の最終処分、または精神衛生治療または検査の結果、または (1) に記されているように、販売店の法務省への購入者情報の初回提出から 30 日以内に 銃器の購入の適格性がないと確認できなかった場合、法務省は即座に販売店にその事実を知らせ、販売店は銃器が配送された日を販売店の登録用紙の記録または電子送信記録に記し、販売店は銃器の購入者への配達を示す登録用紙または電子送信記録に署名し、購入者は登録用紙または電子送信記録に銃器が配達された日付に銃器を受領したことを認めるという署名をし、即座に銃器を購入者に配達する。

(g) 2017 年 7 月 1 日をもって、人物が連邦法または州法に準じて銃器の保持を禁止されていることを示す情報の受領により、法務省は当人の氏名、誕生日、身体的特徴を全米犯罪歴即時照合システムのインデックスの拒否人物のファイルに送信する。提供された情報は特権、機密事項とされ、連邦または州の銃器法の執行の目的以外の目的では開示されない。

第 6 項。　大容量の弾倉の保有に関して。

第 6.1 項。　刑法規第 32310 項を次の通りに改正する。

32310. (a) 本章の (第 32400 項から始まる) 第 2 条と第 2 部の表題 2 の第 17700 項から始まる第 1 章に記載がない限り、~~2000 年 1 月 1 日より~~開始本州の人で大容量の弾倉を製造または製造しようとした場合、本州に輸入、販売のために保有、誰かに与る、貸す、購入、受け取った場合、すべての人は 1 年間を超えない範囲で郡刑務所に収監、若しくは 第 1170 項のサブディビジョン (h) に従って収監さ

れる。

(b) 本項において、「製造とは」弾倉を本体、スプリング及びフォロワー、フロアプレートまたはエンドプレートといったものに限らず、その部品を組み合わせて完全に機能する大容量の弾倉を作り上げることを指す。

(c) 2017 年 7 月 1 日より、本章の (第 32400 項から始まる) 第 2 条と第 2 部の表題 2 の (第 17700 項から始まる) 第 1 章に記載がない限り、取得した日時に関わらず大容量の弾倉を保有している者は、大容量の弾倉一つあたり百ドル ($100) を超えない範囲の罰金刑違反として有罪、または大容量の弾倉一つあたり百ドル ($100) を超えない範囲の罰金、郡刑務所での一年を超えない範囲での懲役、若しくは罰金と懲役両方を課される軽罪として有罪となる。

(d) 2017 年 7 月 1 日より合法的に大容量の弾倉を保有できないであろう者は、2017 年 7 月 1 日以前に下記の事を行わなければならない：

(1) 本州から該当する大容量の弾倉を排除；

(2) ライセンスを保有している銃器販売者に該当する大容量の弾倉を販売する；

(3) 若しくは、該当する大容量の弾倉を法執行代理人に引き渡し破壊する。

第 6.2 項。刑法規第 32400 項を次の通りに改正する。

32400.　第 32310 項 は、法律によって大容量の弾倉の保有が連邦政府、州、群、市と群、市の機関によって、その機関の職員による職務の執行において、使用が認められた範囲において、そして職務の執行を目的としたものである場合の、本州への大容量の弾倉の販売、譲渡、貸付、輸入、購入、*保有*に対しては適応されない。

第 6.3 項。刑法規第 32405 項を次の通りに改正する。

32405.　第 32310 項 は、大容量の弾倉の販売、貸付、譲渡、購入、受け取り、*保有*若しくは輸入に関して、第 2 部の表題 3 の 4.5 章 (第 830 項から始まる) で定義される宣誓治安官、若しくは*宣誓連邦警察官* で、職務の内容と目的に従って銃器の保有が認められている者には適応されない。

第 6.4 項。刑法規第 32406 項を次の通りに追加する。

32406.　第 32310 項 のサブディビジョン (c) は、第 2 部の表題 3 の 4.5 章 (第 830 項から始まる) で定義される立派に退任した宣誓治安官、若しくは立派に退任した宣誓連邦警察官で、職務の内容と目的に従って銃器の保有が認められていた者には適応されない。「立派に退任」とは第 16690 項で定義されている意味と同様の意味を持つ。

第 6.5 項。刑法規第 32410 項を次の通りに改正する。

32410.　第 32310 は、第 26700 項から第 26915 項に従ってライセンスを*保有*する者による、若しくはそのような者に対する大容量の弾倉の販売、~~若しくは~~購入*保有*には適応されない。

第 6.6 項。刑法の第 32420 項は撤廃される。

~~32420.　第 32310 項は 2000 年 1 月 1 日以前に合法的に大容量の弾倉を保有し、合法的に州外に持ち出し、その大容量の弾倉を州内に輸入する場合には適応されない。~~

第 6.7 項。刑法規第 32425 項を次の通りに改正する。

32425.　第 32310 項 は~~いずれか~~下記の全てに適応されない：

(a) 第 26700 項から第 26915 項に従ってライセンスを保有する者に対して、又はメンテナンス、修理、修正のために銃技術工に対して大容量の弾倉を譲渡若しくは貸す場合。

(b) サブディビジョン (a) に記載されている目的のためにサブディビジョン (a) に記載されている人物が大容量の弾倉を保有する場合。

~~(b)~~ *(c)* サブディビジョン (a) に記載されている人物から持ち主に対して大容量の弾倉が返還される場合。

第 6.8 項。刑法規第 32435 項を次の通りに改正する。

32435.　第 32310 項下記の全てに適応されない：

(a) 大容量の弾倉の販売、譲渡、貸付、*保有*、本州への輸入が本州の法律に基づき装甲車事業を行っている主体によって、若しくはその主体に対して行われる場合。

(b) サブディビジョン (a) に記載されている主体によって、当該主体の装甲車事業の目的に従う範囲ないでのその主体の認可を受けている従業員への大容量の弾倉の貸付。

(c) サブディビジョン (a) に記載されている主体の従業員による、当該主体の装甲車事業の目的に従う範囲ないでの大容量の弾倉の保有。

~~(c)~~ *(d)* サブディビジョン (b) に記載されている従業員による大容量の弾倉のサブディビジョン (a) に記載されている主体への返還。

第 6.9 項。刑法規第 32450 項を次の通りに改正する。

32450.　第 32310 項は、大容量の弾倉の購入及び*保有*に関して 第 31000 項、第 32650 項、第 33300 項、若しくは表題 2 の第 5 部の第 1 章の第 3 条 (第 18900 項から始まる)、又は本項の第 6 章の第 4 条 (第 32700 項から始まる) に従って、下記の目的のために特別武器許可証を保有している者には適応されない：

(a) 静止画、テレビ、ビデオの制作のための使用。

(b) 連邦規制に従った輸出。

(c) 該当する連邦規制に従った法執行機関、政府機関、軍に対する再販売。

第 7 項。　銃器商人。

第 7.1 項。　刑法規第 26885 項を次の通りに改正する。

26885.　(a) 第 26805 項のサブディビジョン (b) と (c) に記載されている場合を除いて、ライセンスの規定内の銃器は、ライセンスが保有されている場所で保持されなければならない。

(b) ライセンス保有者は、下記のものを紛失若しくは盗難にあった場合は、48 時間以内にライセンス保有者の事務所が位置している市、郡、市と郡に報告しなければならない。

63

(1) ライセンス保有者の取扱商品である全ての銃器*若しくは弾薬*。

(2) 全ての銃器 *または弾薬*で第 5 章 (第 28050 項から始まる) *又は第 30312 項*に従ってライセンス保有者が保有している物。

(3) ライセンス保有者の事務所で保有されている全ての銃器*又は弾薬*。

第 7.2 項。刑法規第 26915 項を次の通りに改正する。

26915. (a) *2018 年の 1 月 1 日より*銃器商人は第 26710 項に準拠して司法省から資格証明書うをもらうためには、銃器を扱う、販売する、届ける代*理*人若しくは従業員を必要とする。証明書の申請の歳は、代理人または従業員は、名前と当人が採用されている銃器商人の California 銃器商人番号を提供しなければならない。

(b) 司法省は資格証明書を持つ代理人若しくは従業員が銃器を持つことを禁止された場合に銃器承認に知らせなければならない。

(c) 地元の管轄区が銃器承認の代理人若しくは従業員のバックグラウンドチェックを必要とする場合は、代理人または従業員はサブディビジョン (a) に基づく資格認定証明書を取得しなければならない。

(d) (1) 本項のいかなる内容も地元の管轄区が第 11105 項~~に~~準拠して追加的なバックグラウンドチェックを行うことを妨げるよう解釈されてはいけない。地元の管轄区は追加的な犯罪経歴調に関わる費用を請求するべきではない。

(2) 本項のいかなる部分も、従業員の雇用において資格証明書の取得プロセスに関係ないとみられる犯罪経歴を基に徐元の管轄区が雇用を禁ずることを妨げるように解釈されてはいけません。

(e) ライセンス保有者が、代理人が本表題の第 9 部の第 2 章 (第 29800 項から始まる) 又は第 3 章 (第 29900 項から始まる) 、若しくは福利厚生法規の第 8100 項か第 8103 項に記載されている銃器を保有するべきではない人物であると知っている場合、若しくは合理的に考えて知っているべきである場合は、管理されていない銃器に触れること、サブディビジョン (g) に記載のあるロック装置を開けるための鍵、コンビネーション、コード等にアクセスさせてはならない。

(f) 本項のいかなる内容も地方政府がライセンス保有者の代理人*若しくは従業員*の条件に関して追加的な条例を制定することを妨げてはならない。

(g) 本項において「管理されている」とは、銃器が下記のいずれかの方法によって使用できない状態になっていることを指す：

(1) 第 23655 項のサブディビジョン (d) に記載のある部局によって認められた銃器保管機器によって銃器が管理されており使用できない。

(2) 第 23650 項に記載のある部局の認める銃器保管庫の基準を満たす保管庫において管理されていて使用できない。

(3) 銃器が銃器を保管するための個別の鍵若しくはコンビネーションといった方法によってのみ開けることのできる部屋若しくは倉庫に保管されている。

(4) 銃器が銃器ののトリガーガードを通じて、少なくとも直径八分の一インチである硬化鋼棒またはケーブルで固定されている。鋼棒またはケーブルはシャックルを持つ硬化鋼ロックで固定されていなければならない。ロックとシャックルは、ボルトカッターの使用から保護されていなければならず、ロッドまたはケーブルは銃器が動かされることを防ぐようにして固定されていなければならない。

第 8 項。　弾薬の販売。

第 8.1 項。　刑法規第 16150 項を次の通りに改正する。

16150. (a)~~ 第 30300 項で使われている通り、「弾薬」とは第 16650 項で定義されている手持ち銃用の弾薬を指す。~~ *本パートで使われている通り、第 30305 項のサブディビジョン (a) と第 30306 項を除いて、「弾薬」とは一つまたはそれ以上の発射体、下塗りされたケースと噴射剤からなる一つ又はそれ以上の装填されたカートリッジを意味する。中身が空のものは「弾薬」には含まれない。*

(b) 第 30305 項のサブディビジョン (a) と第 30306 項で使用されているように、「弾薬」とは任意の弾丸、カートリッジ、マガジン、クリップ、スピードローダー、オートローダ、または銃器から発射することができ致命傷を負わせることのできる発射体を含む。中身が空のものは「弾薬」には含まれない。

第 8.2 項。刑法規第 16151 項を次の通りに追加する。

16151. (a) 本部分で使用されているように、2018 年 1 月 1 日より「弾薬の商人」とは第 30385 項 に基づき発行された弾薬商人のライセンスを保有している個人、会社、企業、その他の事業主体を指す。

(b) 2018 年 1 月 1 日より、第 26700 項から第 26915 項に準拠してライセンスが付与された銃器ディーラーは、自動的にライセンスを有する弾薬ベンダーとみなすものとする。但し、当該ディーラーは、表題 4 の第 10 部の第 1 章の第 2 条 (第 30300 項から始まる) と第 3 条 (第 30342 項から始まる) の要件に準拠するものとする。

第 8.3 項。刑法の第 16662 項は撤廃される。

~~16662. 本部分で使用されているように「ハンドガン弾薬商人」とは、ハンドガン弾薬の小売、若しくはその他ハンドガン弾薬を販売する商業に関わっている個人、会社、起票、商人、その他の事業主体を指す。~~

第 8.4 項。刑法規第 17315 項を次の通りに改正する。

17315. 第~~3 条 (第 30345 項から始まる)~~ 表題 4 の第 10 部の第 1 章の*第 2 条から第 5 条* で使用されているように、「商人」とは ~~ハンドガン~~弾薬商人を指す。

第 8.5 項。刑法規第 30306 項を次の通りに改正する。

30306. (a) 個人、企業、~~若しくは~~会社*若しくはその他の事業主体で* 第 30305 項 , のサブディビジョン (a) 若しくは (b) に準拠して弾薬若しくはロードされた弾薬の所有、保有、管理又は操作してはいけないと認識している、若しくは合理的に考えて知っていなければならない人物に対して、弾

薬を供給、宅配、保有させた場合は軽罪として一年の範囲内で郡刑務所への収監、若しくは千ドル ($1,000) を超えない範囲での罰金、若しくは罰金と収監のどちらもの罰を与えられる。

(b) 第 30305 項 , のサブディビジョン (a) 若しくは (b) に準拠して弾薬若しくはロードされた弾薬の所有、保有、管理又は操作してはいけないと認識している、若しくは合理的に考えて知っていなければならない人物に対してその後弾薬を販売若しくは引き渡すということを知っている、若しくはある理由からそうであると思われる人物に対して弾薬を供給、宅配、保有させた個人、企業、会社、その他の事業主体は軽罪として一年の範囲内で郡刑務所への収監、若しくは千ドル ($1,000) を超えない範囲での罰金、若しくは罰金と収監のどちらもの罰を与えられる。

~~(b)~~ *(c)* 本項の条項は累積的であり、その他の法律を制限するように解釈されてはならない。しかし、本項とその他の法律の条項で異なる罰則が罰すべき行為に対してある場合は、二つ以上の条項の下で罰してはならない。

第 8.6 項。刑法規第 30312 項を次の通りに改正する。

30312. (a) ~~2011 年 2 月 1 日より~~ *(1) 2018 年 1 月 1 日よりあらゆる主体による弾薬の販売は、ライセンスを保有している弾薬商人によって行われなければならない。*

(2) もしどちらの主体も弾薬商人のライセンスを保有していない場合は、販売者は弾薬商人のライセンスを保有している人物を通して取引を行わなければならない。その際弾薬商人は、販売が禁止されていない限り、その弾薬が自らの商品であるかのように適切かつ迅速に購入者に届けなければならない。もし弾薬商人が合法的に購入者に弾薬を届けられない場合は、商人は販売者に返却しなければならない。弾薬商人は購入者に対して取引を行うための管理費として、本表題の条項に準じて、そして追加的に司法省によって定められる額を請求することができる。

(b) 2018 年 1 月 1 日より、弾薬をインターネット又はその他の遠方からの注文によって購入若しくは取得した場合は、本部分の表題 4 の第 10 部の第 1 章の第 3 条 (第 30342 項から始まる) と本項に準拠してライセンスを保有している弾薬商人が最初に受け取り取引を行わなければならず、~~ハンドガン~~いかなる主体による弾薬の取引、所有権の移転も販売者、宅配者、移転者 , と顔を合わせて行わなければならない~~購入者又は他の譲受人から身分証明証の証拠を提供されている場合~~。

~~(b)~~ *(c)* ~~サブディビジョン~~ *サブディビジョン* (a) *と (b)* は~~若しくは影響を与える~~ 下記のすべての者への~~ハンドガン~~弾薬の販売、引き渡し、移転には適応されない :

(1) 市、郡、市と郡、または州または連邦政府により権限を与えられたの法執行担当者に対してで~~ハンドガン~~ 販売、引き渡し、移転が、当該政府機関のみによる使用のためのものであり、弾薬の販売、引き渡し、移転を行う前に、購入者又は譲受人を採用する機関の長から、取引を行うことが認められた個人を特定し、当人を雇用している機関のためのみの使用であることを記した書面による許可を得ている場合。

(2) 第 2 部分の表題 3 第 4.5 項 (第 830 項から始まる) で定義される*宣誓治安官*、若しくは宣誓連邦警察官で、職務の内容と目的に従って銃器の保有が認められている者。

(3) ~~ハンドガン~~弾薬若しくは銃器の商売に、米国法規の表題 18 の第 44 章 (第 921 項から始まる) とそこで発行されている規制に従って携わっているもの。

(4) 本表題の第 6 部の第 6 章の第 6 条 (第 28450 項から始まる) に従って司法省が管理している*連邦銃器ライセンス免除者*のリストに載っている者。

(5) 米国法規の表題 18 の第 44 章 (第 921 項から始まる) とそこで発行される規制に従って商人、若しくは銃器のコレクターとしてのライセンスを持っており、保有しているライセンスが本州外のものである人物。

(6) 米国法規の表題 18 の第 44 章 (第 921 項から始まる) とそこで発行される規制に従って銃器のコレクターとしてのライセンスを持っており、保有しているライセンスが本州を対象とするものであり、第 26710 項*に準拠して司法省によって発行される資格証明書を持っている人物。*

(7) ~~ハンドガン~~ 弾薬商人。

(8) コンサルタント - 評価人

(9) 商売ライセンス、若しくはその他の規制で定められているライセンスを保有している施設で弾薬を購入若しくは受け取る人物。ただし弾薬はその施設内に常に保管されていなければならない。

(10) 第 16720 項に定義されている直径の家族、若しくは登録されているパートナー、伴侶から弾薬を購入若しくは受け取った人物。

~~(c)~~ *(d)* 本項の規定を犯した場合は軽犯罪となる。

第 8.7 項。刑法規第 30314 項を次の通りに追加する。

30314. (a) 2018 年 1 月 1 日より、本州の住民は第 30312 項で規定されている手続きに従って最初にライセンスを保有している弾薬商人に弾薬を届けて住民に引き渡してもらわない限り、本州外で購入若しくは取得した弾薬を本州に持ち込んだり輸送していはならない。

(b) サブディビジョン (a) は下記のすべてに適応されない :

(1) 弾薬商人。

(2) 第 2 部分の表題 3 第 4.5 章 (第 830 項から始まる) で定義される宣誓治安官、若しくは宣誓連邦警察官で、職務の内容と目的に従って銃器の保有が認められている者。

(3) ハンドガン弾薬若しくは銃器の商売に、米国法規の表題 18 の第 44 章 (第 921 項から始まる) とそこで発行されている規制に従って携わっているもの。

(4) 第 6 部の第 6 章の第 6 条 (第 28450 項から始まる) に従って司法省が管理している連邦銃器ライセンス免除者のリストに載っている者。

(5) 米国法規の表題 18 の第 44 章 (第 921 項から始まる) とそこで発行される規制に従って銃器のコレクターとしてのライセンスを持っており、保有しているライセンスが本州を対象とするものであり、第 26710 項に準拠して司法

省によって発行される資格証明書を持っている人物。

(6) 第 16720 項に定義されている直径の家族、若しくは登録されているパートナー、伴侶から弾薬を受け取った人物。

(c) 本項の条項に違反した場合は、一回目は違反、それ以降は軽犯罪若しくは違反として扱われる。

63

第 8.8 項。刑法の第 6 部分の表題 4 の第 10 部の第 1 章の第 3 条 (第 30342 項から始まる) の見出しは以下のように修正される：

第 3 条。~~ハンドガン~~ 弾薬商人

第 8.9 項。第 30345 項の直後に続く刑法規第 30342 項を次の通りに追加する。

30342. (a) 2018 年 1 月 1 日より 30 日間の内に 500 弾以上の弾薬を販売する個人、企業、会社、合同会社、その他の事業主体は有効な弾薬商人ライセンスを保有していなければならない。

(b) 本項の規定を犯した場合は軽犯罪となる。

第 8.10 項。刑法規第 30347 項を次の通りに改正する。

30347. *(a) 弾薬商人は弾薬の取扱、販売、引き渡し、管理及び操作を行う代理人、従業員に第 26710 項に準拠して司法省によって発行される資格証明書を取得させ、提出させなければならない。資格証明書の申請にあたっては、代理人又は従業員は雇用主である弾薬商人の名前と住所、若しくは名前と California 銃器商人番号を記載しなければならない。*

(b) 司法省は資格証明書を持つ代理人若しくは従業員が 連邦法の第 30305 項のサブディビジョン (a) に準拠して 銃器を持つことを禁止された場合に銃器承認に知らせなければならない。

*(c) 弾薬*当該ベンダーが知っているまたは合理的に知るべき代理人または従業員が、本表題の第 9 部の第 2 章 第 29800 項より開始)、又は第 3 章 (第 29900 項より開始)、若しくは福利厚生法規の第 8100 項又は第 8103 項に記載する対象人物である場合、雇用の過程およびその範囲において、拳銃弾薬の取扱い、販売、~~又は~~、引き渡し , かつ当該人物の管理下におくことを認めてはならない。

第 8.11 項。 刑法規第 30348 項を次の通りに追加する。

30348. (a) サブディビジョン (b) に記載されている場合を除いて、ライセンスを保有している弾薬商人による弾薬の販売は、ライセンスに記載された場所で行われなければならない。

(b) 商人は、モータ付き若しくは牽引車両での銃のショー、イベントでない限りにおいて、銃のショー及びイベントでの弾薬の販売を行うことができる。

(c) 本項において「銃のショー及びイベント」とは、国、州、地方機関の支援の下、銃器のコレクション、競技用の使用、その他のスポーツ用の使用のために開催されるもの、若しくは任意の機関や協会の支援のもとコミュニティでの銃器のコレクション、競技用の使用、その他のスポーツ用の使用のために開催されるものを指す。

(d) 銃のショー及びイベントでの弾薬の販売は、該当する法律及び第 30347 項、第 30350 項、第 30352 項、そして第 30360 に準拠しなければならない。

第 8.12 項。刑法規第 30350 項を次の通りに改正する。

30350. *弾薬*商人は商人若しくはその従業員の補助なしに~~ハンドガン~~弾薬に購入者及び運送者がアクセスできるような形で弾薬を販売、所有権の移転、販売のオファー、所有権の移転のオファー、販売及び所有権の移転のためのディスプレイを行ってはならない。

第 8.13 項。刑法規第 30352 項を次の通りに改正する。

30352. (a) ~~2011 年 2 月 1 日より~~ *2019 年 7 月 1 日より弾薬*商人は*司法省によって出される用紙に*弾薬を販売、引き渡しする時点できちんと下記に示される情報を記録しないい場合は：~~ハンドガン~~ 弾薬を販売してはならず、若しくは弾薬の所有権を移転させなければならない。

(1) 販売若しくは~~取引~~*移転*の日時。

(2) 購入者若しくは運送者の運転免許所又はその他の身分証明証の番号と発行された州。

(3) 販売若しくは運送された弾薬の銘柄、種類、量。

(4) 販売者若しくは運送者の 本名と署名。

(5) 販売若しくはその他の取引を行った販売者の名前。

~~(6) 上記の用紙に購入者若しくは運送者の右手の親指の指紋。~~

~~(7)~~ *(6)* 購入者若しくは運送者の居住地の住所と電話番号。

~~(8)~~ *(7)* 購入者若しくは運送者の誕生日。

(b) 2019 年 7 月 1 日より、弾薬商人は所有する弾薬の全ての販売と運送に関してサブディビジョン (a) において必要とされている情報を電子媒体で司法省に提出しなければならない。司法省は弾薬購入記録ファイルというデータベースにこの情報を保管しなければならない。この情報は機密情報として扱われなければならず、司法省若しくは第 11105 項のサブディビジョン (b) 又は (c) に記載されている機関によって California 法執行通信システムを通じて、法執行の目的のためのみに使用される。弾薬商人は、購入者若しくは運送者の書面での許可を無しには本サブディビジョンで要求されている提出の目的のため以外でこれらの情報を販売、公開、共有してはならない。

(c) 2019 年 7 月 1 日より、ここに記載の個人、または (e), に記載の個人もしくは事業体に限り、弾薬を購入する権限を付与するものとする。弾薬を引渡す前に、弾薬ベンダーは、弾薬を受理する個人が (e) または次のうちのひとつに記載の個人または事業体であることを確認するため、善意の身分証明書の提示を要求するものとする。

(1) 第 30370 項に準拠し弾薬の購入権限を付与されている個人。

(2) ベンダーがライセンスを保持する銃器ディーラーであり、弾薬が銃器と同じ取引の個人に引渡される場合は、第 28220 項 , に準拠し、当局が弾薬ベンダーからの銃器の受理を承認している個人。

(d) 2019年 7月 1日より、弾薬ベンダーは当局が規定する方法で、当該個人の弾薬購入承認番号と弾薬購入権利保持者の一元管理リストとを照らし合わせ、弾薬の購入権限が付与された個人であることを、当局と確認する必要がある。当該個人が弾薬購入権利保持者のリストにない場合、ベンダーは販売または譲渡を拒否するものとする。

~~(b)~~ *(e)* ~~項目項目~~ (a) *および (d)* は、適切に身元を特定した場合、~~ハンドガン~~弾薬ベンダーから次のいずれかに対しハンドガン弾薬の販売、譲渡、所有した場合には適用または影響されないものとする。

~~(1) 第 26700 から 26915, 項（両項を含む）に従いライセンスを有する人物~~

~~(2)~~ *(1)* ~~ハンドガン~~弾薬ベンダー

~~(3)~~ *(2)* 本タイトル第 6 部の 第 6 章第 6 条 (第 28450 項より開始) に準拠し当局が管理する、連邦銃器ライセンスを免除された一元管理リストにある人物。

~~(4)~~ *(3)* ~~ビジネスまたは規制ライセンスを保持するターゲット施設~~ *で、ビジネスまたは他の規制ライセンスを保持するターゲット施設で弾薬を購入または受領する人物。但し、弾薬は常に施設内に保管するものとする。*

~~(5)~~ *(4)* 銃技術工。

~~(6)~~ *(5)* 卸売業者。

~~(7)~~ *(6)* 米国法規のタイトル 18 第 44 条 (第 921 項より開始) または本条に従い公布する規制に準拠しライセンス所有する銃器または弾薬の製造業者または輸入業者。

~~(8)~~ *(7)* 所有権の販売またはその他譲渡が政府機関により特別な使用が、~~ハンドガン~~弾薬の販売、引渡しまたは譲渡の前に、当局の代表者による書面の承認書で許可され、購入、引渡しまたは譲渡が行われる相手に提示されている市、郡または州もしくは連邦政府の権限ある法の執行人正規の書面の承認書が、購入者、または所有を受ける第三者が雇用されていることを証明する、雇用者がその個人が雇用されいてる当局の特別な使用を取り扱う権限を付与されているものであることを実証できる書面の証明とし実証する場合。

(8) その責務の過程においてまたはその責務の範囲で銃器を携帯する権限を付与され、第 2 部のタイトル 3 の第 4.5 章 (第 830 項より開始) に記載の通り、法を遵守し正しく執行することを宣誓した治安官または連邦警察官。

(f) (1) 適切な身分証明とは、購入者または譲受人が雇用人であり、当該購入者または譲受人が、その責務の過程においてまたはその目的範囲で銃器を携帯する権限を付与されたフルタイム勤務の治安官であることを特定する、当局責任者による書面の証明書を意味する。

(2) 当該証明書は、購入または譲渡時にベンダーに交付するもとのし、購入者または譲受人は当該証明書において権限を有する個人であることを確認するための善意の身分証明を行うものとする。

(3) ベンダーは当該証明書を販売記録として保管し、当局に送付するものとする。

(g) 当局は、規制を採択し、本項の規定を実行するする権限を付与されている。

第 8.14 項。刑法規第 30363 項を次の通りに追加する。

30363.　次の品目のうちひとつでも滅失または盗難にあった場合は、それに気が付いた後 48 時間以内に、弾薬ベンダーはベンダーの事業所がある市、郡、または国の適切な法執行当局に報告する必要がある。

(1) ベンダーの商品である弾薬

(2) 第 30312 項に従いベンダーが所有する弾薬

(3) ベンダーの事業所に保管する弾薬

第 8.15 項。第 4 条 (第 30370 項より開始) を以下の通り、刑法規 6 部タイトル 4 の第 10 部第 1 章に追加する。

第 4 条。弾薬購入の権限

30370.　(a) (1) 2019 年 1 月 1 日より、弾薬購入に法務省が適用できるのは、18 歳以上の個人である。

(2) 弾薬購入の権限は、第 16151 項 , に規定する通り、弾薬ベンダーから弾薬の所有権を購入またはその他譲渡を求める、購入権限を有する個人が利用することができるが、その他の効力を有するものではない。

(3) 弾薬購入の権限は、2019 年 7月 1日または発行日のいずれか後日より 4 年間有効とする。但し、(b) に基づき当局が当該権限を取消す場合を除く。

(b) 弾薬購入の権限は、本項に基づき保持者から弾薬購入の権限を付与する資格を剥奪する事態が生じた場合は、当局により速やかに取消されるものとする。当該権限が取り消された場合、保持者にその理由を述べるよう書面による要求があったときに、当局は、取消しに対する異議申立ての訴状を提供するものとする。

(c) 当局は、 弾薬購入の権限を有する個人全員の一元管理リストを社内で作成し維持管理するものとし、本項に準拠し当局が権限を取り消した個人をリストから速やかに削除するものとする。当局は、弾薬ベンダーが弾薬の販売またはその他譲渡を行う目的において当該リストにアクセスできるようにし、法執行当局が法を執行する目的においてリストにアクセスできるようにする。

(d) 当局は、申請者が次の条件をすべて満たす場合、当該申請者に弾薬購入の権限を付与するものとする。

(1) 申請者は 18 歳以上である。

(2) 申請者は第 30305 項 の (a) または連邦法に基づき弾薬の取得または所持を禁じられていない。

(3) 申請者は (g) に記載の料金を支払う。

(e) (1) 当局は、初回または更新の申請を受けた時点で、申請者が 第 30305 項 の (a) または連邦法に基づき弾薬の所有または取得が禁じられていないかどうかを決定するために、その記録を確認し、また当該記録が福利厚生法規第 8104 項 に準拠し州立病院国務省からの要求によって承認されているか、合衆国法律集タイトル 18 の 第 922 項 (t) に記載の通り、即時犯歴照会システムによって承認されているかを確認する必要がある。

(2) 申請者は当局に申請書の提出後 30 日以内に承認または拒否の通知を受けるものとする。申請が拒否された場合、当局はその理由を記述し、拒否に対する異議申立ての訴状を申請者に提出するものとする。

(3) 申請者が申請書を提出後 30 日以内に、当局が最終的な処分を特定できない場合、当局は申請者に権限を付与するものとする。

(4) 弾薬購入承認番号は、善意の身分証明として個人が提示した書類に記載の番号と同じものでなければならない。

(f) 当局は、有効期限前に弾薬購入権限を更新する必要がある。但し、当局が第 30305 条 の (a) 又は連邦法に基づき弾薬の取得または所持を禁じられていないことを確認し、申請者が (g) に記載する更新料を時宜に支払っていることを条件とする。

(g) 当局は、弾薬購入の権限または更新発行にかかる、個人につき 50 米ドル ($50) を超えない妥当な料金を請求することがある。但し、本プログラムの実行および本プログラムに関連するデータシステムの維持管理を含む、本項および第 30352 条に記載する弾薬承認プログラムに基金を提供するための妥当な費用の回収に必要な金額以上を設定しないものとする。

(h) 本書面による弾薬の安全性と執行特別基金は米財務省が作成する。本項に従い受領した料金は、政府法規の第 13340 項 にもかかわらず、一般財源のための薬薬の安全性と執行特別基金に入金するものとし、本項および第 30352 項に記載した弾薬承認プログラムを実装、運営、施行する目的で引き続き行うものであり、第 30371 条に記載するスタートアップローンの返済に充てるものとする。

(i) 当局は、毎年 1 度、(g) に記述した料金をすべて見直すものとし、インフレ時に対応しすべて調整することがある。

(j) 当局は、規制を採択し、本項の条項を実行する権限を付与されている。

30371. (a) 本書面により、第 30352 項および 30370 項に記載する弾薬承認プログラムの規定の実行、管理および施行にかかるスタートアップ費用のローンとして、一般財源からの適切な費用を 2500 万ドル ($25,000,000) とする。

(b) ローン返済の目的において、コントローラーは、第 30352 項および 30370 に記載した弾薬承認プログラムの実行、運営および施行に必要な資金を支払った後、弾薬の安全性と執行特別基金で得た収益すべて (一般財源の共同投資口座の利子を含む) を本項に記載するローンの額に送金するものとする。

第 8.16 項。第 5 条 (第 30385 項より開始) を以下の通り、刑法規 6 部タイトル 4 の第 10 部第 1 章に追加する。

第 5 条。弾薬ベンダーライセンス

30385. (a) 法務省は、本条に準拠し弾薬ベンダーライセンスを発行する権利を有する。当局は、2017 年 7 月 1 日より、弾薬ベンダーライセンス申請の受理を開始するものとする。申請が拒否された場合は、当局は申請者に対し拒否の理由を書面で通知するものとする。

(b) 弾薬ベンダーライセンスは、当局が規定する形式で発行するものとし、1 年間有効である。当局は、申請者を管理する規制を採択し、本条の規則を執行することがある。このライセンスは、第 30348 項に規定した通り、当該ライセンスに記述する場所または銃器に関するショーやイベントにおいて、弾薬の販売許可を付与するものである。

(c) (1) 自然人以外の事業体の場合、当局は事業体にライセンスをは発行するが、第 30395 項に準拠し経歴確認に合格した責任ある個人を必要とする。

(2) 本条の目的において、「責任を有する個人」とは、弾薬に関する当該事業体の管理、方針および運営に直接の権力を有する個人を意味する。

(d) 2018 年 1 月 1 日より、第 26700 項から 26915 項に準拠しライセンスを付与された銃器ディーラーは、自動的にライセンスを有する弾薬ベンダーとみなされる。但し、ディーラーは第 2 条 (第 30300 項より開始) および第 3 条 (第 30342 項より開始) の要件に従うものとする。

30390. (a) 法務省は、弾薬ベンダーライセンスの申請者に、ライセンスプログラムの施行および弾薬ベンダーライセンス登録の管理を含む妥当なライセンスプログラムの管理費用を当局に払い戻すに十分な費用を請求することができる。

(b) 本条に従い当局が受領した費用は、本書面により作成した弾薬ベンダー特別口座に入金するものとする。政府法規規第 13340 項 にもかかわらず、資金の収益は、本条の規定の実行、管理および執行の目的、かつ第 30352 項に準拠し提供された情報を収集および維持するために、当局が引き続き適切に使用する。

(c) また、銃器に関する安全性と執行特別基金の歳入は、当局が本条の条項を実行および法的に強制する目的で、適切に利用できるようにするものとする。

30395. (a) 法務省は、当局が個人または責任を有する個人のいずれも、第 30305 項 の (a) または連邦法の下で弾薬の所持、受領、所有または購入が禁じられていないことを確認し、かつ地方政府が要求する規制または事業認可証、査定平準委員会が発行する有効な販売許可証、当該個人が連邦のライセンスを発行されている場合は連邦銃器所持ライセンス、当局発行の認可証の複製を提供する申請者に対し、弾薬ベンダーライセンスを付与する権利を有する。

(b) 当局は、ライセンスを付与された弾薬ベンダーすべての登録を維持管理するものとする。法執行当局は、法を執行する目的で登録にアクセスできるものとする。

(c) 弾薬ベンダーライセンスは、禁止事項の違反および第 2 条 (第 30300 項より開始) または条 3 項 (第 30342 項より開始) の要件に違反した場合は没収の対象になる。

第 9 項。本法令には、弾薬の販売または譲渡に関して、追加の罰則または要件を課す地方の条例を妨げるまたは専占権をもつ法令は一切ないものとする。

第 10 項。銃器所持が禁じられている個人に対するセキュリティー

第 10.1 項。 刑法規第 1524 項 を次の通りに改正する。

1524 (a) 次の事態の一つを根拠として、捜索令状がされることがある。

(1) 所持品が盗難または着服された場合

(2) 所持品または物品が重罪を犯す手段として使われた場合

(3) 所持品または物品を犯罪を犯す手段として使う目的で所持していた場合、またはそれを隠ぺいするまたは発見を妨げるために第三者に引渡し当該第三者が所持していた場合

(4) 押収の対象となる所持品または物品には、項目もしくは、重罪を犯したことを示す、または特定の人物が重罪を犯したことを示す証拠を含む。

(5) 押収の対象となる所持品または物品には、第 311.3 項に違反する児童の性的搾取、または第 311.11 項に違反する 18 歳未満の個人との性行為を描写した物の所持をを示す証拠となるものが含まれる。

(6) 人物に対する逮捕状がある場合

(7) 第 1524.3 項に記載の通り、電子通信サービスまたはリモートコンピューティングサービスのプロバイダーが、所持品が盗難にあったまたは軽罪をなすために使われたことを示す、もしくは個人が所持品または物品を軽罪を犯す手段に使うために所持している、またはそれを隠ぺいするまたは発見を妨げるために第三者に引渡し当該第三者が所持していることを示す記録または証拠を有している場合

(8) 押収の対象となる所持品または物品には、労働法規の第 3700.5 項 に違反する、または特定の個人が労働法規の第 3700.5 項 に違反することを示す項目または証拠が踏まれる。

(9) 押収の対象となる所持品または物品には、第 18250 項に定める通り、人命を脅かす行為または身体的暴行に関与し、家庭内暴力事件に関連して逮捕された個人が占有する場所または当該個人の管理下で発見した銃器または他の凶器が含まれる。本項は、第 18250 項によって承認される捜査令状のない押収物には適用されない。

(10) 押収の対象となる所持品または物品には、福利厚生法規の第 8102 項の (a) に記載した個人が所持するまたはその監護制御下にある銃器または他の凶器が含まれる。

(11) 押収の対象となる所持品または物品には、家族法規の第 6218 項に準拠し発せられた保護命令に反して、個人が所持禁止銃器を所持、所有、監護または制御する、または当該個人に合法的に命令が送達され、法律により必要とされる銃器の放棄に従わなかった場合、家族法規の第 6389 項 に準拠し、銃器の所持が禁じられている個人が所持、所有、監護または制御する銃器が含まれる。

(12) 追跡装置を使用し受領した情報に、重罪、軽罪、魚類および猟狩獣部門の侵害、公共資産法規に違反する軽罪のいずれかを犯したことを示す証拠が含まれる場合、また特定の個人が重罪、魚類および猟狩獣部門の侵害、公共資産法規に違反する軽罪を犯したことを示す、もしくは重罪、魚類および猟狩獣部門の侵害、公共資産法規に違反する軽罪を犯している、または重罪、魚類および猟狩獣部門の侵害、公共資産法規に違反する軽罪を犯したまたは犯している個人の居場所の確保を補佐することを示す証拠が含まれる場合本段落に準拠し発行する追跡装置の捜索令状は、第 1534 項の (b) に記載の要件を満たす方法で行う必要がある。

(13) 個人の血液サンプルが第 23140 項、車両法規第 23152 項または 23153 項に違反していることを示す証拠を構成し、当該個人が担当官の要求を拒絶しサンプルの提出を拒否した、または車両法規の第 23612 項 で要求する通り血液検査を実施しなかった場合、また合理的で医学的に証明される方法で当該個人からサンプルを採取する場合本段落は、捜索令状を発行する権利者をケースバイケースで決定する裁判所の指令を停止することを意図するものではない。

(14) 2016 年 1 月 1 日より、禁止される銃器または弾薬もしくはその両方が、発行された銃器による暴力禁止命令に反する個人が所有する、所持する、監護するまたはその制御下にあり、当該個人に合法的に命令が送達され、法律により必要とされる銃器の放棄に従わなかった場合は、対象となる所持品または物品は、第 6 部のタイトル 2 の (第 18100 条より開始) の第 3.2 第に準拠し発行した、銃器による暴力禁止命令の対象となる個人が所有する、所持する、監護するまたはその制御下にある銃器または弾薬もしくはその両方となる。

(15) 2018 年 1 月 1 日より、押収した所有物または物品には、第 29800 項または第 29805 項に準拠し、銃器の所持が禁止されている、もしくは監護または監督の保護の対象になる個人が所有するまたは所持する、また法律により必要とされる銃器の放棄に従わなかったと、第 29810 項 の (c) の段落 (3) に準拠し裁判所が所見を示した個人が所有するまたは所持する銃器が含まれる。

~~(15)~~ *(16)* 押収する銃器または弾薬が規制物品、または端末装置、計器、または　不法に使用もしくは衛生安全法規第 11472 項に記載した当局が規制する規制品目の場合

~~(16)~~ *(17)* (A) 次のすべてが適用される場合。

(i) 人の血液サンプルが港湾法規第 655 項 (b)、(c)、(d)、(e)、または (f) に違反する証拠を構成する場合)

(ii) 当該サンプルの対象となる個人が港湾法規第 655.1 項が要求する血液検査を提出を拒否したまたは完了しなかった場合

(iii) サンプルは妥当な医学的に証明される方法で採取される。

(B) この段落は、ケースバイケースで捜索令状を発行する権利者を定める裁判所の指令を停止することを意図するものではない。

(b) (a) に記載の所有物、人物は、当該物を所有する人から令状の対象となることがある。

(c) (a) または (b), にもかかわらず、捜索令状は、次の人物の制御のもとで、書面による証拠として公布されるものではない。証拠法規第 950 項 に記載の弁護士、証拠法規第 990 項 に記載の医師、証拠法規第 1010 項 に記載の心理

療法士、証拠法規第 1030 項 に記載の聖職者、および捜査令状が要求される書面の証拠に関連する犯罪に関与することが疑われない人物。但し、次の手続が適用された場合を除く。

(1) 令状が発行された時点で、(d) にしたがい裁判所は召喚状を送達する人に付きそう特別補佐官を任命するものとする。令状の送達時点で、特別補佐官は当事者が特定の品目を提供するよう通知し、要求される品目を提供する機械があるものとする。特別補佐官の判断で、当事者が要求される品目の提供をしなかった場合、特別補佐官は捜査令状に指示される領域で当該品目を捜査する必要がある。

(2) (A) 当事者が品目は開示される必要はなかったと表明した場合、特別補佐官は聴聞のために裁判所に提起するものとする。

(B) 審問会では、捜査された当事者は第 1538.5 に準拠し生起することがある問題を提起することができ、法律で権利が付与されている品目であると法的要求を行うことができる。審問会は、上訴裁判所で行うものとする。裁判所は、当事者に十分な時間を提供し、法律顧問を選任し、動議または証拠を提示できるようにする必要がある。審問会は、召喚状送達後 3 日以内に行うものとする。但し、裁判所がこの期間での審問は実際に則していないと判断した場合はこれに限られるものではない。この場合、案件は可能な限り早期に審問するものとする。

(C) 品目を審問のために裁判所に提出する場合、第 2 部タイトル 3 の 2 (第 799 項より開始) に記載の期間は、押収時から上訴処理を含む審問会の最終決定までに停止するものとする。

(3) 令状は、実行可能な場合はいつでも、通常の営業時間に到達されるものとする。さらに、令状は捜査対象の品目を所有または管理していた当事者に送達されるものとする。合理的な努力を講じた後、令状を送達する当事者の場所がわからなかった場合、特別補佐官は裁判所の決定のため、法律が定める通り権利があることを主張する品目を返却するものとする。

(d) (1) 本項で使用する通り、「特別補佐官は」California 州法廷に適格に存在する弁護士であり、州法廷が管理する公認弁護士リストから選任された代理人である。これらの弁護士は、報酬なしで任務を務めるものとする。特別補佐官は公務員とみなされ、公共事業体および公務員に対する法的要求および訴訟に関連する政府法規タイトル 1 第 3.6 第 810 より開始。の目的において、捜査令状を発行する政府機関は、特別補佐官および公共事業体の雇用者とみなすものとする。特別補佐官の選定には、裁判所はすべての合理的な努力を払い、選任した人物が係属中の案件に関与する当事者の誰とも関係がないことを確認する。特別補佐官が取得した情報は、機密とし、漏洩することはない。但し、裁判所の要求に直接対応する場合を除く。

(2) いずれの場合で、奉行特別なマスターを取得する合理的な努力を行った後、特別なマスターが利用できないこと、決定しますと時間の合理的な期間内で利用可能ではないでしょう、奉行は　特別なマスターの代わりにこのセクションで説明する方法で検索を実行する順序を求める当事者を直接可能性があります。

(e) 彼 / 彼女が彼または彼女の検索を運営して、特別なマスターに同行するために令状または　彼または彼女の指名された人に奉仕している党を許す方法で、特別なマスターによってこのセクションに従って実行されるどんな検索でも、実行されるかもしれません。しかし、その党または彼または彼女の指名された人は検索に参加しないかもしれませんし、令状が送達された党の合意にあること以外は、彼 / 彼女は特別なマスターによって捜されているアイテムのどれでも調べません。

(f) このセクションにて用いられているように、「証拠書類」はどんなタイプまたは説明の著作、文書、青写真、図面、写真、コンピュータ・プリントアウト、マイクロフィルム、X 線、ファイル、図、元帳、本、テープ、音声およびビデオ記録、映画と書類でも含むが、これに限定されるものではありません。

(g) 任意の項目または 証拠コードのセクション 1070 に記載されている項目にも、令状を交付しません。

(h) 他のどの法律にもかかわらずも、それが弁護士のサービスが求められなかった令状の下で押収される証拠書類に関して審理で確立されるか、犯罪または詐欺を犯すか、ゆだねる予定の誰にでも許可を与えるか、援助するために得られない限り弁護士が約束しているか、令状が要請される証拠書類に関連した犯罪行為に関与したと思っているために考えられる原因がある所で、民事訴訟法のパート 4 のタイトル 4 のチャプター 4（セクション 2018.010 で始まる）で定める弁護士作業製品の主張は維持されません。

(i) このセクションの何もの (2001 年) の高等裁判所 (Laff: 笑いのもと) 五人の California 最高裁判所の保有によりカメラの公聴会を要求する弁護士の能力を制限するものは 25 Cal.4th 703。

(j) 他の状況だけでなく人や別の郡のプロパティのための令状を発行する奉行を許可プロパティまたは握られるべきものの任意の項目で構成されるセクション 530.5 の違反を示す傾向にある証拠を構成する、奉行は人または発行裁判所と同じ郡にその識別情報が撮影または使用の人が存在する場合、別の郡にある宿泊施設を検索する令状を発することができます。

(k) このセクションは外国の誰に対する訴訟の原因も確立するものとされません、または、California 州法人、その役員、従業員、エージェントまたは他は場所情報を提供するために人を指定しました。

第 10.2 項。刑法のセクション 27930 は読むように修正されています。

27930.　セクション 27545 は、配達、転送、または以下の規定により製作された火器のリターンには適用されません。

(a) セクション 18000 および 18005。

(b) タイトル 2 部 4 (セクション 18250 から　始まる)。

(c) チャプター 2（部 11 のセクション 33850 から　始ま

る)。

(d) セクション 34005 および 34010。

(e) セクション 29810。

第 10.3 項。刑法のセクション 29810 は読むように修正されています。

29810. (a) セクション 29800 またはセクション 29805 の影響を受ける人にとって、法廷は司法省によって供給される形で、見解が押しつけられる時で、備えをします。そして、被告への通知がこの章によって所有するのを禁じられます。そして、購買が、受けて、どんな銃でも所持するか、親権または支配の下にそれを持ちます。通知は銃に関して被告に禁止令を知らせて、銃の移動を容易にするために、フォームを含みます。銃を所有するか、所持することの禁止令が裁判所命令で指定されている日付に満了するならば、彼 / 彼女が彼または彼女の銃をセクション 29830 に従って免許を与えられる銃ディーラーに譲渡しておくことに決めるかもしれないことを、形は被告に知らせます。

(b) 下位区分 (a) で記述される通知を提供することに関する怠慢は、この章の違反への防御でありません。

(c) このセクションは、2018 年 1 月 1 日付けで無効にされます。

第 10.4 項。セクション 29810 は、読むために、刑法に加えられます：

29810. (a) (1) セクション 29800 またはセクション 29805 の影響を受けるようにするどんな罪の確信にでも、人が彼 / 彼女が所有するすべての銃を放棄すること、所有して、またはこのセクションに示される方法の彼または彼女の親権または支配中で持ちます。

(2) 彼 / 彼女が雑誌を含むがこれに限らず装置を供給している親権または支配、どんな銃でも、弾薬と弾薬を所有するか、購入するか、受けるか、所有するか、彼のものまたは彼女の下で持っているのを禁じられて、このセクションに示される方法ですべての銃を放棄するよう被告に命令すると、法廷は、細分 (a) で記述される罪のための被告の確信に、被告に指示します。裁判所は、被告にも司法省によって開発される禁止された人放棄フォームを提供します。

(3) 禁止された人放棄フォームを使用して、被告は指名された人を指名して、どんな銃でも移転または処分する目的で、指名された人に委任状を与えます。地元の法執行機関または州または連邦法の下で火器の所有から禁止されていない同意第三者、指名なければなりません。. 指名された人は、下位区分 (d) と (e) で指定されている時間の範囲内で、銃を地方法執行機関の影響力に引き渡すか、銃を公認の銃ディーラーに売るかセクション 29830 に従って銃ディーラーに保管のために銃を移します。

(b) 禁止された人放棄のフォームは、以下の全てをします：

(1) 彼または彼女が所有しているを購入、受信をもつ、または彼または彼女の親権またはコントロール、銃器、弾薬、および弾薬を含むデバイスを供給の下で、禁止されているが、ない雑誌に限定し、彼または彼女は地元の法執行機関の管理に銃器を明け渡すこと下位区分 (d) 又は (e) に掲げる期間内を通じて付与されているすべての銃器を放棄しなければならない被告に通知します。認可された火器のディーラーに、銃器を販売またはストレージの銃器を セクション 29830 により銃器ディーラーに転送します。

(2) 銃を所有する被告のどんな共同生活者でも セクション 25135 に従ってそれらの銃を保存しなければならないことを被告に知らせてください。

(3) 彼 / 彼女が所有したか、所持したか、彼または彼女の信念の時に彼または彼女の親権または支配中で持っていたどんな銃でも宣言することを被告に要求して、銃を解説して、指名された人または法の執行当局は銃を見つけることができるために銃の位置に関するすべてのかなり利用できる情報を提供することを被告に要求してください。

(4) 彼 / 彼女が彼または彼女の信念の時に銃を所有したか、所持したか、彼または彼女の親権または支配中で持っていたと被告が断言するならば、指名された人を指名することを被告に要求してください、そして、すべての銃を移転または処分する目的で、指名された人に委任状を下付してください。

(5) 指定に彼または彼女の同意を示して、法執行機関である指名された人以外は、偽証の罰をうけて彼 / 彼女が州または連邦法のもとに少しの銃も所持するのを禁じられないと断言することを指名された人に要求してください。

(6) 各々の銃がそうであった日付が放棄したと述べる指名された人とそれが放棄された関係者の名前を必要としてください、そして、放棄された銃を手に入れた法の執行役員または公認の銃ディーラーから、付属することは領収証を出します。

(7) 下位区分 (d) と (e) で指定されている時間の範囲内で記入された禁止された人放棄形を割り当てられた保護観察官に提出する義務を、被告と指名された人に知らせてください。

(c) (1) 被告が下位区分 (a) で記述される罪の有罪判決を受けるとき、被告がどんな銃でも所有するか、所持するか、彼または彼女の親権または支配中で持っていることを、オートメーション化した銃システムか他の信頼できる情報（例えば警察報告）が明らかにするかどうか調査するために、法廷は問題を保護観察官にすぐに割り当てます。割り当てられた保護観察官は、適用できるように被告または被告の指名された人から禁止された人放棄書式を受け取って、オートメーション化した銃システムが被告がそれらの銃を放棄したことを示すためにきちんとアップデートされたことを確実とします。

(2) 最終的な性質またはその場合は宣告すること前に、保護観察官の調査によって特定されるか、禁止された人放棄形で被告によって宣言されるすべての銃を放棄することによって、そして、記入された禁止された人放棄形をタイムリーに提出することによって被告がこのセクションの必要条件をきちんと満たしたかどうかにかかわらず、割り当てられた保護観察官は法廷に報告します。オートメーション化した銃システムがどの銃が被告によって放棄されたかについて示すためにアップデートされたかどうかにかかわら

ず、保護観察官は部門によって開発されるために形で司法省にも報告します。

(3) 最終的な性質またはその場合は宣告すること前に、パラグラフ (1) の下位区分 (e) またはパラグラフ (1) の下位区分 (d) で記述される受取高に加えて、法廷は、保護観察官のレポートが被告が必要に応じてすべての銃を放棄したことを示すかどうか、そして、法廷が記入された禁止された人放棄書式を受領したかどうかに関して調査結果を作ります。裁判官は、これらの調査結果が判断の要約に含まれることを確実とします。宣告することの遅れを避けるのに必要であるならば、法廷は宣告することの 14 日以内にこれらの調査結果を作るかもしれなくて、入るかもしれません。

(4) 被告が必要に応じて銃を放棄することができなかった考えられる原因を法廷が発見するならば、裁判官には被告の銃が位置すると思っているために考えられる原因があるどんな場所のでもどんな銃の検索でもとそれの除去を、法廷は命じます。裁判官は、命令によって認可される捜索・押収の理由とそれの範囲を選択性で述べます。

(5) 割り当てられた保護観察官と折よく記入された禁止された人放棄の形態をファイルすることに関する被告による怠慢は、100 ドル ($100) を超えていない罰金によって罰すべき違反となります。

(d) 確信に従って 5 日の期間以内にいつでも拘留中のままでない下位区分 (a) のパラグラフ (1) の意味の範囲内の禁止された人であるどんな被告にでも、以下の手順は申し込みます：

(1) 指名された人は、被告が所有するどんな銃の配列もするか、所有するか、銃を地方法執行機関の影響力に引き渡すか、銃を公認の銃ディーラーに売るか、被告の願望に従ってセクション 29830 に従って銃ディーラーに保管のために銃を移すことによって、信念の 5 日以内に、彼または彼女の親権または支配の下に持ちます。銃器の販売からのすべての収入は、被告の財産になります。銃を解説していて、降伏の時に銃の上でどんなシリアル番号でもまたは他の識別をリストしている指名された人に、この細分に従ってどんな銃でも手に入れている法の執行役員または公認のディーラーは、レシートを交付します。

(2) 被告が放棄する銃を所有するか、所持するか、彼または彼女の親権または支配中で持っているならば、被告の銃が地方法執行機関に引き渡されたか、公認の銃ディーラーに販売または譲渡されたことを示している下位区分 (d) のパラグラフ (1) で記述される受取高に加えて、被告の指名された人は信念に従って 5 日以内に記入された禁止された人放棄形を割り当てられた保護観察官に提出します。

(3) 被告が放棄する少しの銃も所有しないか、所持しないか、彼または彼女の親権または支配中で持っていないならば、声明が彼 / 彼女が放棄される銃を持っていないと断言して、彼 / 彼女は、確信の後の 5 日以内に、記入された禁止された人放棄形を割り当てられた保護観察官に提出します。

(e) 確信に従って 5 日の期間以内に任意の時点で拘留中でいる下位区分 (a) のパラグラフ (1) の意味の範囲内の禁止された人であるどんな被告にでも、以下の手順は申し込みます：

(1) 指名された人は、被告が所有するどんな銃の配列もするか、所有するか、銃を地方法執行機関の影響力に引き渡すか、銃を公認の銃ディーラーに売るか、被告の願望に従って　セクション 29830 に従って銃ディーラーに保管のために銃を移すことによって、信念の 14 日以内に、彼または彼女の親権または支配の下に持ちます。銃器の販売からのすべての収入は、被告の財産になります。銃を解説していて、降伏の時に銃の上でどんなシリアル番号でもまたは他の識別をリストしている指名された人に、この細分に従ってどんな銃でも手に入れている法の執行役員または公認のディーラーは、レシートを交付します。

(2) 被告が放棄する銃を所有するか、所持するか、彼または彼女の親権または支配中で持っているならば、被告の銃が地方法執行機関に引き渡されたか、公認の銃ディーラーに販売または譲渡されたことを示している下位区分 (e) のパラグラフ (1) で記述される受取高に加えて、被告の指名された人は信念に従って 14 日以内に記入された禁止された人放棄形を割り当てられた保護観察官に提出します。

(3) 被告が放棄する少しの銃も所有しないか、所持しないか、彼または彼女の親権または支配中で持っていないならば、声明が彼 / 彼女が放棄される銃を持っていないと断言して、彼 / 彼女は、確信の後の 14 日以内に、記入された禁止された人放棄形を割り当てられた保護観察官に提出します。

(4) 被告が 14 日の以下の信念の間、親権から解放される、そして、指名された人が先に述べたように放棄される各々の銃の一時的な所有をまだしなかったならば、被告は、彼または彼女の解放の後の 5 日以内に、下位区分 (d) のパラグラフ (1) に従って放棄されることを要求される各々の銃を放棄します。

(f) 良い原因のために、法廷は下位区分 (d) と (e) で指定されている時間を短くするかもしれないか、大きくするかもしれなくて、下位区分 (c) のパラグラフ (3) で指定されている時間を大きくするかもしれないか、放棄の代替方式を許すかもしれません。

(g) 銃が必要に応じて放棄されるならば、禁止された人放棄調子に関して宣言される少しの銃の不法所持の起訴も、被告は受けません。

(h) 被告が共同生活者がセクション 25135 に従って銃を保存しなければならないと通知されるならば、さもなければこのセクションの下で被告によって放棄を受ける、しかし、被告の共同生活者によって合法的に所有される任意の銃でも放棄から免除されています。

(i) このセクションに従って機関に放棄されたどんな銃でも反映するために、法執行機関はオートメーション化した銃システムをアップデートします。このセクションに従って銃が放棄されてあった日付の後の 30 日の間機関に放棄された銃を、法執行機関は保持します。30 日の期間が期限切れになったあと、機関によって、記録裁判所を見る目がある人証明書に以外、または、郡（銃の保持は必要であ

るか正義の端に固有です）の地方検事の、銃は破壊、保持、販売または他の移動を受けます、または、被告が訴える意図の書面による通知を提供するならば、罪の有罪判決は細分で (a) を記述しました、または、オートメーション化した銃システムがそれを示すならば、銃は迷うと報じられていたか、法定所有者によって盗まれました。銃が失われるか、盗まれると報告されるならば、証拠としてのその使い方が、武器の法定所有者の識別と所有の証明に、供給されて、法執行機関の後でタイトル 4 の部 11 のチャプター 2（セクター 33850 で始まる）に対応するとすぐに、銃は法定所有者に戻されます。機関は、セクション 34010 に従って司法省に放棄された銃の配置を通知します。

(j) 都市、郡または都市と郡//または、州機関は、セクション 33880 に従って発作、囲いの中に入れること、保管または銃の解放に関して管理費と等しい税金を課している規則、条例または決心を採用するかもしれません。

(k) 本項は、2018 年 1 月 1 日に施行中になります。

第 11 項。銃器の盗難。

第 11.1 項。刑法のセクション 490.2 は読むように修正されています。

(a) セクション 487 あるいはその他法律が定義する重窃盗罪の規定にかかわらず、九百五十ドル ($950) を超えない金額、労働、不動産あるいは個人財産の窃盗は軽窃盗と見なされ、軽罪として罰せられる。ただし、該人物が　セクション 667 副区分 (e) 段落 (2) 副段落 (C) 第 (iv) 項に規定の有罪判決が過去に 1 つあるいはそれ以上ある場合、あるいは　セクション 290 副区分 (c) に順じて登録の義務を有する犯罪の場合は代わりにセクション 1170 項副区分 (h) に順じて処せられる。

(b) 本項はその他の法規に順じて違反の罪が課せられた窃盗には適用されない。

(c) このセクションは、銃の盗難には、適用しません。

第 11.2 項。刑法のセクション 29805 は読むように修正されています。

29805.　中で提供される場合を除いて、セクション 29855.　または　セクション 29800　下位区分 (a), セクション 71、76、136.1、136.5、または 140、の軽犯罪違反の有罪とされている人、セクション 148 の下位区分 (d), セクション 171b, パラグラフ (1) の下位区分 (a) の セクション 171c、171d、186.28、240、241、242、243、243.4、244.5、245、245.5、246.3、247、273.5、273.6、417、417.6、422、626.9、646.9、又は　830.95、下位区分 (a) 以前の　セクション 12100, そのセクションのセクション 3 によって制定されたときからいつでも読んでチャプター 1386 それが 1994 年の法令のチャプタ―23 のセクション 18 によって廃止された時への 1988 年の法規の　セクション 17500、17510、25300、25800、30315、または 32625, 下位区分 (b) 又は (d) of セクション 26100 又はセクション 27510 又は 8100、8101、または 8103 福祉の機関コード　、セクション 871.5 および 1001.5 に基づき、銃器関連犯罪福祉の機関コード*セクション 490.2 かかられる資産が銃であるならば、*の下位区分 (c) でやっつけられる実施のセクション 27590, 以下、そして、 誰が、信念の 10 年以内に、所有を所有するか、購入するか、受けるか、呼びますか//親権または支配、どんな銃でも一般の罪で有罪です。そして、1 年以下の郡刑務所の、または、州刑務所の禁固によって、1000 ドル ($1,000) を超えていない罰金によって、または、その禁固と罰金によって、それは罰すべきです。裁判所は、司法省によって定められる形で、部門にこのセクションに従属する人を通知します。しかし、セクション 29855 またはセクション　29860 で提供されるように、このセクションの禁止は減らされるかもしれないか、除かれるかもしれないか、条件づけられるかもしれません。

第 12 項。暫定基準。

行政手続法 (APA) にもかかわらず、そして、2016 年のすべての法のために、安全策の迅速な実施を容易にするために、California 司法省は、APA で述べられる手順の迎合性なしで、暫定標準を採用するかもしれません。暫定基準は 2 年以上で有効に効力し、APA の規定により採択された規則によって以前置き換え可能性があります。行政手続法（政府コードのタイトル 2 の部 3 のパート 1 のチャプター 3.5（セクション 11340 で始まる）の下の「緊急規則」と同じ機能を、実行する一時的な標準を、「臨時の標準」は意味しますが、より大きな機会を永久の規則についての一般のコメントに提供するために、暫定標準は 180 日よりもむしろ 2 年の間有効に存続するかもしれません。

第 13 項。法案を改正します。

本法令はその目的達成のために広く解釈するものとする。本法案の条項は、議会の各々の家のメンバーの 55 パーセントの票によって改正されるかもしれなくて、そのような改正が一致しているくらい長く知事によって署名されるかもしれなくて、この法の意図を進められるかもしれません。

第 14 項。対立法案

(a) この処置と販売の規制または銃または弾薬の所有を含むがこれに限らず同じ主題に関するもう一つの処置が同じ州全体の投票用紙で見かける場合には、他の処置または案の条項はこの処置と衝突していると考えられます。この処置がそれと対立していると考えられる処置より大きな肯定の票の数を受ける場合には、この案の条項は完全に勝ちます、そして、他の処置または処置は無効です。

(b) 本法案が有権者によって承認され、同じ選挙で有権者によって承認された他の対立法案による法律が優先され、対立する投票法案が後に無効になった場合、本法案は自ずと行使され、その効力が与えられる。

第 15 項。可分性。

本法案の条項、あるいは本法案の一部、あるいは条項の人物あるいは状況への適用が何らかの理由で無効または違憲になっても、残りの条項、あるいは条項の適用には何ら影響を与えずにその効力を維持し、本法案の条項はこの目的を達成するために分離できる。

第 16 項。提案者立ち。

法律の他のどの規定にもかかわらずも、州、政府機関また

はその当局のうち誰かが、有権者、他の政府雇い主、支持者によるその賛成の後、この法の、または、彼らの不在の合憲性を守ることができないならば、そのような行動が予審法廷の中に、審判に、または、California の最高裁判所またはアメリカ合衆国の最高裁判所による自由裁量のチェックに関してあるかどうかにかかわらず、この州のどんな住民にでもその合憲性を守る目的でこの法の合憲性に疑問を呈しているどんな法廷の活動にでも介入する権限があります。リーズナブルな料金、費用について防御アクションの速やかに満足しなければならない司法省にあてる資金でなければなりません。

提案 64

本主導権的手段は California 州憲法第 II 条第 8 項の条項に準拠し、州民に提示される。

本主導権的手段はビジネス・職業法、食料農業法規、衛生安全法規、労働法規、歳入課税法規、及び水源法規の項に修正、撤廃、追加を加えたものである。よって、削除するように提案された既存の条項は線~~を引いて~~削除し、追加の提案があった新規条項は*斜体*で印字して新規を示した。

提案された法律

第 1 項。表題。

本法案は成人の大麻使用の制御・規制及び税金（「成人の大麻使用法令」）と称し、そのように引用されるものとする。

第 2 項。所見及び宣言。

A. 現在、California 州では、大麻は無規制、無税で使用され、消費者や環境が保護されることなく使用されている。成人の大麻使用の制御・規制及び税金法令は 21 歳以上の成人による大麻使用を合法化し、子どもを守り、大麻の栽培、流通、販売、使用を規制する法律を確立し、California 州民や環境を潜在的な危険から守る。消費者問題部門内に大麻制御事務局を設け、大麻産業の規制とライセンスを管理する。

B. 大麻の使用は現在、同州では医療用は合法で、医療用以外は違法である。California 州内では医療大麻の乱用が長い間、まん延してきたが、近年、Jerry Brown 州知事が二大政党議会に署名したことにより、医療大麻の総合的な規制方針を確立する。成人の大麻使用についての制御・規制及び税金法令（以下、成人の大麻使用法令）は医療用と医療用以外の両方の大麻使用に対して、規制と課税を統一し、簡素化する。

C. 現在、California 州では大麻の栽培・販売に対して税金が課せられておらず、毎年、何十万ドルという税金の歳入の可能性を逃している。成人の大麻使用法令は大麻の栽培と販売の両方に対して税金を課すので、毎年、何十万ドルの歳入を得ることになる。この歳入は新たな法律の管理費を負担し、青少年による重大な薬物乱用の防止と治療のために青少年を教育する公衆衛生プログラムへの投資、DUI 強化に焦点をあてた新たな法律を強化するために地方の法執行機関の訓練、不法市場を減らし雇用の機会を作るためのコミュニティ投資、及び不法な大麻栽培によって損害を受けた公有地の環境浄化と復元の資金を提供する。

D. 現在、18 歳以下の未成年は成人が闇市場で大麻を購入できるのと同じくらい簡単に入手できる。大麻を合法化する成人の大麻使用法令は闇市場の活動を阻止し、大麻購入を個別の法制に移動することで子供たちが大麻を入手することを防ぐ。成人の大麻使用法令は 21 歳以下の未成年による医療用以外への大麻販売を禁止し、薬物乱用について青少年を教育する新たなリソースを提供し、新しい法律を強化するために法執行機関を訓練する。学校など子どもたちが集まる場所から 600 フィート以内に位置する大麻ビジネスを禁止する。大麻や大麻製品の梱包・標識要件を義務付け、厳しく規制する。子供向けの大麻や大麻製品の広告・販売の禁止を命じる。

E. 現在、現行の California 州法に従って、確実に大麻ビジネスが運営され、それを使用する成人を統制する法律がない。成人使用の大麻は規制されていない不法市場のみから入手できる。成人の大麻使用法令は大麻ビジネスを州レベルで総合的に統制するシステムを設定すると共に、地域の制御を守るので、地方政府が大麻関係の活動を規制し、大麻ビジネスの地区制や許可要件に対処し、地域住民の投票によって大麻ビジネスを禁止できる。

F. 現在、大麻栽培者は説明義務なしに、不法に何十万ガロンの水を盗用している。成人の大麻使用法令は大麻を効果的にかつ合法的に栽培するための厳しい環境規制を作り、農薬の使用規制、水の無駄遣い防止、水使用の最小化に役立つ。成人の大麻使用法令は水の不法使用を取り締まり、常習犯を罰すると共に、不法な大麻栽培によって損害を受けた土地を復元するために資金を提供する。ビジネスが適用される水使用・環境法に完全に準拠していることを立証できなかった場合、ライセンスを取り消す。

G. 現在、裁判所は非暴力の麻薬犯罪のケースで動きが取れない状態である。大麻使用を合法化する成人の大麻使用法令は裁判所の圧力を軽減するが、検察官は重罪のような大麻関連の極めて深刻な違反に対して刑罪を課すことができると共に、法令に規定されているように大麻関連の軽犯罪に対する刑罰を減少する。

H. 大麻を規制された合法市場にもたらすことで、成人の大麻使用法令は透明性と説明義務のあるシステムを作る。これによって、大麻不正取引から数十億を稼ぎ、公共の安全を悪化させ、暴力的な麻薬カルテルや多国籍ギャングに恩恵を与えている闇市場を警察が取り締まることができる。

I. 成人の大麻使用法令は総合的な規制構造を作り、これによって、関連の専門知識を持つ特別エージェンシーが全ての大麻ビジネスを監視できる。消費者問題部門の大麻制御事務局が体系全体を監視し、2018 年初めからライセンスを発行して合法市場へのスムーズな移行が確実に行われる。消費者問題部門は大麻小売業、配給業者、マイクロビジネスへのライセンス発行と監視を行う。食料農業部門は大麻栽培へのライセンス発行と監視を行い、環境の安全を守る。州の公衆衛生部門は製造や検査へのライセンス発行と監査を行い、消費者が確実に安全な製品を受け取ることができるようにする。州の査定平準委員会は大麻の特別税

を徴収し、監査官は歳入を割り当て、新しい法律を管理し、重大な投資への基金を提供する。

J. 成人の大麻使用法令は最初の五年間、大規模栽培者へのライセンス発行を禁止することで、California 州内の医療用以外の大麻産業が小中規模ビジネスが中心になるようにする。成人の大麻使用法令は医療用以外の大麻産業に参入するビジネスに対して厳しい独占禁止法を課すことで、消費者や小規模ビジネスを守る。

第 3 項。目的及び意図。

成人の大麻使用法令の目的は、21 歳以上の成人が使用する大麻製品や大麻の商業成長や小売販売への課税を含む、医療用以外の大麻の栽培、処理、製造、流通、検査、販売を合法化、制御、規制する総合的なシステムを作ることである。本法令を制定する州民の意図は以下の事項を達成させることである：

(a) 医療用以外の大麻製品と売上を不法市場から取り出し、未成年による入手を防ぎ、公共安全、公衆衛生、環境を守る規制構造の下に置く。

(b) 州のライセンス、規制、執行体系を通して、医療用以外の大麻の栽培、処理、製造、流通、検査、販売を厳しく管理する。

(c) 地方政府は医療用以外の大麻ビジネスに関する州法・規制を強化し、医療用以外の大麻ビジネスに対する地方要件を追加できるようになるが、医療用大麻ビジネスへのライセンスは州が発行し、州法に従って合法化されるので、地方はそのようにする義務はない。

(d) 地方政府は本法令で規定された通りに医療用以外の大麻ビジネスを禁止できる。

(e) 医療用以外の大麻の栽培から販売までの管理手順の追跡・監視を義務付ける。

(f) 医療用以外の大麻が公認ビジネスに販売される前に、かびや農薬を含む、汚染物質があるか否か、独立検査サービスが総合的に検査するように義務付ける。

(g) 公認ビジネスに医療用以外の大麻が販売されるときは、子どもが開けられない容器に入れ、医療用以外の大麻の効能と影響について消費者に対して十分に情報が与えられるように標識を義務付ける。

(h) 医療用以外の公認の大麻ビジネスがライセンス維持の条件に従って、厳しい環境・製品安全基準に従うように義務付ける。

(i) アルコール又はたばこを販売するビジネスが医療用以外の大麻を販売することを禁止する。

(j) 21 歳以下の未成年に対して、並びに学校や子どもたちがいるその他の場所の近くで医療用以外の大麻の販売・広告を禁止する。

(k) 本法令に規定の通り、医療用大麻を取得する患者に身元証明書のプライバシー保護を提供し、2015 年に州知事が署名した厳しい基準を満たす医師たちからの新助言である、患者が 2018 年 1 月 1 日までに医療大麻を取得するように義務付けることで、既存の州医療大麻体系を強化する。

(l) 本法令に規定の通り、21 歳以上の成人が規定の範囲内で、医療用以外の大麻の使用、所有、購入、栽培することを許可する。

(m) 地方政府が地区制やその他地方法を通して、21 歳以上の成人が医療用以外の大麻を私用に栽培することを合理的に規制し、本法令に従って野外栽培のみを禁止することを可能にする。

(n) 医療用大麻の患者でない 21 歳以下の個人による大麻の入手を認めない。

(o) K–12 学校や子どもたちがいるその他の場所の近くを含む、公共の場での使用が許可されていない場における大麻の消費を禁止する。

(p) 大麻の使用によって能力が損われた状態で、車など交通手段として使用するその他の車両を運転することを違法にする現行の法律を維持する。

(q) 公有地又は不法侵入する公有地における、大麻の栽培を禁止する。

(r) 一般及び民間雇用主による職場の方針制定と実施を許可する。

(s) 大麻の違法市場を追放し、未成年による使用と成人による乱用を妨げるような方法で、大麻の栽培と販売に対して課税する。

(t) 州は、環境の復元と修理、青少年の治療と予防、コミュニティの投資、法の執行のために毎年、数十万ドルの歳入を生む。

(u) 違法の大麻製造や流通を防止する。

(v) California 州から他州、他国、又は違法市場への大麻の流入を防止する。

(w) 乏しい法執行機関の資源を守り、凶悪犯罪を予防し、起訴する。

(x) 規制された合法市場への障壁を減らす。

(y) 大麻関係の犯罪を犯した未成年に対して薬物防止教育又はカウンセリングの終了とコミュニティサービスを義務付ける。

(z) 裁判所が、法令によって罰則が減少された犯罪に対して、個人が一般の安全に危険を及ぼさない限り、現在刑に服している当該個人の判決を再度下すこと、及び本法令に規定の通り、処罰を終えた個人の犯罪記録から当該犯罪を再指定又は取り下げることを許可する。

(aa) 工業用ヘンプ（大麻）を農業又は学術研究のために、農産物として栽培することを許可し、デルタ 9 テトラヒドロカンナビノールの濃度が高いカナビスの株を区別して規制する。

第 4 項。　個人使用。

第 4.1 項。　衛生安全法規第 11018 項が修正されたものである。よって、次の通りである：

11018.　*大麻*。

「大麻」は、成長中であろうがなかろうが、その種、植物

のあらゆる部分から抽出された樹脂、植物のあらゆる合成物、製品、塩、派生物、混合物、又は植物の標本、その種又は樹脂など、カンナビス・サティバ・エルの植物の全ての部分を意味する。次の事項は含まない：~~植物の成熟した茎、茎から生成された繊維、植物の種からできているオイル又は固形、成熟した茎のあらゆる合成物、製品、塩、派生物、混合物、又は標本（樹脂が抽出されたものは除く）、又は発芽しない植物の繊維、オイル、固形、又は殺菌された種~~：

(a) 第 11018.5 項に定義された通りの工業用ヘンプ（大麻）、又は

(b) 局所又は経口投与、食物、飲料、又はその他の製品を大麻と合わせて用意するその他の材料の重量。

第 4.2 項。衛生安全法規第 11018.1 項が追加されたものである。よって、次の通りである：

11018.1.　大麻製品。

「大麻製品」は、濃縮大麻、大麻又は濃縮大麻及びその他の材料含有の食用又は局所製品を含む（ただし、これらに限定されない）、ある過程を経て植物性の素材が濃縮に変換された大麻を意味する。

第 4.3 項。衛生安全法規第 11018.2 項が追加されたものである。よって、次の通りである：

11018.2.　大麻装備品。

「大麻装備品」は、大麻を植え付け、伝搬、栽培、成長、収穫、製造、複合、変換、生産、処理、準備、検査、分析、梱包、再梱包、保存、喫煙、気化、含有して使用するために、又は大麻又は大麻製品を人体に摂取、吸入、導入するために使用する、使用するという意図の備品、製品、又は全ての種類の材料を意味する。

第 4.4 項。衛生安全法規第 11362.1 項が追加されたものである。よって、次の通りである：

11362.1.　(a)　第 11362.2 項、　第 11362.3 項、　第 11362.4 項、第 11362.45 項に従うことを条件として、ただし、本法の他のいかなる規定にもかかわらず、州及び地方法に従って合法であり、21 歳以上の個人が次の事項を行うことは州又は地方法の違反ではない：

(1) 報酬なしで、濃縮されたカナビスでない 28.5 グラム以下の大麻を所有、処理、輸送、購買、取得する、又は 21 歳以上の個人に配る。

(2) 報酬なしで、大麻製品に含まれるものを含む、濃縮されたカナビスに含有の八グラム以下の大麻を所有、処理、輸送、購買、取得する、又は 21 歳以上の個人に配る。

(3) 生きた大麻植物六本以下を所有、植え付け、増殖、収穫、乾燥、又は処理する、及び植物から生産された大麻を所持する。

(4) 大麻又は大麻製品を喫煙又は摂取する。

(5) 報酬なしで、大麻装備品を所有、輸送、購買、取得、使用、製造する、又は 21 歳以上の個人に配る。

(b) 副区分 (a) 段落 (5) は州法に準拠して、大麻装備品を製造、所有、又は流通する個人を認可することで、合衆国法典 21 編第 863 項副区分 (f) の要件（21 U.S.C. 第 863 項 (f)）を満たすものである。

(c) 大麻及び大麻製品を本項によって合法とみなされる方法で行うことは禁止又は押収の対象にはならず、本項によって合法とみなされる処理は拘束、捜索又は逮捕の根拠にはならない。

第 4.5 項。衛生安全法規第 11362.2 項が追加されたものである。よって、次の通りである：

11362.2.　(a) 第 11362.1 項副区分 (a) 段落 (3) に従って、大麻を栽培する個人は次の制限の対象になる：

(1) 個人は副区分 (b) に従って、適用される場合は、地方条例に従って、植物を植え付け、栽培、収穫、乾燥、又は処理する。

(2) 生きた植物、及び 28.5 グラムを超える植物で生成された大麻製品は個人の居住地、又は当該居住地の地面（例：野外の庭など）、鍵がかかる空間に保管し、公共の場所から肉眼の正常視力で見えないようにする。

(3) 生きた植物を個人の単独居住地、又は当該個人の居住地の地面に一度に、植え付け、栽培、収穫、乾燥、又は処理できるのは六本までとする。

(b) (1) 市、郡、又は市及び群は第 11362.1 項副区分 (a) 段落 (3) に従って、活動や行動を合理的に規制するために、合理的な規制を制定し、実施する。

(2) 段落 (1) の規定にもかかわらず、市、郡、又は市及び群は第 11362.1 項副区分 (a) 段落 (3) に従って、完全に囲まれ、保護されている個人の住居地の地面に配置されている個人の居住地内又は付属構造内における個人の活動や行動を禁止できる。

(3) 第 11362.1 項副区分 (a) 段落 (3) の規定にもかかわらず、市、郡、又は市及び群は、第 11362.1 項副区分 (a) 段落 (3) に従って、個人の居住地の地面で行う野外の活動や行動を禁止できる。

(4) 連邦法に従って、California 州内で医療用以外で大麻を使うことが合法であるという California 州司法長官の決定により、段落 (3) の効力がなくなった場合、段落 (3) に従って行う市、郡、又は市及び群の行動は司法長官による当該決定日より無効とみなされる。

(5) 本項の目的上、「個人の居住地」は、自宅、アパート、トレーラーハウス、又はその他同様の居住施設を意味する。

第 4.6 項。衛生安全法規第 11362.3 項が追加されたものである。よって、次の通りである：

11362.3.　(a) 第 11362.1 項はいかなる個人に対しても次の事項を許可すると解釈されるものではない：

(1) ビジネス・職業法第 26200 項を除き、大麻又は大麻製品を公共の場所で喫煙又は摂取する。

(2) たばこの喫煙が禁止されている場所で、大麻又は大麻製品を喫煙する。

(3) 個人の居住地内、又はビジネス・職業法第 26200 項又

は区分 8（第 19300 項から始まる）第 3.5 章に従う場合を除き、当該喫煙が子供たちがいる間に、当該学校、託児所、青少年センターの土地で他者によって発見されない場合のみ、学校、託児所、青少年センターに子供たちがいる間に、学校、託児所、青少年センターから 1,000 フィート内で大麻又は大麻製品を喫煙する。

(4) 自動車、ボート、船舶、航空機、又は交通手段として使用するその他の車両の助手席又はコンパートメントで運転、操縦、又は乗車しながら、大麻又は大麻製品が入った蓋の開いた容器又は開いた包みを所有する。

(5) 子供たちがいる間に、当該学校、託児所、青少年センターの土地で、大麻又は大麻製品を所有、喫煙、又は摂取する。

(6) 揮発性溶剤で濃縮カナビスを生産する。ビジネス・職業法区分 8 第 3.5 章（第 19300 項から始まる）、又は区分 10 のライセンスに従って行われた場合は除く。

(7) 自動車、ボート、船舶、航空機、又は交通手段として使用するその他の車両を運転・操縦しながら、大麻又は大麻製品を喫煙又は摂取する。

(8) 自動車、ボート、船舶、航空機、又は交通手段として使用するその他の車両の助手席又はコンパートメントに乗車しながら、大麻又は大麻製品を喫煙又は摂取する。ビジネス・職業法第 26200 項に従って、自動車、ボート、船舶、航空機、又は交通手段として使用するその他の車両が操縦され、21 歳以下の個人がいない場合は除く。

(b) 本項の目的上、「託児所」は第 1596.76 項と同じ意味である。

(c) 本項の目的上、「喫煙」は、点火している又は加熱している大麻又は大麻製品を、自然又は人工にかかわらず、あらゆる方法又はあらゆる形態で、吸入するために、点火している又は加熱している装置又はパイプを吸入、吐き出す、燃焼、又携行することを意味する。「喫煙」は、あらゆる方法又はあらゆる形態で煙霧又は蒸気を作る、電子喫煙装置の使用、又はある場所の喫煙禁止を避けるための経口喫煙装置の使用を含む。

(d) 本項の目的上、「揮発性溶剤」は次の事項を含む、揮発性有機化合物を意味する：(1) 爆発性気体（ブタン、プロパン、キシレン、スチレン、ガソリン、石油、0_2 又は H_2 など）(2) 危険な毒物、毒素、又は発がん物質（メタノール、プロピルアルコール、塩化メチレン、アセトン、ベンゼン、トルエン、トリクロロエチレンなど）。

(e) 本項の目的上、「青少年センター」は第 11353.1 項と同じ意味である。

(f) 本項には、1996 年特恵使用法令に関する法律を修正、撤廃、影響、規制、又は先取するために解釈されない。

第 4.7 項。衛生安全法規第 11362.4 項が追加されたものである。よって、次の通りである：

11362.4.　(a) 第 11362.3 項副区分 (a) 段落 (1) に記載の行動に関与する個人は違反の罪で百ドル（$100）以下の罰金が課せられる。ただし、18 歳以下の個人には、代わりに、薬物教育プログラム又はカウンセリング、及びコミュニティサービスの機会が与えられてから 60 日以内に、四時間の薬物教育プログラム又はカウンセリングを終了し、最大 10 時間のコミュニティサービスを完了することを義務付ける。

(b) 第 11362.3 項副区分 (a) 段落 (2) から (4) に記載の行動に関与する個人は、当該活動が州及び地方法で許可されている場合を除き、違反の罪で二百四十五ドル（$250）以下の罰金が課せられる。ただし、18 歳以下の個人には、代わりに、薬物教育プログラム又はカウンセリング、及びコミュニティサービスの機会が与えられてから 90 日以内に、四時間の薬物教育プログラム又はカウンセリングを終了し、最大 20 時間のコミュニティサービスを完了することを義務付ける。

(c) 第 11362.3 項副区分 (a) 段落 (5) に記載の行動に関与する個人には第 11357 項副区分 (c) 又は (d) に規定の同じ処罰が課せられる。

(d) 第 11362.3 項副区分 (a) 段落 (6) に記載の行動に関与する個人には第 11379.6 項に規定の処罰が課せられる。

(e) 第 11362.2 項副区分 (a) の規制に違反する個人には違反の罪で二百五十ドル（$250）以下の罰金が課せられる。

(f) 副区分 (e) の規定にかかわらず、第 11362.2 項副区分 (a) の規定に違反する 18 歳以下の個人は第 11358 項副区分 (a) に従って処罰を受ける。

(g) (1) 本項で義務付けられる薬物教育プログラム又はカウンセリングは強制とする。ただし、裁判所が当該プログラム又はカウンセリングは当該個人にとって必要ないと判断した場合、又は当該薬物教育プログラム又はカウンセリングが利用できない場合を除く。

(2) 本項で義務付けられる、18 歳以下を対象とする薬物教育プログラムは参加無料で、大麻及びその他の規制薬物の使用・乱用に特定され、科学及び根拠に基づく原理と実践を中心に、少なくても四時間の集団討議又は教育を提供しなければならない。

(h) 正当な理由が見つかり次第、裁判所は本項で義務付けられる、薬物教育プログラム又はカウンセリング、及びコミュニティサービスを個人が完了することができるように期間を延長できる。

第 4.8 項。衛生安全法規第 11362.45 項が追加されたものである。よって、次の通りである：

11362.45.　第 11362.1 項は、次の事項を修正、撤廃、影響、規制、又は先取するために解釈されない：

(a) 自動車法第 23152 項副区分 (e)、又はこれら法律の違反に規定の刑罰を含む（ただし、これらに限定されない）、大麻又は大麻製品を喫煙・摂取しながら、又はこれらの使用によって能力が損われた状態で自動車、ボート、船舶、航空機を運転・操縦することを違法にする法律。

(b) 大麻、大麻製品、又は大麻装備品の販売、投与、供給、又は無料配布、又は 21 歳以下の個人に対する大麻、大麻製品、又は大麻装備品の販売、投与、供給、又は無料配布の提供を禁止する法律。

(c) 第 11362.1 項で禁止されている活動又は行動に 21 歳

以下の個人が関与することを禁止する法律。

(d) 矯正リハビリテーション部門又は少年法部門内の土地、範囲、全ての施設又は機関内、又は刑法第 4573 項に参照されている施設又は機関内の土地、範囲、すべての範囲又は機関内における大麻又は大麻製品の喫煙、摂取に関する法律。

(e) 大麻又は大麻製品の喫煙又は摂取によって能力が損われた状態で仕事に取り組んだため、怠慢又は専門職の違法行為を構成する法律。

(f) 薬物及びアルコールを禁止する職場を維持すること、大麻の使用、消費、所有、移動、表示、運送、販売、栽培を職場で許可又は適合しないように雇用主に義務付けること、従業員及び従業員候補者による大麻使用を禁止する方針にする雇用主の能力に影響すること、雇用主による州又は連邦法の準拠を防止しないことなど、一般及び民間雇用主に対する権利と義務。

(g) 州又は地方政府のエージェンシーが所有、賃貸、使用する建物内で、第 11362.1 項に従って許可されている、活動又は行動を禁止又は規制する州又は地方政府のエージェンシーの能力。

(h) 個人又は団体が所有する不動産物件で、第 11362.1 項に従って許可されている、活動又は行動を禁止、規制する個人又は個人団体の能力。

(i) 1996 年特恵使用法令に関する法律。

第 5 項。 医療目的での大麻の使用

第 5.1 項。 衛生安全法規第 11362.712 項を次の通りに追加する。

11362.712. (a) 2018 年 1 月 1 日 以降は、有資格の患者は、ビジネスおよび専門職コード第 2 部 の 第 5 章 の第 25 条 (ビジネスおよび専門職コード 第 2525 項 以降) に準拠する医師による推奨を有する必要がある。ただし、この要件に準拠しない場合、第 11362.5 項 . により、患者または主な介助者に適用される保護のいずれかが影響を受ける場合がある。

(b) 郡の衛生管理局または郡指定機関は、2018 年 1 月 1 日、以降、第 11362.71 項 にしたがって発行された ID カードが、ビジネスおよび専門法規第 2 部 の 第 5 章 第 25 条 (第 2525 項以降) に準拠した医師の推薦であることを確認する、規定を作成することとする。

第 5.2 項。衛生安全法規第 11362.713 項を次の通りに追加する。

11362.713. (a) 州の公衆衛生局あるいは国の公衆衛生局の記録で受取、記載の患者の署名、住所または社会保障番号、既往歴、または主な介助者の名前は、医療情報機密法の意味の範囲内において、本書では医療情報機密法の範囲 (民法規第 1 部 第 2.6 編 (第 56 項以降)) において、「医療情報とみなし」、個別に識別可能な情報の開示に関する制約に従う場合を除き、同局または国の公衆衛生局により開示されないこととする。

(b) 患者の名前、住所または社会保障番号、既往歴または主な介助者の氏名の開示請求を受けてから 24 時間以内に、州の公衆衛生局または国の公衆衛生機関は患者と連絡を取って同患者に当該請求について通達する、また同請求が書面による場合は、同請求の控えを提示することとする。

(c) 民法の 第 56.10 項 にもかかわらず、州の公衆衛生局あるいは国の公衆衛生機関はいずれも、患者の氏名、住所または社会保障番号、既往歴、あるいは主な介助者の氏名を、同記録の開示請求のための連絡があった日から 10 日以内に開示しない、あるいはまたは省庁あるいは裁判所の命令によっても、開示しないこととする。

(d) 州の公衆衛生局または国の公衆衛生局あるいは 第 11362.71 項 に規定の国指定機関が使用または保管する ID カード申請システムまたはデータベースには、患者の氏名、住所、社会保障番号、既往歴、または主な介助者の氏名等、有資格の患者の個人情報が含まれないこととする。当該の申請システムまたはデータベースは一意識別番号のみが記載され、また同番号の入力時に提供される唯一の情報は、カードの有効または無効かの情報のみであることとする。

第 5.3 項。衛生安全法規第 11362.755 項を次の通りに改正する。

11362.755. ~~(a) 当局は、ID カードの取得または更新を希望する個人に対して、スタートアップ費用、(b) の条項に従い Medi-Cal の給付金の手数料を削減するためにかかる費用、コスト効果 インターネットの Web 対応システムの識別および開発費および 24 時間 無料通話電話番号の維持費~~ 各国の衛生管理または国指定機関は、本条項にしたがったプログラムの管理の際して国または国指定機関により発生した追加 費用を請求することができることとする。

(b) 国の衛生管理局による費用額はいずれの状況にあっても、申請または更新ごとに百ドル ($100) を超えないこととする。

~~(b)~~ *(c)* 医療プログラムへの参加および適格性が十全に証明された場合、医療給付受給者は、本項にしたがって規定された料金の 50% を控除されることとする。

(d) 有資格の患者、または有資格の患者の 18 歳以上の法定後見人は、郡の医療サービスプログラムにおいて適格者として加入する医療上問題がある成人であるとの証左が十分である場合、本項にしたがって設定した費用の支払いは免除することとする。

(e) 国の衛生管理局が課金および徴収した費用が、法定 ID カードシステムに関して国の衛生管理局の役務の履行に際して要した管理費では十分賄えない場合、議会は、国の衛生管理局の要請により、国の衛生管理局に対して、国の衛生管理局が課金および徴収した費用を超過した管理費相当分を補填することとする。

第 5.4 項。衛生安全法規第 11362.84 項を次の通りに追加する。

11362.84. 例外的使用法にしたがって行動する有資格の患者の状態および行為自体をもって、家庭または少年裁判所の管轄における訴訟または手続きにおいて、年少者に対する管理権または親権を制限あるいは削減することを目的

に使用しないこととする。

第 5.5 項。衛生安全法規第 11362.85 項を次の通りに追加する。

11362.85.　California 州司法長官によって、管理物質に関する連邦法の修正により大麻の再分類または分類除外をするとの決定が行われた場合、議会は、連邦における当該変更に州法を準拠させるため、必要に応じて、衛生安全法規の条項を修正または撤廃することができることとする。

第 6 項。大麻規制と安全

第 6.1 項。第 10 条（第 26000 項から開始）を以下の通り、ビジネス・職業法に追加する。

第 10 条大麻

第 1 章。全般条項と定義

26000.　(a) 本条は、非医療用大麻および大麻製品を 21 歳以上の成人に対して、栽培、頒布、輸送、保管、製造、処理おおよび販売することを管理および規制する包括的システムを設定することを目的および意図とする。

(b) 下位条項 (a), を促進するため、本条項は、第 8 部 の 第 3.5 章 (第 19300 項以降）において、医療用大麻業界を管理および規制する既存の州の機関の権限および義務を拡張し、商業的、非医療用大麻業界の管理および規制の権限および義務を含めることとする。

(c) 議会は、多数決により、本条の施行法を可決することができる。ただし、当該の法は、大麻の成人による使用の管理、規制および課税に関する法を目的および意図とする。

26001.　本条の目的のため、以下の定義を適用する。

(a)「申請者」とは以下を指す

(1) 提案されたライセンシーの所有者「オーナー」とは、(A) ライセンスの二十 (20) パーセント以上を有する（証券利息、担保または付帯以外）総所有利息、および (B) 指示権、または指示を受ける理由、ライセンスの管理または規制を有するすべての者を指す。

(2) 申請者が株式公開企業の場合、「所有者」には、最高経営責任者および役員会の構成役員のいずれか並びに同社の総所有利息が二十 (20) パーセント以上の者または団体を含む。申請者が非営利団体の場合、「所有者」とは、最高経営責任者および役員会の較正役員のいずれかの両者を指す。

(b)「事務局」とは、消費者局内の大麻規制局を指す。

(c)「子ども適用除外」とは、5 歳以下の子どもには非常に難しい設計または構造になっているが、正常な成人には適正に使用する以上問題はないことを指す。

(d)「大麻の商業活動」には、本条に記載の大麻および大麻製品の栽培、所有、製造、頒布、処理、保管、実験室試験、ラベリング、輸送、流通、配達または販売を含む。

(e)「栽培」とは、大麻の植え付け、生育、収穫、乾燥、養生、格付けまたは刈り取りを指す。

(f)「顧客」とは、21 歳以上の自然人を指す。

(g)「デイケアセンター」とは、衛生安全法規の 第 1596.76 項 と同じ意味を持つ。

(h)「配達」とは、大麻または大麻製品の顧客への商業的な移転を指す。「配達」には、顧客が大麻または大麻製品の許諾小売業者による商業的移転の調整または促進を可能にする、小売業者が所有および管理する、あるいは本条により個別に許諾する技術基本要綱の小売業者による使用も含む。

(i)「役員」とは、消費者局の役員を指す。

(j)「流通」とは、本条にしたがって許諾した団体間での大麻および大麻製品の調達、販売および輸送を指す。

(k)「資金」とは、第 26210 項にしたがって設定された大麻規制資金を指す。

(l)「種類」とは、型名またはその他育成者商標、または育成地域指定等、特定大麻変種または大麻製品タイプに関する適用可能なタイプまたは指定を指す。

(m)「ライセンス」とは、本条により発行された州免許を指す。

(n)「ライセンシー」とは、本条による免許を有する者または団体を指す。

(o)「医薬品許可機構」とは、免許の発行、更新または再発行を担当する州の機関、またはライセンシーに対して懲罰を履行する権利を有する州の機関を指す。

(p)「地方管轄区域」とは、市、郡または市と郡を指す。

(q)「製造」とは、大麻製品を化合、混合、抽出、融解またはそれ以外で、製造または準備することを指す。

(r)「製造元」とは、本条にしたがって州免許を有し、直接または間接的に、抽出方法または化学配合によって独立して、あるいは大麻または大麻製品を梱包または再梱包、容器にラベリング、または再ラベリングを行う、特定の場所において抽出および化学配合を組み合わせることで、大麻または大麻製品の生産、準備、繁殖、または化合を行う者を指す。

(s)「大麻」とは、衛生安全法の第 11018 項 と同義とするが、ただし、第 8 部 第 3.5 章 (第 19300 項以降) において、医療目的で栽培、処理、輸送、頒布または販売されたものは除く。

(t)「大麻付属品」とは、衛生安全法規の 第 11018.2 項 と同じ意味を持つ。

(u)「大麻製品」とは、衛生安全法規 第 11018.1 項 と同義とするが、第 8 部の 第 3.5 条 (第 19300 項以降) における、医療目的で製造、処理、輸送および頒布または販売された大麻製品は含まない。

(v)「苗床」とは、大麻の植え付け、繁殖、および栽培専用のクローン、未成熟苗、種子およびその他農業製品のみを生産するライセンシーを指す。

(w)「オペレーション」とは、本条港でライセンスが必要な行為、または大麻または大麻製品の商業的移転を指す。

(x)「パッケージ」とは、大麻または大麻製品を保有するの

に使用する容器または入れ物を指す。

(y)「個人」には、個人、会社、コパートナー、ジョイントベンチャー、協会、企業、有限責任会社、不動産、信託、事業信託、受託人、シンジケート、あるいはその他、単位として活動するグループまたは連合、複数人および単独人を含む。

(z)「購買者」とは、大麻および大麻製品の取得を目的として来仙氏 ^ と取引を行っている顧客を指す。

(aa)「販売する」、「販売」および「売ること」には、いずれかの約因により、大麻への権原を一人の個人から別の個人へ移転する取引を含め、および大麻の購買のために行う注文、または同請求または受注により、大麻または大麻製品の配達を含むが、一人のライセンシーから、大麻または大麻製品の購入元であるライセンシーに大麻または大麻製品を返却することは含まない。

(bb)「試験サービス」とは、実験室、施設または州内の団体で、当該の実験室、施設または団体が提供する設備を含め、および以下の条件に合う、大麻または大麻製品のテストを提供または実施する機関を指す。

(1) 州内の商業的大麻活動に関わるその他の者とは独立した、認定団体による認定済み

(2) 州の公衆衛生局に登録済み

(cc)「一義識別子」とは、許可施設での特定植物を参照にした英数字コードまたは指定を指す。

(dd)「実質実施不能」とは、規制に準拠する必要がある対策には膨大な投資リスク、資金、時間またはその他リソースや資産が伴い、大麻設定の運用が、適切かつ良心的ビジネスパーソンによる実施の価値がないと思わることを指す。

(ee)「ユースセンター」は、衛生安全法規の 第 11353.1 項 と同義とする。

第 2 章。管理

26010. (a) 第 19302 項で設定した医療用大麻規制局は本書において、大麻管理局と名称を変更する。役員は、第 8 部の第 3.5 章 (第 19300 項以降) に加え、本条の条項を管理および執行することとする。役員は、本条の目的に際して、第 19302.1 項 の 下位条項 (b) および (c) と同じ権限を有することとする。

(b) 事務局と役員とは、第 8 部の第 3.5 章 (第 19300 項以降) において、医療用大麻規制局に付与した義務、権限、目的、責任および管轄権のすべてを継承オよび付与される。

(c) 下位条項 (b) に記載の権限、義務、目的、責任および管轄権に加え、局は本書において、本条項に記載の商業的大麻活動の規制権限、義務、目的、責任および管轄権を有する。

(d) 本項の発効日においてｋ「医療用大麻規制局」が制定、規制または契約、あるいはそのｔア法規に記載されている場合は、事務局を指すことと解釈する。

26011. 事務局責任者あるいは大麻規制控訴審部構成員のいずれも、第 26040 項 において、以下の行為を行わないこととする。

(a) 本条または 第 8 部 第 3.5 章 (第 19300 項以降) のにおいてライセンスまたは許可取得を申請する者から、直接あるいは間接を問わず、手数料または収益を受け取る

(b) ライセンシーのビジネスまたは施設を対象とする販売または保険に関与および関心を寄せる

(c) 商業的大麻活動に関係するライセンシーの施設で使用する、設備の販売に関与または関心を寄せる

(d) 給付または給付への貢献となるチケットの購入について、ライセンシーに故意に嘆願する

(e) いずれかの個人の利得となるように、資金あるいはその他価額のものを寄付または授受するように、ライセンシーに故意に要求する

26012. (a) 州全体の問題の場合。ただし、本条において認定したものを除く。

(1) 消費者局は、州内の大麻の製造活動、頒布および販売に関係がない輸送、保管の許可を作成、発行、更新、懲罰、停止、または取り消す排他的権限を有することとする。

(2) 食品農業局は、大麻の栽培に関係する、および関連する本条の条項を管理することとする。食品農業局は、本条に対する違反について、栽培許可を作成、発行および停止、あるいは取り消す権限を有することとする。

(3) 州の公衆衛生局は、大麻の製造および試験に関係する、および関連する本条の条項を管理することとする。州の公衆衛生局は、本条に対する違反について、製造および試験許可を作成、発行、および停止あるいは取り消す権限を有することとする。

(b) 医薬品許可機構および事務局は、大麻に関して規制を行う活動に関係する費用を徴収する権限を有することとする。事務局は、本条における義務の履行に際して同事務局が必要と判断する、本条で特定した事項に加え、ライセンスを作成することができることとする。

(c) 医薬品許可機構は、本条において 2018 年 1 月 1 日以降、ライセンスの発行を開始することとする。

26013. (a) 医薬品許可機構は、政府法規の第 2 編第 1 節第 3 部の第 3.5 章 (第 11340 項以降) 本条にしたがって、各義務を実行、管理および施行するのに必要と思われる場合、適切な規則および規制を作成および策定することとする。当該の規則および規制は、成人による大麻使用の管理、規制および課税に関する法の目的および意図と一致することとする。

(b) 医薬品許可機構は、本条における各義務の実施、管理および施行に必要な緊急規制の策定、採用および施行ができることとする。本項にしたがって策定、採択または執行された緊急規制は、政府法規の 第 2 編第 3 部 第 1 節第 3.5 章 (第 11340 項以降) にしたがって、政府法規の第 11349.6 項を含め、同章の目的のため、採択することとする。本規制の採択は、緊急であり、行政法務局が公共平和、衛生と安全、および福祉全般の早急な温存のため必要と判断することとする。

(c) 本条において発行された規制は、最適な証拠に基づき、本条の目的達成のために必要とし、また商業的に実現可能な手順、技術あるいはその他要件を制定することとする。また、同実質要件の達成のための代替てじゅなるいは技術の開発を不用意に抑制または禁止しないこととする。あるいは、当該の規制によってコンプライアンスが不用意に実施不能にならないこととする。

26014　(a) 事務局は、同事務局および医薬品許可機構に対して、本条にしたがった標準および規制の作成に関する諮問を行うため、公衆衛生を保護するベストプラクティスおよびガイドラインを含む、諮問委員会を主催するとともに、大麻向けの違法市場を削減および削除するのではなく、永続させることを目的として、かかる不用意に実施不能な障壁を課さないように、商業的大麻活動の規制環境を実現することとする。

(b) 諮問委員会委員には、大麻業界代表、労働組織代表、的 k 刹那州および地方機関、公衆衛生専門家、および有毒物質の成人使用に関する専門知識を有するアルコール飲料規制局代表等、その他主題専門家等を含むこととする。諮問委員会委員は、役員により決定することとする。

(c) 2019 年 1 月 1 日 以降、諮問委員会は、前の暦年に諮問委員会が事務局および医薬品許可機構に対して行った推薦事項等の活動および事務局または医薬品許可機構による当該推薦事項の実施の可否をを記載した年次公開レポートを発行することとする。

26015.　医薬品許可機構は、本条における義務の履行に必要と思われる調査を実施するか、または実施するように対応することができる。

26016.　本条にしたがって実施した公聴会について、第 4 章（第 26040 項以降）によって実施した公聴会は除き、医薬品許可機構は、行政法判事に対して公聴並びに決定する権限を代行させることができることとする。行政法判事の前での公聴会は、政府法規の 第 2 編第 3 部第 1 節 第 5 章（第 11500 項以降）に記載の手順、規則および制限に従うこととする。

26017.　本条にしたがった医薬品許可機構前の公聴会では、医薬品許可機構は、召喚にしたがって同医薬品許可機構の求めに応じて公聴会において証人出廷した個人に対して、州従業員に認定された額を超えない範囲で、実費、必要経費、および交通費、食費、宿泊費を支払うことができることとする。

26018.　医薬品許可機構は、罰則査定が決定するまでは随時、自局判断において、および他の手続きなしで、罰則の見直しを行うことができるが、かかる見直しは、その軽減査定に限定することとする。

第 3 章。施行

26030.　懲罰理由：

(a) 本条の条文、あるいは本条にしたがって採択された規則または規制に準拠しない。

(b) 第 1.5 部 第 3 章（第 490 項以降）にしたがったライセンス下付の否定理由となる行為。

(c) 本条にしたがって医薬品許可機構が採択した規制に記載されたその他理由。

(d) 収益・課税法におおいて必要となる、税額の支払い等、州法に準拠しない。ただし、本条または California 法に記載の事項は除く。

(e) ライセンシーの従業員に関する労働者保護および法的権利を付与する州または地方条例あるいは規制に対する故意の違反。

(f) 商業的大麻活動を規制した地方条例の要件に準拠していない。

(g) ライセンシーによる法定成人以下の者に対する大麻または大麻製品の購入または所有を目的とした意図的および故意の販売。

26031.　各医薬品許可機構は、ライセンシーが懲罰の理由となる行為または不作為を行った場合、ライセンシーに対して適切な通知および公聴を行った後、ライセンスを停止または取り消すことができることとする。本章における懲罰手続きは、政府法規の 第 2 編第 3 部第 1 節 第 5 章（第 11500 項以降）にしたがって施行することとし、各医薬品許可機構の役員は、本書記載の全権限を有することとする。

26032.　各医薬品許可機構は、本条に対して違反したライセンシーに対して、ライセンシーの代行として、あるいは商業的大麻活動への取り組みの中で、かかる違反がライセンシーの代理人または従業員によるものである場合、懲罰を課すことができることとする。

26033.　ライセンスの停止または取消時、医薬品許可機構は、事務局に通知することとする。事務局はそれを受け、他のすべての医薬品許可機構に通知することとする。

26034.　本条におけるライセンスに対する告発は、第 19314 項 またはそれ以外の場合では、法令で規定するのと同じ制限内において手続きを執ることとする。

26035.　役員は、本条の管理および執行の目的で消費者局が雇用した者を指定することとする。役員は、本条の執行を目的とし、十分な従業員数を有資格の保安員に当てることを確認することとする。

26036.　本条の記載事項はいずれも、州の機関が、漁業および狩猟獣部門、食品農業法規、政府法規、衛生安全法規、公的資源法規、水法規あるいはそれら法規の適用における等、既存の執行権限の行使より優先され、あるいは制限すると解釈しないこととする。

26037.　(a) (1) 本条および適用地方条例により発行されたライセンスで許可され、(2) 本条および本条にしたがって採択された規制にしたがって施行されるライセンシー、従業員、および代理人の行動は、州法では違法とはならず、また現行犯逮捕、起訴、またはその他州法による制裁、民事制裁金対象、あるいは州法による差押えまたは没収対象には該当しないこととする。

(b) 州ライセンスおよび適用地方条例にしたがって許可される、ライセンシー、従業員、および代理人による財産の使用を誠意をもって許可する者の行動は、州法においては違法とはならず、た現行犯逮捕、起訴、またはその他州法

による制裁、民事制裁金対象、あるいは州法による財産の差押えまたは没収対象には該当しないこととする。

26038. (a) 本条によるライセンスを有することなく、商業的大麻活動に関係する者は、各ライセンス違反と比べ、通常ライセンス費の最大三（3）倍の民事制裁金を科すこととし、裁判所は、衛生安全法規 第 11479 項 にしたがって、違反と関連した大麻の掃きを命ずることができる。各日のオペレーションは、本項の各違反で含むこととする。医薬品許可機構が本項にしたがって科し、徴収した民事制裁金のすべては、in 下位条項 (b)への記載事項を除き、一般基金に預託されることとする。

(b) 法務長官が人民を代行して、本条にしたがってライセンシーに対して民事制裁金の措置を行う場合、徴収した本制裁金は、一般基金に預託することとする。地区検事長または郡の弁護士が訴訟を起こした場合、制裁金ははじめに、民事制裁金訴訟に対する地区検事長または弁護士費用に充てられ、残額がある場合は、一般基金に預託されることとする。市の弁護士または市の検事が訴訟を起こした場合、徴収された制裁金ははじめに、市の弁護士または市の検事の民事制裁金の訴訟費用に充てられ、残額がある場合は、一般基金に預託されることとする。

(c) 下位条項 (a) にもかかわらず、刑事制裁金は引き続き、本条に違反して商業的大麻活動に関与する未許可の者に適用されることとする。

第 4 章。要請

26040. (a) 知事により指名される 3 人のメンバーから構成されるマリファナ取締要請委員会が州政府内に設立され、上院議員に選出されたメンバー全員の多数決による承認の対象となる。各メンバーは、最初の指名時に、それぞれ他のメンバーが居住する郡とは異なる郡の居住者でなければならない。委員会のメンバーは政府法第 2 編の区分 3 第 1 部 第 6 章（第 11550 項から始まる）により規定される年給を受け取るものとする。

(b) 委員会のメンバーは知事により解職される場合があり、州議会は各議会に選出されたメンバー全員の多数決により、職務怠慢、汚職、または無能のためにメンバーを解任する権限を持つものとする。

(c) 委員会のメンバーの解職の両院一致決議は、上院の 5 人のメンバー、または下院の 10 人のメンバーが立案者として参加する場合にのみ、州議会に提出することができる。

26041. 委員会の人事は全員、州の公務要件に一致する委員会により、指名、採用、指示、管理されるものとする。ディレクターは委員会の許可された活動に必要な機器、供給品、および住宅を提供するものとし、委員会とディレクターの合意において、その他管理方法を実行するものとする。

26042. 委員会は要請のために、区分 9 の第 1.5 章の第 3 条（第 23075 項から始まる）および第 4 条（第 23080 項から始まる）で用いられる手順と同様の手順を採択するものとする。このような手順は行政手順法（政府法第 2 編の区分 3 の第 1 部の第 3.5 章（第 11340 項から始まる））に従って採択されるものとする。

26043. (a) 罰金査定、本区分の下で提供される免許の発行、却下、譲渡、調整、取り消しを命じる事務局または認可当局の決定により権利を侵害される者からの要請があった場合、委員会は州議会により課される可能性のあるこのような制限の対象となる決定を再検討するものとする。そのような場合、委員会は事務局または認可当局により検討されたもの以外の証拠を受け取ってはならない。

(b) 事務局または認可当局の決定の委員会による審査は以下の問いに限定されるものとする：

(1) 事務局またはいずれかの認可当局が管轄区なしでまたはこれを超えて進めたかどうか。

(2) 事務局またはいずれかの認可当局が法により要求される方法で進めたかどうか。

(3) 決定が所見により支持されているかどうか。

(4) 記録全体に照らして、所見が実質的証拠により支持されているかどうか。

26044. (a) 妥当な努力の行使においては生じないはずの、または事務局または認可当局の審理において不適切に排除された関連性のある証拠があることを委員会が発見した要請については、このような証拠に照らして審査するために、事務局または認可当局に問題を差し戻す命令を出すことができる。

(b) 下位区分 (a) に規定される場合を除き、あらゆる要請において委員会は事務局または認可当局の決定を承認または見直しする命令を出すものとする。命令が事務局または認可当局の決定に反する場合は、役員会はその命令に照らして問題の再検討を指示することができ、それが法律により特別に命じられるため、事務局または認可当局にそのようなさらなる措置を取るよう指示することができる。ただし命令はいかなる場合にも事務局または認可当局の法律により定められた裁量を制限または管理してはならない。

26045. 委員会の命令は、事務局または認可当局、またはそのような命令により権利を侵害される者の請願により、民間手続き法規の第 1094.5 項における司法審査の対象となる。

第 5 章。認可

26050. (a) 本区分に準拠する免許の区分は、最低限、以下の通りである：

(1) 種類 1—栽培；特殊屋外；小型。

(2) 種類 1A—栽培；特殊屋内；小型。

(3) 種類 1B—栽培；特殊混合光；小型。

(4) 種類 2—栽培；屋外；小型。

(5) 種類 2A—栽培；屋内；小型。

(6) 種類 2B—栽培；混合光；小型。

(7) 種類 3—栽培；屋外；中型。

(8) 種類 3A—栽培；屋内；中型。

(9) 種類 3B—栽培；混合光；中型。

(10) 種類 4—栽培；苗床。

(11) 種類 5—栽培；屋外；大型。

(12) 種類 5A—栽培；屋内；大型。

(13) 種類 5B—栽培；混合光；大型。

(14) 種類 6—製造業者 1。

(15) 種類 7—製造業者 2。

(16) 種類 8—試験。

(17) 種類 10—小売業者。

(18) 種類 11—配給業者。

(19) 種類 12—小企業。

(b) 本区分の下で発行される免許はすべて、区分 8. の第 3.5 章 (第 19300 項から始まる) に基づく商業的医療用大麻関連活動と区別されるように、免許が商業的マリファナ関連活動のためのものであることを示す明確な表記を持たなければならない。このような表記の例には「Type 1—Nonmedical,（種類 1—非医療用）」や「Type 1NM（種類 1NM）」などが含まれるがこれに限らない。

(c) 本区分に準拠して発行された免許は発行日から 12 ヶ月間有効である。免許は毎年更新することができる。

(d) 各認可当局は免許の下付・更新手順を確立するものとする。

(e) 下位区分 (c) にも関わらず、認可当局は 12 ヶ月未満の期限の一時的な免許を発行できるものとする。下位区分は 2019 年 1 月 1 日に効力を失うものとする。

26051. (a) 本区分の下で認可された免許を交付、却下、または更新するかどうかの決定において、認可当局は、裁定に妥当に関連する要素を考慮するものとする。これには免許の発行、却下、または更新が以下のことを妥当に予測可能であるかどうかが含まれるがこれに限定されるものではない：

(1) 違法な独占力の形成または維持による競争の不当な制限、

(2) 州内外におけるマリファナまたはマリファナ製品の違法な市場の存在を持続させる、

(3) マリファナまたはマリファナ製品の未成年による使用または成人による乱用、または州外でのマリファナまたはマリファナ製品の違法な転用を促す、

(4) ある市、郡、またはその両方に免許が過度に集中する結果となる、

(5) 未成年がマリファナまたはマリファナ製品に過度にさらされる不当なリスクがある、または

(6) 環境保護法への違反をもたらす。

(b) 認可当局は下位区分 (a) の考察に基づいて免許の下付または更新を却下することができる。

(c) この区分における「過度の集中」は小売免許、小企業免許、または第 26070.5 項の下で発行された免許の対象となる敷地が以下の条件のいずれかが存在する区域に位置することを意味する：

(1) 申請者の敷地が位置する人口調査標準地域または人口調査区分の人口に対する免許の比率が、申請者の敷地が位置する郡の人口に対する免許の比率を超える場合。ただし申請の却下が合法的市場の発展を過度に制限することでマリファナまたはマリファナ製品の違法な市場を存続させることになる場合を除く。

(2) 人口調査標準地域、人口調査区分、または人口調査管轄区の人口に対する小売免許、小企業免許、または第 26070.5 項に基づく免許の比率が、第 26200 項の下で採択された地方条例が許容できる比率を超える場合。

26052. (a) いかなるライセンシーも以下の行為を実行してはならず、またそのライセンシーの従業員、代理店、または請負業者がこれらの行為を実行することを許可してはならない：

(1) 第 16600 項に違反して取引を抑制するような契約を交わすこと、

(2) 第 16720 項に違反して取引を抑制するようなトラストやその他の禁止された組織を形成すること、

(3) 販売、契約、条件、合意、または了解の影響が取引または商業のいずれかの部分において競争を著しく低下させる可能性があるか、または独占を形成する傾向があるような場合に、消費者または購入者が競合者またはその販売者の競合者の品物、商品、装置、消耗品、日用品またはサービスを使用したり取引したりしないという条件、合意、または了解のものに、マリファナまたはマリファナ製品を販売したり販売契約を交わしたり、請求価格を固定したり、値引きしたり、リベートしたりすること。

(4) 競合者に損害を与えたり、競争を破壊したり、購入者や潜在的購入者を欺いたりするために、費用以下の値段でマリファナまたはマリファナ製品を販売すること。

(5) 一つのセクション、コミュニティ、または市やその一部、またはそのようなセクション、コミュニティ、または市やその一部の中の一つのロケーションにおいて、他の場所よりも低価格でマリファナまたはマリファナ製品を販売したり供給したりすることにより、異なるセクション、コミュニティ、または市やその一部、またはそのようなセクション、コミュニティ、市、または本州の市の一部の中の異なるロケーションを区別すること。

(6) マリファナまたはマリファナ製品をその j 販売者が負担する費用以下の値段で販売すること、または競合者に損害を与えたり、競争を破壊したりする目的で商品や製品を提供すること。

(b) 事務所や企業のディレクター、担当官、またはエージェントのいずれかとして、または個人の代理として、本章の条項に違反したり、直接的または間接的に、そのような違反を援助したり、手助けしたりする者は、したがって、その行動の受益者である人物、事務所、または企業と同様に責任を負う。

(c) 認可当局は適切な規制により本区分を執行することができる。

(d) 個人または事業者団体は、被害回復のために本区分へ

の違反を禁止または制限するための行動を起こすことができる。

26053. (a) 事務局および認可当局は区分 8の第 3.5章(区分 19300から始まる) の下で免許を保持する個人または団体に本区分の下で免許を発行することができる。

(b) 下位区分 (a)にも関わらず、本区分または区分 8の第 3.5章 (区分 19300から始まる) の下で州の試験免許を保持する個人または団体への、本区分で許可される試験免許以外のその他の活動のための免許下付は禁止される。

(c) 下位区分 (b)の規定に該当する場合を除き、個人または団体は本区分の下で複数の免許を申請し、交付を受けることができる。

26054. (a) ライセンシーは区分 9 (区分 23000から始まる) に規定されるアルコール飲料またはタバコ製品の小売業者の免許を同時に取得することはできない。

(b) 本区分におけるライセンシーは、認可当局または地方管轄区が異なる半径を特定しない限り、地方免許が発行された時点で存在している幼稚園またはグレード 1から 12までのデイケアセンター、または青少年センターで教育を提供する学校の半径 600フィード以内に位置してはならない。本区分に特定される距離は、法律により特別に規定される場合を除き、健康安全法の第 11362.768項の下位区分 (c)に規定されているのと同じ方法で計測しなければならない。

(c) マリファナ付属品の製造に携わるビジネスについては、マリファナ付属品に関連する研究開発を行うのに必要な少量のマリファナまたはマリファナ製品の所有、輸送、購入、またはその他の方法による所有は、そのようなマリファナまたはマリファナ製品が本区分または区分 8 の第 3.5章 (第 19300項から始まる) の下で認可された、そのようなマリファナまたはマリファナ製品の提供や供給を許可された個人または団体から入手したものであるという前提で、州および地域の法律の下で合法でなければならず、また州および地域の法律に違反してはならない。

26054.1. (a) 認可当局は 2015年 1月 1日以降またはそれ以前に California州に継続的に居住していたことを証明できない者に対して免許を発行または更新してはならない。申請者またはライセンシーが団体である場合、その団体を監査するいずれかの者が、その団体が 2015年 1月 1日以降またはそれ以前に California州に継続的に居住していることを証明できない場合、その団体は居住者とはみなされない。

(b) 下位区分 (a)は事前に州議会により再び制定されない限り、2019年 12月 31日に効力を失うものとする。

26054.2. (a) 認可当局は本区分の下での免許発行において、申請者が人道的使用法とその施行法に準拠して 2016年 9月 1日以前に活動していたこと、または区分 8の第 3.5章 (第 19300項から始まる) に準拠して現在活動していることを当局が納得するように証明できる申請者に優先権を与えるものとする。

(b) 事務局は人道的使用法およびその施行法、および適用される地方の法律を含む州法に準拠する、地方管轄区における申請者の以前の活動に基づいてその事務局の免許下付の潜在的申請者の特定を地方裁判管轄地域に要請するものとする。事務局は要請された情報を認可当局が入手できるようしなければならない。

(c) 下位区分 (b)に記載されている情報に加え、またはその代わりとして、申請者は人道的使用法または区分 8の第 3.5章 (第 19300項から始まる) に準拠する活動を証明するために、その他の証拠を提供することもできる。事務局と認可当局は下位区分 (a)において与えられる優先権の資格を証明しるために、このような証拠を採用することができる。

(d) 本区分は法律により特別に規定されない限り、2019年 12月 31日に効力を失うものとする。

26055. (a) 認可当局は資格のある申請者に対してのみ州の免許を発行することができる。

(b) 本区分の下で発行される州の免許の取り消しは、認可当局が州の免許を回復させるか再発行するまでライセンシーが California州で事業を行う資格を終了させるものとする。

(c) 法律または規制により特別に認可された場合を除き、別々の免許が複数のロケーションを所有するライセンシーの各敷地に対して発行されるものとする。

(d) 免許の発行または譲渡後は、認可当局または事務局の事前の書面による合意を入手しない限り、ライセンシーは敷地、または敷地の用途、またはその敷地から行われるビジネスの運営方法または性質を、申請書に添付されたファイルの図表に含まれる計画から物質的または実質的に変更するような方法で施設を変更または修正してはならない。この区分の目的における敷地、または敷地の用途の物質的または実質的な物理的変更には、事前に図示された認可された敷地の総面積の実質的増加または減少、または事業運営の方法や性質に著しい変化をもたらすようなその他の物理的変更が含まれるが、これに限定されるものではない。

(e) 州の免許の承認が第 26200項に従って採択された地方条例または規制の条項に違反する場合は、認可当局は本区分の下での州の免許の申請を承認してはならない。

26056. いずれかの種類の本区分に準拠して発行される州の免許の申請者は、法律による特別の定めのない限り、以下の場合を除き、指紋画像の電子提出や、法律または認可当局により課せられるその他の要件を含む第 19322項に規定されているのと同じ要件を順守しなければならない。

(a) 第 19322項の下位区分 (a)の段落 (2)にも関わらず、申請者は、申請者が事業活動を行おうとする地方管轄区から免許、許可証またはその他の活動許可を取得した証拠書類を提供する必要はない。

(b) 本区分の下での免許申請は、提案されたロケーションが第 26054項の下位区分 (b)の制約を満たしている証拠を含めなければならないものとする。また、

(c) 非医療用のマリファナまたはマリファナ製品の栽培、流通、または製造のための免許下付を望む申請者については、認可当局が要求する申請者の以下の全ての運営手順の

詳細な説明も申請に含めなければならない。

(1) 栽培。

(2) 抽出方法と浸出方法。

(3) 輸送工程。

(4) 在庫工程。

(5) 品質管理手順。

(6) 申請者が認可された活動に使用する水源地または水源（申請者がその水を州法の下で合法的に使用できるという証明を含む）。

(d) 申請者は、免許の権限が行使される提案された敷地の完全で詳細な図面を提供しなければならない。この図面は敷地の境界を即座に判別できるために十分な詳細を備えていなければならず、すべての境界線、寸法、出入り口、内部間仕切り、壁、部屋、および共通または共有出入り口が示されていなければならず、またそこで行われる主な活動の簡潔な表明または記述が含まれていなければならない。また、栽培を許可する免許については、離れた栽培エリアがある場合は、合計面積、およびそれぞれの栽培エリアの個々の面積を含む、予定される天蓋の計測値が記載されていなければならない。

26056.5.　事務局は、州法および環境影響、自然資源保護、水質、給水、危険物、および規制に従う農薬使用に関連する州法と規制が順守されるために、各認可当局が実施する手順を考案しなければならない。 これらの州法と規制には以下のものが含まれるがこれに限定されるものではない：California 環境問題法令（公共資源法の区分 13（第 21000 項から始まる））、California 絶滅危惧種法（魚とゲーム法の区分 3 の第 1.5 章（第 2050 項から始まる））、湖または河床の変化に関する合意（魚とゲーム法の区分 2 の第 6 章（第 1600 項から始まる））、水質汚染防止法（33 U.S.C. 第 1251 項とそれ以降）、ポータとケルン水質法（水法の区分 7（第 13000 項から始まる））、木材生産区域、排水排出要件、および水の転用に必要な許可または権利。

26057.　(a) 申請者、または州の免許が適用される敷地のいずれかが本区分の下で免許を受ける資格を持たない場合は、認可当局は申請を却下するものとする。

(b) 以下の条件のいずれかが適用される場合は、認可当局は州の免許の下付または更新の申請を却下することができる。

(1) 本区分の条項、本区分に準拠して採択された何らかの規則または規制、または流量および水質の保護を含むがこれに限定されない自然資源を保護するために課される何らかの要件に違反した場合。

(2) 本項と第 26059 項に特別に明記されている場合を除く、区分 1.5 の第 2 章（第 480 項から始まる）の下で免許下付の却下の根拠となる行動。

(3) 認可当局が要求する情報の提供を怠った場合。

(4) 申請者またはライセンシーが、申請がなされたビジネスまたは職業の資格、役割、または職務に実質的に関連のある犯罪の有罪判決を受けている場合。 申請者またはライセンシーが免許の発行を受けることは別の観点から適切であり、免許の付与により公共の安全が損なわれることはないと認可当局が決定する場合を除き、認可当局はその犯罪の性質、有罪判決、状況、および申請者の更生の証拠について徹底的に検討しなければならず、またレビューを通じてみつかった証拠に基づいて、申請者またはライセンシーの免許の発行を受けるための適格性を評価しなければならない。どの犯罪が申請がなされたビジネスまたは職業の資格、役割、または職務に実質的に関連があるかを決定する際に、認可当局は以下のものを含めなければならないが、これに限定されるものではない：

(A) 第 667.5 項の下位区分 (c) に規定される、暴力的重罪の有罪判決。

(B) 第 1192.7 項の下位区分 (c) に規定される、深刻な重罪の有罪判決。

(C) 不正、詐欺、または横領を伴う重罪の有罪判決

(D) 規制薬物の未成年への輸送、運搬、販売、譲渡、販売準備、または行商における未成年の雇用、使用、または利用、または規制薬物の未成年への販売、販売提供、供給、供給提供、管理、または付与による重罪の有罪判決。

(E) 第 11370.4 項または第 11379.8 項に準拠する拡張によるドラッグ売買による重罪の有罪判決。

(5) 段落 (4) の副段落 (D) および (E) に規定される場合を除き、また区分 1.5 の第 2 章（第 480 項から始まる）にも関わらず、規制薬物の所有、販売のための所有、製造、輸送、または栽培に対する、いずれかの執行猶予、収監、または監視下の釈放を含む宣告が完了した過去の有罪判決は、実質的に関連があるとはみなされず、免許の却下の単独の根拠としてはならない。免許下付後の規制薬物に関連する何らかの重罪の有罪判決は、免許の取り消しまたは免許の更新の却下の根拠となる。

(6) 申請者、またはその担当官、ディレクター、または所有者が魚とゲーム法の第 12025 項または 12025.1 に準拠する公共または個人の土地における規制物質の栽培または製造のために罰金または罰則の対象となった場合。

(7) 申請者、またはその担当官、ディレクター、または所有者が認可されていない商業的マリファナ関連活動または商業的医療用大麻関連活動により、認可当局または市、郡、または市および郡から制裁を受けている場合、本区分または区分 8 の第 3.5 章（第 19300 項から始まる）の下で申請者が認可当局に出願した日付から 3 年以内に免許を取り消された場合、または魚とゲーム法の第 12025 項または第 12025.1 項の下で制裁を受けている場合。

(8) 歳入課税法規の区分 2 の第 1 部（第 6001 項から始まる）に準拠して要求される有効な販売者の許可の取得と維持を怠った場合。

(9) 法律に明示されたその他の条件。

26058.　ライセンス申請が却下された場合は、認可当局は申請者に書面で通知するものをする。

26059.　却下が以下のいずれかのみに基づく場合は、申請者は州の免許を却下されないものとする：

(a) 申請がなされたビジネスまたは職業の資格、役割、または職務に実質的に関連のある有罪判決または行動で、申請者またはライセンシーが刑法の第 3 部の第 6 編の第 3.5 章（第 4852.01 項から始まる）に準拠する更生の認定を取得した場合。

(b) 刑法の区分 1203.4、1203.4a、または 1203.41、または有罪判決の却下を認めるその他の条項に準拠して後に却下された有罪判決。

第 6 章。公認の栽培用地

26060.　(a) 屋内、屋外、および混合光栽培施設の免許を管理する食料農業局が発行する規制は、本区分の下で認可された栽培者に適用されるものとする。

(b) 栽培における農薬使用および農薬の最大許容量、および収穫後の大麻中のその他の異物残留に関して農薬規制局が食料農業局と協議の上で開発した規格は、本区分の下で認可された栽培者に適用されるものとする。

(c) 食料農業局は、栽培に関連する分水と放出の単独影響および累積的影響が魚の産卵、移動、および育成に必要な流量、および自然な流量のばらつきの維持に必要な流量に影響を及ぼさないようにするために、またその他に魚、野生生物、魚と野生生物の生息地、および水質を保護するために、各免許に野生生物局および州水源制御役員会が要請する条件を含めるものとする。

(d) 本区分の下で食料農業局により公布される規制は、少なくとも、商用マリファナ活動との関連において下位区分 (e) または第 19332 項に記された同じ事柄に対処しなければならない。

(e) 農薬規制局は、州水源制御役員会と協議の上、マリファナの屋内、屋外、または混合光栽培に関連する農薬やその他の害虫駆除の利用が食品農業法の区分 6 (第 11401 項に始まる) およびその執行規制と同等の規格に適合することを要求する規制を交付するものとする。

26061.　(a) 本区分の下で食料農業局が発行する州の栽培者免許には、法律により特別に規定される場合を除き、種類 1、種類 1A、種類 1B、種類 2、種類 2A、種類 2B、種類 3、種類 3A、種類 3B、種類 4、種類 5、種類 5A、および種類 5B がある。

(b) 法律により特別に規定される場合を除き、種類 1、種類 1A、種類 1B、種類 2、種類 2A、種類 2B、種類 3、種類 3A、種類 3B および種類 4 の免許は、第 19332 項の下位区分 (g) に規定されている医療用大麻の栽培用の同等の免許の種類と同じ量のマリファナの栽培を提供する。

(c) 法律による特別な定めがある場合を除き：

(1) 種類 5、または「屋外」は一つの敷地における総天蓋サイズを含めて、1 エーカー以上の人口照明を使用しない屋外での栽培を意味する。

(2) 種類 5A、または「屋内」は一つの敷地における総天蓋サイズを含めて、22,000 平方フィート以上の人口照明のみを使用する屋内での栽培を意味する。

(3) 種類 5B、または「混合光」は、一つの敷地における総天蓋サイズを含めて、22,000 平方フィート以上の、自然光と認可当局により決定される最大閾値の補助的な人口照明を組み合わせて使用する栽培を意味する。

(d) 種類 5、種類 5A、または種類 5B の栽培免許は 2023 年 1 月 1 日以前には発行することができない。

(e) 2023 年 1 月 1 日に開始する、種類 5、種類 5A、または種類 5B の免許は種類 6 または種類 7 の免許に適用され、これらに対して有効となる場合があり、種類 10 の免許に適用され、これに対して有効となる。種類 5、種類 5A、または種類 5B の免許は種類 8、種類 11、または種類 12 の免許に適用または有効となるのに適格ではない。

26062.　食料農業局は、事務局と共に第 19332.5 項に規定されるいくつかの方法により、マリファナおよびマリファナ製品のための認定有機表記および有機認定プログラムを確立しなければならない。

26063.　(a) 事務局は California 州の特定の地理的領域で栽培されるマリファナに適用される特定の原産地名称の認識のための規格を確立しなければならない。

(b) マリファナがその郡で栽培されたものでない場合は、そのマリファナは California 州の郡で売り込んではならず、また California 州の郡で栽培されたものとしてラベル付けまたは販売してならない。

(c) California 州の郡名は、製品に含まれるマリファナがその郡で栽培されたものでない限り、マリファナ製品のラベル付け、売り込み、またはパッケージに使用してはならない。

26064.　各公認栽培者は認可された敷地が火災または燃焼の不当な危険をもたらさないようにしなければならない。各栽培者は、所有物やその他への不当なリスクや危険なリスクを避けるために、すべての照明、配線、電気装置、機械装置、またはその他の関連所有物が慎重に維持されるようにしなければならない。

26065.　本区分の下でマリファナ栽培に従事する従業員は産業福祉委員会の賃金規定第 4-2001 番の対象となる。

26066.　本区分の下で認可された個人または団体による屋内および屋外のマリファナ栽培は、土地転換、格付け、電気使用、水使用、水質、森林地帯・河岸生息地保護、農業排出、および類似の事項に関連する州および地域の法律に従って行われなければならない。California 州森林管理・防火役員会、野生生物局、州水源制御役員会、California 州地方水質管理役員会、および従来の州法執行機関を含むがこれに限定されない州の機関は、マリファナ栽培の環境影響に取り組まなければならず、適切な場合には、執行の取り組みにおいて市および郡、および法律執行機関と提携しなければならない。

26067.　(a) 食料農業局は食料農業庁長官により処理されるマリファナ栽培プログラムを確立するものとする。長官はマリファナ栽培に関連する本項を処理しなければならない。本区分において、マリファナは農産物である。

(b) 個人または団体は本項に準拠する部門が発行する州の免許をあらかじめ取得しない限りマリファナを栽培しては

ならない。

(c) (1) 部門は局、州水源制御役員会、および野生生物局相談して（ただしこれに限定されない）、マリファナの固有識別プログラムを実施しなければならない。プログラムを実施する上で、部門は水の使用と環境影響を含むがこれに限定されない諸問題を考慮しなければならない。プログラムの実施において、部門は以下のことを確認するものとする：

(A) 栽培に関連する分水の単独または累積的影響および排出は、魚の産卵、移動、および育成に必要な流量に影響を及ぼしてはならない。分水界が追加栽培を支えられない場合は、その分水界への新たな植物識別子は発行されない。

(B) 栽培は泉、河岸湿原、および水生生息地に負の影響を及ぼさない。

(2) 部門は栽培期間中の注栽培用地における許可されたマリファナ植物を同定するためのプログラムを構築するものとする。各マリファナ植物に対して固有の識別子を発行するものとする。部門は本区分を確実に実施するために、固有の識別子が可能な限り迅速に発行されるようにしなければならない。固有の識別子は各植物の根元または法律または規制が特別に定める通りに取り付けるものとする。

(A) 固有の識別子は本項により適切に認可された個人に対してのみ発行される。

(B) 割り当てられた固有の識別子および認可に関連する情報は第 26170 項に規定される追跡プログラムに含まれなければならない。

(C) 部門は固有の識別子の発行、各マリファナ植物の監視、追跡、および検査に伴う妥当な費用を賄うために手数料を請求することができる。

(D) 本項を実施するために部門は規制を公表しても構わない。

(3) 部門は不正な固有の識別子に対する保護を確立し、固有の識別子の不正な転用を制限するために適切な手順を取るものとする。

(d) 地方管轄区により管理される固有の識別子および関連する識別情報は、部門が定めた要件に忠実に従い、部門が管理する識別子および関連する識別情報と同等になるものとする。

(e) (1) 本項は健康安全法の第 11362.1 項または人道的使用法に従うマリファナの栽培には適用されない。

(2) 下位区分 (b) は第 26070 項の下位区分 (a) の段落 (3) または 第 26070.5 項の下位区分 (b) に基づき認可された個人または団体には適用されない。

(f) 本項における「部門」は食料農業局を意味する。

第 7 章小売業者と配給業者

26070.　小売業者と配給業者。

(a) 消費者問題部門により発行される州免許は、以下である：

(1) 大麻あるいは大麻製品を顧客へ小売販売するための「小売業者」を対象とするもの。

(2) 大麻あるいは大麻製品を配給する「配給業者」を対象とするもの。配給業者免許を授与された者は、許可機構により、制定された最低限度のレベルで、保証および保護されるものとする。

(3) 10,000 平方フィート以下の土地で大麻の栽培をする、また、レベル 1 製造業者、およびこの目の下での小売業者としての機能を果たす「零細企業」を対象とするもの。ただし、このような免許所有者は、この目により、免許を受けた栽培者、配給業者、レベル 1 製造業者、および上述の活動に従事する範囲内の小売業者に課されるすべての要件に、準拠していることを条件とする。大麻の栽培を許可する零細企業免許は、栽培に関連した水の排水および流出の各々の累積的影響が、魚類の産卵、移動、および飼育のために必要とされるインストリームフロー（流量）、およびフロー（流れ）の変動性を維持し、また、魚類、野生生物、および魚類や野生生物の生息地、および水質を保護するために必要とされるフロー（流れ）に影響を与えないことを確実にするため、魚類および野生生物部門、州水源制御役員会により要求された諸条件を含むものとする。

(b) 当局は、大麻および大麻製品の商業的配給および配送のための最低限のセキュリティおよび輸送上の安全要件を確立するものとする。当局により確立された輸送上の安全基準は、大麻および大麻製品が配給および配送される車両の種類、および当車両の運転をする権限を持つ人員への最低限の資格について統制する最低基準を含むが、これに限らないものとする。

(c) 第 26070.5 節に従い免許を受けた小売業者および零細企業、および免許を受けた非営利団体は、大麻や大麻の製品がある領域への不正進入やその施設からの大麻や大麻製品の盗難を防ぐために、適切に設計がされたセキュリティ対策を実施しするものとする。これらのセキュリティ対策は以下を含むが、以下のすべてに限るものではないものとする：

(1) 明らかに調剤業務に関連した明示的な活動に関与していない個人が被免許者の施設に居残ることを禁止する。

(2) 許可を受けた人員のみが立ち入ることができる制限された立ち入り領域を制定する。

(3) 展示目的、サンプルまたは直接販売のために使用される一定限度の量の大麻以外は、すべての精製済の大麻および大麻製品は、安全に施錠された部屋、すなわち、安全な貯蔵場所に、流出、盗難、および消失を防止するために適切に考案された方法で、格納する。

26070.5.　(a) 当局では、2018 年 1 月 1 日まで、本節に従った非営利免許を 1 つまたはそれ以上の分類の実行可能性調査をするものとする。この実行可能性判断は、関連する免許機関、および 区分 (b)。に準拠した一時免許の発行をする j 地方裁判管轄の代表と協議の上、行わなくてはならないものとする。当局では、以下の要因についての配慮をするが、それに限るものではないものとする：

(1) 非営利免許の所有者は、任意またはすべての州税、免許料および、免許に適用される規制条項を免除されるべき

か？

(2) 資金調達上の優遇措置は、この目の下で免許を授与される他者が専門的なサービスを非営利免許を持つ者へ値引きまたは無償で提供することを奨励するため設けられるべきか？

(3) 非営利免許は、大麻という植物全体および大麻製品、および多様な大麻の株や種子の備蓄を、低所得者に主として提供する非営利ベースで、これまで運営されてきている事業体に制限され、またそれらが優先されるべきか？

(b) すべての地方管轄区は、非営利団体に、主として、大麻という植物全体および大麻製品、および多様な大麻株や低所得者のための種子備蓄を主として提供する、地方管轄区に限定された、一時的な地方発行の免許を発行できる。

(1) 免許申請者の状況が、California 検事総長の慈善団体登記簿に、非営利事業体として登録されていること、その申請者が非営利事業体を運営するすべての状況要件において優良企業であることを確かめる。

(2) 公衆の健康と安全を保護し、当局におけるすべての環境要件を尊守することを求めるために、上述事業体への免許を授与し規制する。

(3) 上述ライセンスを授与された事業体およびライセンスを授与された事業体の運営を規制するすべての地方機関の名前および場所を含めて、発行された上述の地方免許について、当局に通知をすることを条件とする、また：

(4) 上述の免許を授与されたいかなる事業体も、年間総収入 200 万ドル（$2,000,000) を超える金額を生み出さないことを、当局に保証する。

(c) 地方管轄区によって更新されない限り、区分 (b) の下で許可された一時的な地方免許は、12 ヶ月後に有効期限が満了するものとする。

(d) 当局は、区分 (b) の下で許可された地方免許に適切な追加要件を課すことができる。

(e) (1) この目の下での非営利免許の作成が実行可能ではないと、当局が判断した後、または、免許授与の代理機関が非営利免許の発行を開始した日付以降に、前述ライセンス授与が実現可能であると当局が判断する場合には、いかなる新規の一時的な地方免許であれこの目に従って発行されない。

(2) 当局が、上述免許が実現可能であると判断した場合には、免許発行機関が非営利事業体の免許を発行した日付以降に、区分 (b) の下で発行されたいかなる一時的免許であれ、更新されたり、延長手続きをされることはない。

(3) 当局がこの目の下での非営利免許の作成が実現可能ではないと判断する場合、当局は、区分 (b) の下で一時的な免許を発行した地方管轄区へこの決定を通知する。当局は、その裁量で、以前に 区分 (b) に基づいて発行された任意の一時的なライセンスを更新または年単位で延長する任意の局所的な管轄権を許可することができる。

第 8 章配給と輸送

26080. (a) この目は、免許を授与された者が、連邦政府の許可なくして、州外へ大麻または大麻製品を、輸送または配給、あるいは、輸送または配給させる原因を生み出すことを認可または許可と解釈されないものとする。

(b) 地方管轄区は、この目に準拠して大麻や大麻製品を輸送するための免許を授与された者が、公道上で大麻や大麻製品の輸送をすることを妨げるものではないものとする。

第 9 章配給

26090. (a) この目の下で定められる配給は、第 26070.5 節の下での免許を授与された「小売業者」または「零細企業」、または免許を受けた非営利事業体によりのみ行える。

(b) 顧客要求の配給では、配給要求の「物理的」または「電子的」コピーを保持するものとし、免許機関および警察官により求められた場合には速やかに提出するものとする。

(c) 地方管轄区は、第 26200 節で適用されるこの目および地方法に準拠する被免許者が、公道で大麻や大麻製品の輸送をすることを妨げないものとする。

第 10 章製造業者と検査試験所

26100. 州公衆衛生部門は、大麻製造業者と検査試験所の免許を管理する規則を公布するものとする。以下の免許が発行される：

(a) 非揮発性溶液または溶液を使用して大麻製品を製造するサイトに対する「製造レベル 1」。

(b) 揮発性溶液を使用して大麻製品を製造するサイトに対する「製造レベル 2」。

(c) 大麻および大麻製品の検査に対する「検査」。検査の被免許者は、当部門により定められた規則に従って免許を授与された「施設」または装置を所有するものとする。検査の被免許者は、この目の下の他の免許分類での免許を所持してはならないものとし、この目に従って免許を授与された非試験施設の所有利益を得てはならないものとする。

(d) この目の目的のため「揮発性溶液は」法規または規則に定められていない限り、健康安全規範の第 11362.3 節の 区分 (d) と同等の意味を持つものとする。

26101. (a) 法規により別途定められている場合を除き、大麻あるいは大麻製品の各サンプルが認定された検査サービスで以下についての検査確認がされていない限り、いかなる大麻または大麻製品も、この目に対して提供された免許に従った販売をしてはならない：

(1) サンプルの化学的プロファイルが、以下を含むがそれに限らず、化合物のラベルの付いた内容に準拠しているかどうかは、以下を含むが、それに限ることなく、以下のすべてを含む：

(A) テトラヒドロカンナビノール (THC)。

(B) テトラヒドロカンナビノリック酸 (THCA)。

(C) カンナビジオール (CBD)。

(D) カンナビジオール酸 (CBDA)。

(E) アメリカハーブ薬局方により発行された大麻花序モノグラフの最新バージョンに詳述されたテルペン類。

(F) カンナバイオジオ -ル (CBG)。

(G) カンナバビノール (CBN)。

(2) 汚染物質の存在は、アメリカハーブ薬局方モノグラフの最新バージョンでのレベルを超えていないこと。本項の目的対しては、汚染物質が含まれるが、これらに限らず以下のすべてを含む：

(A) ブタン、プロパン、O_2 または H_2 のような爆発性ガス、および毒物、毒素、または発癌物質など、メタノール、イソプロピルアルコール、塩化メチレン、アセトン、ベンゼンなどを含む残留溶媒または処理化学薬品。

(B) 外来物質、例えば、毛、昆虫あるいは類似のまたは関連する不純物を含むがそれに限らない。

(C) 総好気性微生物数、総酵母カビ数、緑膿菌、アスペルギルス属、黄色ブドウ球菌、アフラトキシン B1、B2、G1、または G2、またはオクラトキシン A を含む微生物学的不純物。

(b) 米国薬局方によって設定された大麻花序モノグラフの基準を満足しなければならない揮発性有機化合物の残留レベル（U.S.P. 第 467 章 ）。

(c) 区分（a）で要求されたテストは、国際標準化機関、特に ISO/IEC 17020 および ISO/IEC 17025 使用して、国際試験所認定協力相互承認協定に署名して認定団体によって承認されている大麻と大麻製品をテストするために、サンプリングを含めて検査と構成アクティビティに対応した一般的な要件と一致する方法で行われるものとする。

(d) いかなる先行販売検査、試験の移転、または本節に基づいた大麻製品の輸送は、保管プロトコルと、この目の下で課されるその他の要件の指定したチェーンに準拠していなくてはならないものとする。

26102.　免許を授与された検査サービスは、免許を受けた検査試験所が、第 19343 節 の要件を満たしていない限り、さもなくば、法規により定められていない限り、大麻または大麻製品を扱う、検査、または分析してはならないものとする。

26103.　免許を授与されたテストサービスは、法規により特に定められていない限り、第 19344 節 で要求されたものと同じ情報を報告するために、サポートデータで、各ロットに対する分析の証明書を発行しなくてはならない。

26104.　(a) 免許を授与された試験サービスは、大麻とマリファナ製品に関する活動を行う際に、適用される法律および規制に定める要件および制限事項に適合しなければらないものとする。

(b) 州公衆衛生局は、以下についての手順を整備する：

(1) 大麻と大麻製品のテストは、第 26070.5 節 ; の下で免許を授与された小売店、零細企業、または非営利事業体に配給する前に行われていることをを確認する。

(2) 被免許者は、大麻や大麻の製品の検査回数を指定するものとし、大麻の検査費用は免許を授与された栽培者により負担され、大麻製品を検査するための費用は免許を授与された製造者によりが負担され、また大麻と大麻製品の検査の費用は、第 26070.5 節の下で免許を授与された非営利団体により負担されるものとする；また

(3) 検査サンプルが、州公衆衛生局により公表されている健康と安全基準に適合していないことを示す場合には、州公衆衛生局により公表されている品質保証規格に準拠する大麻や大麻製品に是正措置をもたらすことが可能な場合を除いて、収穫された束を破壊する必要がある。

26105.　製造 レベル 2 の被免許者は、爆発、燃焼のリスク、または揮発性溶液により生み出される公共の不当な危険リスクを制限するのに十分な方法や手順を制定しなくてはなりません。州公衆衛生局は、レベル 2 のライセンシーのためのそのような方法及び手順に関する最低限の基準を定めるものとする。

26106.　州公衆衛生局によって開発されたすべての大麻製品の生産、標識用の規格は、他の方法で公衆衛生の国務省で特定されない限り、第 26070.5 節の下で免許を授与されたメーカーや零細企業、および非営利団体に適用されるものとする。

第 11 章品質検査、検査と試験

26110.　(a) すべての大麻と大麻製品は、品質保証、検査、および試験を受けるものとする。

(b) この目の下で、または法規により定められていない限り、第 19326 節で提供されるのと同じ方法で、すべての大麻と大麻製品は、同じように品質保証、検査、および試験を受けるものとする。

第 12 章梱包とラベル

26120.　(a) 小売店での配送や販売に先立ち、大麻と大麻製品は、ラベル付けされ、ジッパー付きの、子供が開けることができないパッケージに入れるものとする。

(b) パッケージやラベルは、子どもたちの興味をそそるようなものであってはならない。

(c) すべての大麻と大麻製品ラベルおよび説明書は、当局または州公衆衛生局により定められた文字サイズなどの要件に従ったはっきりと読みやすく目立つように表示された以下の情報を含むものとする。

(1) 製造日付と生産地。

(2) 以下の文書を太字で記載する

(A) 大麻について：「政府の警告：このパッケージには、大麻、すなわちスケジュール I で管理される物質を含みます。子供や動物の手の届かない場所に保管してください。大麻は年齢 21 歳あるいはそれ以上の年齢の成人によってのみ扱いあるいは消費できます、ただし、資格のある患者の場合にはその限りではありません。妊娠中または授乳中の大麻の使用は有害である可能性があります。大麻の消費は、機械を運転したり操作する能力を損ないます。充分に注意してください。」

(B) 大麻製品について：「政府の警告：この製品は、大麻、すなわちスケジュール I で管理される物質を含みます。子供や動物の手の届かない場所に保管してください。大麻製品は年齢 21 歳あるいはそれ以上の年齢の成人によっての

64

み扱いあるいは消費できます、ただし、資格のある患者の場合にはその限りではありません。大麻製品の中毒作用は、最大 2 時間の遅発性があります。妊娠中または授乳中の大麻の使用は有害である可能性があります。大麻製品の消費は、機械を運転したり操作する能力を損ないます。充分に注意してください。」

(3) ドライフラワーだけを含んでいるパッケージは、パッケージ内の大麻の正味重量であること。

(4) 生産地と栽培日、大麻あるいは大麻製品の種類、および製造とパッケージの日付の同定をすること。

(5) 原産地名称、もしあれば明記する。

(6) 薬理活性成分リストには、テトラヒドロカンナビノール（THC)、カンナビジオール（CBD)、および他のカンナビノイド含有物、THC およびその他のカンナビノイドの 1 回服用あたりのミリグラム量、パッケージ全体の THC およびその他のカンナビノイドのミリグラム量、および、テトラヒドロカンナビノール及びカンナビジオールの 1 回の服用量と比べたマリファナまたはマリファナ製品の効能が含まれるが、これらに限定されるものではない。

(7) 大麻製品については、すべての成分および栄養情報のリスに記載の名称と、連邦規制基準の第 21 編、第 101.9 節 に定められる連邦栄養表示要件と同じであること。

(8) かかる大麻の栽培、生産、製造に使用されたすべての溶剤、無機殺虫剤、除草剤、および肥料のリスト。

(9) ナッツ類あるいはその他のアレルギー誘発物質がある場合の警告。

(10) 食糧農業省によって発行された固有の識別子に関連付けられた情報。

(11) 公衆衛生の国務省の局が設定したすべての要件。

(d) 一般的な食品名のみにつき、食用大麻製品中の成分を記載するために使用してもよい。

(e) 当局が、大麻がもはや連邦法の下での物質を制御するスケジュール I ではないと判する場合には 区分 (c) に規定されるラベルには、大麻がスケジュール I で制御されていることを宣言する必要がないものとする。

第 13 章大麻製品

26130. (a) 大麻製品は：

(1) 子供たちの興味を引く、あるいは大麻を含まない市販の菓子類や食品と子供たちが容易に混同するようなデザインとしてはならない。

(2) 一服あたりのりテトラヒドロカンナビノール（THC) は 10 ミリグラム超えない、カンナビノイドの標準化された投与量で生産および販売する。

(3) 大麻製品が一服以上の量を含み、個体上の食用大麻製品である場合、標準の食用サイズに分包する。

(4) 製品全体でのカンナビノイドの均一な消費量を確実にするよう均質化する。

(5) 製造、準備、保管、取扱い及び食品販売のために、事務局と協議の上、州公衆衛生局によって制定された衛生基準の下で販売する。

(6) 必要に応じて、大麻製品を消費する方法についての大麻製品の潜在効果や使用指示を含めて、このような製品の消費方法を通知することを可能にするために、十分な情報を顧客に提供する。

(b) 法律を遵守して製造された大麻製品に含まれる、濃厚なカナビスを含む大麻は、州法の下で混和物とはみなされない。

第 14 章未成年者の保護

26140. (a) この免許は以下を許可しないものとする：

(1) 年齢の 21 歳未満の者に大麻や大麻製品を販売する。

(2) 敷地内に、年齢 21 歳未満の者が入るのを許可する。

(3) 年齢 21 歳未満の者を雇用あるいは保持する。

(4) 大麻または大麻製品を購入する者が、まず最初に、その者が 21 歳またはそれ以上であることを示す有効な政府発行の身分証明を適切に照明する書類を提示しない限り、大麻または大麻製品を販売あるいは移転してはならない。

(b) 21 歳未満の者が服用した場合には、この目の実施を行う保安警察官により、被免許者、または被免許者の従業員や代理人、大麻を未成年者に販売または提供するその他の者は、逮捕される。法律の規定にかかわらず、大麻または大麻製品を購入するまたはその試みをしようとするいかなる 21 歳未満の者も、保安警察官の指示のもとにある間は、大麻の購入をするあるいはしようとする試みに対する訴追を免除される。デコイとして 21 歳未満の物を使用することについてのガイドラインが採用されるものとし、行政手続法の規則制定の部分 (第 3.5 章 は部門政府法典第 2 部の第 3 目の第 1 部 (第 11340 節 で始まる)) に応じて、当局によって発行されなければならない。

(c) 区分 (a)の規定にかかわらず､この第 8 目の第 3.5 章 (第 19300 節で始まる) の下で免許を授与された薬局でである被免許者は：

(1) 第 11362.71 節 の下での有効な身分証明書、健康と安全コードおよび有効な政府発行の身分証明書のを所持している、年齢 18 歳以上またはそれ以上の者が施設に入ることを許可する；

(2) 第 11362.71 節 の下での有効な身分証明書、健康と安全コード、有効な政府発行の身分証明書のを持っている年齢 18 歳またはそれ以上の者に大麻および大麻製品、および大麻アクセサリーを販売すること。

第 15 章広告およびマーケティングの制限

26150. この目の目的：

(a)「広告」とは、広告の出版と普及を意味する。

(b)「広告」は大麻や大麻製品の販売を誘発するために計画された、任意の書面または口頭による声明、イラスト、または描写を含み、書面、印刷、グラフィック、または他の材料、看板、記号、または他の屋外ディスプレイ、公共交通カード、その他の定期刊行物、出版物、またはラジオやテレビ放送、または任意のその他のメディアでも含むが、

前述の用語は以下を含まない：

(1) この目の規定に基づくラベルの一部を構成する大麻または大麻製品に貼り付けられるすべてのラベル、または個々のカバー、カートン、またはその他の容器の包装。

(2) 被免許者により、直接的あるいは間接的に、金銭または有価約因が支払われた、出版を目的とするあらゆる定期物や出版物あるいは新聞類における、あらゆる社説や他の読書材料（例えば、ニュースリリース）。

(c)「広告サイン」は、同じ区画で栽培、製造、流通または売却されないマリファナまたはマリファナ製品の販売を促進するサイン、ディスプレイ、ビルボードまたはその他の文具もしくは永久的に設置される広告すべてをいう。

(d)「健康関連の声明」とは、健康に関連するすべての文を意味し、明示的または含意的に、大麻や大麻製品と消費量との関係、健康上の利点、または健康への影響を示唆する、治癒的または治療的な性質の記述を含む。

(e)「市場」や「マーケティング」とは、大麻や大麻製品の販売促進や販売する行為またはプロセスを意味するが、それらに限らず、スポーツイベントの後援、販売時点での広告、および特定の人口層にアピールするように特別にデザインされた製品の開発を含む。

26151.　(a) すべての広告および販促物は、正確であり読みやすく、その内容に対して責任を持つ被免許者が明示されているものとする。

(b) 放送、ケーブル、ラジオ、印刷物やデジタル通信中に配置された広告や販売促進は、信頼のおける最新の視聴者構成データにより判断される、観客の少なくとも 71.6 パーセントが合理的に年齢 21 歳またはそれ以上であると予想される場所に出されるのみとする。

(c) 被免許者により制御される直接的な個別コミュニケーション、または対話を含むすべての広告や販売促進においては、被免許者により制御されるコミュニケーションまたは対話に関与する前に、受信者が年齢 21 歳かそれ以上であることを確認するために、年齢肯定の方式を利用するものとする。この節の目的のため、年齢確認のような方法には、ユーザ確認、誕生日公開、またはその他の類似の登録方法を含めることができる。

(d) すべての広告は、真実であり、適切に実証されるものとする。

26152.　いかなる被免許者であれ以下を行ってはならないものとする：

(a) 広告材料における誤りまたは嘘偽りのある方法での広告や販売促進。すなわち、曖昧さ、不作為、または推論、または無関係な化学的または技術的な事項の付加による嘘偽りによる、直接的な嘘偽にであろうとなかろうと、誤解を招く傾向がある方法。

(b) それにラベル付された文と矛盾しているブランドや製品に関するなんらかの声明を含む広告や販売促進の公表または発信。

(c) 特定の場所や地域で発祥した大麻という印象を生み出す傾向のある、なんらかの声明、デザイン、デバイスまたは表現を含む広告や販売促進の公表および発信。ただし、広告された製品のラベルが、原産地名称が記載されており、またその原産地名が広告内に表示される場合はその限りではない。

(d) 他州との境界線を横切る州堺国道または州国道上に配置された広告板または類似の広告用装置での広告および販売促進；

(e) 大麻や大麻製品を年齢 21 歳未満の者に消費するようを奨励することを意図した方法での、大麻や大麻製品の広告または販売促；

(f) 主として消費法定年齢以下の者が好むものとして知られているシンボル、言語、音楽、ジェスチャー、漫画のキャラクターやコンテンツ要素を含む広告や販売促進の公表および発信。

(g) デイケアセンターの千フィート以内にある広告版上、幼稚園、または年齢 1 ～ 12 歳の任意の学年の遊び場、または青少年センターにおいて学校が提供している案内板において、大麻または大麻製品を、広告または販売促進をすること。

26153.　免許を授与された者は、いかなる量の大麻または大麻製品、またはいかなる大麻のアクセサリーであれ、ビジネスプロモーションあるいはその他のコマーシャル活動の一環として無料配布してはならないものとする。

26154.　免許を授与された者は、大麻消費の健康への影響に関して、任意の特定の方法で真実ではない、または誤解を招くような印象を生み出す傾向がある、いかなる健康関連の声明であれ含んでいる広告や販売促進を公表または発信してはならない。

26155.　(a) 区分 (g) の 第 26152 節 の規定は、免許を授与された敷地内部にあり、公共の場所から通常の裸眼視力では見えない広告看板の配置には適用されない , ただし、かかる宣伝看板は、年齢 21 歳未満の者に大麻または大麻製品の消費を症例することを意図した方法で大麻または大麻製品を広告しないことを条件とする。

(b) この章は、いかなる非営利的なスピーチにも適用されない。

第 16 章。記録

26160.　(a) ライセンシーは、大麻の商業活動に関する正確な記録を取り続けるものとする。

(b) 許認可機関に定義された大麻の商業活動に関するあらゆる記録は、最低 7 年間保管されるものとする。

(c) 許認可機、又は州もしくは地方機関が本部門の下義務を履行する必要があると見做すため、支局は会計簿、ライセンシーの記録を調査し、建物を検査することができる。あらゆる検査は、免許がある建物の通常の営業時間内に実行されるものとする。

(d) ライセンシーは、免許がある場所における建物における許認可機関により特定された記録を保管するものとする。許認可機関は、ライセンシーの記録を検査することが

できる。ライセンシーはまた、要請により許認可機関に記録の複写を提供し、発送するものとする。

(e) 本項に準拠しライセンシーの記録、建物の検査を拒否、妨げ、妨害、又は干渉する職員又は従業員は、本項違反に関与しているものとする。

(f) 職員又は従業員が本項に準拠し必要な記録の提供、又は保管できない場合、ライセンシーは召喚状及び各違反に対し、三万ドル（$30,000）までの罰金の対象となるものとする。

26161. (a) ライセンシーから他のライセンシーへの大麻、又は大麻の販売もしくは輸送は、売上送り状又は受領書に記録されなければならない。売上送り状又は受領書は、電気的に保管でき、支局又は査定平準委員会により利用できる状態である方法で提出されなければならず、他の商品を負担するインボイスと混蔵されるものとする。

(b) 副項 (a) により必要とされる売上げ送り状は、売り手の氏名及び住所、ならびに以下の住所を含むものとする

(1) 買い手の氏名及び住所。

(2) 販売日及びインボイス番号。

(3) 大麻又は販売された大麻商品の種類、量、大きさ、及び容器の容量。

(4) インボイスに記載される価格に適用される割引と共に、購入者に掛かる費用。

(5) 輸送がライセンシーの建物から作成される限り、大麻の輸送又は大麻製品が製造される場所からの場所。

(6) 支局又は許認可機関により指定されたあらゆる他の情報。

第 17 章。監視及び追跡システム

26170. (a) 州査定平準委員会及び支局と協議し、食料農業部門は医療大麻及び医療大麻製品に関し報告される必要があるため、流通経路を通して大麻及び大麻製品の移動の報告を含むため、第 8 部第 3.5 章（第 19335 項から開始）第 7.5 条 の下付与された監視及び追跡システムを拡大し、歳入及び内国税歳入法第 2 部（第 34010 項から開始）第 14.5 章 に準拠し、生産税額合計に加え、大麻及び大麻製品に関して報告される必要がある、最低、同様レベルの情報を提供するものとする。拡大された監視及び追跡プログラムは、栽培、収穫、処理、配分、目録及び販売を含むが限定されない、商業か有働の異なる段階に関するデータポイントを伴うソフトウェア追跡システムを販売するために、電気種を含むものとする。

(b) 法により必要とされる許認可機関と通信し、流通経路を通して大麻及び大麻の移動を報告するために、副項 (a) に記載されている、拡大された監視及び追跡プログラムの要件に従い、本部の下ライセンシーが第三者アプリケーション、プログラム、及び情報技術システムを使用することを許可することを支局と協議し、部門はそれを保証するものとする。

(c) 拡大された監視及び追跡プログラムを実行するために、部門により利用されるソフトウェア、データベース、又は他の情報技術システムは、第三者の医療ビジネスソフトウェアアプリケーションとの相互運用性をサポートし、確認され、適切な認証情報を持つ第三者のアプリケーションにアクセスでき、良好に文書化され、双方向のセキュアなアプリケーションプラグラミングインターフェース（API）及び同等の技術を通して、あらゆるライセンシーが直面するシステム活動を実行できることを可能とする。API 又は同等の技術は、バージョン管理を持ち、第三者アプリケーションに更新に関する適切な告知を提供するものとする。システムは、本番環境を反映する、第三者アプリケーションに関するテスト環境にアクセスを提供しなければならない。

第 18 章。特許権使用料

26180. 各許認可機関は、以下のように、本部を実施する費用に基づいて、アプリケーションの規模、免許、及び更新料を設立するものとする：

(a) 各許認可機関は、適用する場合、ライセンシーに免許交付及び更新料を課すものとする免許交付及び更新料は、本部の運営費を負担するために計算されるものとする。費用は、第 26170 項に準拠し、必要な監視及び追跡システムを含むがこれだけに限定されない、異なる免許交付活動の性質及び範囲に関するため、本部における多くの規制要件の管理に関連する多額の費用により免許交付費用は異なる場合がある。

(b) 本部に準拠し査定される合計額は、本部を管理する合計額を完全に負担するには十分な合計歳入を適切、及び公平に生み出す合計で設定されるものとする。

(c) あらゆる特許権使用料は、ビジネスの大きさにより、許認可機関による大きさで設定されるものとする。

(d) 許認可機関は、大麻管理基金に設立される許認可機関に特定の合計額において収集される、あらゆる費用を預金するものとする。許認可機関における費用は、本部における運営に関して指定された許認可機関により、議会による充当により使用されるものとする。

26181 項 . 加州水資源管理局、魚類野生生物局、及び他の機関は大麻規制プログラムの費用を負担する費用を創設することができる。

第 19 章。年次報告；業績監査

26190. 2020 年 3 月 1 日に開始、及びその後毎年 3 月 1 日 前に、各許認可機関は商業的大麻活動に関する年次報告を準備し、議会に提出、そして機関のインターネットに報告書を掲載するものとする。報告書は、本部の下規則の実施の修正を必要とするライセンシーから事務所が受領した、第 19353 項に記載された同じ種類の情報、及び規制の適用除外に関する請願の一覧の詳細、又は規則制定の変更を含むが、これらに限定されないものとする。

26191. (a) 2019 年 1 月 1 日に開始、及びその後毎年 1 月 1 日 までに、California 州監査機関は本項の下、支局の性能監査を行わなければならず、同年の 7 月 1 日 までに支局及び支局に報告書の発見事項を報告するものとする。報告は、次を含むがそれだけに限定されない：

(1) プログラムの実際原価。

(2) 執行プログラムの総合効率。

(3) 本項に準拠し提出された報告は、政府規則第 9795 項に準拠し提出されるものとする。

(b) 議会は、本項により必要とされる年次監査を実行するため、California 州監査機関に十分な基金を提供するものとする。

第 20 章。ローカルコントロール

26200.　(a) 本部において、受動喫煙への露出を減少することに関する要件、事業認可証の要件、土地利用の要件、及び地方の用度地域制を含むがこれらに限定されないものを含み、本項の下事業認可証を規制するために、又は地方の管轄区において本部の下免許を持つビジネスの 1 種類以上の設立又は運営を完全に禁じるために、地方条例を施行及び適用するための地方の管轄区の権威に制限又は優先すると解釈されるものはないものとする。

(b) 本部において、現地法の執行の責任の実施、地方の用度地域制の施行、又は地方のライセンス要件を施行を施行するために、許認可機関を必要と解釈されるものはないものとする。

(c) 地方の管轄権は、方の管轄区において商業的大麻製品に関わるライセンシーに関して、地方のライセンス、許可、又は権限の取り消しを支局に告知するものとする。告知の 10 日以内に、支局は関連する許認可機関に告知するものとする。支局によりそのように告知された 10 日 以内に、発効されたライセンスが停止又は取り消されかどうか決定するために、許認可機関は 第 3 章（26030 項から開始）の下議事を開始するものとする。

(d) 衛生及び安全法規 第 11362.3 項副項 (a)(1) 段落にも関わらず、地方管轄区は以下の場合、本項の下免許が与えられた小売又は小企業の敷地における大麻又は大麻製品の喫煙、蒸発、及び摂取を許可することができる。

(1) 大麻の摂取が許可されている場所への接近は、21 歳及びそれ以上の者に限定されている。

(2) 大麻の摂取は、公共の場所又は年齢制限のない場所から見えないものとする。

(3) アルコール又はタバコの販売又は摂取は、敷地において許可されていない。

26201.　州により創設された健康及び安全性、環境保護、私見、警備、食の安全、及び作業員の保護に関する基準、要件、及び規制は州において本項の下あらゆるライセンシーへの最低基準であるものとする。地方管轄区は、追加の基準、要件、及び規制を創設できる。

26202.　(a) 支局又は許認可機関により行う権限が委任されている場合、地方管轄区は、支局又は許認可機関により公表された本項、及び規制を施行できる。

(b) 支局又は許認可機関は、支局又は許認可機関、及び施行当局に委託される地方管轄権の間における了解覚書を通して、副項 (a) における施行当局の委任を実行するものとする。

第 21 章。基金

26210.　(a) 第 19351 項 により創設された California 州保健安全法基金は大麻管理基金によりここに新たに命名される。

(b) 本項の発行日をもって、「保健安全法基金」が法令、規制、契約、又はあらゆる他の法規に表記される場合、大麻管理基金を参照するよう解釈されるものとする。

26211.　(a) 本項の下当初の創設、及び規制活動の支援への基金には、副項 (c) に記載された情報公開プログラム、及び歳入及び 内国税歳入法 2 部（34010 より開始）第 14.5 章 の下査定平準委員会を含み、2017 年 7 月 1 日まで、又は 2017 年予算法が制定されるまで、どちらが先に生じようとも、2025 年 1 月 1 日まで歳入及び内国税歳入法第 34011 及び 34012 項により課される税金から収集される収益、本項に準拠し採用された規則又は規制、又は本項に準拠し収集された費用から当初の収益に返金され、一般財源から前払いされるものとする。

(1) 本副項に準拠し前払いされた基金は、歳入及び内国税歳入法 2 部 第 14.5 章（34010 項から開始) の条項を実施するために、必要な場合、査定平準委員会、本項条項を準拠するために必要な場合適切な許認可機関に資金を分配しなければならず、支局に充当されるものとする。

(2) 本項が実施可能となってから 45 日以内

(A) 財務部長は、三千万ドル ($30,000,000) を超えない大麻管理基金への、一般財源から当初の前払い金の合計を決定するものとする。

(B) 副項 (c) に記載された公共情報プラグラムに提供するために、州健康管理サービス省に、一般財源から合計五百万ドル ($5,000,000) を前払いするものとする。

(b) 副項 (a) に関わらず、議会は歳入及び内国税歳入法 2 部 第 14.5 章（第 34010 項から開始）の下活動を支援するため、及び査定平準委員会、本項の下の許認可機関、及び支局の活動を支援するために大麻管理基金に十分な資金を提供するものとする。本基金は、毎年 2017 年 7 月 1 日より開始されるよう提供されることが予期される。

(c) 州健康管理サービス省は、2017 年 9 月 1 日前に一般情報プログラムを設立し、施行するものとする。本公共情報プログラムは最低でも、大麻又は大麻製品の乱用の潜在的な有害性、妊娠中又は授乳中の大麻の使用の潜在的な有害性、及び大麻使用により運転能力が低下している間輸送のために使用される自動車、ボート、船舶、飛行機、又はその他の乗り物の運転の危険性に関する情報を提供し、21 歳未満の者への大麻又は大麻製の入手の提供に関する競馬、及び 21 歳未満の者への大麻又は大麻製品の規制された入手に関する科学的根拠、及び 2016 年大麻管理規制及び成人使用税法の条項を記載するものとする。

第 6.2 項。　労働法第 147.6 を次の通りに追加する。

147.6項。　(a) 2018年 3月 1日までに、労働安全衛生部は、特定の要件が燃焼、吸入、持凶器強盗、又は反復運動過多損傷であろうと、企業・職業法 26000 項副項 (d) の下、特定の要件は大麻の現地での消費が許可されている施設にお

ける、従業員による大麻の受動喫煙への露出を強調することをが必要であるかどうか、ということを含むがこれだけに限定されない企業・職業法 26200 項と 10 部の下ライセンシーの行動に関する産業指定の規制を発展させる必要があるかどうか、査定するために諮問委員会を召集するものとする。

(b) 2018 年 10 月 1 日までに、諮問委員会は委員会により考察に関する発見事項及び推薦を役員会に提示するものとする。2018 年 10 月 1 日までに、役員会は、本項に準拠し産業指定の規則の採用に関する決定を宣告するものとする。

第 6.3 項。水法第 13276 項 を次の通りに改正する。

13276. (a) California 州における公用地及び私有地における、大麻の栽培により生じる損害に対して割り当てられる、大麻の栽培の環境への影響を扱うパイロットプロジェクト、多機関の特別専門委員会、魚類鳥獣部、及び州水源制御役員会は、州全体において魚及び野生生物、及び水質に対する大麻の栽培の悪影響の減少を保証するために、州全体のレベルで施行の取り組みを拡大し、永続的に続けるものとする。

(b) 各地域役員会は、医療大麻の栽培、*及び企業・職業法第 10 部の下商業的大麻の栽培*、及び関連活動による廃液放流を扱うものとし、州水源制御役員会も扱うことができ、これには一般的な許可の採用、廃液放流の要件の創設、又は 第 13269 項に準拠した行動を含むものとする。このような排出に加え、各地域役員会は、以下を含むがこれらに限定されない事項を扱う状態を含むものとする。

(1) 土地の開発及び維持、浸食防止、及び排出機能。

(2) 川を超えての設置及び維持。

(3) 川岸及び湿地保全及び管理。

(4) 捨土。

(5) 貯水及び使用。

(6) 灌漑の流出液。

(7) 化学肥料及び土壌。

(8) 殺虫剤及び除草剤。

(9) 石油製品及び他の化学製品。

(10) 栽培に関する廃棄。

(11) 廃物及び排泄物。

(12) 清掃、修復、及び低減。

第 7 項。大麻税。

第 7.1 項。第 14.5 条 (第 34010 項から開始）は、以下の通り歳入及び内国税歳入法第 2 部に追加される。

第 14.5 章。大麻税

34010. 本部の目的について：

(a)「役員会」は、査定平準委員会又はその後任機関を意味するものとする。

(b)「支局」は、消費者行政局における大麻管理局を意味するものとする。

(c)「還付税額」は、第 34018 項により創設された California 州大麻税基金を意味する。

(d)「大麻」は、衛生及び安全法規 第 11018 項 に記載されたものと同等の意味を持ち、また、医療大麻を意味するものとする。

(e)「大麻製品」は、衛生及び安全法規 第 11018.1 項 に記載されたものと同等の意味を持ち、また、医療用濃縮及び医療大麻製品を意味するものとするものとする。

(f)「大麻の花」は、役員会により定義された大麻の植物のドライフラワーを意味するものとする。

(g)「大麻の葉」は、販売又は消費される大麻の花以外の、大麻の植物のあらゆる部分を意味するものとする。

(h)「総受領高」は、第 6012 項に記載されたものと同様の意味を持つものとする。

(i)「小売販売」は、第 6007 項に記載されたものと同様の意味を持つものとする。

(j)「者」は、第 6005 項に記載されたものと同様の意味を持つものとする。

(k)「小企業」は、企業・職業法 第 26070 項 副項 (a) 段落 (3) に記載されたものと同様の意味を持つものとする。

(l)「非営利」は、企業・職業法 第 26070.5 項 に記載されたものと同様の意味を持つものとする。

34011. (a) 2018 年 1 月 1 日 に発効した、大麻品税は買い手に直接大麻又は大麻製品を販売する企業・職業法 第 3.5 章（第 19300 項から開始）に準拠し、免許を取得する必要がある小売、非営利、又は他の者、もしくは企業・職業法 第 8 部 第 10 部（第 26000 項から開始) に準拠し免許を取得する必要がある薬局、又は他の者による小売販売の総受領高の 15 パーセントの割合で、本州において販売される大麻又は大麻製品の買い手に課されるものとする。

(b) 規制により規定されている場合を除き、項目分けされず、また、大麻又は大麻製品の価格における削減が、このような製品又はサービスの購買を条件とする場合、本項により課された税金は製品又はサービスの価格、大麻又は大麻製品、及び特別であり、特定できる製品又はサービス両方を含む取引の全額に適用されるものとする。

(c) 企業・職業法 第 10 部（第 26000 項から開始）に準拠し免許を取得する必要がある小売、小企業、非営利、又は他の者、もしくは企業・職業法第 8 部第 3.5 章（第 19300 項から開始）に準拠し免許を取得する必要がある薬局又は他の者は、委員会により採用された法律及び規制の下設立された規則及び手続きに従い、委員会に送金され、本税金を収集する責任があるものとする。

(d) 本項により課される物品税は、州及び地方政府により課される販売及び使用税に追加されるものとする。

(e) 本部 第 1 章の下販売及び使用税の査定の目的において、大麻又は大麻製品の販売からの総受取額は、本項に準拠し課される税金を含むものとする。

(f) 法律により必要とされる物品税が物品税販売時に買い手により支払われれない限り、大麻又は大麻製品は買い手に販売できる。

(g) 第 1 章（第 6001 項により開始）により課される販売及び使用税は、有効な政府により発効された身分証明書及衛生及び安全法規　第 11362.71 項 の下発効されるカードを、資格のある患者への主な介護士、又は資格のある患者が提供する場合、企業・職業法 第 8 部（第 19300 項から開始）第 3.5 章 に医療大麻の小売販売、医療大麻の濃縮物、又は局所麻酔薬に規定されているため、このような品目に適用されないものとする。

34012.　(a) 2018 年 1 月 1 日に発効する、ビジネス・職業法 第 10 部（第 26000 項から開始）又はビジネス・職業法 第 8 部第 3.5 章（第 19300 項より開始）に準拠し、大麻を栽培するために免許が必要である、あらゆる者に対し、商業的市場に入るするあらゆる収穫した大麻に課される生産税があるものとする。税は、大麻が収穫された後が期限とする。

(1) 大麻の花の税は、乾燥重量 1 オンスにつき九ドル二十五セント ($9.25) である。

(2) 大麻の葉の税は、乾燥重量 1 オンスにつき二ドル七十五セント ($2.75) である。

(b) 役員会は、大麻の葉から大麻の花の相対価格における変動を反映するために、毎年大麻の花の税率を調整することができる。

(c) 役員会は収穫した大麻、未処理、冷凍大麻、未成熟の植物、又は、製造会社に直接運送される大麻の種類を適時設立できる。このような種類は、大麻の花と比較できる相対値で課税されるものとする。

(d) 役員会は、大麻が梱包され、又は納税印紙が添付されている製品に、あらゆる税が支払われることを示す納税印紙又は州により作成された製品の袋を利用した、生産税の支払いに関する方法及び方法の規制により指示することができる。

(e) 納税印紙又は製品の袋は、ビジネス・職業法（第 26000 項 から開始）第 10 部の下又はビジネス・職業法 第 8 部（第 19300 項 から開始）第 3.5 章の下、ライセンシーにより購買され、役員会により指示されるため設計、仕様、及び種類の役に立つものとし、

(f) 納税印紙プログラムの設立に続き、役員会に規制されるが、州により作成された製品の袋に適切な種類の納税印紙が添付されていない限り、免許のある栽培、栽培施設、又は公道の輸送から取り除くことができる。

(g) 納税印紙及び製品の袋は、線検査又は類似の装置により読み取られなければならず、ビジネス・職業法 第 26170 項 に準拠する監視及び追跡システムを利用し、追跡できなければならない。

(h) ビジネス・職業法 第 10 部（第 26000 項から開始）、又はビジネス・職業法 第 8 部第 3.5 章（第 19300 項から開始）に準拠し大麻を栽培するために免許が必要な者は、役員会により適用された規制に準拠し、税金の支払いに責任を負うものとする。税金が本章に記載されたように支払われない限り、大麻が販売できることはない。

(i) 栽培人の土地から排除されるあらゆる大麻は、植物性廃棄物を例外とし、販売されるものと想定され、本項の下課税できるものとする。

(j) 本項により課される税は、役員会により栽培されるあらゆる大麻に課税され、しかし、コンパッショネート・ユース法に従い資格のある患者、又は主な介護者により栽培され、又は衛生及び安全法規第 11362.1 項の下個人使用にため大麻の栽培に適用されないものとする。

(k) 2020 年 1 月 1 日に開始される、副項 (a)、(b)、及び (c) に記載された率は、価格高騰の後毎年役員会により調節されるものとする。

34013.　(a) 役員会は、徴収金手続法第 (第 30 章（第 55001 項から開始）第 8 部) に準拠し、本章により課される税を処理し、収集するものとする。本章の目的で、「支払い」に関する徴収金手続法における参照には、本章により課される税を含み、「支払人」への参照は、本章により課された税を収集、又は支払いが必要な者を含むものとする。

(b) 役員会、収集、報告、返金、及び上訴を含むがこれらに限定されない、本章の管理及び施行に関する規制を指示、採用、及び施行することができる。

(c) 役員会は、本章における税を処理するために必要な法規及び規則を採用するものとする。このような法規及び規則は、税の支払い前に指定する梱包、大麻及び大麻製品を識別する方法及び手続きを含むことができる。

(d) 役員会は、本目の下義務を実施、処理、処理、及び実施する必要があるために、緊急規定を指示、採用、及び実施することができる。本項に準拠し指示、採用、又は実施される緊急規定は、政府規則第 11349.6 項を含み、本章の目的のため、及び政府規則 表題 2 第 3 目第 1 条第 3.5 章（第 11340 項 より開始）に従い採用され、本規制の採用は緊急できあり、治安、安全衛生、及び公衆の福祉の即座の保存に関して必要であるため、行政法務局により考慮されるものとする。法の条項に関わらず、役員会により採用された緊急規定は採用から 2 年間有効である。

(e) 本項の下課された税を支払うことができない者は、未払いの税に加え、支払われていない税の最低半分の額の罰則に従い、ビジネス・職業法第 26031 項 8 目第 3.5 項（第 19300 項から開始）に準拠し、又はビジネス・職業法第 8 条に準拠し取り消された免許を所有の対象とするものとする。

(f) 役員会は、支払われる必要がある税における欠損金を収集する必要があり、役員会の要請により、法務長官は訴訟を提起するものとする。

34014.　(a) マリファナまたはマリファナ製品の栽培と小売販売に関わる認可取得が義務付けられている全人物は役員会によって採択された規制に準じた役員からの別の許可を取得しなければならない。許可の発行には費用はかからない。ビジネス 職業法 8 款第 3.5 章 (19300 項から始まる)

または 10 款 (26000 から始まる) に準じた 栽培者、医局、小売に関わる認可取得が義務付けられている全人物で認可を取得していない者、または認可の取消、一時停止後の場合、ビジネスに関わる企業の全役員は軽犯罪により有罪である。

(b) 役員会は、栽培者、小ビジネス、非営利団体、その他の人物が生産または受け取られたマリファナに関する州法が課する税金の義務を果たす安全性を提供するため、認可が義務付けられている各認可取得済みの医局、栽培者、小ビジネス、非営利団体、その他の人物に、役員会によって定められた手続きに従った認可を義務付ける。本約款の規定に関わらず、役員会は、役員会の決定により合理的な理由と認められた場合安全性要件を放棄する。「合理的な理由」には、サービス提供者の欠如またはマリファナ事業をに対しサービスを禁じるサービス提供者の方針により、安全性取得するために認可を義務付けられている栽培者、小ビジネス、非営利団体、他の人物を含むがそれには限らない。ビジネスまたは操業に関して役員会に義務付けられている保証人がこの部分に基づいて正しく準備され、執行され、提出されるまでは、マリファナ栽培に関するビジネスまたは操業の開始または継続をしてはならない。

(c) 役員会によって義務付けられている安全性の量の決定に関しては、役員会は保証人提供者の不足によるライセンシーにかかる財政上の困難さを考慮に入れるべきである。

34015. (a) この部分によって課せられるマリファナ物品税および栽培税は、四半期ごと、または 3 か月ごとの各四半期の翌月最終日以前が締め切りであり、役員会に支払われる。ビジネス・職業法 8 款 または 10 款 (26000 から始まる) の第 3.5 章（19300 項から始まる）に基づいた栽培または小売販売に関する認可を義務付けられている人物は、各四半期の翌月の最終日、またはそれ以前に、前四半期の返却金を電子メディアにより役員会に提出する。返却金は、用紙または役員会が処方した方法に準じて認証される。栽培税が 34012 項 (d) に準じた印紙により支払われた場合、役員会は規定により、税金が支払われる場所と方法を決定する。

(b) 役員会は、ビジネス・職業法 8 款 または 10 款 (26000 から始まる) 第 3.5 章 (19300 項から始まる) に準じて認可を義務付けられているマリファナおよびマリファナ製品の栽培、流通、小売販売に関わる全人物に、当人物の前月度の在庫、購入、売上およびこの部分の目的を実行するために役員会が義務付けるその他の情報を、毎月 25 日またはそれ以前に電子メディアを使用した報告の提出を義務付ける。報告は、用紙または役員会が処方した方法に準じて認証される。

34016. (a) 治安官、または刑法 830.11 項 (a)(6) に準じて限定治安官の立場を与えられた役員会の従業員は、適切な公認証を示すことで (3) に記されているいかなる場所にも立ち入り、以下の文章に基づいた監査を実施する権限を持つ。

(1) 監査は妥当な方法、および立ち入る場所の通常営業時間を考慮し、状況に応じて妥当な方法で実施される。

(2) 監査はマリファナまたはマリファナ製品が購入者に対して販売されている場所、栽培、貯蔵されている場所、または税金隠ぺいに関する活動の証拠が発見された場所において実施される。

(3) 監査は 24 時間以内に 1 回のみ義務付けられ、実施される。

(b) 監査に不服を申し立てる者は軽罪で有罪となる。各犯罪には五千ドル ($5,000) 以下の罰金、または群刑務所における 1 年以下の懲役 ,、またはその双方が科される。裁判所は割り当てられた罰金を California 州マリファナ税基金に預けるよう命じる。

(c) 役員会または法の執行機関により、ライセンシーまたは他の人物が税金の支払いの証明なしに、または安全な包装に入っていないマリファナ、またはマリファナ製品を所持、貯蓄、所有、または小売販売を行ったことが発見された場合、役員会または法執行機関はマリファナまたはマリファナ製品の押収の権利を持つ。法執行機関または役員会によって押収されたマリファナまたはマリファナ製品は、7 日以内に没収され、役員会は 30436 項 から 30449 項に規定されている手続きに従う。

(d) 虚偽の報告をする者は軽罪の有罪となり、各犯罪ごとに一千ドル ($1,000) 以下の罰金の対象となる。

(e) この部分の条項の違反は、提供されている場合を除き、軽罪でありそのように罰せられる。

(f) この部分に基づいて役員会に支払われた金銭は、California 州マリファナ税基金に託される。

34017. 立法アナリスト事務所は、34019 項に記されているプログラムのために作られた十分な収益を確保しつつ、非合法な市場価格を下げ、および 21 歳以下の人物の使用を減らす目標を達成するためにの税率調整の推めと共に、2020 年 1 月 1 日までに議会に報告を提出する。

34018. (a) California 州マリファナ税基金がここに国庫として作成された。税基金は全税金、利息、罰金、この部分に準じて役員会により集金され、および役員会に支払われた他の金額から返却金を引いた金額から構成される。

(b) 他の法の規定にもかかわらず、California 州マリファナ税基金は、マリファナ使用制御、調整税法の目的を実施する目的のみのために設立された特別な信託基金であり、税基金に預けられた歳入は、基金によって利益となった利息または配当金と合わせ、財政年度に関係なくマリファナの大人の使用の制御、調整、課税法の目的に継続的に妥当であり、この部分の条項とその目的に沿ってのみ消費されることとする。

(c) 他の法の規定にかかわらず、この部分によって課せられた税金および投資利息を含む同歳入は、政府法規 4 款 第 2 部 (16300 項から始まる) 第 1 章で使用されている語句によって表される一般財源の一部とは認められず、California 州憲法第 XVI 条 8 項 およびその実施法令の目的のための一般財源歳入とは認められず、California 州憲法第 XVI 条 8 項 (a) および (b) およびその実施法令の目的に関する金銭とも認められない。

64

34019. (a) 2017–2018 年 の財政年度の最初に、財政部門は 34011 項および 34012 項 に準じて受け取る歳入を見積もり、その見積もりを毎年 6 月 15 日以前にコントローラーに提供する。コントローラーは、この項に準じて基金を出金する際にこの見積もりを使用する。この項の (b)、(c)、(d)、(e) に準じて基金が出金される前に、コントローラーは、財政年度に関わらず、税基金から妥当な口座に以下を支払う。

(1) 役員会がこの部分によって課された税金の管理および収集に関して被った妥当な費用、ただし、当費用は受領された税収の 4 パーセントを超えない。

(2) 費用がビジネス・職業法、Section 26180 またはビジネス・職業法 8 款第 3.5 章 (19300 項から始まる) に準じて支払われない限り、事務局、消費者問題省、食糧農業省、国の公衆衛生省がビジネス・職業法 8 款 または 10 款 (26000 から始まる) 第 3.5 章（19300 項から始まる）の実施、管理、施行によって被った妥当な費用。この段落は財政年度 2022–2023. を通して機能する。

(3) 当費用がさもなければ支払われない場合、ビジネス・職業法 8 款 または 10 款 (26000 から始まる) の第 3.5 章（19300 項から始まる）に基づいて魚類野生生物局、国家水資源管理委員会、および農薬規制省の責務の実施に被った妥当な費用。

(4) 34020 項によって義務付けられている監査を含んだマリファナ使用制御、調整税法によって規制されている責務の実施のためにコントローラーが被った妥当な費用。

(5) ビジネス・職業法 26191 項 に準じた監査の実施のために州の監査人が被った妥当な費用。

(6) 34017 項によって規制されている責務の実施のために立法アナリシス事務所が被った妥当な費用。

(7) ビジネス・職業法 8 款 または 10 款 (26000 から始まる) の第 3.5 章（19300 項から始まる）に基づいてライセンシーに対しての州の労働基準法の適用と実施に対して労使関係課内の労働基準施行課および職業安全と健康課および、雇用開発課に支払う十分な基金。

(b) コントローラーは次に、マリファナ使用の制御、調整、税法の実装と効果の調査と評価のため、California 州内の公立大学に、毎年一兆ドル ($10,000,000) を財政年度 2018–2019 から財政年度 2028–2029 まで支払い、妥当な場合は議会と知事にマリファナ使用の制御、調整、税法の可能な修正に関して推薦をする。これらの基金の受領者は最低 2 年ごとに所見に関しての報告を発表し、報告を公けにする。事務局は基金を受け取る大学を選別する。この副項に準じて基金を受け取った調査には、以下が含まれるがそれには制限されない。

(1) マリファナの使用に関する健康費用を含む公衆健康への影響、またマリファナの使用がアルコールや他の薬物の使用の増加または減少に関連があるかどうか。

(2) 不適応なマリファナの使用に対する治療の効果および治療プログラムの効能。

(3) 法に含まれる、青少年のマリファナへのアクセスおよび使用を防止することに含まれる、包装およびラベリングの要件および広告、マーケティング規制の効果の研究およびマリファナおよびマリファナ製品の効力レベルの使用者における健康関連の影響の研究を含むマリファナの使用に関する公衆安全問題。

(4) マリファナ使用率、大人および青少年の不適応な使用率およびマリファナ関連物質使用障害の診断率。

(5) 効力に基づいてマリファナの課税の最善方法の評価、および認可済みマリファナビジネスの構造と機能を含む、マリファナ市場価格、非合法市場価格、税構造および率。

(6) 非医療マリファナ産業における非合法独占または非競争行為の予防にさらなる保護が必要かどうか、必要な場合、当行動を予防する最も効果的な方法として推薦される方法。

(7) 雇用創出、職場の安全、歳入、州および地域の予算に生み出される税金、および法執行および公的資源への影響、刑事裁判システムに関わる長短期的な影響、および州および地方政府機関の管理費用と歳入を含むがそれに制限されず、刑事裁判への影響を含むがそれに制限されない民間、公共セクターでの経済効果。

(8) マリファナ使用制御、調整税法の実施および施行の責務を負う規制機関が法の目的に忠実かどうか、および異なる機関がより効果的に実施するかどうか。

(9) マリファナ製造に関する環境問題および犯罪者のマリファナ製造の禁止。

(10) 認可済みのマリファナビジネスの地理的位置、構造、機能および、認可所有者の人種、性別を含む人口統計データ。

(11) マリファナに関する暴行に関してマリファナ使用制御、調整税法に基づいて作成された犯罪者の罰則に関する変更によって達成された結果、および少年刑事システム、特に保護観察にもとづく治療およびマリファナまたはマリファナ製品の不法所持の頻度のより深刻な犯罪に対する結果。

(c) コントローラーは、California 高速道路巡察部門に、当機関による運転手がマリファナまたはマリファナ製品の使用による障害を含む障害を持ちつつ車両を運転しているかを決定する手順の設立、適用のため、および法執行機関を最善の形で援助する手順の設立と適用のため、毎年 300 万ドル ($3,000,000) を、財政年度 2018–2019 から財政年度 2022–2023 まで支払う。以上の部門はこの副項に明示されている手順の設立のために人件を雇用することができる。また、以上の部門は、運転手がマリファナまたはマリファナ製品の使用による障害を含む障害を持ちつつ車両を運転している時間を決定するための技術開発の目的で公的および私的堅強機関に補助金を出すことができる。

(d) コントローラーは、労働および労働力開発機関および社会サービス部門と協議するビジネスおよび経済開発の知事事務所に対し、1000 万ドル ($10,000,000) を財政年度 2018–2019 の最初に支払い、財政年度 2022–2023 に支払いが 5000 万ドル ($50,000,000) になるまで各財政年度

ごとに 1000万ドル ($10,000,000) ずつ増額して支払い、地域健康部門への地域再投資補助金プログラムの管理、および職病配置、精神衛生治療、物質の使用による障害の治療、システムナビゲーションサービス、再エントリーへの境界を伝える法的サービス、過去の国および州の薬物方針により不当に影響を受けた地域への医療ケアへの連動の支援のため、50パーセント以上を認可済みの地域に根差した非営利団体に対し支払う。事務所は、地域に根差した職業スキル、職業配置、法律事務所より補助金プログラムの管理に適した専門知識のある提供者にインプットを求めることができる。また、事務所はプログラムがプログラムの硬化性を決定するために資金援助されているかどうか定期的に評価し、プログラムの実施、評価、監督に関する管理費用の 4パ―セントを超えて支払うことはなく、2020年1月 1日までに開始し、毎年補助金を授ける。

(e) コントローラーは、薬理学的な機関として、マリファナの効果と副作用のより深い理解を含むセンターの目的を拡張するため、200万ドル ($2,000,000) を California San Diego 薬用大麻研究センターに支払う。

(f) 財政年度 2018–2019 から開始し、毎財政年度の 7月 15日 に、コントローラーは (a)、(b)、(c)、(d)、(e) に準じる基金の支払い後、前財政年度に税基金に預けられた基金を以下の方法で作成された副信託勘定に入金する。

(1) 60パーセントは青少年の教育、予防、初期介入および治療口座に預けられ、コントローラーによって物質の使用による障害に関する、または予防、および物質の使用による害の予防のための教育のために作られた青少年のためのプログラムのための医療サービス部門に支払われる。医療サービス部門は公衆衛生部門および教育部門との協定により、このプログラムを実施、管理する。当プログラムは、青少年、彼らの家族および介護師に対する正確な教育、効果的な予防、初期介入、学校保護、タイムリーな治療サービスを強調する。当プログラムには、以下の要素が含まれるがそれに制限されない。

(A) アウトリーチ、リスク調査を含む予防と初期介入サービス、および青少年、家族、介護師、学校、開業医、地域および信仰にもとづく組織、里親プログラム、少年裁判所、その他への、物質の使用に関するリスク、および問題のある使用および物質使用による障害の初期兆候の認識と減少のための教育。

(B) 物質の使用を予防および減少させるために作られた学生補助プログラムまたは他の類似したプログラムの開発に対する補助金と支援、および学校退学の危機にある学生の学校保護および支援、および学校保護、改善、専門家による治療に注目した停学または退学の代替案の促進による実績の改善。平均退学率を超えるの学校は補助金を優先的に受けるべきである。

(C) ホームレスの青少年および学校に行っていない青少年に対する物質の使用による障害のアウトリーチ、教育および治療プログラムに対する補助金支給。

(D) 物質の使用による障害を持つ、または物質の使用による障害が発展するリスクのある青少年、彼らの家族と介護師のための郡による行動健康プログラムによって提供される治療へのアクセスとリンク。

(E) 文化的、性別に限らず有効でトラウマに関しての情報があり、証拠に基づき、スクリーニングと評価を含む連続的治療を提供する（物質の使用による障害および精神衛生）、青少年に注目した物質の使用による障害治療プログラム、初期介入、活発な治療、家族への介入、ケース管理、過剰摂取予防、物質の使用に関する伝染病の予防、物質の使用の再発管理および他の同時発症する健康障害、職業サービス、読み書きサービス、しつけクラス、家族セラピー、カウンセリングサービス、薬物療法治療、精神科医による薬物および心理療法。指示のあった場合、他の提供者への紹介が行われる。

(F) 法により許可され、指示のあった場合、介入の際青少年と大人の同時治療の可能性を示し、物質の使用による障害に対する 2世代アプローチが使用される。これには、物質の利用による障害および両親、里親、介護師、彼らの子供たちを含む家族内における慣例下問題を提示する家族ベースの介入の発展の支援を含む。

(G) 薬物を使用する青少年個人およびその家族、友人が、物質の使用による障害と診断されたことまたは物質の使用による障害サービスを探すことを含む物質の使用に関する烙印を減少させる支援をするプログラム。これには、ピアサポート、アウトリーチ、烙印を減少させる教育、反烙印キャンペーン、地域の回復ネットワークを含む。

(H) 物質の使用による障害予防および治療の専門性を持つ公道医療スタッフの雇用を増加させる職場訓練および賃金構造。物質の使用の治療提供者の核となる有能な人材を増加させ、有望で証拠ベースの実践を提供者に訓練させる継続的な教育とコーチングを提供する。

(I) 地域社会に根差した青少年治療施設の建設。

(J) 部門はサービス提供のため、各郡の行動健康プログラムと契約することができる。

(K) 基金は郡における青少年の数、大人の物質の使用による障害の流行、および統計的なデータに裏付けされた、必要性を提示し、検証するために適応する郡によって作成された、検証された評価または提出された報告を含む、提示された必要性に応じて郡に割り当てられる。

(L) 部門はプログラムの降下を判定するために資金提供をしているプログラムを定期的に評価する。

(M) 青少年教育、予防、初期介入、治療口座を、当プログラムの実装、評価、監督に関する管理費用として割り当てられた金額の 4パーセントまで使用することができる。

(N) 財務部門がマリファナ課税に準じた資金援助が、当州における青少年予防および治療サービスに関する要求を超えると判断した場合、当部門は財務部門に、この基金を使用して青少年だけではなく大人への治療サービスを提供する計画を提供する。

(O) 部門は、中毒専門のボランティア医療機関、医師、治療研究者、ファミリーセラピスト、カウンセリング提供者、およびこの段落に準じて支払われる補助金の管理に関して

適当な専門家がいる専門的な教育機関にアドバイスを求めることができる。

(2) 20パーセントは環境修復保護口座に預けられ、コントローラーによって以下のように支払われる。

(A) 魚類野生生物部門および公園および娯楽部門に対し、マリファナの栽培により影響を受けた分水界の環境破壊の清掃、改善、修復、およびこの部分の制定以前に発生した破壊を含むがそれに限らない関連した活動、およびこの目的に関する地域のパートナーシップの支援のため。魚類野生生物部門および公園および娯楽部門は環境修復保護口座から受け取る基金の一部をこの段落に明示されている目的のために補助金として分配することができる。

(B) 魚類野生生物部門および公園および娯楽部門に対し、マリファナまたはマリファナ製品の公共の土地での違法な栽培、製造、販売および使用を減少させ、予防する形での州所有の野生生物生息地および州立公園ユニットの管理および操業、およびマリファナまたはマリファナ製品の公共の土地での違法な栽培、製造、販売および使用の調査と実施、告発を管理するため。

(C) 魚類野生生物部門に対し、狩猟規定 12029 項 (b) および (c) に準じて設立された分水界強化プログラムおよび複数の機関の専門調査団に資金援助し支援し、これらの犯罪の調査、実施、告発を管理、およびマリファナ栽培、製造、販売、使用による、州内の魚および野生生物に対する悪影響を減少させるため。

(D) この段落の目的のため、天然資源庁長官は部門間の歳入の割当を決定する。実行後 5 年間の第一候補は、(A) に明示されている目的への資金援助である。

(E) この段落に準じて割り当てられた基金は (A)、(B)、(C) に記されている活動の増強に使用され、この目的のために他の基金の割当と取り替わることはない。したがって、魚類野生生物部門および公園および娯楽部門に対する年次一般財源充当は 2014 度の予算法（2014 年度定款第 25 章 ）に記されているレベルを下回ることはない。

(3) 20パーセントは州および地方政府の法執行口座に預けられ、コントローラーによって以下のように支払われる。

(A) California 高速道路巡察部門に対し、マリファナの影響下での運転を含むアルコールおよびその他の薬物の影響下での運転の検知、試験、それに対する法の執行のため。当部門はこの段落に明示されている訓練プログラムの指揮のために職員を雇うことができる。

(B) California 高速道路巡察部門に対し、州内 California 高速道路巡察プログラムを資金援助し、マリファナの影響下での運転を含むアルコールおよびその他の薬物の影響下での運転に関する教育、予防、それに対する法の執行、資格のあるある非営利団体および地方政府に補助金を与え、交通法の執行を援助し、交通安全において公衆を教育し、衝突による死傷者および経済的な損失を減少させる効果的な方法を提供するプログラム、を資金援助し、マリファナの影響下での運転を含むアルコールおよびその他の薬物の影響下での運転に関する法の失効に関連する装備の購入のため。

(C) 州および地域修正役員会に対し、地域政府がマリファナ使用制御、調整税法 . の実施に関連する公衆の健康および安全を提示する法の執行、火災保護、他の地域プログラムに補助金を与えるため。役員会は、健康安全規定 11362.2 項 (b)(3) に基づく個人栽培を含む栽培、またはビジネス・職業規定 26200 項に準じたマリファナまたはマリファナ製品の小売販売を禁止した地域政府には、法に特別の定のある場合を除いては補助金を与えてはならない。

(D) この段落の目的のため、財務部門は機関間における歳入の割当を決定する。ただし、財政年度 2022–2023 の最初に (A) に準じて割り当てられる金額は毎年一千万ドル ($10,000,000) を超えてはならず、(B) に準じて割り当てられる金額は毎年四千万ドル ($40,000,000) を超えてはならない。この段落に準じて財務年度 2022–2023 以前に割り当てられる金額の決定の際、財務部門は (A) に優先順位を置くこととする。

(g) (f) に準じて割り当てられる基金はプログラムおよび特定の目的のための資金援助を増加するために使用され、この目的に対する他の基金の割当と取り替わって使用されることはない。

(h) 2028 年 7 月 1 日 , をもって、議会は、(d) および (f). に明示されているプログラム以外のものに対する基金の割当を含み、マリファナ使用制御、調整税法の拡張のため、この部分を多数決によって修正することができる。ここの副項に準じたいかなる改訂も、(d) および (f) に準じて設立された口座への基金の、財政年度 2027–2028 年に各口座に割り当てられた金額からの減少を引き起こすことはない。2028 年 7 月 1 日に先立ち、議会は (d)、(f) に明示されているプログラムに対する割当を変更してはならない。

34020.　コントローラーは、基金がこの部分に忠実に使用、会計処理されているかを核にするために、税基金を定期的に監査する。

34021.　この部分によって課せられた税は市、国、または市および国によって課せられた他の税に加えて課せられない。

34021.5.　(a) (1) 郡はビジネス・職業法区分 8（第 19300 項から始まる）又は区分 10（第 26000 項から始まる）第 3.5 章に従って、ライセンシーが行う大麻又は大麻製品の栽培、製造、生産、処理、準備、保管、提供、寄与、販売、又は流通の特権に対して課税できる。

(2) 監督官委員会は、必要な場合は、税金の適用割合、配分の方法、徴収方法など、税金の対象になる活動について提案する条例を明示する。税金は一般的な政府目的、又は監督官委員会によって条例で明示された目的のために課す。

(3) 法律で認可されている他の徴収方法に加えて、監督官委員会は本項に従い、郡が決定し、徴収するその他の課徴金や税金と同様に、罰金と優先抵当権の対象として課せられる税金を徴収するために同じ方法を提供する。本項に従って課せられる税金は税金であり、料金や特別査定ではない。監督官委員会は当該税金が群全体に適用されるか、

又は郡の非合併地域内に適用されるかを明示する。

(4) 本項で認可される税金は条例で明示されるように、活動が個人的、集合的、又は強調的に行われていようと、活動が報酬又は無償のために行われていようと、監督官委員会の決定に従って、段落 (1) に規定の全て又は一部の活動に対して課せられる。

(b) 本項に従って課せられる税金は法律によって課せられる有権者による承認要件が対象になる。

(c) 本項は現行法の表明であり、法律に別段の定めがある通り、副区分 (a) に規定の活動に対する料金、請求、税金、又はライセンス、サービス料金、請求、又は活動関係に対する徴収又は集金を制限・課金するものではない。本項は法律の定めるところにより、郡の課税権威を制限するものと解釈されない。

(d) 本項は、歳入課税法規第 7202 項及び第 7203 項の規定に適合の条例に従って課せられる販売税及び使用税に加えて、郡が販売又は使用税を課すことを認可するものと解釈されない。

64

第 8 項。 刑事犯罪、記録及び量刑の再審査。

第 8.1 項。 衛生安全法規第 11357 項が修正されたものである。よって、次の通りである：

11357. *所有.* ~~(a) 法律で許可されている場合を除いて、濃縮カナビスを所持する者は郡刑務所の懲役 1 年以下の刑又は五百ドル ($500) 以下の罰金、又は当該罰金と懲役の両方が課せられ、当該人物が刑法規第 667 項副区分 (e) 段落 (2) 副段落 (C) 第 (iv) 項に規定の犯罪で過去に一件又はそれ以上の有罪判決がある場合、又は刑法規第 290 項副区分 (c) に準拠して登録の義務がある有罪判決がある場合は、刑法規第 1170 項副区分 (h) に準拠して罰せられる。~~

~~(b)~~ *(a)* 法律で許可されている場合を除いて、大麻 28.5 グラム以下、~~又はそれ以外~~又は濃縮カナビス四グラム以下~~所持する全その~~個人、又はその両方を所持する個人は~~違反の有罪で百ドル ($100) 以下の罰金を処される~~次の事項に従って処罰又は判決を下される：

(1) 18 歳以下の個人は違反の罪になり、次の事項が義務付けられる：

(A) 初めての違法行為の事実認定が行われた場合、四時間の麻薬教育又はカウンセリング、並びに最大 10 時間のコミュニティサービスを 60 日間を超えない範囲で終了する。

(B) 二回目の違反又は再犯の事実認定が行われた場合、六時間の麻薬教育又はカウンセリング、並びに最大 20 時間のコミュニティサービスを 90 日間を超えない範囲で終了する。

(2) 18 歳以上 21 歳未満の個人は違反の罪になり、百ドル（$100）以下の罰金が課せられる。

~~(c)~~ *(b)* 法律で許可されている場合を除いて、大麻 28.5 グラム以上、又は濃縮カナビス以外四グラム以上を所持する~~全その~~者は次の事項に従って処罰される：

(1) 18 歳以下の個人は大麻 28.5 グラム以上、濃縮カナビス四グラム以上、又はその両方を所持する者は違反の罪になり、次の事項が義務付けられる：

(A) 初めての違法行為の事実認定が行われた場合、八時間の麻薬教育又はカウンセリング、並びに最大 40 時間のコミュニティサービスを 90 日間を超えない範囲で終了する。

(B) 二回目の違反又は再犯の事実認定が行われた場合、10 時間の麻薬教育又はカウンセリング、並びに最大 60 時間のコミュニティサービスを 120 日間を超えない範囲で終了する。

(2) 18 歳以上の個人が、大麻 28.5 グラム以上、濃縮カナビス四グラム以上、又は両方を所持する場合、郡刑務所の懲役 6 ヶ月以下の刑、あるいは五百ドル ($500) 以下の罰金、あるいは当該罰金と懲役の両方が課せられる。

~~(d)~~ *(c)* 法律で認可されている場合を除いて、キンダーガーテン（幼稚園年長）又は 1 年生から 12 年生の学校のクラス又は学校関係のプログラムで指導が行われている学校の土地で、又は土地内で、大麻 28.5 グラム以下、又は濃縮カナビス~~以外~~四グクラム以下を所持する 18 歳以上の個人は軽罪になり、次の事柄~~で~~によって処分される：

(1) 初めての違法行為の事実認定が行われた場合は、二百五十ドル ($250) 以下の罰金。

(2) 二回目の違反又は再犯の事実認定が行われた場合は、五百ドル ($500) 以下の罰金、又は郡刑務所で懲役 10 日以下、又はその両方。

~~(e)~~ *(d) 法律で認可されている場合を除いてキンダーガーテン（幼稚園年長）又は 1 年生から 12 年生の学校のクラス又は学校関係のプログラムで指導が行われている学校の土地で、又は土地内で、大麻 28.5 グラム以下、又は濃縮カナビス~~以外~~四グクラム以下を所持する 18 歳未満の個人は軽罪違反になり、副区分 (b) 段落 (1) に規定の同じ方法で処罰される。~~次の処分が課せられる：~~*

~~(1) 初めての違法行為の事実認定が行われた場合は、二百五十ドル ($250) 以下の罰金。~~

~~(2) 2 回目又はそれ以降の犯罪をすでに犯していることが分かった場合は、五百ドル ($500) 以下の罰金、又は少年鑑別所、農場、キャンプ、森林キャンプ、又は堅牢な少年ホームへの 10 日以下の義務、あるいは両方。~~

第 8.2 項。衛生安全法規第 11358 項が修正されたものである。よって、次の通りである：

11358. *植え付け、収穫、又は処理。*

法律に別段の定めのある場合を除き、~~あらゆる~~大麻の植物又はそのあらゆる部分を植え付け、栽培、収穫、乾燥、又は処理することは次に従って罰せられる：

(a) 大麻の植物を植え付け、栽培、収穫、乾燥、又は処理する 18 歳未満の個人は第 11357 項副区分 (b) 段落 (1) に規定の方法で罰せられる。

(b) 生きている大麻の植物を六本未満植え付け、栽培、収穫、乾燥、又は処理する 18 歳以上 21 歳未満の個人は違反の罪になり、百ドル（$100）以下の罰金が課せられる。

(c) 生きている大麻の植物を六本以上植え付け、栽培、収穫、乾燥、又は処理する 18 歳以上の個人は郡刑務所の懲役 6 ヶ

月以下の刑、又は五百ドル（$500）以下の罰金、又は当該罰金と懲役の両方が課せられる。

(d) 副区分 (c) の規定にもかかわらず、生きている大麻の植物を六本以上、又はそのあらゆる部分を植え付け、栽培、収穫、乾燥、又は処理する 18 歳以上の個人は、法律に別段の定めのある場合を除き、次の場合は、刑法規第 1170 項副区分 (h) に従って懲役の刑を受ける：

(1) 個人が、刑法規第 667 項副区分 (e) 段落 (2) 副段落 (C) 第 (iv) 項に規定の犯罪で一回又は複数回の有罪判決を受けている場合、又は刑法規第 290 項副区分 (c) に準拠して登録が必要な犯罪の場合、

(2) 個人が副区分 (c) に準拠して二回又は複数回の有罪判決を受けている場合、又は

(3) 犯罪が次のいずれかの結果になった場合：

(A) 水の違法流用に関係する水道法規第 1052 項の違反、

(B) 廃棄物の排出に関係する水道法規第 13260 項、第 13264 項、第 13272 項、又は第 13387 項の違反、

(C) 州の水源に関係する魚類および猟狩獣部門第 5650 項、又は魚類および猟狩獣部門第 5652 項の違反、

(D) 河川や湖沼に関係する魚類および猟狩獣部門第 1602 項の違反、

(E) 有害物質に関係する刑法規第 374.8 項の違反、又は衛生安全法規第 25189.5 項、第 25189.6 項、又は有害廃棄物に関係する第 25189.7 項の違反、

(F) 絶滅危惧種に関係する魚類および猟狩獣部門第 2080 項の違反、又は渡り鳥保護法令に関係する魚類および猟狩獣部門第 3513 項の違反、又は

(G) 意図的又は重大な過失によって、公有地又はその他の共同資源に対して環境的に重大な害を及ぼす。

第 8.3 項。衛生安全法規第 11359 項が修正されたものである。よって、次の通りである：

11359.　*販売のための所有。*

法律に別段の定めのある場合を除き、大麻を販売するために所有する個人は次の事項に従って罰せられる：

(a) 販売のために大麻を所有する 18 歳未満の個人は第 11357 項副区分 (b) 段落 (1) に規定の方法で罰せられる。

(b) 販売のために大麻を所有する 18 歳以上の個人は郡刑務所の懲役 6 ヶ月以下の刑、又は五百ドル（$500）以下の罰金、又は当該罰金と懲役の両方が課せられる。

(c) 副区分 (b) の規定にかかわらず、販売のために大麻を所有する 18 歳以上の個人は次の場合は、刑法規第 1170 項副区分 (h) に準じて懲役の刑に課せられる：

(1) 個人が、刑法規第 667 項副区分 (e) 段落 (2) 副段落 (C) 第 (iv) 項に規定の犯罪で一回又は複数回の有罪判決を受けている場合、又は刑法規第 290 項副区分 (c) に準拠して登録が必要な犯罪の場合、

(2) 個人が副区分 (b) に準拠して二回又は複数回の有罪判決を受けている場合、又は

(3) 18 歳未満の個人と知りながら大麻の販売をした、又は販売しようとしたことによって起きた犯罪。

(d) 副区分 (b) の規定にもかかわらず、個人が 20 歳以下と知りながら雇用、採用、又は使用して、大麻の販売、又は行商のために不正に栽培、輸送、所持、販売、販売の申し入れ、無料配布、準備に拘わらせた犯罪の場合、販売のために大麻を所有する 21 歳以上の個人は刑法規第 1170 項副区分 (h) に従って懲役の刑に課せられる。

第 8.4 項。衛生安全法規第 11360 項が修正されたものである。よって、次の通りである：

11360.　*違法の輸送、輸入、販売、又は贈与。*

(a) 本項に別段の定めのある場合を除き、法律の認可に従って、大麻を本州に輸送、輸入する個人が販売、提供、管理、無料配布、又は本州への輸送、輸入の申し入れをして販売、提供、管理、無料配布、又は本州に輸送、輸送しようとする個人は次に従って罰せられる：

(1) 18 歳未満の個人は第 11357 項副区分 (b) 段落 (1) に規定の方法で罰せられる。

(2) 18 歳以上の個人は郡刑務所の懲役 6 ヶ月以下の刑、又は五百ドル（$500）以下の罰金、又は当該罰金と懲役の両方が課せられる。

(3) 段落 (2) の規定にもかかわらず、18 歳以上の個人は次の場合は、刑法規第 1170 項副区分 (h) の規定に従って二年、三年、又は四年の懲役に課せられる。

(A) 個人が、刑法規第 667 項副区分 (e) 段落 (2) 副段落 (C) 第 (iv) 項に規定の犯罪で一回又は複数回の有罪判決を受けている場合、又は刑法規第 290 項副区分 (c) に準拠して登録が必要な犯罪の場合、

(B) 個人が段落 (2) に準拠して二回又は複数回の有罪判決を受けている場合、

(C) 犯罪が、18 歳未満の個人と知りながら大麻を販売、又は販売しようとした、又は知りながら販売、提供、管理、無料配布の申し入れをした場合、又は

(D) 犯罪が、28.5 グラム以上の大麻、又は四グラム以上の濃縮カナビスを本州へ輸送、輸入の申し入れ、又は輸入しようとした、又は販売のために輸送、販売のために輸送の申し入れ、又は販売のために州外から輸送の申し入れをした場合。

(b) 法律で許可されている場合を除いて、濃縮カナビス以外の 28.5 グラム以下の大麻を無料配布、無料配布の申し入れ、輸送、輸送の申し入れ、又は輸送しようとする個人は軽罪違反の罪になり、百ドル ($100) 以下の罰金を課せられる。本副区分の違反によって個人が逮捕され、裁判所に出廷する必要がない場合、当該個人は、逮捕した担当官による身元確認の十分な証拠と裁判所への出廷の約定所を提示すれば、解除され、刑法規第 853.6 項に規定のように、容疑者逮捕手続きの対象にはならない。

(c) 本項の目的上、「輸送」は、販売のための輸送を意味する。

(d) 本項は、犯罪の支援及び教唆、又は陰謀犯罪のために起訴を除外又は制限しない。

第 8.5 項。衛生安全法規第 11361.1 項が追加されたものである。よって、次の通りである：

11361.1.　(a) 第 11357 項、第 11358 項、第 11359 項、及び第 11360 項による麻薬教育又はカウンセリングは次の事項とする：

(1) 裁判所が当該麻薬教育又はカウンセリングは当該個人にとって必要ないと判断した場合、又は当該麻薬教育又はカウンセリングプログラムが利用できない場合を除き、強制とする。

(2) 麻薬教育は参加無料で、大麻及びその他の規制薬物の使用・乱用に特定され、科学及び根拠に基づく原理と実践を中心に、少なくても四時間の集団討議又は教育を提供しなければならない。

(b) 正当な理由があれば、裁判所は、第 11357 項、第 11358 項、第 11359 項、及び第 11360 項で義務付けられる麻薬教育とカウンセリングを個人が完了できるように、30 日間を超えない範囲で延長できる。

第 8.6 項。衛生安全法規第 11361.5 項が修正されたものである。よって、次の通りである：

64

11361.5.　*逮捕及び有罪判決の記録の破却、手続き、例外。*

(a) 刑法規第 1000.2 項に従って、サービスを提供する本州の裁判所、公共又は個人エージェンシーの記録、又は第 11357 項副~~区分 (b), (c), (d), (e)~~、又は第 11360 項副区分 (b) に違反する個人の逮捕又は有罪判決に関する州機関の記録、又は本条項の規定に違反する 18 歳未満の個人の逮捕又は有罪判決に関する記録は、第 11357.5 項を除き、有罪判決の日から又は、第 11357 項副区分 ~~(e)~~ *(d)* の違反に関わる場合を除き、有罪判決がない場合は逮捕の日から二年を超えて保管しない。又はキンダーガーテン（幼稚園年長）、1 年生から 12 年生の学校のクラス又は学校関係のプログラムで指導が行われている学校の土地で、又は土地内で 18 歳未満の個人によって起きたその他の違反の場合は、記録は違反者が 18 歳に達するまで保持し、その後は本項の規定に従って記録を破棄する。 *州全体の犯罪データベースを含む、*記録を保管する裁判所又はエージェンシーは副区分 (c) に従って、記録を時宜にかなって破棄し、*当該記録は州全体の犯罪データベースからも除去しなければならない。本副区分で使用の「逮捕又は有罪判決に関する記録」には、刑事訴訟に至った逮捕の記録、及び、被告が無罪になろうが、告訴が却下されようと、告訴・訴答によるその他の犯罪に関する記録を含む。本副区分に準拠して、二年以上保管されない記録は、当時、本副区分の対象になる犯罪で収監され、本副区分によって別の方法で記録の破棄を義務付ける個人には適用されない。当該個人の二年間の期間は個人が拘留から解除された日から始まる。*本副区分の要件は 1976 年 1 月 1 日前に起きた有罪判決の記録、*又は当該期日前に起きた有罪判決に従わない逮捕の記録、又は刑法規第第 1192.7 項副区分 (c)、又は 667.5 項副区分 (c) に規定の犯罪で逮捕された記録には適用されない。*

(b) 本副区分は、次の犯罪に対して、1976 年 1 月 1 日前に起きた有罪判決に従わない有罪判決と逮捕の記録のみに適用される：

(1) 第 11357 項の違反、又はその法令前身の違反。

(2) 1976 年 1 月 1 日前からの法令、又はその法令前身、第 11364 項の違反による、違法の大麻喫煙で使用した道具、考案、手段、又は用品の違法な所有。

(3) 1976 年 1 月 1 日前からの法令、又はその法令前身、第 11365 項の違反による、大麻を違法に喫煙又は使用した部屋又は場所における違法な訪問又は存在。

(4) 1976 年 1 月 1 日前からの法令、又はその法令前身、第 11550 項の違反による、大麻の影響による違法な使用又は存在。

当該犯罪に対して逮捕又は有罪判決を科せられた個人には、有罪判決の日から、又は有罪判決に従わないでも逮捕の日から二年又はそれ以上の期間が経過した場合、法務省による逮捕又は有罪判決に関する記録の破棄が適用される。申請書は法務省が提供する用紙で提出し、本副区分の管理費用を負担する部門が制定する、料金も添える。また、副区分 (c) に従って州によって発生した費用は三十七ドル五十セント（$37.50）を超えない。申請書の用紙は地方の各警察署又は保安局、及び法務省で入手し、部門が決定する情報は身元確認の目的で義務付けられる。

部門は申請の際に、自分で取った指紋を申請書に含むことを要求できるが、義務ではない。部門が本副部門の目的上、指紋なしで、又は追加の指紋なしで申請者を十分に特定できない場合は、そのように申請者に通知し、申請者に指紋を提出するように要求する。本項に規定のように、必要な場合は、効果的な身元確認のために、指紋一式を含むように義務付けるか、又は別の方法として、申請書を破却し、申請書と共に提出した料金の全額又は一部を払い戻しを要求する。申請者が、部門が設定した合理的な期間内に、部門の要求に対する指紋を提出しない場合、又は拒否した場合、又は申請者が料金の払い戻しを要求した場合、部門は直ちに、申請書に指定の住所宛、又は申請者が指定するその他の住所宛に、申請者に払い戻しをする。ただし、部門が申請者に申請書の破却を通知した場合は、料金の一部である特定金額の没収になり、部門が決定する料金の一部を保持し、申請書の処理にかかった実費を負担する。ただし、保持する料金の一部は十ドル（$10）を超えないものとする。

満足する申請書を受け取った後、法務省は、適用する場合は、副区分 (c) の規定に準拠する方法の逮捕又は有罪判決に関する部門の記録を破却し、連邦捜査局及び申請者を逮捕した法執行機関に通知して破却する。申請者が有罪判決を受けていた場合は、申請者を調査した保護観察部の他に、申請者の運輸局に通知してその記録を破却する。

(c) 副区分 (a) 又は (b) に準拠して逮捕又は有罪判決の記録を破却する場合、逮捕又は有罪判決に関係する記録の全ての登録や表記を永遠に抹消することで達成する。記録は逮捕又は有罪判決が全く起きなかったように作成する。ただし、(1) 当該逮捕又は有罪判決だけに関する記録が登録されている場合、及び (2) 破却する記録が必ずしも他の記録に影響しない場合、当該記録を構成する書類は物理的に破却できる。

(d) 副区分 (a) 又は (b) の規定にもかかわらず、裁判所の議

事における口頭証言の書き写しと裁判所の上訴報告書は本項では対象にはならない。また、副区分 (a) に準拠して、被告又は共同被告が治安官、又は逮捕又は起訴した法執行管轄区に対して民事訴訟を起した場合、及び当該記録を管理するエージェンシーが民事訴訟で訴状の認証謄本を受け取った場合、当該民事訴訟が最終的に解決されるまで、記録は破却しない。民事訴訟が最終的に解決された後直ちに、副区分 (a) の対象になる記録は、有罪判決又は有罪判決なしの逮捕の日から二年以上たっていれば、副区分 (c) に準拠して破却する。

第 8.7 項。衛生安全法規第 11361.8 項を次の通りに追加する。

11361.8. (a) 裁判によって、または交渉請願によってのいずれであれ、有罪判決のために刑に服している者は、犯罪の時点で有効となっていた大麻の成人使用における管理、規制と課税の法令下において、犯罪の罪に問われていない、または問われる罪が少ないかどうかにかかわらず、彼または彼女の事件において有罪の判決を下した第一審裁判所が、本法令により、改訂または追加がされた第 11357 節、11358、11359、11360、11362.1、11362.2、11362.3、および 11362.4 に従って、再判決または却下を求める以前に、リコールや却下を請願することができる。

(b) 副区分 (a) の下で請願を受け取ると、裁判所は、申し立て人が 副区分 (a) の基準を満たすと推定するものとする。ただし、申し立て人に反対する当事者が、かかる申し立て人が基準を満たしていないという明確かつ説得力のある証拠による証明をする場合にはその限りではない。申立人が 副区分 (a), 下の基準を満たしている場合、裁判所は、法的に無効であるという理由で、判決をリコールする、または判決を却下するための請願を許可するものとする。ただし、裁判所が、その請願の許可が公共の安全に危険の不当なリスクをもたらすだろうと判断する場合はその限りではない。

(1) その裁量権を行使において、刑法　第 1170.18 節 の 副区分 (b) に対応して提供された証拠を、裁判所は考慮してもよいが、それに限定されるものでない。

(2) 本節で使用される場合、「公共の安全への危険の不当なリスク」は 刑法第 1170.18 節 の 副区分 (c) に設けられたものと同じ意味を持つ。

(c) 刑に服していおり 副区分 (b) に従って判決が下された者は、すでに服役した時間に対するクレジットを与えられるものとし、それは、拘禁中の彼または彼女が束縛をうけた時間の終了後 1 年の間についての観察を受けることを条件とする、または、解放後の彼または彼女の時間に対する監察を受けることを条件とする、のいずれか短い方とする。ただし、裁判所が、その自由裁量において、その再判決命令の一部として、当事者の監察を解除する場合はその限りではない。上述当事者は、刑法第 3000.08 節 の下での仮保釈観察 、または指定された機関、および、監察を取り消し束縛期間を強制するために審理の請願をする目的で、犯罪人が解放されて住んでいる、または、監察の違反への申し立てが発生している地域の裁判所の管轄区により制定された刑法 第 3451 節 の 副区分 (a) の下で解放後のコミュニティー観察の対象となる。

(d) いかなる状況下であれ、本節の下で再判決する場合は、判決原文よりも長くなる、または交渉司法取引に合意して却下されることはない。

(e) 第 11357 節、 第 11358, 節、 第 11359 節 および 第 11360 のでの有罪判決に対しての判決を終えた者は、裁判あるいは審理あるいは交渉請願によってであれ、罪を犯していない、あるいは罪の程度が低いかどうかにかかわらず、犯罪の時点で有効となっていた大麻の成人使用における管理、規制と課税の法令下において、彼または彼女の事件について有罪の判決をした裁判所が、以前の有罪判決が現在法的に無効である理由で有罪判決を却下し封印する、あるいは法令により修正または追加がされているとして、第 11357 節、第 11358 節、第 11359, 節、第 11360, 節、第 11362.1, 節、第 11362.2 節、 第 11362.3 節および第 11362.4 節に従って軽罪または違反として再指定する前に、請願をすることができる。

(f) 反対する当事者が、申し立て人が 副区分 (e) の基準を満たしていないこを示す明らかで説得力のある証拠によって証明しない限り、申し立て人が副区分 (e) の基準を満たすものと推定するものとする。申し立て人が 副区分 (e) の基準を満たした後、裁判所は、軽罪や違反などの有罪判決を再指定し、大麻の成人使用における管理、規制と課税の法令下で現在制定されているとおり、法的に無効であるものとして、本有罪判決を却下し封印するものとする。

(g) 申し立て人により要求されない限り、いかなる審理も副区分 (e). の下で提出した申し立てを許可または拒否する必要はない。

(h) 副区分 (b) の下でリコールされ判決が下された、または副区分 (f) の下で軽罪や違反行為として指定されている重罪の有罪判決すべては、あらゆる目的に対しての軽罪あるいは違反行為とみなされるものとする。 副区分 (b) の下でリコールされ判決が下された軽罪の有罪判決、または副区分 (f) の下で指定された違反の有罪判決は、あらゆる目的に対しての軽罪あるいは違反行為とみなされるものとする。

(i) 本来、申立人に判決を言い渡した法廷を使用できない場合は、担当裁判官は請願あるいは申立を管理するために別の裁判官を指名するものとする。

(j) 本項は請願者あるいは申立人が利用できる権利あるいは救済方法を軽減あるいは無効にするものではない。

(k) 本項及び関連節は、大麻の成人使用における管理、規制と課税の法令の範囲内での最終判決を却下あるいは無効にするものではない。

(l) 本法令の下で再判決の審理が命じられた場合、大麻の成人使用における管理、規制と課税の法令は、California 州憲法第 I 条 28 項の副区分 (b) の第 (7) 項の下で「有罪判決後の解放手続き」を構成する (Marsy's Law)。

(m) 本節の規定は、大麻の成人使用における管理、規制と課税の法令の下で少年が罪に問われていない、あるいは軽

罪お罪に問われている場合には、福祉機関法の 第 602 節の下での、未成年者の非行判決および処分にも同様に適用するものとする。

(n) 法務協議会は、本節で提供される嘆願および申し立て出願を可能にするためにすべての必要書式をを公布し、利用可能にするものとする。

第 9 項。産業用大麻

第 9.1 項。衛生安全法規第 11018.5 節 を次の通りに改正する。

11018.5. *産業用大麻*

(a)「 産業用大麻」とは、繊維または油糧種子作物、もしくはその両方を意味し、これは~~成長しているか~~ 否かにかかわらず、乾燥開花トップ内に 1% の十分の三以上のテトラヒドロカンナビノール (THC) を含まない、~~非精神活性~~ タイプの植物カンナビスサティバ L. とそこから生成される種子に限定するものとし、かつ成熟した植物の茎、その茎から生成した繊維、植物の種子から採取したオイルや固形物、植物の任意の部分から抽出した樹脂、またはその他すべての化合物、製造品、塩、派生物、混合物、または植物製剤、種子または成熟した茎を生成する目的で特別に栽培および加工したものを言う。~~但し、上記から抽出生成された樹脂または開花トップ、繊維、オイルまたは固形物、もしくは滅菌済みの種子、種子または発芽しない植物の成分~~を除く。

(b) 所持、使用、購入、売却、栽培、加工、製造、包装、ラベリング、輸送、保管、流通、使用、および産業用大麻の譲渡は、事業職業規範（第 26000 節で始まる）の目、またはこの第 10 目の規定の対象とはならないものとする。その代わりに、食料農業規範の 第 24 目（第 81000 で始まる）の規定に従って、食料農業省によって規制されるものとする。

第 9.2 項。食料農業省の第 81000 節は以下のとおり改正される：

81000. *定義*

この目の目的のために、以下の用語は次のように定義する：

(a)「委員会」とは、産業用大麻諮問委員会を意味する。

(b)「委員」とは、郡農業委員を意味する。

(c)「確立された農業研究機関」とは ~~カレッジ、大学、農業研究センターおよび保全研究センターを含む、農業研究用の土地を維持管理する公共または私立の機関または組織~~ を意味する。*以下のいずれかの任意の機関：*

(1) 短大、大学、農業研究センター、および保全研究センターなどの農業研究のための土地や施設を保持する公的または私的機関、または組織：または、

(2) 農業パイロットプログラムまたはその他の農業的または学術的研究の下で行われる調査を目的として、産業用大麻を育て、栽培あるいは製造する高等教育機関（1965 年の高等教育法第 1001 節 で定義されている (20 U.S.C. 1001)）。

(d)「産業用大麻」は、衛生安全法規 第 11018.5 節 に定義されている用語と同じ意味を持つ。

(e)「長官」とは、食料農業省の長官を意味する。

(f)「種子ブリーダーは」売却や研究のために意図された種子品種を開発するために委員に登録された個人または公的または私的機関または組織を意味する。

(g)「種子栽培品種」とは、多様な産業用大麻を意味する。

(h)「種子開発計画」とは、産業用大麻の新しい種子品種を育成し開発するためのアプローチを計画した彼または彼女の詳述する、種子ブリーダー、または申し立て人の種子ブリーダーにより考案された戦略を意味する。

第 9.3 項。食料農業省の第 81006 節は以下のとおり改正される：

81006. *産業用大麻の育成の制限、禁止事項、輸入、試験所での検査。*

(a) (1) 確立された農業研究機関または登録済種子ブリーダーによって栽培された場合を除き、産業用大麻は、~~5 と~~ *十分の一エーカーを超えない土地内に*、同時に密集させて植えた繊維または油糧種子作物、またはその両方としてのみ栽培するものとし、~~産業用大麻を栽培する土地には、隣接する 1 エーカー未満の区画を含まないものとする。~~.

(2) 登録された種子ブリーダーは、種子生産の目的で、*十分の一エーカー* ~~2 s~~ を超えない土地内に同時に密植された作物としてのみ産業用大麻を栽培するものとする。 ~~同時に密集させて植えた作物としてのみ栽培するものとし、産業用大麻を栽培する土地には、隣接する 1 エーカー未満の区画を含まないものとする。~~.

(3) 登録された種子ブリーダーは、新しい California 種子品種を開発する目的で、*十分の一エーカー*を超えない土地内で、種子開発計画に従い、できる限り密植させえ産業用大麻を栽培するものとする。専用の作付面積の全面積は、特定の種の品種の育成のために使用する必要はないものとする。

(b) 産業用大麻を観賞用としたり秘密栽培することは禁止されている。すべての土地区画には、産業用大麻の存在を示すために十分な看板が設置されるものとする。

(c) 個々の産業用大麻の剪定や世話は禁止される。ただし、定められた農業研究機関により栽培されている場合、またはかかる作業が本節で説明されたテトラヒドロカンナビノール (THC) の試験を行う必要がある場合はその限りではない。

(d) 産業用大麻の選別は禁止されている。ただし、定められた農業機関によって栽培された場合、またはかかる作業が本節で説明されたテトラヒドロカンナビノール (THC) の試験を行う必要がある場合、また登録された種子ブリーダーによる種子生産およい開発の場合はその限りではない。

(e) 産業用大麻は、大麻種子（小見出 1207.99.03）、大麻油（小見出 1515.90.80）、油かす（小見出し 2306.90.01）、大麻（見出 5302）、真麻糸（小見出 5308.20.00）および真の麻繊維の織布（小見出 5311.00.40）を含むが、これらに限定されない米国国際貿易委員会の米国の関税率表 (2013) の下で輸入される製

品を含むものとする。

(f) 産業用大麻が定められた農業研究機関によって栽培された場合を除き、本節の下で産業用大麻を栽培する登録者は、各作物の収穫前に、以下に提供されるように、栽培した産業用大麻の乾燥開花トップのランダムサンプリングの THC レベルを示す臨床検査報告書を入手するものとする。

(1) 種子を取り囲む葉の THC 含有量がピークであるとき、また種子が成熟し始めたとき、また植物の最初の種子の約 50% が圧縮に対しての耐性があるときにできる限り速やかに発生させなくてはならないものとする。

(2) 種子を含む植物の果実部分全体をサンプルとして使用するものとする。サンプルの切り取りは、植物の上部三分の一に見られる花序のすぐ下で行われるものとする。

(3) THC 試験のために採取したサンプルには、以下の資料を添付するものとする：

(A) 登録の登録者証明。

(B) 使用される種子栽培品種のための種子認定マニュアルを参照。

(C) 使用される各認定種子品種に対応する THC の試験検査報告書。

(4) 試験検査報告書は、連邦麻薬取締に登録された試験検査所によって発行されるものとし、そこには、THC の含有率、採取したサンプルの日付と場所、そして、全地球測位システム座標と作物の総作付面積が記載されているものとする。試験検査報告書が、1% の十分の三に等しいか、それを超えない THC の含有率を示す場合、「CALIFORNIA 州産業用大麻として合格」という文言を、試験検査報告書の一番上に表示しなくてはならない。試験検査報告書が、1% の十分の三を超える THC の含有率を示す場合、「CALIFORNIA 州産業用大麻として不合格」という文言を、試験検査報告書の一番上に表示しなくてはならない。

(5) 試験報告書が、1% の十分の三に等しいか、それを超えない THC の含有率を示す場合、従業員に試験検査所は、当該試験検査所により認可されたより署名された原本複写 10 部以上を試験検査を要求した当事者へ提供するものとし、サンプル実施日から最低 2 年間について試験検査報告書の原本複写 2 部以上を保管するものとする。

(6) 試験検査報告書が、1% の十分の三を超える THC の含有率を示すが、1% を超えない場合、産業用大麻を栽培する登録者は、産業用大麻栽培の追加検査サンプルを提出するものとする。

(7) 産業用大麻を栽培する登録者は、1% を超える THC の含有率を示す一回目の試験検査報告書、または 1% の十分の三を超えるが 1% 以下である THC の含有率を示す (6) 項に従った二回目の試験検査報告書の受領の上で、栽培された産業用大麻の破棄をするものとする。THC の含有率が 1% を超える場合には、試験報告書の受領後、48 時間以内に破壊を実施するものとする。第二回目の試験検査報告書が 1% の十分の三を超えるが 1% 以下である THC の含有率を示す場合、破壊は可及的速やかに実施されるものとするが、二回目の報告書の受領以降 45 日以内とする。

(8) 産業用大麻の栽培をしようとし、本節に準拠している登録者は、1% の十分の三を超えるが 1% を超えない THC 含有率を示す試験検査報告の結果として、大麻栽培または所持で起訴されないものとする。

(9) 栽培または所持が、本節に定められた 1% の十分の三の限度に準拠する産業用大麻の種類の開発に貢献する場合には、定められた農業研究機関は、1% の十分の三を超える THC の含有率を示す産業用大麻を栽培または所持する許可を与えられるものとする。

(10) 定められた農業研究機関除き、、産業用大麻を栽培する登録者は、サンプリングの日付から二年の間について試験検査報告書の署名入り原本の複写を保持し、要求に応じて、部門、委員、または法執行官または指名人が利用できるように試験検査報告書の署名入り原本の複製を作成し、産業用大麻、すなわちその植物の繊維、オイル、ケーキ、または種子、またはその他の種子内容物を栽培する登録者から購入、輸送、もしくは入手する人々へ試験検査報告書の原本複写を提供するものとする。

(g) この目に追加された法令の第 8 節 に従って発行された司法長官の意見では、本節の規定が連邦法に十分に準拠していないと判定される場合には、その部門は、委員会での協議の上、連邦法の要求を満たすように本節に対する対処を制定するものとする。

第 9.4 項。食糧農業省規範の第 81007 節は廃止される。

~~81007. (a) 第 (b) に規定されているまたは 第 81006 項 (f) に従い試験を実施する必要がある場合を除き、合法に栽培できる畑以外の場所では、大麻の苗から採った樹脂、開花トップまたは葉の所持は禁じられている。~~

~~(b) 産業用大麻を通常かつ適切に加工した結果、麻の梱包の中に最低量、またはわずかな数量の大麻の葉または開花トップが残っていた場合、これはマリファナ所持とみなされるものではない。~~

第 9.5 項。食料農業省の第 81008 節は以下のとおり改正される：

81008. *司法長官の報告、要求。*

(a) 2019 年 1 月 1 日より前、~~または本条項が連邦法に基づき承認されてから 5 年後のいずれか後に到来する日まで、~~司法長官は、農業上院委員会、および公安上院委員会に、必要であれば以下の件について報告するものとする。

(1) 大麻栽培を隠すために使用されている産業用大麻の畑。

(2) その大麻が産業用大麻である第 81006 節の副区分 (f) で免除された者以外による法廷審問でのクレーム。

(b) 副区分 (a) に従って提出される報告書は、政府法規の第 9795 節に準拠して提出するものとする。

(c) 政府法の第 10231.5 節節に基づき、本節は、2023 年 1 月 1 日または報告書の有効期限が満了した日付から 4 年の、いずれか遅い方で廃止される。

第 9.6 項。食料農業省の第 81010 節は以下のとおり改正される：

81010. *条項の発効。*

(a) 本条項、および *, 第 221 節*は、*2017 年 1 月 1 日*付けで、連邦法の下で認可されない限り効力を発しないものとする。

(b) 産業用大麻の所持、使用、購入、売却、生産、製造、包装、ラベリング、輸送、保管、流通、使用、および移送は、この目に従って、規制されるものとする。大麻管理局は、産業用大麻、すなわち事業職業規範（第 26000 節の第 10 目で始まる）の下で発行された免許に従って生成、処理、検査、配送、もしくは取り扱われている定義の範囲に適合する植物および製品を規制し管理する権限を持つ。

第 10 項。改正。

この法令は、第 3 節で述べたように、その目的や意図を達成するために、広く解釈されるものとする。これらの節の実体規定を施行するために、議会は多数決によって、第 5 節の 5.5 で包括的に含まれ、第 6 節の 6.3 に包括的に含まれる本法令の規定を改正してもよい。ただし、このような改正は、第 3 章で述べられているとおり、法令に一致し、さらにはその目的やこの行為の意図を促進することを条件とする。本法令で規定される保護に付加される、または第 6 節 の 6.3 で免許を受けた従業員や作業者の法的権利を拡張する本法令の第 6 節の 6.3 下で免許を受けた者の従業員およびその他の作業者の保護を制定する本法令への改正は、本法令に一致し、その目的や意図を促進するものであるとみなされるものとする。議会は、多数決投票によって、本法令で取り上げた犯罪の罰則をさらに減らす条項を改正、追加、あるいは撤廃することができる。特別に定められている場合を除き、法令の規定は、本法令の目的や意図を促進するために議会の 3 分の 2 の投票で改正することができる。

第 11 項。 解説と解釈

本法令の規定は、大麻の成人使用における管理、規制と課税の法令の目的および意図を達成調整するように、自由に解釈がされるものとする。ただし、本法令の規定または規制および連邦法に一貫性を持たせることができないような、連邦管理機関法を含めて、本法令の規定または規制は、連邦法に抵触するような方法で判断あるいは解釈されないものとする。

第 12 項。可分性。

本法令、またはその一部、または、人または環境に対してのいかなる条項の適用であれ、無効となるまたは違憲となるなんらかの理由がある場合には、残りの規定および部分に影響を及ぼさないものとし、完全に施行力を有し効力を保持したままとなる、また、最終的には、本法令の規定は可分化が可能であるものとする。

第 13 項。主導権の対立。

本法案または、他の法案、または大麻の管理、規制、および課税、医療用大麻、または産業用大麻に関連する法案は、同じ州全域選挙投票用紙に記載されるものとし、その他の法案、あるいは法案類は、本法案とは競合するものとみなされる。本法案が多くの賛成投票を得た場合、本法案の規定は優先され、他の法案の規定は無効になるものとする。

提案 65

本州民発案法案は California 州憲法第 II 条第 8 項の条項に準拠し、州民に提示される。

本州民発案法案は公共資産法規に追加され、従って、追加を提案される新しい条項は*斜体*で印刷されて新しいものであることを示してある。

提案された法律

第 1 項。表題。

本法案は「環境費用保護法令」として認識され、参照されなければならない。

第 2 項。所見及び宣言。

California 州民は次について所見及び宣言する。

(a) 2014 年、California 州議会は、California 州食料協会などによるロビー活動の後、プラスチック製の持ち運び袋の禁止を制定した。

(b) 更にその法律は、店が消費者に対して再生可能な持ち運びバッグ若しくは紙を最低 10 セントで販売することを義務付けた。店はより高い値段で販売するこもでき、食料品店や小売業者はそれらの義務付け販売手数料を追加的収益として計上しなければならない。

(c) 州によって義務化されている持ち運びバッグに対して課される手数料は、環境保護のためには用いられない。議会は食料品店や小売業者にとってこれらの販売手数料が追加的な収益となるように法律を草案した。

(d) この特別な目的のための取り計らいは、California の消費者による費用負担の下、環境保護への貢献はほとんどなしに、食料品店や小売業者に年間 $4 億 の追加的収益をもたらす。

(e) California 州の人々は、州によって義務化されている持ち運びバッグに対して支払う一切の費用は、企業に追加的な収入をもたらすのでなく、環境保護のために使用される必要があると要求する権利を有する。

第 3 項。目的の説明。

環境費用保護法は、消費者がビニール袋の禁止に関わる持ち運びバッグに対して支払う料金が、干ばつの緩和、リサイクル、清潔な飲料水の供給、公園、海岸清掃、ゴミの除去、および野生生物の生息地の復元のような立派な環境保護の目的のために使用されるべきであるという California 州民の要求を達成することを目的とする。

第 4 項。第 5.2 章 (第 42270 項より始まる) は、以下の通り公共資産法規の第 30 部門第 3 部に追加される：

第 5.2 章。持ち運びバッグに対する料金：環境保護と強化。

42270. 本章は「環境費用保護法令」として認識され、参照されなければならない。

42271. (a) 法律の他の規定にかかわらず、持ち運びバッグのの無料配布の禁止及び任意の他のタイプの販売を義務付ける州法に基づき、店舗によって生成または収集されたすべての金銭は、第 42272 項 に基づき野生生物保護委員

会によって管理され、国庫に設立された環境保護と強化基金に寄託されなければならない。

(b) 本章のために。

(1)「店舗」とは下記の要件を満たす小売企業を指す：

(A) 乾燥食料品類、缶詰類、または食料品以外のアイテム、および一部の腐敗しやすい品物を販売している年間 200 万ドル（$2,000,000）以上の総売上高のあるフルフサービス型の小売店。

(B) Bradley-Burns 統一地方売上税と使用税法（歳入課税法規の第 2 部門の第 1.5 部（第 7200 項から始まる））の対象となり商業職業法規の第 2 部門の第 9 章（第 4000 項から始まる）に順ずる薬局ライセンスを保持しており、10,000 以上の店舗面積を有する。

(C) 酒類飲料制御部門によって発行されたタイプ 20 またはタイプ 21 のライセンスを取得しており、一般的に牛乳、パン、ソーダ、スナック食品などの商品の限られた類の小売販売に従事しているコンビニエンス食品店、食品マート、または関連する他の主体。

(D) 酒類飲料制御部門によって発行されたタイプ 20 またはタイプ 21 のライセンスを取得しており、消費されることを意図した商品の小売販売に従事しているコンビニエンス食品店、食品マート、または関連する他の主体。

(2)「州法」とは本項が効力を持つ以前に California 州、若しくはその機関、部門によって制定、実行、採択されたあらゆる法令、法律、規制をまたは他の法的権限を指す。

(3)「持ち運びバッグ」とは、単回使用の持ち運び袋、紙袋、再生紙の袋、ビニール袋、リサイクル可能なプラスチックバッグ、再利用可能なビニール袋、堆肥袋、再利用可能な食料品の袋、その他の購入した商品を店から運ぶために使用されるバッグの種類を全てを意味する。

(c) (1) 野生生物保護委員会は、規制を採用し、本項のサブディビジョン (a)、第 42272 項、そして第 42273 項の実施管理についてその他の州又は地方機関と連絡調整を行うことができる。

(2) 法律の他の規定にかかわらず、2006 年 (セクション 75009) の安全な飲料水、水の質と供給、治水、川、海岸保護基金から野生動物保護委員会に対して、本項のサブディビジョン (a)、第 42272 項、そして第 42273 項の実施管理 . のために五十万ドル（$500,000）のローンが行われることをここに記す。2006 年の安全な飲料水、水の質と供給、治水、川、海岸保護基金からのローンが本段落が要求するローンを満たさない場合は、2014 年の水の質と供給、基盤整備基金（水法規の第 79715 項) からローンが行われなければならない。環境保護と強化基金へと寄託された資金は、ローンの完済するまでは返済にあてられなければならない。責任を持つ州当局は、この段落で必要とされるローンを達成するために必要なすべての措置を講じなければなりません。

42272.　(a) ここにて国庫に環境保護と強化基金が設立される。

(b) 法律の他の規定にかかわらず、環境保護と強化基金は、この章の目的を遂行するためだけに設立される信託基金である。 政府法規の第 13340 項 関わらず、ファンドが利息とともに、基金に寄託されるすべての資金は、会計年度に関係なくサブディビジョン (c) に記載された目的のために野生生物保護委員会に充当される。

(c) 野生生物保護委員会は、環境保護と強化基金の資金を環境保護と強化のための助成金を供給するために使用しなければならない。助成対象となるプロジェクトやプログラムは、次のとおりである。

(1) 干ばつにさらされている森林の修復または湿地、魚の生息地、または水鳥の生息地を修復、拡大するプロジェクトを含む干ばつの緩和プロジェクト。

(2) リサイクル。

(3) 綺麗な飲料水の供給。

(4) 州、地域、地方の公園。

(5) 海岸清掃。

(6) ごみ清掃。

(7) 野生生物生息地の修復。

(d) 野生生物保護委員会は、管理費のために環境保護と強化基金の資金の 2 パーセント 以上を使用してはいけない。グラントを受け取った者は、管理費のために受け取った資金の 5 パーセント以上を使用してはいけない。

(e) この章に順じて助成金が支出される前に、野生動物保護委員会は、プロジェクトの勧誘と評価ガイドラインを策定しなければならない。ガイドラインは、助成金の金額に制限を授与することが含まれる。ガイドラインを最終決定する前に、野生動物保護委員会は、その草案をインターネット Web サイト上に掲載し、公衆の意見を考慮するために 3 回の公聴会を実施しなければならない。一回の公聴会は Northern California, で、一回の公聴会は Central Valley で、そしてもう一回の公聴会は Southern California. で開かれなければならない。

(f) (1) 超党派 California 州監査人は、この章の規定により資金を受けたプログラムに対して独立した会計監査を隔年実施しなければならない。California 州監査人は、知事と議会の両院にその調査結果を報告しなければならず、公衆が調査結果を知れるようにインターネット Web サイトに掲載しなければならない。

(2) (A) California 州監査人は監査当たり 40 万ドル（$400,000）を超えないように、このサブディビジョンで要求されている隔年の監査を実施する際に発生した実際の費用に関して環境保護と強化基金から払い戻されなければならない。

(B) $400,000 ドル（$40 万）の監査当たりの最大の制限はすべての都市の消費者を対象とした消費者物価指数（CPI-U）によって測定されるインフレ率の増減を反映するために隔年に調整されなければならない。国庫は本段落で必要とされている調整を算出し、報告しなければならない。

42273.　(a) 他の法律にかかわらず、地方政府は持ち運びバッグのの無料配布の禁止及び任意の他のタイプの販売を

義務付ける地方の法律の下で生成、回収された資金を 第 42272 項。に記載されている目的のために使用されるように環境保護と強化基金に投入されるよう要求することができる。

(b) 本項において「地方の法律」とは市、郡、市と郡、チャーター市、チャーター郡、特別区、学校によって制定、実行、採択されたあらゆる、任意の条例、人法令、法律、規制、または他の法的権限を指す。

第 5 項。自由構造。

この行為は自由にその目的を達成するために解釈されなければならない。

第 6 項。競合する法案。

(a) 本法案及び別の発案法案あるいはその他の持ち運びバッグのの無料配布の禁止及び任意の他のタイプの販売を義務付ける法律の下に生成及び回収された資金に関する法案が州全体の選挙投票用紙に記載された場合、法案あるいはその他の法案の条項は本法案に対立すると見なされなければならない。本法案が多くの賛成投票を得た場合、本法案の条項は優先され、他の法案の条項は無効になる。

(b) もし本法案が有権者によって可決され、同投票で可決されたその他のイニシアチブと全体又は一部が競合し取り替えられ、その後そのような競合する法案が無効だとされた場合は本法案は自動的に全効力を発揮されなければならない。

第 7 項。可分性。

本法案の条項は可分性を有する。例え管轄権を有する裁判所の決定によって本法案のある項、サブディビジョン、段落、条項、文章、語句、文字、適応がある理由によって無効だとされても、その他の部分の正当性は影響を受けない。California の州民は後に無効だということが明らかとなったとしても、現時点で無効でなく違憲でないとされている本法案の全ての項、サブディビジョン、段落、条項、文章、語句、文字、適応を採択することをここに宣言する。

第 8 項。法的防御。

本法案が California 州の有権者によって可決され、後に連邦法に反すると訴訟の対象となり、知事及び司法長官が法廷で被告となることを拒否した場合には以下の行動がとられなければならない：

(a) 政府法規の第 2 題第 3 部門第 2 部の第 6 章 (第 12500 項から始まる) 、若しくはその他の法律に含まれる相反する内容にかかわらず、司法長官は California 州に代わって被告人として忠実に本法案を弁護する弁護士を指名しなければならない。

(b) 弁護士の指名及びその後に変更する場合は、司法長官はデューディリジェンスを行い、その弁護士が本法案の弁護に忠実に取り組むという文書を得なければならない。この文書は要求があれば公開しなければならない。

(c) California 州に代わって本法案を弁護人が忠実に弁護を行うことを確かとするためにかかる費用は、事業年度に関係なく、一般財源から制御者に与えられる。

提案 66

本州民発案法案は California 州憲法第 II 条第 8 項の条項に準拠し、州民に提示される。

本法案提出方法では、政府法規および罰則法規に項を修正および追加する。そのため、削除の提案をした既存の条項は ~~取消線タイプ~~ で印字され、追加提案をした新しい条項は *斜字体タイプ* で印字し新しいことを示した。

提案された法律

第 1 項。短いタイトル。

本法案は既知であり、死刑改革貯蓄法 2016 として記載できることとする。

第 2 項。所見及び宣言。

1. 項。California の死刑制度は、廃棄、遅延および非効率のため、効果的ではない。同制度の改正により California 納税者に毎年何百万ドルの預金となる。納税者からの税額のこのような無駄遣いは、販売防止、教育、および高齢者や身体障碍者への教育に当てることになる。

2. 項。殺人被害者および遺族には、司法および正当な手続きの権利がある。死刑囚監房に収監されている殺人者は 1,000 人以上の被害者を殺害しており、この中には 229 人の子どもおよび 43 人の警官、さらに 235 人のレイプ被害者および 90 人の拷問被害者が含まれる。

3. 項。殺人被害者の遺族は、司法判断まで何十年も待つべきではない。このような遅延により、司法判断を待つ遺族がさらに犠牲となる。例えば、連続殺人犯 Robert Rhoades、8 歳の Michael Lyons を誘拐、レイプ、拷問の後、殺害。また、ベイエリアのハイスクール学生 Julie Connell もレイプの後、殺害。死刑囚監房に収監されたが、現在まで 16 年執行待ちだ。何百人もの殺人犯が死刑囚監房に 20 年以上も収監されたままだ。

4. 項。2012 年、行政分析局は、死刑囚監房に収監の殺人犯の特別収監施設を失くすことで、毎年何千万ドルが浮くことになることを確認した。この余剰金を学校、法執行および地域社会に投資することで、より安全を確保できる。

5. 項。死刑囚監房の殺人犯は服役し、被害者の基本的人権（マルシー法）に適した被害者遺族への賠償金を支払う必要がある。服役および賠償金支払いを拒否した場合は、特別権を剥奪されるべきとする。

6. 項。死刑事件に対する既存の非効率的訴訟プロセスを改正することで、被告および被害者両者への公平さを実現することになる。現在のところ、死刑事件の被告は控訴弁護士の 5 年以上の予約待ちとなっている。弁護士の予約を迅速にすることで、被告の主張聴取も早くなる。

7. 項。実際は無罪の被告の主張に制限をすべきではないが、口実や不要な主張は制限する必要がある。これらの戦術により、納税者の税金が無駄遣いとなり、司法判断が何十年も遅れることになっている。

8. 項。死刑事件の第 2 次審判の処理に当たる州機関は、効果的な監視をすることなく運用しており、長期にわた

る遅延や納税者の税金の無駄遣いの原因となっている。California 最高裁判所がこの州機関を監視することで、責任が保証されることになる。

9. 項。官僚的な規制があるため、死刑判決の執行が無用に遅延することになっている。これらの規制に対して繰り返される同じ課題による無駄な支出を失くすことで、司法判断が公平かつ効果的に実行できることになる。

10. 項。California 州憲法では、犯罪の被害者には、適宜司法判断を受ける権利が謳われている。死刑判決は、10 年以内に州および連邦裁判所の両方で完全かつ公平に審判できる。州の規則および手順を採択することで、被害者は適宜司法判断を受け、納税者の何百万ドルという税金が無駄にならなくなる。

11. 項。California 州の死刑囚監房には、連続殺人犯、警察殺人犯、児童殺人犯、大量殺人犯、および憎悪殺人犯が収監されている。死刑制度は崩壊しているが、改正可能だし、改正すべきだ。この提案により、被害者と被告の両方の司法判断が保証され、何百万ドルという納税者の税金が無駄にならなくなる。

第 3 項。刑法規第 190.6 項 を次の通りに改正する。

190.6. (a) 議会は、死刑事件の判決を迅速に施行すべきであることに気づく。

(b) したがって、1997 年 1 月 1 日および同日以降に死刑判決を受けたすべての事件において、州最高裁判所への控訴の際の開廷時の控訴状の文書は、第 190.8 項 (d) の 下位条項（d）にしたがって、完了の記録認定後、あるいは完了した記録を控訴検事が受領してから七 (7) ヵ月以内のうち、特に正当な事由がないかぎり、いずれか早期の時点で作成することとする 。ただし、判決文の謄本が 10,000 ページを超える事件では、指令は制限時間内に終了することとし、法務協議会が採択した裁判所規則により設定された手順に準拠することとする。

(c) 死刑判決が 1997 年 1 月 1 日 以降に死刑判決が行われたすべての事件では、控訴による審決および判断に関する意見を指令の完了から 210 日 以内にすることが議会の目標である。ただし、人身保険令状の控訴および請願を同時に聴取する場合、請願を審決し、判断に関する意見は請願の指令完了から 210 日 以内に申請することとする。

(d) California 州憲法 第 28 項第 I 条下位条項 (b) 第 (9) 号に記載の迅速かつ最終結論に対する犯罪被害者の権利には適切な時期に死刑執行の判断をする権利が含まれる。本提案の発効から 18 ヵ月以内に、法務協議会は、死刑事件の控訴および州の人身保険令状審議を処理するための管理の初期規則および基準を採択することとする。判決の初回規則または開始のいずれか早期のものの採択から 5年以内に、州裁判所は、死刑事件に関する州の控訴および州の初回人身保険令状のレビューを終了することとする。法務協議会は、死刑事件のレビューが適宜実施されているかを監視し、本下位条項に記載のとおり、5 年以内に州の酵素および州の初回人身保険令状手続きを完了するのに必要な規則および基準を改正することとする。

~~(d)~~ *(e)* 当事者あるいは ~~最高裁判所が本項に記載の時間制限を満たさない、あるいは準拠しない場合、それが有罪判決からの救済を許可する理由とならないこととし、あるいは~~ *裁判所の死刑判決が 下位条項 (b) に記載の時間制限に準拠しない場合、それが判決の有効性に影響を及ぼしたり、あるいは控訴または令状請願の解任を必要としたりしないこととする。裁判所が遅延を正当化する特別および強制的な事由なしに準拠しない場合、犯罪当事者のいずれか、または被害者は、職務執行令状の請願により救済を求めることができることとする。請願を申請する裁判所は、申請から六十（60）日以内に実行することとする。*被害者の権利執行の適格性に関して、California 憲法第 *I 条 第 28 項 下位条項 (c) 第 (1) 号 は、本下位条項並びに 下位条項 (d)* に適用される。

第 4 項。刑法規第 1227 項 を次のとおり改正する。

1227. *(a)* 本法規の 第 1239 項 の 下位条項 (b) にしたがって控訴の係属以外の理由により、死刑判決が執行されない、有効なままである場合、有罪判決を行った裁判所は、地区検事の申請により、あるいは各所の判断により、~~判決を執行する~~ *十（10）日の期間の指定時に* 日を予約する ~~命令を行うか、行う原因を与えられることとするが、かかる日数は、当該の命令時から 30 日以内あるいは 60 日まで、あるいは即時とする必要がある。~~ *十（10）日間は、指令を受けた後最長三十（30）日で開始し、指令を受けた後六十（60）日以内に終了することとする。命令直後 ,*、裁判所印により公正証明を ~~受けた~~ *当該* 命令の謄本は、執行を目的とし、書留をもって、被告の拘留権を有する州刑務所の刑務所長宛に転送することとする。ただし、被告の身柄が拘束されていない場合に、逮捕状を発行し、逮捕された場合、裁判所に移送され、同裁判所は、執行官が指示を受ける州刑務所長に被告を移送して、~~被告を~~ *移送して、10 日間の内の* 指定時刻 ~~に~~ *判決を執行するように* 命令することする。ただし、当該の執行は、かかる命令から 30 日 以内 *には* 開始し、60 日 までに完了することとする。

(b) 本書記載の当該の判決の執行時間の修正および指示の指令から、控訴はないこととする。

第 5 項。~~刑法規に~~第 1239.1 項 を次のとおり追加する。

1239.1. (a) 死刑事件においては、事件の審議の実行は、最高裁判所の義務である。裁判所は、能力不足の控訴人の代理をする弁護人をできるかぎり早急に任命することとする。裁判所は、義務的あるいは追加理由がある場合のみ、説明の時間延長を許可することとする。

(b) 死刑事件の担当弁護人の予約の実質バックログを削除する必要がある場合、最高裁判所は、もっとも重要な死刑以外の事件の控訴を担当するのに相応しい、および裁判所の予約一覧に氏名記録が残ることを条件として死刑事件の担当を承認する死刑事件控訴に相応しい弁護人を必要とすることとする。「実質バックログ」は、裁判所での審議開始から控訴担当弁護人の任命までの時間が 6 ヵ月 を、連続 12 ヵ月超過した場合に、この目的のため存在する。

第 6 項。刑法規第 1509 項に第次の通りに追加する。

1509. (a) 本項は、死刑判決によって拘留中の者が人身保護令状のための請願に適用される。本項にしたがった人

身保護令状は、死刑判決における傍系論争攻撃の排他的手順である。判決を行った裁判所以外の裁判所が申請した請願は、同請願が別の裁判所による公聴に対する正当な理由を表記しないかぎり、同裁判所に速やかに転送することとする。判決を行った裁判所に申請または転送された請願は、同判事が対応できない、あるいは当該事件を別の判事に担当替えする正当な理由がないかぎり、元の判事が担当することとする。

(b) 裁判所での死刑判決に入った後、同裁判所は、政府法規 の 第 68662 項 . の規定にしたがって、受刑者に弁護人を付けることとする。

(c) 下位条項 (d) および (g) の規定にしたがって、初回請願は、政府法規の 第 68662 項 に記載の命令から 1 年以内に行う必要がある。

(d) 下位条項 (c) あるいは連続請願において、時期を外れて行われる初回請願は、申請された場合は常に、裁判によって許可されたか否かには関係なく、あらゆる証拠を優先することで、裁判所が、被告は実際は、嫌疑をかけられた犯罪については無罪であるか、または判決は不当であることを判定しないかぎり、無効とする。裁判所で請願者が実際には無罪あるいは不適格性があるという実質的主張を確認しないかぎり、継承または時間をおいた請願の検討を目的とした執行猶予は許可されないこととする。「死刑判決に対する不適格性」とは、同判決が判決者の裁量の範囲を逸脱した状況が存在する場合を指す。不適格性の請求には、第 190.2 項 の 下位条項（a）の特殊環境がいずれも真実ではないこと、被告が犯罪時点で 18 歳以下である請求、あるいは被告に 第 1376 項 . のとおり、知的障害がある請求が含まれる。 第 190.3 項 下の判決決定に関連する請求は、本項の目的にそった実際の無罪あるいは不適格性の請求ではない。

(e) 下位条億（d) 下での無罪あるいは不適格性を請求する請願者は、同請願者あるいは現行または前弁護人が請願者を代行して所有する有罪または適格性に関連する資料情報のすべてを公開することとする。請願者が本下位条項が必要とする公開を意図的に行わず、また弁護人による公開を公認しない場合、銅請願は免訴にできることとする。

(f) 本項における手続きは、公平な判決と同様、できるかぎり速やかに行うこととする。上位裁判所は、同裁判所が実際の無罪の実質請求の解決のため遅延が必要であることを確認しないかぎり、請求から 1 年以内に初回請願を解決することとするが、どのような例においても、同裁判所が同請願の解決に 2 年以上を要しないこととする。初回請願の決定時、裁判所は、決定に至る実際および法的基礎を説明する決定書を発行することとする。

(g) 人身保護請願が本項の発効日に保留となっている場合、裁判所は、同請願を、判決を下した裁判所に移転することができることとする。死刑判決が本項発効前になされ、かつ人身保護令状が本項発効日以前に申請されていない場合、下位条項 (c) により禁止される可能性のある請願は、本項発効日から 1 年以内、あるいは前法令により許可された期間のうち、いずれか早期に申請することができることとする。

第 7 項。刑法規第 1509.1 項に次の通りに追加する。

1509.1. (a) いずれかの当事者は、控訴裁判所に対して第 1509 項 における初回請願に基づき、上位裁判所の決定を控訴することができることとする。控訴は、人身保護請願の付与または拒否の決定から三十（30）日以内に、上位裁判所に控訴通知を作成することで、控訴を行うこととする。人身保護令状の拒否審議方法として、連続請願は使用しないこととする。

(b) 下位条項 (a) における控訴上で検討する課題は、上位裁判所で提起された請求に限定することとする。ただし、控訴裁判所は、人身保護担当弁護人が同請求を上位裁判所に提示しないことが非効果的な支援となる場合に、裁判所弁護人の非効果的な支援の請求も検討するものは除く。控訴裁判所は、事実の追加調査結果が必要な場合、請求を検討するため、上位裁判所に再拘留を行うことができることとする。

(c) 人は、連続請願に関する救済を許可する上位裁判所の決定を控訴することができることとする。請願者は、上位裁判所または控訴裁判所が控訴証明書を許可した場合のみ、連続請願に関する救済を拒否する上位裁判所の決定を控訴することができることとする。控訴証明書は、請願者が救済に関する実質請求を提示した場合のみ、本下位条項において発行することができるが、当該内容は証明書および、第 1509 項 の 下位条項（d）の要件を満たした実質請求に記載することとする。本下位条項におけるくそは、裁判所の決定から三十（30）日以内に、上位裁判所に控訴通知を申請することで、行うこととする。上位裁判所は、請願に関する救済を拒否する決定と同時に、控訴証明書を許可または拒否することとする。控訴裁判所は、証明書の申請から 10 日以内に、控訴証明書の申請を許可または拒否することとする。控訴裁判所の管轄は、証明書で特定される請求および控訴裁判所が控訴通知から六十（60）日以内に追加した追加請求のいずれかに限定される。本下位条項における控訴は、他の案件すべてより優先され、できるかぎり速やかに決定することとする。

第 8 項。刑法規第 2700.1 項に次の通りに追加する。

2700.1. 第 2700 項 は、死刑判決を受けた死刑囚に適用されるが、本項に記載のそれ以外の内容は除く。

第 3600 から 3602 項にしたがって殺人罪の有罪者、死刑判決を受けた者、矯正保護局が保護する者はすべて、同局の規則および規制に記載にしたがって規定された、適切な時間、毎日誠意をもって労働することとする。

体育および健康フィットネスプログラムは、本項の目的に照らし、労働には当たらないこととする。矯正保護局は、本項の規定により、労働を拒否する死刑囚の権利を取り消すことができることとする。

死刑囚が返還科料または命令を受けている場合においては、矯正保護局長は、死刑囚の賃金および信託預金から、所得源には関係なく、70% 控除または負債額のうちいずれか少額のものを控除することとし、第 2085.5 および 2717.8 項にしたがって、矯正保護局の規則および規制にしたがって、California 被害者補償および政府請求委員会に

資金を払い込みすることとする。

第 9 項。刑法規第 3600 項 を次の通りに改正する。

3600. ~~(a)~~ 死刑判決を受けた場合、男性はすべて、死刑執行局指定の California 州刑務所の刑務所長の元に移送され、~~判決執行まで同地に拘留されることとする。ただし、下位条項 (b)~~ に記載されている場合は除く。*死刑囚は判決の執行まで California 刑務所に収監されることとする。局は、死刑囚を、同死刑囚に十分なレベルのセキュリティを提供することを確認した別の刑務所に移送することができることとする。死刑囚は、執行日が設定された後、死刑執行の指定刑務所に戻ることとする。*

~~(b) 法律の他の条項にもかかわらず~~

~~(1) 刑務所に収監中、以下の犯罪を犯す可能性がある、あるいは暴力団あるいは反社会グループの一員として、矯正局規定の規制にしたがって、San Quentin 州刑務所において、懲罰および分類行為により、Sacramento の California 州刑務所において矯正局役員が指定した安全な死刑囚監房に収監される可能性がある死刑囚~~

~~(A) 殺人罪。~~

~~(B) 重度または致死傷の原因となる武器または強制的な力による暴力。~~

~~(C) 力づくの脱走、または力づくの脱走未遂。~~

~~(D) 安全またはセキュリティにとって大きな脅威となるような重い規則違反を繰り返す。~~

~~(2) Sacramento の California 州刑務所の死刑囚プログラムは、死刑囚の位相前に、完全運用されることとする。~~

~~(3) 死刑囚監視の特別訓練規定は、定期的に死刑囚を監視する Sacramento の California 州刑務所のラインスタッフおよび監視員が行うこととする。~~

~~(4) 死刑囚またはその他を危機に追いやるほど重要な心身の健康が重要となる死刑囚は、矯正保護局が設定した規制にしたがって、California 医療施設またはその他適切な機関に移送し、心身ともの健康診断をすることができることとする。死刑囚は、心身の状態が十分治癒された、あるいは回復した場合は、同死刑囚の移送先の機関に戻ることとする。~~

~~(c) 下位条項 (b) にしたがって収監された場合は、以下が適用されることとする。~~

~~(1) 第 3600 項 下位条項 (b) 第 (1) 号にしたがって収監された死刑囚については、San Quentin 州刑務所の等級 B の死刑囚に対する権利および分類手順に関する地方手続きは、Sacramento の California 州刑務所でのものと同様とする。当該の分類徹準には、90 日 以内ごとの分類審議に関する権利および San Quentin 州刑務所に戻る請願埜機会が含まれることとする。~~

~~(2) San Quentin 州刑務所に収監された死刑囚に提供される同様の弁護士ークライアントアクセス手順は、Sacramento の California 州刑務所の矯正局役員が指定した安全な死刑囚監房に収監された死刑囚に提供される。心身の健康問題で機関に収監された死刑囚の弁護人クライアントアクセスは、同機関の訪問手順および適切な治療規定と対応することとする。~~

~~(3) 下位条項 (b) にしたがって安全な死刑囚監房に収監された死刑囚は、San Quentin 州刑務所に、執行予定日の少なくとも 60 日 前に戻ることとする。~~

~~(4) 少なくとも 15 人の死刑囚は 下位条項 (b) の 第 (1) 号にしたがって再収監することができることとする。~~

~~(d) San Quentin 州刑務所から死刑囚を移送する前に、議会またはその他方法による提案のいかんには関係なく、最大のセキュリティ レベル IV, 180 度 の周囲を帯電された収監施設が、死刑囚の安全な収監および執行に適しているかを、矯正局が評価することとする。~~

第 10 項。刑法規第 3604 項を以下のように改正する：

3604. (a) 死刑は、矯正 *および リハビリテーション部門* の指示のもとに確立された基準による、致死ガスの投与によって、または、死を引き起こすのに十分な致死量の物質の静脈注射によって課されなければならない。

(b) 本細区分の有効日の前、または後に、死刑を宣告された者は、致死ガスによって課される処罰を受けるか、または致死量の注射によって課される処罰を受けるかを選択する機会を有するものとする。この選択は、矯正 *および リハビリテーション部門* によって確立された規則に従って、書面で行われなければならず、刑務所長に提出されるものとする。死刑判決を受けたものが、本細区分の有効日の後に交付される処刑令状のその収監者への刑務所長の送達の後 10 日間以内に、致死ガスと致死量の注射とのどちらも選択しない場合、死刑は致死量の注射によって課されるものとする。

(c) 死刑を宣告された者が、執行のために決められた日に執行されず、新しい失効日が続いて設定される場合、細区分 (b) に設定された手続きに従って、その収監者は、再び致死ガスまたは致死量の注射のどちらによって刑を課されるかを選択する機会を持つものとする。

(d) 細区分 (b), にかかわらず、細区分 (a) に記載された執行のどちらかの方法が無効と判断された場合、死刑は、細区分 (a) に記載された代わりの手段によって課されるものとする。

(e) 矯正 および リハビリテーション部門、または死刑判決を執行する任務のある後継機関は、常に当該の判決を執行する能力を保有するものとする。

第 11 項。 第 3604.1 項が、以下のように刑法規に追加される：

3604.1. (a) 行政手続法は、第 3604 項に従って制定された 基準、手続き、または規則に適用しないものとする。当部門は、一般市民に、および死刑を宣告された受刑者に利用できるその項の細区分 (a) の下で採択された基準を作成するものとする。当部門は、司法長官、州の一般市民擁護者、および執行日が決定した、または執行日を設定する動議が、その基準のいずれかの採用または改正が未定になっている収監者の弁護士に、直ちに通知するものとする。本細区分に準拠しないことは、不服従が、期準に異議を唱える収監

者の権利を実際に害する場合を除き、執行停止の根拠または執行を行うことに対する禁止命令ではなく、かつその停止は最大 10 日間に限定されるのもとする。

(b) 第 3604 項の細区分 (a)にかかわらず、刑務所長が、収監者の状態は静脈注射を実行不可能にすると判断する場合、致死量の注射による刑の執行は、静脈内以外への注射方法によって行われる場合がある。

(c) 死刑判決を行なった裁判所には、有罪を宣告された収監者によって執行方法が憲法違反である、またはその他の理由で無効であるという何らかの主張を審理する唯一の裁判管轄権がある。当該の主張は、裁判所が、その提示は正当な理由なく遅延されるものと判断する場合、却下される。その方法が無効であると判明した場合、裁判所は有効な執行方法の使用を命じる。執行方法の使用が連邦裁判所によって命じられる場合、矯正および リハビリテーション部門 は、当該裁判所によって連邦の要件に適合する方法であると判断されてから 90 日以内にその方法を採用するものとする。当部門が、判決を執行することを有効にするために必要な何らかの任務を実行しない場合、死刑判決を下した裁判所は、California 州憲法の第 I条第 28 項細区分 (e) に定義されるように、それ自身の動議、地区司法長官または司法長官の動議、またはその犯罪の被害者からの動議で、その任務を実行するように命じるものとする。

第 12 項。第 3604.3 項が、以下のように刑法規に追加される：

3604.3. (a) 医師は、死を宣告する目的のために執行に立ち会うことができ、また、収監者に痛みを与えるリスクを最小限に抑えるために、執行の実施要綱を開発する目的で当部門に助言を提供することができる。

(b) 執行を実施するために必要な薬剤、医療用品、または医療機器の購入は、事業および職業法規の第 2 区分第 9 章（第 4000 項で始まる）の規定の対象とならないものとし、また、薬剤師、納入業者、配合業者、または医薬品製造業者は、本章の規定を行うために、処方箋なしで、薬剤および消耗品を長官または長官の被指名人に調合する許可を与えられる。

(c) 医療の実践を監督するまたは規制する、もしくは医療専門家を認証する、または免許を与える局、部門、委員会、または公認機関は、この項によって認可されるあらゆる行為について、あらゆる公認医療専門家に対して、免許または証明を否定したり、取り消したりできず、非難、懲戒、停止、またはその他の懲戒処分を取ることはできない。

第 13 項。第 68660.5 項が、政府法規に以下のように追加される。

68660.5. 本章の目的は、米国法規の表題 28 の第 154 章の下での連邦人身保護請願書の取扱いについて、California 州に資格を与えることにあり、それによって死刑における州の人身保護手続きの完成を迅速に行い、死刑を宣告された収監者のために高品質な意志表示を州の人身保護令状に示すことにある。本章は、それらの目的によって解釈され、管理されるものとする。

第 14 項。政府法規の第 68661 項 は、以下のように改正される：

68661. ここに、州政府の司法機関の中に、California 州人身保護リソースセンターを創設し、以下の一般的な権限と義務のすべてを有するものとする。

(a) *第 68662 項* により~~最高裁判所により~~、指名される最高 34 名の弁護士が、弁護士がいない、そして、管轄裁判所によって貧しいと判断される、この州で有罪判決され死刑を宣告されたいずれかの人物の代理人を務め、州および連邦裁判所で~~有罪判決後の~~訴訟 *人身保護嘆願*を起こし訴える目的のために、その人物に対して課された判決または合法性への疑問を呈し、*第 68661.1 項の限度を前提とし*、恩赦のための嘆願書を作成する。~~一つの~~ *当該の* 指名は、California 州憲法の第 VI 条第 11 項の下でのの目的での州の一般市民擁護者またはその他の弁護士の指名と同時である場合がある。

(b) 連邦裁判所で貧しい人物に代理人が提供される場合、米国法規表題 18 の第 3006A 項に基づく代理および支出の払い戻しを求めるために、それらの支払いが連邦信託資金によって処理される。

(c) 死刑の人身保護事例を適用するために、民間の弁護団メンバーの募集で、~~最高裁判所~~ *裁判所*と連携する。

(d) ~~有罪判決後の~~*死刑の人身保護訴訟の弁護士としての* 資格を与えられた弁護士の登録名簿への編入のために、~~確立し定期的に更新する~~弁護士を最高裁判所に推薦する、*ただしその場合には、弁護士を名簿に含むべきかどうかの最終的な決定は最高裁判所によってなされなければならず、センターに委任されてはならない。*

(e) 死刑での~~有罪判決後の~~ *人身保護* 訴訟で弁護士を支援する能力のある経験豊富な調査員および専門家の名簿確立し、定期的に更新する。

(f) ~~最高裁による指名の下で~~それらの業務規定が、民間の弁護士のためである場合に限り、調査員および専門家を弁護士の要請に基づいて指名された弁護士に業務を提供するスタッフとして雇用する、それらの業務は、指名された弁護士とセンターとの間での契約に従うものでなければならない。

(g) 法律によって禁止されていない場合は、~~有罪判決後の~~人身保護訴訟において指名された弁護士に、~~またはそれ以外に利用できるものがなく、その他の支援も受けられない範囲内で~~適切に、法的またはその他の助言を提供する。

(h) 死刑の~~有罪判決後の~~ *人身保護* 訴訟で生じる、重要な繰り返される問題についての訴答および関連文書のブリーフバンクを開発し、それらの概要を指名された弁護士に利用できるようにする。

(i) 裁判所によって適切な弁護士の訴訟事例を評価し、適切な弁護士の割り当てを勧告する。

(j) 必要に応じて、支援および事例の進捗状況の監視を提供する。

(k) 訴訟事実の請求書をタイムリーに確認し、裁判所に民間弁護団のメンバーの補償を勧告する。

(*l*) センターは、毎年*州民*、議会、知事、および最高裁判所に、死刑の~~有罪判決後の~~ *人身保護* で、貧しい人物のための弁護士指名の状況、およびセンターの運営について報告するものとする。~~2000 年 1 月 1 日以前に、立法アナリストの職は、使用可能な報告書を評価するものとする~~*そのレポートには、センターが代理人を提供しているすべての訴訟事実が一覧表示されるものとする。いずれかの裁判所で、1 年を超えて係争中になっている各訴訟事実については、そのレポートには遅延の理由。およびセンターがその訴訟事実を結審させるために講じている措置を記載するものとする。*

第 15 項。第 68661.1 項が、政府法規に以下のように追加される。

68661.1.　(a) センターは、(1) そのセンターが、州の人身保護令状で、その人物の代理人を務めるように指名された場合、(2) そのセンターが連邦裁判所によってその目的のために指名される場合、および (3) そのエグゼクティブ・ディレクターが、連邦裁判所からの補償金が代理人費用を完全にカバーすると判断する場合のみに、連邦人身保護嘆願書 で死刑を宣告された人物の代理人を務めることができる。政府基金を受けているセンター、その他の人物、または組織のいずれも、米連邦法典の表題 28 の第 1257 項に基づく最高裁判所での再審以外、連邦裁判所で、死刑での California 州裁判所の判決を攻撃するために政府基金を使ってはならない。

(b) センターは、判決への傍系訴訟を構成する、または執行の遅延または執行の防止を求める人身保護以外での訴訟で、いずれかの人物の代理人を務めることは許可されていない。センターは、本項または第 68661 項によって明確に承認された場合以外、他のいかなる訴訟にも従事してはならず、資金を何らかの形での支持に費やしてはならない。

第 16 項。政府法規の第 68662 項 は、以下のように改正される：

68662.　宣告を課した~~最高裁判所~~ *最高裁判所*は、州の既決囚への手続きのために死刑宣告の対象の~~すべての~~州の受~~刑者~~*刑者*の代理人を務める弁護士の指名を提供しなければならず、以下の一つを含む命令を入れなければならない:

(a) *刑法規の第 1509 項に基*づく~~有罪判決後の状態~~での手続きで、人物が困窮しており、弁護士を指名する申し出を受け入れている、またはその申し出を受け入れるかどうかを適切に決めることができないことに基づいく、囚人の代理人を務める一名以上の弁護士の指名。

(b) 必要な場合審理の後、囚人が弁護士指名の申し出を断り、決定がその決定の法的効果を完全に理解した上で行われたことの事実認定。

(c) その人物が困窮していないという事実認定に基づく弁護士指名の拒否。

第 17 項。政府法規の第 68664 項 は、以下のように改正される：

68664.　(a) センターは、センターの日々の業務に責任があるものとされるエグゼクティブ・ディレクターによって管理されるものとする。

(b) エグゼクティブ・ディレクターは、~~5 名の会員の理事会によって選ばれされ、米国上院によって承認されなければならない。それぞれの承認されたプロジェクトについて、一人の理事を指名しなければならず、全員が弁護士でなければならない。しかし、裁判官、検事として雇用された弁護士、もしくは警察権力は、委員会で業務を行う資格がないものとする~~*最高裁判所*。エグゼクティブ・ディレクターは、理事会 *最高裁判所*の意志で役割を果たすものとする。

(c) ~~委員会のメンバーは、4 年間チームで業務するように指名され、欠員は、本来の指名と同じ方法で補充されるものとする。委員会のメンバーは、何も報酬を得ないが、彼らの任務に付帯するすべての妥当かつ必要な支出については払い戻されるものとする。委員会の最初の委員は、1998 年 2 月 1 日までに指名されるものとする。~~*エグゼクティブ・ディレクターは、センターが代理人を提供するすべての問題が、有効な代理人にふさわしく、可能な限り迅速に完了されることを確実にするものとする。*

(d) エグゼクティブ・ディレクターは、第 15400 項に指定されているように、州の一般市民擁護者の指名資格を満たしているものとする。

(e) エグゼクティブ・ディレクターは、表題 2、区分 3、第 1 部の第 6 章（第 11550 項で始まる）で~~エグゼクティブ・ディレクター~~*州の一般市民擁護者*に指定される給料を受け取るものとする。*センターによって雇用されたすべての弁護士は、州の一般市民擁護者の職におけるものと同じ水準の給料を補償されるものとする。*

第 18 項。政府法規の第 68665 項 は、以下のように改正される：

68665.　*(a)* 裁判の弁護士および 最高裁判所は、裁判所規則によって、拘束および死刑の直接上訴および人身保護訴訟における弁護士の指名のために必須の適格性の基準を認可するものとし、*細区分 (b) の基準を満たすことを確実にするために、必要に応じて、その基準を再評価するものとする。*

(b) 基準を構築し再評価することにおいて、裁判の弁護士および最高裁判所は、適格な代理人を実現する資格、米連邦法典表題 28 の第 154 章のための、タイムリーな指名を提供するように弁護士の利用できるプールを過度に制限することを避ける必要性について検討するものとする。経験の要件は、抗弁の経験に制限されてはならない。

第 19 項。　発効日。本法律に具体的に規定されていない限り、本法律のすべての項は、制定時に直ちに有効になり、発効日以後に実行されるすべての訴訟手続きに適用される。

第 20 項。　改正。本法律の条項は、日誌に記入される出席調べの投票で、両院の四分の三の議員に一致することよって通過した法令、または有権者によって承認された場合にのみ有効になる法令によらない限り、改正してはならない。

第 21 項。　可分性 / 方法の矛盾 / 立場。

本法律の規定、またはその既定のいずれかの一部、もしくはそのいずれかの人または状況に対する適用が、何らかの理由で無効あるいは違憲と見なされても、無効または違憲な規定および適用なしに効力を有することができる残りの規定および適用に、なんら影響を与えずに、完全な効力を有し存続し、かつ、この目的を達成するために本法の規定は分離できるものとする。

本法案は包括的であることが意図される。死刑の主題に関連する本法案が州全体の選挙投票用紙に記載される場合、その他の法案の条項は、本法案に対立すると見なされることが人民の意図である。本法案が多くの賛成投票を得た場合、本法案の条項すべてが優先され、他の法案のすべての条項は無効になる。

California 州民は、本法律の提案者は、本法律を弁護することに直接および個人的な利害関係を有し、州が行為を擁護するのを拒否するか、本法律に対する反対の判決について上訴するのを拒否する場合には、当該の法的手続きに介入すること、または、人々および州を代表して行為を擁護することのいずれかによって、何らかの法的手続きで本法律を擁護するための公的権限を、提案者に与えることを宣言する。州が行為を擁護するのを拒否するか、本法律に対する反対の判決について上訴するのを拒否することにより、提案者が法的手続きにおいて本法律を擁護する場合、提案者は、人々および州の代理人として活動するものとし、当該の法的手続きにおいて当該の当事者に適用される倫理的、法的、および信任義務に従い、当該の法的手続きで人々および州の代理として限定的な目的のために活動することについて California 州憲法の第 XX 条 第 3 によって定められた就任の宣誓を行い従わなければならず、ならびに州から妥当な法的料金および関連費用を取り戻す権利を有するものとする。

提案 67

2013 年～ 2014 年通常国会（2014 年法案第 850 章）州上院議案 270 で提案された本法律は California 州憲法第 II 条第 9 項の規定に従って住民の直接投票で California 州民に提出された。

提案された本法律は、公共資源法規に項を追加するものであり、従って、追加される新しい提案された条項は*斜体*で印字され、新規であることを示す。

提案された法律

第 1 項。第 5.3 章（第 42280 項より開始）は公共資産法規第 30 区分第 3 部に追加されたものである。よって、次の通りである：

第 5.3 章。使い捨て持ち帰り袋

第 1 条。定義

42280.　(a)「部門」は、資源リサイクル回収局を意味する。

(b)「消費後再生物」は、その使用目的と製品ライフサイクルが終わったため、ごみ処理になるべき物質を意味する。消費後再生物には、当初の製造・組立工程から一般的な再利用で、生成された物質や副産物は含まない。

(c)「再生紙袋」は、売り渡し時点で店から顧客に提供された紙製持ち帰り袋を意味し、次の要件をすべて満たす：

(1) (A) 副段落 (B) に規定されている場合を除き、消費後再生物を最小 40 パーセント含む。

(B) 八ポンド又は小型の再生紙袋は、消費後再生物を最小 20 パーセント含む。

(2) 州の道路脇リサイクルプログラムを大多数の家庭が利用する道路脇プログラムでリサイクルに認められている。

(3) 袋が製造された国と製造業者の名前のほか、再利用された資源の最小割合が袋に印刷されている。

(d)「再利用可能買い物袋」は、売り渡し時点で店から顧客に提供された袋を意味し、第 42281 項の要件を満たす。

(e) (1)「再利用可能買い物袋生産者」は、次の事項を行う個人又は団体を意味する：

(A) 店に販売又は流通するために再生買い物袋を製造する。

(B) 店に販売又は流通するために再生買い物袋を本州に持ち込む。

(C) 再生袋を店に販売又は流通する。

(2)「再生買い物袋生産者」には、段落 (1) 副段落 (A) 又は (B) に規定の通り、製造者又は持ち込む者がいる再生買い物袋に関しては、店は含まない。

(f) (1)「使い捨て持ち帰り袋」は、売り渡し時点で店から顧客に提供されたプラスチック、紙、又はその他の物質で製造された袋を意味するが、第 42281 項の要件を満たす再生紙袋又は再生買い物袋ではない。

(2) 使い捨て持ち帰り袋には、次のいずれも含まない：

(A) ビジネス・職業法第 2 区分第 9 項（第 4000 項より開始）に準じて、薬剤師から処方薬を購入した顧客に提供された袋。

(B) 再生紙袋、再生買い物袋、又はコンポスト可能プラスチック袋に入れて、購入した品目が損傷したり、その他の品目と混入したりしないように保護するために使用する取っ手が付いていない袋。

(C) 包装されていない食品を入れるために提供された袋。

(D) 衣類をハンガーにつるすように作られている取っ手が付いていない袋。

(g)「店」は、次のいずれの要件を満たす小売店を意味する：

(1) 乾燥食料品、缶詰保存食品、又は非食料品、及び生鮮食品など全商品を扱い、年間総売上高が二百万ドル（$2,000,000）以上のセルフサービスの小売店。

(2) Bradley-Burns 均一地方売上・使用税法（Uniform Local Sales and Use Tax Law）第 2 区分第 1.5 部（第 7200 項より開始）に準拠して、売上又は税金が発生する小売スペースが少なくとも 10,000 平方フィート以上あり、ビジネス・職業法第 2 区分第 9 章（第 4000 項より開始）に準拠して認可された薬剤師がいる。

(3) アルコール飲料取締局が発行のライセンス第 20 種又は第 21 種を持ち、一般的に牛乳、パン、炭酸飲料、スナッ

ク食品など取り扱う品目が限られている小売販売に関与する、便利な食料品店、フードマート、又はその他の団体。

(4) アルコール飲料取締局が発行のライセンス第 20 種又は第 21 種を持ち、店舗から離れて商品を消費するように意図されている小売販売に関与する、便利な食料品店、フードマート、又はその他の団体。

(5) 段落 (1)、(2)、(3)、又は (4) の規定に準拠する義務はないが、本章の要件に準拠する店に課せられた要件に準拠することを自主的に同意する小売店は、本章に準拠する店に課せられた店の要件に準拠するその意向を部門に取消不能で通知し、第 42284 項に準拠して制定された要件に準拠する。

第 2 条。再利用可能買い物袋

42281.　(a) 第 42280 項副区分 (g) 段落 (1) 又は (2) に規定のように、再生袋が本条項に準拠した有資格の生産者によって製造され、次の要件をすべて満たす場合のみ、店は、2015 年 7月 1 日付け及びそれ以降、売り渡し時点で顧客に再生買い物袋を販売又は流通できる：

(1) 本条項に規定のように、取っ手があり、少なくとも 125 回以上使えるように設計されている。

(2) 少なくとも 15 リットル以上の容積容量がある。

(3) 洗濯機洗い可能で、洗浄や消毒が可能な材料でできている。

(4) 次の全ての情報が、消費者にはっきりと見えるように袋又は袋に付いている札に印刷されている。また、札は取り外し用でない。

(A) 製造業者の名前。

(B) 袋が製造された国。

(C) 袋は再利用可能袋で、少なくとも 125 回以上は使用できるという声明。

(D) 袋が州のリサイクルに適格であれば、リサイクルの店に袋を戻すための指示、又は適切な他のリサイクルの場所。州内で再利用可能であれば、矢印を追いかけるリサイクルマーク、又は連邦取引委員会の言葉の使用ガイドラインとその更新に従って、「再利用可能」という言葉を袋に加える。

(5) 公衆衛生を脅す鉛、カドミウムなど有毒物質を含有しない。再利用可能袋の製造業者は、米食品医薬品局から異議がないという文書を取得して、本要件を遵守することを証明する。本要件は衛生安全法規第 20 目第 6.5 章第 14 条（第 25251 項より開始）に準拠して、有害物質規制局の権威に影響しない。衛生安全法規第 25257.1 項副区分 (c) の規定にかかわらず、再利用可能買い物袋はすでに規制されている又は規制が課せられている製品カテゴリとして考慮されない。

(6) 再利用可能買い物袋の生産者が再利用可能買い物袋は再利用可能だという主張をした場合、再利用可能の主張に関係する連邦規則集第 16 編第 260 部第 260.12 項に準拠する。

(b) (1) 副区分 (a) の要件に追加して、プラスチックフィルムからできている再利用可能買い物袋は次のすべての要件を満たす。

(A) 2016 年 1 月 1 日付け及びそれ以降は、消費後再生物は最小 20 パーセント以上含有する。

(B) 2020 年 1 月 1 日付け及びそれ以降は、消費後再生物は最小 40 パーセント以上含有する。

(C) 本州内で再利用可能であり、リサイクルプログラム店の対象になっている店で返却が認められる（第 5.1 章（第 42250 項より開始））。

(D) 副区分 (a) 段落 (4) に従って、袋又は札に印刷が義務付けられている情報に加えて、適用される場合、袋の一部又は全部が消費後再生物でできていることと、消費後再生物の含有割合を明記する。

(E) 22 ポンドの重量を 175 フィート以上の距離、125 回以上使うことが可能で、米国材料試験協会（ASTM）基準 D6988-13 に従って厚さは少なくとも 2.25 ミリ以上である。

(2) 米国材料試験協会（ASTM）コンポスト可能プラスチックの国際標準規格基準 D6400 の仕様を満たすプラスチックフィルムからできている再利用可能買い物袋は、段落 (1) 副段落 (A) 又は (B) の要件を満たす義務はないが、コンポスト可能プラスチックに関する州の適用法に従って表記する。

(c) 副区分 (a) の要件に追加して、ナイロン非織布又はナイロン織り、ポリプロピレン、ポリエチレンテレフタラート、又はタイベックを含む（ただし、これらに限らない）、プラスチックフィルムからできておらず、その他の天然生地又は合成繊維でできている再利用可能買い物袋は次の全てを満たす：

(1) 縫合されている。

(2) 22 ポンドの重量を 175 フィート以上の距離、最小 125 回以上使うことができる。

(3) 織物の重量が毎平方メートルあたり少なくとも 80 グラム以上である。

(d) 2016 年 7月 1 日付け及びそれ以降は、第 42280 項副区分 (g) 段落 (3)、(4)、又は (5) に規定の店は本項の要件に準拠する。

42281.5.　2015 年 7月 1 日付け及びそれ以降は、プラスチックフィルムからできている再利用可能買い物袋の生産者は、生産者が第 42282 項に準拠して第三者認証団体による認証がない限り、本州内で再利用可能買い物袋を販売又は流通しない。生産者は、生産者が生産する再利用可能買い物袋は本条項の規定に準拠することを部門に証明するために、承認の証拠を提示する。承認の証拠には次の全てを含む：

(a) 消費後再生物並びに消費後再生物の供給者の名前、場所、及び連絡先情報などあらゆるリソース。

(b) 再利用可能買い物袋の生産者が購入した消費後再生物の数量と日付。

(c) 消費後再生物の入手方法。

(d) 消費後再生物が適切な洗浄装置を使って洗浄できることを証明する情報。

42282. (a) 2015年 7月 1日から、又はそれ以前より、部門は、州内で製造、持ち込む、販売、流通された再利用可能買い物袋の各種が偽証罪に問われることを承知で提出し、本項の全ての適用要件を満たして、販売又は流通のために店に提供した、第三者認証団体により行われた再利用可能買い物袋の認証の証拠を受け入れる。認証の証拠は、第 42282.1 項に準拠して制定された認証料金と共に提出する。

(b) 再利用可能買い物袋の生産者は副区分 (a) に規定の通り、認証の証拠を隔年ごとに部門に提出する。再利用可能買い物袋の生産者は、以前、認証が行われた再利用可能袋に見た目の美しさだけでない修正が必要な場合は、第三者の認証団体が行った新しい認証の証拠と共に部門に提出する。本副区分に準拠しない場合は、副区分 (e)段落 (1)及び (2) に従って、第三者認証団体が行った新しい認証の証拠が不足している各再利用可能袋について、部門のインターネットウェブサイトに掲示されていた該当情報を削除する。

(c) 第三者認証団体は独立の公認（ISO/IEC 17025）研究所とする。第三者認証団体は、生産者の再利用可能買い物袋が第 44281 項の要件を満たすか、認証する。

(d) 部門は、認証の証拠をオンラインで受信できるように、システムを提示する。

(e) 2015年 7月 1日付け又はそれ以降、部門は次の全てを含むリストをそのインターネットウェブサイトに掲示する。

(1) 認証された再利用可能買い物袋の生産者の名前、場所、適切な連絡先情報。

(2) 必要な認証を提供した再利用可能買い物袋の生産者。

(f) 再利用可能買い物袋の生産者は、州内で製造、持ち込む、販売、流通され、販売又は流通のために店に提供された再利用可能買い物袋の各種について、再利用可能買い物袋が本条項の要件を満たしたことを確認する適用認証テストの結果を部門に提出する。

(1) 本項に準拠して、個人は再利用可能買い物袋の生産者の認証について、再利用可能買い物袋の生産者の管轄区の郡の最高裁判所に当該認証の審査に対して訴訟を提示して、異議を唱える。裁判所は、再利用可能買い物袋の生産者が本条項の要件に準拠しているかを判断する。

(2) 段落 (1) に準拠して、認証に対して異議を唱えられた再利用可能買い物袋の生産者は裁判所が決定するまで、本条項に準拠していると見なされる。

(3) その判断を基に、裁判所は、副区分 (e) に準拠して、その掲示リストから再利用可能買い物袋の生産者を削除又は保持するかを、部門に指示する。

(4) 裁判所がその掲示リストから再利用可能買い物袋の生産者を削除するように部門に指示を出した場合、再利用可能買い物袋の生産者は裁判所の決定の日から一年間、その掲示リストに維持される。

42282.1. (a) 再利用可能買い物袋の生産者は、第 42281.5 項及び第 42282 項に準拠して、認証の証拠又は再認証を提出したとき、副区分 (b) に準拠して制定の料金を部門に提出する。

(b) 部門は、部門が本条項を実施するために十分であり、かつそれ以上にならないような合理的な費用を負担する歳入を生むために、管理承認料金の予定を制定する。部門は本項に準拠して提出された金銭を州財務省が制定する、再利用可能買い物袋基金に入金する。政府法規第 11340 項の規定にかかわらず、基金の資金は部門が本条項を実施する目的のために、財政年度に関係なく、継続して充当される。

第 3 条。使い捨て持ち帰り袋

42283. (a) 副区分 (e) に規定されている場合を除き、2015年 7月 1日付け、又はそれ以降、第 42280 項副区分 (g) 段落 (1) 又は (2) に定義の店は売り渡し時点で、顧客に使い捨て持ち帰り袋を提供しない。

(b) (1) 2015年 7月 1日付け又はそれ以降、第 42280 項副区分 (g) 段落 (1) 又は (2) に定義の店は、本副区分で規定の場合を除き、売り渡し時点で再利用可能買い物袋を販売又は流通しない。

(2) 2015年 7月 1日付け又はそれ以降、第 42280 項副区分 (g) 段落 (1) 又は (2) に定義の店は、第 42281 項の要件を満たす再利用可能買い物袋を売り渡し時点で購入できるようにする。

(3) 2015年 7月 1日付け又はそれ以降、第 42280 項副区分 (g) 段落 (1) 又は (2) で定義され、段落 (2) に準拠して再利用可能買い物袋を購入できるようにする店は、再利用可能買い物袋が提供する費用が当該袋を必要としない顧客が原因で、助成金を受けられないようにならないために、再利用可能買い物袋を十セント（$0.10）以下で販売しない。

(c) (1) 2015年 7月 1日付け又はそれ以降、第 42280 項副区分 (g) 段落 (1) 又は (2) に定義の店は、本副区分で規定の場合を除き、再生紙袋を販売又は流通しない。

(2) 第 42280 項副区分 (g) 段落 (1) 又は (2) に定義の店は、顧客が再生紙袋を購入できるようにする。2015年 7月 1日付け又はそれ以降、店は、再生紙袋が提供する費用が当該袋を必要としない顧客が原因で、助成金を受けられないようにならないために、再生紙袋を十セント（$0.10）以下で販売しない。

(d) その他の法律にかかわらず、2015年 7月 1日付け又はそれ以降、第 42280 項副区分 (g) 段落 (1) 又は (2) に定義される店で、再利用可能買い物袋又は再生紙袋を売り渡し時点で購入できるようにする店は、衛生安全法規第 106 区分第 2 部分第 1 章第 2 条（第 123275 項より開始）に準拠して、California 州女性、乳幼児、子どものための栄養補充プログラム（WIC）から発行されるペイメントカード又は証明書を使う顧客、又は福利厚生法規第 10072 項に準拠して発行される EBT カードを使う顧客には、再利用可能買い物袋又は再生紙袋を売り渡し時点で無料で提供する。

(e) 2015 年 7月 1 日付け又はそれ以降、第 42280 項副区分 (g) 段落 (1) 又は (2) に定義される店は、売り渡し時点でコンポスト可能袋を流通できる。コンポスト可能袋を段落 (2) に準拠した指定の費用で提供する場合、最低でも、米国材料試験協会（ASTM）コンポスト可能プラスチックの国際標準規格基準 D6400 の仕様を満たす。コンポスト可能袋が販売される管轄区と店が位置する管轄区の両方が次の要件を満たすものとする：

(1) 管轄区内の住居 / 家庭の大多数がコンポスト用食品廃棄物道路脇収集へのアクセスがある。

(2) 管轄区の政府は、管轄区内の店が少なくとも袋の実費以上の費用でコンポスト可能袋を売り渡し時点で消費者に販売することを許可した。議会はこの費用を少なくとも袋あたり十セント（$0.10）とする。

(f) 第 42280 項副区分 (g) 段落 (1) 又は (2) に定義される店は、製品を販売する条件として、使い捨て持ち帰り袋、再生紙袋、コンポスト可能袋、又は再利用可能買い物袋を使用、購入、又は受け入れる義務を顧客に負わせない。

42283.5.　2016 年 7月 1 日付け又はそれ以降、第 42280 項副区分 (g) 段落 (3)、(4)、又は (5) に定義される店は、第 42280 項副区分 (g) 段落 (1) 又は (2) に定義の店に対して課す、第 42283 項と同じ要件を遵守する。

42283.6.　(a) 再生紙袋又は再利用可能買い物袋を売り渡し時点で利用可能にする第 42280 項副区分 (g) 段落 (1) 又は (2) に定義される店の経営者は、リサイクルプログラム店（第 5.1 章（第 42250 項より開始）の条項が対象になる。

(b) 第 42280 項副区分 (g) に準拠して、本条項の規定に準拠することに自発的に同意する店は、リサイクルプログラム店（第 5.1 章（第 42250 項より開始））の条項も対象になる。

42283.7.　本条項に準拠して収集した全ての金銭は店が保持し、次の目的のみに使用する：

(a) 本条項の要件に準拠することに関連する費用。

(b) 再生紙袋又は再利用可能買い物袋を提供するための実費。

(c) 店が再利用可能買い物袋の使用を推奨するための、教育資料又は教育キャンペーンに関係する費用。

42284.　(a) 本章の要件に準拠する義務がない小売店は具体的に、使い捨て持ち帰り袋の流通を減らすように推奨される。

(b) 第 42280 項副区分 (g) の規定に準拠して、副区分 (c) に規定の取消不能の通知書を部門に提出する「店」でない小売店は、本章の目的上、「店」として規制される。

(c) 取消不能の通知書は小売、「店」の公認代表者が日付を記入し、署名し、通知に記載の小売「店」の全ての名前と実際の住所も含む。部門は通知書の受理を認証し、小売店が「店」として規制される日付を指定する。当該指定は、部門の認証の日から 30 日以内に行う。部門は、「店」として規制された各小売店の名前、実際の住所又は場所を郡がまとめるインターネットウェブサイトに掲示しない。

第 4 条。執行

42285.　(a) 市、郡、市及び群、又は州は、本章に故意に違反した、又は当該章に違反すると合理的に知っていた個人又は団体に対して、本章の最初の違反につき日当たり千ドル（$1,000）、二回目の違反につき日当たり二千ドル（$2,000）、三回目及びその後の違反につき日当たり五千ドル（$5,000）の民事責任を課す。

(b) 副区分 (a) に準拠して徴収する民事罰則は市法務官、市検察官、地区司法長官、又は州司法長官から訴訟を起こされた公職に支払う。本項に準拠して州司法長官によって徴収される罰則は本章実施のために、議会が充当し、司法長官によって支出する。

第 5 条。優先

42287.　(a) 副区分 (c) に規定されている場合を除き、本章は州全体の興味・関心事であり、州全体に均一に適用される。よって、本章は、本章で定義の店で提供する、本章で定義の再利用可能買い物袋、使い捨て持ち帰り袋、及び再生紙袋に関する、規制の全分野を専占する。

(b) 2015 年 1月 1 日付け及びそれ以降に、市、郡、又はその他の地方公安機関は、本章によって明示的に承諾されていない限り、2014 年 9月 1 日付け及びそれ以降に採択される、再利用可能買い物袋、使い捨て持ち帰り袋、又は再生紙袋に関する条例、決議、規制、又は規則、又は修正を本章で定義の店に対して執行しない、又はその反対で実施する。

(c) (1) 2014 年 9月 1 日以前に、再利用可能買い物袋、使い捨て持ち帰り袋、又は再生紙袋に関する条例、決議、規制、又は規則を採択した市、郡、又はその他の地方公安機関は、当該期日前に効力のある当該条例、決議、規制、又は規則を継続して執行・実施する。2015 年 1月 1 日付け又はそれ以降に行われた、当該条例、決議、規制、又は規則に対する修正は副区分 (b) の対象になる。市、郡、又はその他地方公安機関は、店が再生紙袋、コンポスト可能袋、又は再利用可能買い物袋について、第 42283 項に規定の金額以上に請求するように、条例、決議、規制、又は規則を採択又は修正する場合は除く。

(2) 段落 (1) の対象になっていない市、郡、又はその他地方公安機関が、2014 年 9月 1 日以前に、使い捨て持ち帰り袋を制限する意図を表明する条例又は決議の第一読会を可決し、2015 年 1月 1 日以前に、使い捨て持ち帰り袋を制限する条例を採択すれば、2015 年 1月 1 日以前に効力がある条例を継続して執行・実施する。

第 6 条。金融条項

42288.

[本項の副区分 (a) は住民の直接投票の対象にはならない]

(b) 部門は、申請者がリサイクル市場開発リボルビングローンサブアカウント（Recycling Market Development Revolving Loan Subaccount）の資金に対する資格がある場合、次の両方の事項にローンを提供するために、本項に準拠して充当される資金を支出する：

(1) 使い捨て持ち帰り袋を製造する機械や施設を、少なく